

2011年版 数字でみる港湾



写真(表、裏): 輪島港



数字でみる港湾 2011

社団法人 日本港湾協会

数字でみる
港湾 **2011**
港湾ポケットブック



監修 国土交通省港湾局
発行 (社)日本港湾協会

2010豊かなウォーターフロントフォトコンテスト 入選作品



国土交通大臣賞
「遠泳の日」
(鹿児島県鹿児島市鹿児島湾)
山田 宏作



国土交通省港湾局長賞
「進水式」
(高知県高知市浦戸湾)
石川 賢一



日本港湾協会会長賞
「無事を願」
(千葉県館山市新井海岸)
植木 喜見



港湾海岸防災協議会長賞
「荒れる外海」
(鳥取県浜村浜村港)
山崎 秀司



北海道開発局長賞
「霧のトク」
(北海道函館市函館港)
松田 吉夫



関東地方整備局長賞
「夜泳を終えて」
(千葉県南房総市野島港)
山口 正明



東北地方整備局長賞
「うに漁口開け」
(岩手県久慈市小抽海岸)
勝田 正巳

2010豊かなウォーターフロントフォトコンテスト 入選作品



北陸地方整備局長賞
「セントエルモの祝福」
(富山県射水市富山新港)
富田 栄人



中部地方整備局長賞
「夏の海岸」(静岡県静岡市駿河湾三保海岸)
望月 正晴



近畿地方整備局長賞
「雨あがりの港」
(兵庫県神戸市神戸港)
杉江 輝美



中国地方整備局長賞
「基地の夕暮れ」(広島県呉市呉湾)
中村 守男



四国地方整備局長賞
「怒涛」
(高知県東洋町佐賀港)
志崎 静雄



沖縄総合事務局局長賞
「那覇ハーリー」
(沖縄県那覇市那覇新港)
上原 盛文



九州地方整備局長賞
「木陰で帆船見物」(長崎県長崎市長崎港)
森田 正巳

第1章 数字でみる港湾

1. 港湾の種類と数	1
2. 港湾の役割	5
3. 港湾取扱貨物の現況	9
4. 港湾取扱貨物の見込み	28
5. 海上貿易の現況	30
6. 港湾施設の現況	34
7. 港湾運送	37
8. 港湾整備事業	41
9. 港湾関係起債事業	43
10. 造成地の現況	45
11. 環境の現況	47
12. 災害復旧事業	55
13. 開発保全航路	58
14. 海運業の現況	60
15. 船舶乗降者の現況	66
16. 入港船舶の現況	67
17. 航路の現況	74
18. 民活関係取組実績一覧	79
19. 主要経済・産業データ	88

第2章 港湾行政の概要・仕組み

第3章 港湾行政の取組

第4章 海岸の概要

参考資料

利 用 上 の 注 意

1. 「暦年」は1月1日から12月31日まで、「年度」は4月1日から翌年3月31日までである。
 2. 時点は年号を付していない限り、西暦で表示している。
 3. 単位未満の数値は原則として四捨五入した。したがって、内訳の数値と合計の数値は一致しない場合がある。
 4. 統計表の符号は次のとおりである。
「0」、「0.0」…単位未満「-」…皆無「…」…不明
 5. 各図表の下段には資料の出所を記している。
 6. 統計表の単位で使われる「トン」の種類
- ①貨物輸送量の「トン」

・トンキロ

輸送機関別に輸送量を比較する場合（輸送分担率）の単位として使われる。一貨物毎に重量と輸送距離を乗じて求める。この重量はメトリック・トン（1,000kg = 1トン）で計上されたものである。

・フレート・トン

港湾取扱貨物量の単位。容積1.133m³（平成11年までは1.113m³）または重量1,000kgを1フレート・トンとして、この何れか大きい方で計上される（1フレート・トン未満は四捨五入）。ただし、商慣習に従って計測される貨物は、慣習に従って計算される。

・コンテナ貨物量のトン数

コンテナ貨物は中味の貨物についてのみ、フレート・トンで計上される。コンテナ自体の重量は計上されない。したがって、空コンテナの重量はゼロである。ただし、商品として輸送される空コンテナについてはフレート・トンで計上される。

②船舶の大きさを表す「トン」

・総トン（GT または G/T）

船舶の内部の総容積から、運輸省令で定めた基準に該当する開口容積を除き立方メートルで表わした値に、さらに一定の係数をかけて算出した値。

・重量トン（DWT または D/W）

貨物を満載した状態での重量と船舶のみの重量の差で表す。燃料や飲料水等も重量トンに含まれるが、ほぼ船舶が積載できる貨物の重量を示す。

目 次

第1章 数字でみる港湾

1. 港湾の種類と数

- (1) 港湾数一覧 1
- (2) 都道府県別港湾数一覧 2
- (3) 指定港湾一覧 3
- (4) 港湾空間の規模ランキング（港湾区域・臨港地区） 4

2. 港湾の役割

- (1) 海上貿易量の割合 5
- (2) 海外に依存する原材料 5
- (3) 日常生活と港湾 6
- (4) わが国の輸出入構造の推移 6
- (5) 国内貨物輸送の海運分担率 8

3. 港湾取扱貨物の現況

- (1) 港湾取扱貨物量の推移 9
- (2) 品目別貨物取扱構成比の推移 10
- (3) 港湾取扱貨物量ランキング（2009年 上位100港） 12
- (4) 世界の港湾取扱貨物量ランキング 14
- (5) 三大湾及び北部九州の港湾取扱貨物量の推移 15
- (6) 外貿コンテナ取扱貨物量とコンテナによる貿易額の推移 16
- (7) 外貿定期船取扱貨物量に占めるコンテナ取扱貨物量 17
- (8) 外貿取扱貨物量に占めるコンテナ取扱貨物量 17
- (9) 外貿コンテナ貨物地域別取扱量の推移 18
- (10) 外貿コンテナ取扱貨物量の仕向・仕出地域別貨物量割合の推移 19
- (11) 港湾別外貿コンテナ取扱貨物量及びコンテナ取扱個数ランキング 20
- (12) 世界の港湾別コンテナ取扱個数ランキング 22
- (13) 港湾における国別コンテナ取扱個数ランキング 24
- (14) 内貿ユニットロード貨物量の推移 25
- (15) 生産地・消費地別船積港・船卸港別コンテナ貨物量シェア 26

4. 港湾取扱貨物の見込み 28

5. 海上貿易の現況

2 目次

(1) 世界と日本の海上荷動量の推移	30
(2) 輸送機関別の貿易額の推移	30
(3) 輸送機関別の特殊商品別貿易額（2010 年）	31
(4) 主な港湾・空港の貿易額の推移	32
(5) 港湾・空港別貿易額ランキング（2010 年）	33
6. 港湾施設の現況	
(1) わが国の主な国際海上コンテナターミナル一覧	34
(2) 諸外国の主なコンテナターミナル一覧	35
(3) わが国の主な客船ターミナル一覧	36
7. 港湾運送	
(1) 港湾運送事業の許可数及び事業者数	37
(2) 港湾運送量の推移	38
(3) 港湾労働	39
(4) 営業倉庫の概要	40
8. 港湾整備事業	
(1) 港湾関係予算の推移	41
(2) 平成 23 年度港湾整備事業（当初）の概要	42
9. 港湾関係起債事業	
(1) 港湾機能施設整備事業費の推移	43
(2) 臨海部土地造成事業費の推移	43
(3) 臨海部土地造成面積の推移	44
(4) 港湾における新規造成地の利用形態	44
10. 造成地の現況	
(1) わが国港湾で造成された埋立地面積の推移	45
(2) 港湾における用途別埋立地面積	45
(3) 主要ブロック別用途別埋立地面積	46
11. 環境の現況	
(1) 港湾緑地の整備面積の推移	47
(2) 循環資源輸送の現状	47
(3) 廃棄物埋立護岸の整備状況	49
(4) プレジャーボートの現状	51
12. 災害復旧事業	
(1) 災害復旧事業費及び件数の推移	55

(2) 台風による港湾・海岸施設の被害額の推移	56
(3) 地震による港湾・海岸施設の被害額の推移	57
13. 開発保全航路	
(1) 開発保全航路一覧	58
(2) 開発保全航路位置図	59
14. 海運業の現況	
(1) 世界の主要船社のコンテナ船オペレーター別運航船腹量 ...	60
(2) 欧州・北米航路グループの再編成	61
(3) その他	64
15. 船舶乗降者の現況	
(1) 船舶乗降人員の推移	66
(2) 日本人外航客船旅行者数の推移	66
16. 入港船舶の現況	
(1) 入港船舶数の推移	67
(2) 入港船舶数ランキング（2009年 上位50港）	68
(3) 各種専用船の船型の動向	70
(4) 世界の各種最大級専用船の諸元	72
(5) 日本に寄港する主なコンテナ船の諸元	73
(6) 主な外航客船の諸元	73
17. 航路の現況	
(1) 日本に就航する外貿定期コンテナ航路便数（便／週）	74
(2) 長距離フェリー航路図	75
(3) 超高速旅客船航路一覧	76
(4) 外航クルーズ船の寄港実績	78
18. 民活関係取組実績一覧	
(1) 臨海部再編事例	79
(2) 港湾関係民活法特定施設一覧	80
(3) 港湾機能総合整備事業	82
(4) 地域輸入促進計画（FAZ計画）一覧	83
(5) わが国の港湾における総合輸入ターミナルの整備状況 ...	84
(6) 民間連携プロジェクト一覧	85
19. 主要経済・産業データ	
(1) 主要経済データ一覧	88

4 目次

(2) ブロック別重要港湾以上の背後圏人口	91
(3) 港湾に係わる基幹産業の現況	92
(4) 臨海部における工場立地の動向	98

第2章 港湾行政の概要・仕組み

1. 港湾の役割

(1) 港湾の機能	99
-----------------	----

2. 港湾の管理運営

(1) 重要港湾以上の港湾管理者の概要	100
(2) 一部事務組合方式による港湾管理者の概要	106
(3) 港務局の設立による港湾管理者の概要	108
(4) 外貿埠頭会社の概要	109
(5) 外貿埠頭公社・フェリー埠頭公社の概要	110
(6) 主要8港の財政収支の推移	111
(7) 主要港の港湾施設の使用料	112
(8) トン数標準税制	113
(9) 水先制度	114

3. 港湾運送

(1) 港湾運送の様態	115
(2) 運賃・料金	117
(3) 営業倉庫の分類	118

4. 港湾計画

(1) 港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に関する基本方針	119
(2) 港湾計画	120
(3) 港湾計画の基本的な事項に関する基準を定める省令	121
(4) 港湾計画の策定フロー	122
(5) 最近の港湾分科会の開催状況と主な議題	123

5. 港湾整備のあらまし

(1) 港湾整備の仕組み	124
(2) 港湾施設の整備方式	126
(3) コンテナターミナルの整備・運営方式	128
(4) 社会資本整備事業特別会計	129

6. 港湾整備事業制度

(1) 港湾整備事業等の概要	130
(2) 港湾環境事業の概要	133
(3) 港整備交付金の概要	136
(4) みなと振興交付金の概要	136
(5) 社会資本整備総合交付金の概要	138
(6) 地域自主戦略交付金	139
(7) その他の支援制度	140
(8) 運河の魅力再発見プロジェクトの概要	142
7. その他施設費の概要	
(1) 港湾機能高度化施設整備事業	143
(2) 港湾広域防災拠点支援施設整備事業	144
8. 港湾関係起債事業制度	
(1) 港湾関係起債事業の概要	145
(2) 港湾関係起債事業の資金の流れ	146
(3) 港湾関係起債事業の支援制度	147
9. 港湾関係民間連携事業制度	
(1) 港湾関係民間連携事業概要	148
(2) 特定民間都市開発事業	149
(3) 地域自立・活性化支援事業	150
(4) 民間資金活用型社会資本整備事業（PFI 事業）	151
(5) 物流総合効率化法に基づく支援制度等	152
(6) 都港湾施設（行政財産）の貸付制度	153
10. 防災対策	
(1) 「地震に強い港湾のあり方について」交通政策審議会答申の概要	155
(2) 大規模地震対策施設の整備	157
11. 保安対策	
(1) 港湾施設の保安対策	160
(2) 港湾における水際対策・危機管理体制の強化について	163
12. 放置艇・リサイクル・廃棄物関係	
(1) 港湾における放置艇対策	164
(2) 循環型社会の形成	165
13. 政策評価	
(1) 国土交通省政策評価基本計画（平成 22 年 7 月改定）の概要	170

6 目次

(2) 平成 23 年度国土交通省事後評価実施計画の概要 (平成 23 年 3 月 31 日) …	173
14. 社会資本整備重点計画法 ……	174
15. 港湾の技術開発の促進施策	
(1) 港湾の技術開発の促進施策の体系 ……	175
(2) 港湾関係事業への新技術活用の施策 ……	175
16. 港湾の施設の技術上の基準	
(1) 港湾の施設の技術上の基準 ……	176
(2) 技術基準の改正 ……	176
(3) わが国の港湾技術の変遷 ……	178
(4) 国際化への対応 ……	180

第 3 章 港湾行政の取組

1. 港湾の国際競争力の強化	
(1) スーパー中樞港湾プロジェクト ……	181
(2) 国際コンテナ戦略港湾政策 ……	183
(3) 国際バルク戦略港湾政策 ……	186
(4) 日本海側拠点港の形成 ……	187
2. 物流の効率化に係る制度	
(1) 臨海部物流拠点の形成 ……	188
(2) 臨海部産業エリアの形成 ……	188
3. 遠隔離島における活動拠点の整備の概要 ……	189
4. 排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための 低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律の概要 …	190
5. 港湾における情報化の推進	
(1) 港湾関連手続の統一化・簡素化・電子化 ……	191
(2) コンテナ物流情報サービス (Colins) ……	193
(3) 海上コンテナ貨物トラッキングシステム ……	194
6. 既存港湾ストックの有効活用 ……	195
7. 港湾の技術開発 ……	197
8. 港湾海洋における波浪・潮位観測体制	
(1) 全国港湾海洋波浪観測情報網 ……	198
(2) GPS 波浪計を活用した沖合波浪観測 ……	199
(3) 港湾局で取得した波浪・潮位データの関係機関への提供状況 …	201

(4) 港湾地域強震観測	201
--------------------	-----

9. 最近の港湾環境政策の主な取り組み

(1) 全国海の再生プロジェクト	202
(2) 劣化・喪失した自然環境の再生・創出	203
(3) 地球温暖化に起因する気候変動に対する港湾政策のあり方	207
(4) ビジョンを共有する計画づくりの推進	208
(5) 港湾環境の利用の促進	209

10. みなと空間の賑わい創出

(1) みなとオアシス	211
(2) みなとを核とした観光振興	213

11. その他

(1) わが国の港湾分野の国際協力	217
(2) 国際会議・国際交流	222
(3) 公共事業コスト構造改善プログラム	223
(4) 港湾空間への風力発電の導入	224

第4章 海岸の概要

1. 海岸の現況

(1) 海岸の概要	225
(2) 人口、面積に比較して長いわが国の海岸線	226
(3) 港湾局所管海岸の特色	226
(4) 海岸整備の問題点	226

2. 海岸保全基本方針及び海岸保全基本計画

3. 海岸事業

(1) 海岸事業の概要	229
(2) 平成23年度海岸事業(国土交通省港湾局所管分)の概要	230
(3) 制度型事業の概要	232
(4) 社会資本整備総合交付金及び地域自主戦略交付金の効果促進事業の例	234
(5) 里浜づくり	235

参考資料

1. 国土形成計画、全国総合開発計画（概要）の変遷	236
2. 港湾整備五（七）箇年計画の変遷	237

8 目次

3. 海岸事業五（七）箇年計画の変遷	237
4. 総合物流施策大綱（2009-2013）の概要	238
5. 港湾関連の法律・条約の概要	
(1) 国連海洋法条約の概要	239
(2) 海洋基本法の概要	240
(3) SOLAS 条約	241
(4) マルポール条約	242
(5) ロンドン条約	243
(6) バーゼル条約	244
(7) OPRC-HNS 議定書	245
6. 港湾関連用語解説	246
7. 港湾関係年表・組織図・関係機関一覧	
(1) 港湾関係重要事項年表	259
(2) 国土交通省全体組織図	270
(3) 国土交通省港湾局関係組織図	272
(4) 国土交通省港湾局関係地方局所在地一覧	276
(5) 港湾関係公益法人等所在地一覧	278
8. 港湾関係日本一・世界一	280
9. 度量衡換算早見表	282
10. イメージ・スケール	283
11. 港湾調査に用いる品種分類表	284
12. 高規格幹線道路網図	286
13. 空港分布図	288

写真

表紙（表、裏）：輪島港

提供 表：北陸地方整備局

裏：輪島市

2 第1章 数字でみる港湾

(2) 都道府県別港湾数一覧

(2011年4月1日現在)

都道府県名	港 湾 管 理 者 設 立 港 湾						56条 港湾	合 計
	国際 戦略	国際 拠点	重 要	地 方	計	(う ち) 避難港		
北海道	0	2	10	23	35	(6)	6	41
青森	0	0	3	11	14	(2)	1	15
岩手	0	0	4	2	6	(0)	0	6
宮城	0	1	1	8	10	(1)	0	10
秋田	0	0	3	2	5	(1)	0	5
山形	0	0	1	2	3	(1)	0	3
福島	0	0	2	5	7	(1)	0	7
茨城	0	0	2	5	7	(0)	0	7
千葉県	0	1	1	5	7	(2)	0	7
東京都	1	0	0	16	17	(0)	0	17
神奈川県	2	0	1	4	7	(0)	0	7
新潟県	0	1	3	6	10	(1)	0	10
富山県	0	1	0	1	2	(0)	0	2
石川県	0	0	2	10	12	(1)	0	12
福井県	0	0	1	4	5	(1)	0	5
静岡県	0	1	2	12	15	(1)	0	15
愛知県	0	1	2	12	15	(1)	0	15
三重県	0	1	2	17	20	(1)	0	20
滋賀県	0	0	0	4	4	(0)	0	4
京都府	0	0	1	3	4	(0)	0	4
大阪府	1	1	1	6	9	(0)	0	9
兵庫県	1	1	2	26	30	(1)	0	30
鳥取県	0	1	1	13	15	(2)	0	15
島根県	0	0	1	4	5	(1)	4	9
岡山県	0	0	1	0	1	(0)	0	1
広島県	0	0	3	77	80	(1)	9	89
山口県	0	1	2	36	39	(0)	0	39
徳島県	0	1	3	40	44	(0)	0	44
香川県	0	2	4	23	29	(1)	15	44
愛媛県	0	0	2	10	12	(0)	0	12
高知県	0	0	2	65	67	(0)	0	67
福岡県	0	0	6	44	50	(0)	1	51
佐賀県	0	0	3	16	19	(2)	0	19
長崎県	0	2	2	5	9	(1)	0	9
熊本県	0	0	2	7	9	(1)	0	9
大分県	0	0	5	77	82	(1)	22	104
宮崎県	0	0	3	23	26	(0)	0	26
鹿児島県	0	0	5	13	18	(0)	2	20
沖縄県	0	0	3	12	15	(0)	1	16
計	0	0	5	126	131	(2)	0	131
計	0	0	6	35	41	(2)	0	41
計	5	18	103	810	936	(35)	61	997

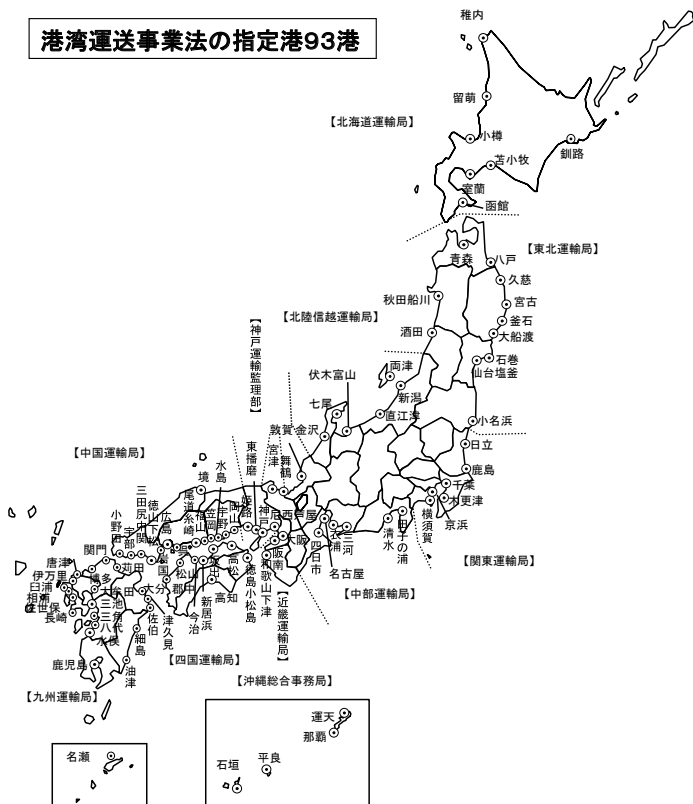
出典：国土交通省港湾局総務課調べ。

- 注 (1) 国際戦略港湾については港湾法施行令第1条における京浜港を東京、横浜、川崎の3港として、国際拠点港湾については関門を下関、北九州の2港として、重要港湾については秋田船川を秋田、船川の2港として、金武中城を金武湾、中城湾の2港として計算した。
- (2) 洞輪沢港については、港湾管理者未設立であり、又、56条港湾でもないため、本表より除く。
- (3) 鳥取・島根の重要港湾は境港である。
- (4) 避難港は全て地方港湾である。

(3) 指定港湾一覧 (2011年4月1日現在)

注) 指定港湾とは、港湾運送事業法が適用される港湾。

港湾運送事業法の指定港93港



出典：国土交通省港湾局港湾経済課作成

4 第1章 数字でみる港湾

(4) 港湾空間の規模ランキング（港湾区域・臨港地区）

●港湾区域

順位	港湾名	港湾区域
1	千葉	24,800
2	中城湾	23,958
3	金武湾	19,482
4	北九州	15,904
5	徳山	14,589
6	苦小	14,300
7	東三	13,793
8	和歌山	13,200
9	神津戸	12,000
10		9,201
11	堺泉	8,991
12	木更	8,600
13	新水	8,560
14	名古	8,211
15	博多	8,194
16	姫路	7,844
17	広島	7,669
18	横濱	7,320
19	横濱	7,316
20	横濱	7,172
21	伏木	6,671
22	四日市	6,620
23	津松	6,600
24	津松	6,197
25	岩佐	6,193
26	佐世	5,785
27	横田	5,526
28	三田	5,460
29	鹿台	5,212
30	仙塩	5,209
31	東下	5,195
32	福青	5,177
33	大森	4,790
34	八代	4,754
35	八代	4,737
36	八代	4,389
37	尼崎	4,265
38	七尾	4,040
39	衣浦	4,020
40	宇部	3,989
41	大分	3,965
42	東播	3,888
43	喜入	3,709
44	鹿島	3,638
45	油谷	3,560
46	茨城	3,523
47	那覇	3,400
48	中津	3,317
49	川崎	3,298
50	八戸	3,136

●臨港地区

(単位: ha)

順位	港湾名	臨港地区
1	名古屋	4,215
2	北九州	3,697
3	横濱	2,864
4	水島	2,571
5	鹿島	2,494
6	神戸	2,107
7	川崎	2,053
8	苦小	1,965
9	大塚	1,912
10	大塚	1,686
11	大和	1,334
12	和歌山	1,265
13	四日市	1,164
14	東予	1,152
15	東室	1,033
16	東室	1,006
17	むつ小川	992
18	荻原	836
19	仙塩	783
20	広塩	748
21	博多	734
22	八戸	707
23	酒田	678
24	秋田	663
25	新潟	623
26	新坂	619
27	茨城	494
28	茨城	487
29	清湾	476
30	石長	458
31	三八	449
32	石居	446
33	新松	432
34	新松	412
35	金沢	404
36	金沢	400
37	呉	385
38	中城	382
39	小名	380
40	伏木	353
41	釧路	350
42	佐世	345
43	三境	344
44	三境	328
45	相馬	301
46	丸亀	290
47	横須	283
48	能代	276
49	能代	276
50	津細	276

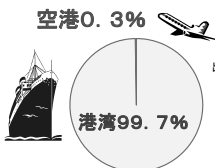
出典：国土交通省港湾局総務課調べ

※ 数値は2011年4月1日現在

2. 港湾の役割

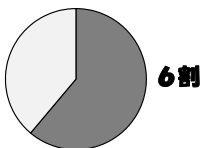
(1) 海上貿易量の割合

・輸出入貨物の99.7%は港から



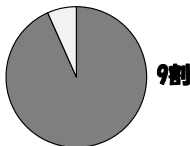
出典：財務省
輸出入貨物の物流動向調査より
(調査期間2008年9月22日～9月28日)

・食料の6割は海外から



出典：農林水産省「食料需給表(平成20年度版)概要」
<http://www.maff.go.jp/j/zyokyu/fbs/pdf/sankou4.pdf>
(注) 熱量ベース

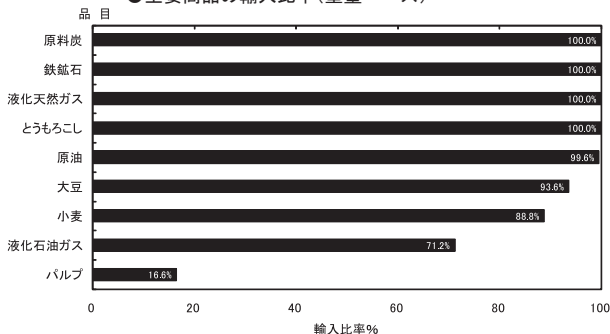
・エネルギーも9割以上が海外から



出典：資源エネルギー庁長官官房総合政策課
「2008年度エネルギーバランス表」
<http://www.enecho.meti.go.jp/info/statistics/jukyū/result-2.htm>
(注) 熱量ベース

(2) 海外に依存する原材料

●主要商品の輸入比率(重量ベース)

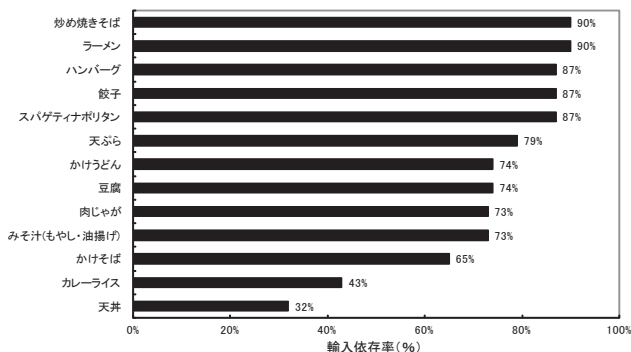


出典：経済産業省資源エネルギー庁「エネルギーバランス表(2009年度)」
(<http://www.enecho.meti.go.jp/info/statistics/jukyū/result-2.htm>)
経済産業省「資源・エネルギー統計確報(1)主要製品統計表(時系列表)(2011年3月)」
「紙・印刷・プラスチック・ゴム製品統計(1)主要製品統計表(時系列表)(2011年3月)」
農林水産省総合食料局「食料需給表 平成21年度」
財務省「貿易統計」より国土交通省港湾局作成
(注) 輸入比率=輸入量/(輸入量+国内生産量)

6 第1章 数字でみる港湾

(3) 日常生活と港湾

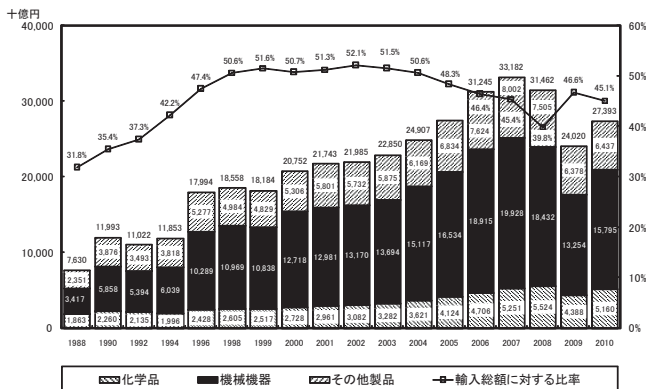
●献立の素材が輸入されている割合



出典:農林水産省食料自給率早見ソフト(平成21年度版)より国土交通省港湾局作成

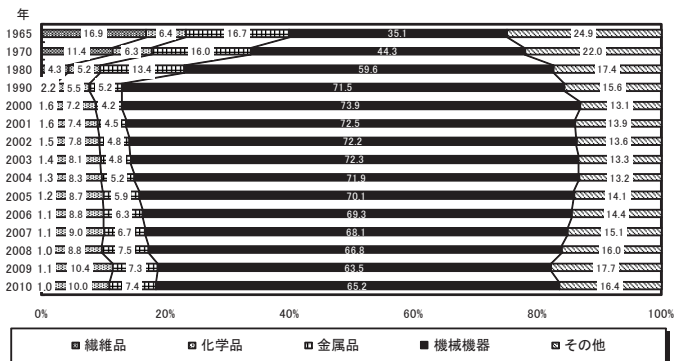
(4) わが国の輸出入構造の推移

●わが国の製品輸入の推移



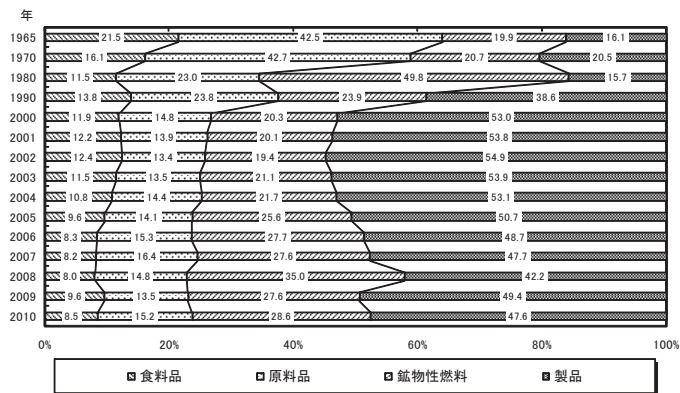
出典:財務省「貿易統計」より国土交通省港湾局作成

●わが国の品目別輸出構造の推移（金額ベース）



出典：財務省「貿易統計」より国土交通省港湾局作成

●わが国の品目別輸入構造の推移（金額ベース）

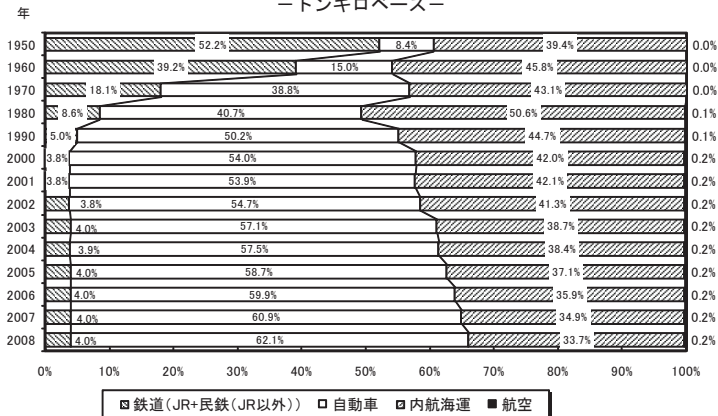


出典：財務省「貿易統計」より国土交通省港湾局作成

(5) 国内貨物輸送の海運分担率

●わが国の国内貨物輸送量の輸送機関別分担率の推移

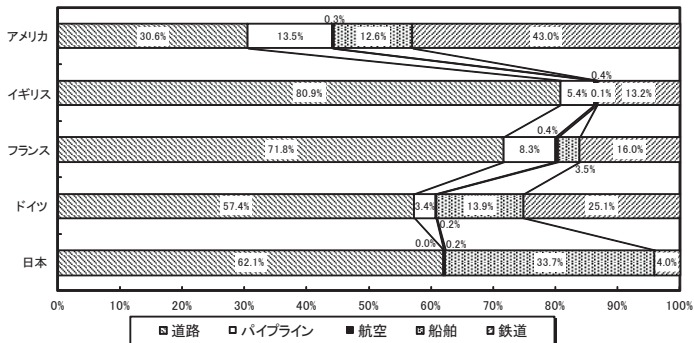
—トンキロベース—



出典:「国土交通白書」より国土交通省港湾局作成

●国内貨物輸送量の輸送機関別分担率の国際比較

—トンキロベース—



出典:国土交通省総合政策局情報政策本部調べ

(注) 1. 日本、アメリカ、イギリス、ドイツ、フランスは2008年の数値。

2. アメリカの道路は2003年、パイプラインは2007年の数値。

3. 港湾取扱貨物の現況

(1) 港湾取扱貨物量の推移

(単位：万トン)

種 別 \ 暦 年	1950	60	70	80	90	2000
合 計	11,854	43,994	185,255	290,862	325,198	317,730
外 貿	1,783	10,703	55,291	82,836	96,897	113,740
うち輸出入コンテナ		636	4,903	11,528	19,231	19,231
輸 出	417	1,482	5,990	15,255	17,114	20,324
うち輸出コンテナ			390	2,909	6,257	8,297
輸 入	1,366	9,221	49,301	67,581	79,783	93,416
うち輸入コンテナ			247	1,994	5,271	10,934
内 貿	10,072	33,290	88,160	123,824	127,895	120,127
内航フェリー	—	—	41,804	84,202	100,406	83,863

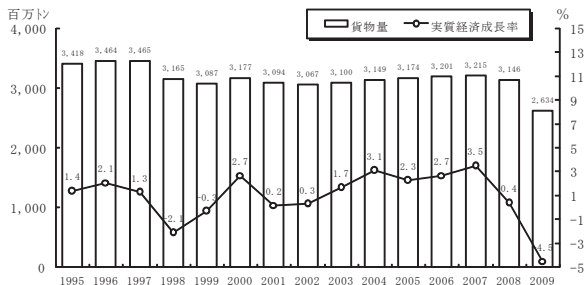
種 別 \ 暦 年	2004	2005	2006	2007	2008	2009
合 計	314,947	317,388	320,097	321,496	314,573	263,356
外 貿	121,203	122,632	125,647	129,155	129,903	109,190
うち輸出入コンテナ	22,561	23,314	24,605	25,478	25,291	21,747
輸 出	24,936	26,066	28,481	30,383	30,979	24,481
うち輸出コンテナ	9,771	10,084	10,702	11,369	11,006	9,159
輸 入	96,267	96,566	97,166	98,772	98,924	84,709
うち輸入コンテナ	12,789	13,230	13,904	14,108	14,285	12,588
内 貿	113,635	114,655	115,461	116,741	113,078	92,861
内航フェリー	80,108	80,101	78,989	75,599	71,592	61,305

出典：「港湾統計（年報）」より国土交通省港湾局作成

2009年は国土交通省総合政策局情報政策本部「港湾統計（2009年）」

- (注) 1. 鉄道連絡船による貨物を除く。
 2. 輸出及び輸入貨物は、外航フェリーによる貨物を含む。
 3. 内貿は、内航フェリーによる貨物を除く。
 4. コンテナは、コンテナとオンシャーシの合計である。
 5. コンテナのうち、1990年までは国土交通省港湾局計画課調べである。

● 港湾取扱貨物量と実質経済成長率の推移



出典：「港湾統計（年報）」、「国民経済計算年報」より国土交通省港湾局作成

2009年は国土交通省総合政策局情報政策本部「港湾統計（2009年）」

実質経済成長率は2000暦年基準によるGDPで示す。

(2) 品目別貨物取扱構成比の推移

(単位：千トン)

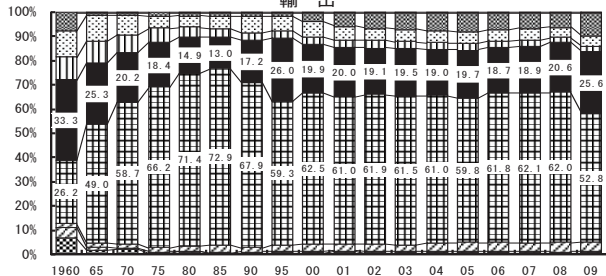
暦年 品目		1970		1980		1990		2000		2007		2008		2009	
		貨物量	構成比	貨物量	構成比	貨物量	構成比	貨物量	構成比	貨物量	構成比	貨物量	構成比	貨物量	構成比
輸	合 計	59,890	100.00	152,584	100.00	171,072	100.00	203,042	100.00	303,596	100.00	309,554	100.00	244,625	100.00
	農水産品	1,160	1.94	1,507	0.99	1,231	0.72	1,600	0.79	2,472	0.81	1,984	0.64	1,976	0.81
	林産品	294	0.49	237	0.16	185	0.11	342	0.17	684	0.23	571	0.18	458	0.19
	鉱産品	984	1.64	3,464	2.27	3,554	2.08	6,269	3.09	10,679	3.52	12,094	3.91	9,943	4.06
	金属機械工業品	35,138	58.67	108,887	71.36	116,218	67.94	126,977	62.54	188,531	62.10	191,918	62.00	129,170	52.80
	化学工業品	12,105	20.21	22,684	14.87	29,498	17.24	40,332	19.86	57,500	18.94	63,716	20.58	62,592	25.59
	軽工業品	4,518	7.54	6,199	4.06	5,756	3.36	6,672	3.29	7,788	2.57	6,401	2.07	5,312	2.17
	雑工業品	4,673	7.80	6,777	4.44	11,123	6.50	12,234	6.03	14,904	4.91	12,852	4.15	10,695	4.37
	特殊品	1,015	1.69	2,826	1.85	3,506	2.05	8,388	4.13	20,423	6.73	19,362	6.25	23,911	9.77
入	分類不能のもの	3	0.01	3	0.00	1	0.00	228	0.11	615	0.20	655	0.21	569	0.23
	合 計	493,003	100.00	675,856	100.00	797,826	100.00	934,032	100.00	987,468	100.00	989,002	100.00	846,905	100.00
	農水産品	28,062	5.69	39,081	5.78	47,776	5.99	53,368	5.71	49,346	5.00	48,764	4.93	47,114	5.56
	林産品	49,467	10.03	64,985	9.62	65,158	8.17	56,937	6.10	45,728	4.63	44,068	4.46	30,401	3.59
	鉱産品	355,752	72.16	486,746	72.02	476,981	59.79	533,019	57.07	559,511	56.66	560,301	56.65	471,079	55.62
	金属機械工業品	5,418	1.10	7,081	1.05	24,324	3.05	32,454	3.47	45,122	4.57	45,823	4.63	34,033	4.02
	化学工業品	39,068	7.92	56,021	8.29	146,285	18.34	190,771	20.42	207,674	21.03	211,677	21.40	190,170	22.45
	軽工業品	6,129	1.24	9,695	1.43	13,669	1.71	18,738	2.01	19,995	2.02	19,676	1.99	18,602	2.20
	雑工業品	844	0.17	4,525	0.67	13,171	1.65	31,351	3.36	39,980	4.05	39,836	4.03	38,585	4.56
貿	特殊品	8,262	1.68	7,638	1.13	10,461	1.31	17,081	1.83	19,890	2.01	18,591	1.88	16,576	1.96
	分類不能のもの	1	0.00	84	0.01	1	0.00	313	0.03	222	0.02	266	0.03	346	0.04
	合 計	883,143	100.00	1,238,378	100.00	1,279,362	100.00	1,201,271	100.00	1,167,412	100.00	1,130,780	100.00	928,614	100.00
	農水産品	25,124	2.84	28,204	2.28	21,427	1.67	17,382	1.45	15,351	1.31	15,407	1.36	14,949	1.61
	林産品	17,129	1.94	13,619	1.10	9,409	0.74	6,020	0.50	5,230	0.45	6,444	0.57	5,316	0.57
	鉱産品	268,714	30.43	418,283	33.78	417,435	32.63	397,221	33.07	335,580	28.75	324,460	28.69	273,994	29.51
	金属機械工業品	154,019	17.44	199,018	16.07	243,906	19.06	229,561	19.11	287,208	24.60	277,925	24.58	196,848	21.20
	化学工業品	366,506	41.50	504,322	40.72	508,262	39.73	462,161	38.47	415,477	35.59	397,615	35.16	347,544	37.43
	軽工業品	28,761	3.26	29,136	2.35	29,651	2.32	30,706	2.56	28,499	2.44	28,378	2.51	25,773	2.78
内	雑工業品	3,391	0.38	4,127	0.33	6,184	0.48	5,701	0.47	5,384	0.46	5,187	0.46	4,776	0.51
	特殊品	18,879	2.14	41,042	3.31	42,698	3.34	51,575	4.29	73,596	6.30	74,242	6.57	57,947	6.24
	分類不能のもの	620	0.07	627	0.05	390	0.03	944	0.08	1,087	0.09	1,122	0.10	1,467	0.16

出典：「港湾統計（年報）」より国土交通省港湾局作成

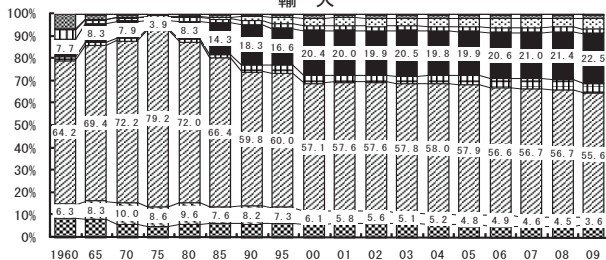
(注) フェリーおよび鉄道連絡船による貨物を除く。

●貨物品別取扱構成比の推移

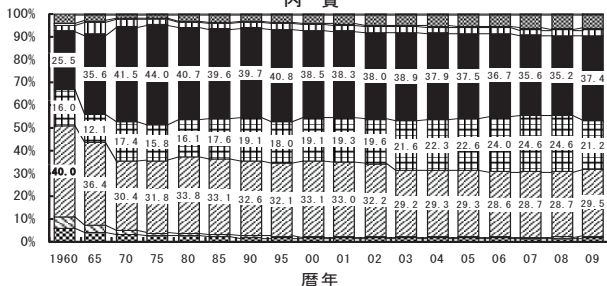
輸 出



輸 入



内 貿



暦年

- | | | |
|---------|-------|---------|
| 農水産品 | 林産品 | 鉱産品 |
| 金属機械工業品 | 化学工業品 | 軽工業品 |
| 雑工業品 | 特殊品 | 分類不能なもの |

(3) 港湾取扱貨物量ランキング (2009年 上位100港)

(単位:千トン)

順位	港 湾 名			総貨物量	輸 入 出			
					輸 出	輸 入	内 貿	内航フェリー
1	名	古	屋	165,101	39,939	68,490	53,187	3,486
2	千		葉	144,903	10,149	77,485	57,270	0
3	横		浜	115,530	34,550	40,491	40,489	0
4	苫	小	牧	94,053	1,014	14,764	23,940	54,334
5	北	九	州	86,745	5,602	18,755	27,629	34,759
6	川		崎	84,120	7,864	49,162	27,095	0
7	水		島	81,969	8,321	40,424	33,224	0
8	大		阪	78,865	9,173	22,451	14,193	33,048
9	神		戸	77,027	19,327	23,862	16,494	17,345
10	東		京	72,413	12,135	28,550	25,498	6,231
11	堺	泉	北	61,918	2,733	21,625	27,704	9,856
12	喜		入	60,432	137	30,062	30,233	0
13	木	更	津	59,118	2,882	35,357	20,880	0
14	四	日	市	57,007	4,605	34,648	17,754	0
15	鹿		島	55,401	3,740	32,590	19,071	0
16	大		分	52,974	4,817	26,178	18,827	3,152
17	徳	山 下	松	51,622	3,383	17,357	28,836	2,047
18	鹿	児	島	41,448	22	1,486	5,108	34,831
19	福		山	36,507	5,805	22,437	8,266	0
20	和	歌 山 下	津	36,426	5,126	16,198	11,202	3,900
21	高		松	34,593	102	218	1,531	32,741
22	仙	台 塩	釜	33,090	1,720	6,757	16,322	8,291
23	宇		野	32,731	168	952	2,424	29,187
24	東	播	磨	32,458	2,385	15,653	14,420	0
25	函		館	31,548	456	410	6,652	24,031
26	宇		部	30,958	2,602	11,117	17,239	0
27	博		多	29,082	5,227	9,283	12,681	1,891
28	新		潟	27,822	956	12,416	4,888	9,562
29	姫		路	26,676	1,073	14,401	9,873	1,329
30	荻		田	26,030	4,296	1,322	20,412	0
31	青		森	25,929	75	335	2,092	23,427
32	八		戸	24,719	385	6,134	7,659	10,541
33	室		蘭	24,214	1,261	11,681	11,272	0
34	茨		城	23,575	407	2,610	7,124	13,435
35	桜		島	23,102	0	0	0	23,102
36	坂		出	21,825	824	10,046	10,955	0
37	津	久	見	21,076	3,844	476	16,756	0
38	三		河	18,418	7,884	1,815	8,719	0
39		呉		17,326	515	6,036	9,505	1,270
40	衣		浦	16,617	919	10,749	4,949	0
41	釧		路	15,009	103	2,637	12,269	0
42	小	名	浜	14,745	587	7,480	6,677	0
43	岩		国	14,714	1,479	1,159	12,076	0
44	敦		賀	14,451	206	2,422	3,224	8,599
45	清		水	13,771	3,128	5,179	5,023	442
46	東		予	13,727	1,495	1,447	6,003	4,782
47	須		崎	13,640	2,430	609	10,601	0
48	松		山	12,130	393	509	3,131	8,096
49	広		島	11,322	2,592	1,669	4,208	2,852
50	小		樽	10,718	78	496	570	9,573

(単位:千トン)

順位	港 湾 名	総貨物量	輸 入 内 航			
			輸 出	輸 入	内 航	内航フェリー
51	横 須 賀	10,712	918	16	7,702	2,075
52	八 幡 浜	10,626	0	0	165	10,461
53	新 居 浜	10,621	499	2,226	3,090	4,806
54	那 覇	10,190	319	796	8,329	746
55	志 布 志	9,704	55	3,318	1,050	5,282
56	垂 水	9,213	0	0	41	9,173
57	赤 穂	8,415	0	601	7,814	0
58	三 島 川 之 江	7,736	45	4,820	2,871	0
59	竹 原	7,680	19	2,063	1,154	4,444
60	橋	7,648	105	6,092	1,451	0
61	舞 鶴	7,598	75	1,887	1,051	4,585
62	白 杵	7,280	0	0	16	7,264
63	佐 賀 関	7,191	1,554	1,288	1,126	3,222
64	徳 島 小 松 島	7,131	32	740	1,192	5,166
65	宮 崎	6,891	10	0	2,073	4,808
66	松 浦	6,803	154	5,945	665	39
67	秋 田	6,400	240	1,145	2,883	2,133
68	別 府	6,265	0	0	0	6,265
69	鯉 崎	6,256	0	0	0	6,256
70	下 関	5,710	853	1,042	1,727	2,088
71	高 知	5,692	47	353	5,292	0
72	伏 木 富 山	5,570	813	2,737	2,020	0
73	中 城 湾	5,368	704	2,113	2,398	153
74	相 馬	5,345	143	4,552	650	0
75	土 庄	5,241	0	0	78	5,163
76	柳 井	5,207	0	1,563	54	3,590
77	長 洲	5,075	0	0	336	4,739
78	三 田 尻	4,932	3,396	160	1,376	0
79	多 比 良	4,829	0	0	89	4,740
80	尼 崎 西 宮 芦 屋	4,755	210	115	4,429	0
81	田 子 の 浦	4,733	103	1,021	3,609	0
82	風 戸	4,708	583	699	891	2,535
83	明 石	4,671	0	0	539	4,133
84	金 武 湾	4,232	0	2,357	1,875	0
85	姫 川	4,190	352	652	3,186	0
86	土 生	4,177	0	0	0	4,177
87	岩 屋	4,134	0	0	2	4,133
88	八 代	4,026	119	1,555	2,243	109
89	細 島	3,778	126	1,901	1,726	24
90	石 巻	3,683	116	2,394	1,168	4
91	今 治	3,679	88	99	589	2,902
92	能 代	3,390	29	3,002	359	0
93	熊 本	3,364	18	31	474	2,841
94	佐 伯	3,336	524	288	1,983	541
95	境	3,310	93	1,244	1,852	121
96	三 崎	3,270	0	0	35	3,235
97	小 野 田	3,269	95	11	3,163	0
98	両 津	3,172	0	0	440	2,731
99	生 口	3,166	0	0	0	3,166
100	石 狩 湾 新	3,156	295	1,324	1,536	0

資料:「港湾統計(年報)」より国土交通省港湾局作成

(注) 1. 輸出及び輸入貨物は、外航フェリーによる貨物を含む。

2. 内航は、内航フェリーによる貨物を除く。

3. 茨城港は日立港、常陸那珂港、大洗港の合計として算出している。

(4) 世界の港湾取扱貨物量ランキング

WORLD PORT RANKING - 1998				WORLD PORT RANKING - 2009			
TOTAL CARGO VOLUME, TONS (1,000 TONS)				TOTAL CARGO VOLUME, TONS (1,000 TONS)			
RANK	PORT	COUNTRY	TONS	RANK	PORT	COUNTRY	TONS
1	Singapore	Singapore	313,322	1	Shanghai	China	505,715
2	Rotterdam	Netherlands	306,859	2	Singapore	Singapore	472,300
3	South Louisiana	United States	178,515	3	Rotterdam	Netherlands	386,957
4	Hong Kong	China	167,170	4	Tianjin	China	381,110
5	Shanghai	China	166,000	5	Ningbo	China	371,540
6	Chiba	Japan	164,060	6	Guangzhou	China	364,000
7	Houston	United States	153,482	7	Qingdao	China	274,304
8	Ulsan	South Korea	148,332	8	Qinhuangdao	China	243,850
9	Nagoya	Japan	133,863	9	Hong Kong	China	242,967
10	New York/New Jersey	United States	124,862	10	Busan	South Korea	226,182
11	Antwerp	Belgium	119,789	11	Dalian	China	204,000
12	Yokohama	Japan	117,820	12	South Louisiana	United States	192,853
13	Kwangyang	South Korea	114,964	13	Houston	United States	191,729
14	Kobe	Japan	100,048	14	Shenzhen	China	187,045
15	Kaohsiung	Taiwan	98,203	15	Port Hedland	Australia	178,625
16	Busan	South Korea	96,434	16	Kwangyang	South Korea	176,546
17	Inchon	South Korea	93,948	17	Ulsan	South Korea	170,314
18	Marseilles	France	93,421	18	Nagoya	Japan	165,101
19	Tokyo	Japan	88,392	19	Antwerp	Belgium	157,807
20	Kitayushu	Japan	87,346	20	Chiba	Japan	144,904
21	Osaka	Japan	86,689	21	Port Kelang	Malaysia	137,615
22	Richards Bay	South Africa	86,084	22	Kaohsiung	Taiwan	133,570
23	New Orleans	United States	80,584	23	New York/New Jersey	United States	131,262
24	Corpus Christi	United States	78,234	24	Inchon	South Korea	122,128
25	Hamburg	Germany	76,263	25	Yokohama	Japan	115,529
26	Vancouver	Canada	71,933	26	Xiamen	China	110,963
27	Dampier	Australia	71,333	27	Hamburg	Germany	110,381
28	Newcastle	Australia	70,942	28	Yantian	China	107,563
29	Tubarao	Brazil	69,575	29	Itaqui	Brazil	105,026
30	Port Hedland	Australia	67,230	30	Newcastle	Australia	103,027
31	Le Havre	France	66,407	31	Port Metro Vancouver	Canada	101,888
32	Baton Rouge	United States	60,673	32	Hay Point	Australia	99,475
33	Hampton Roads	United States	60,663	33	Tanjung Pelepas	Malaysia	90,447
34	Plaquemines	United States	59,738	34	Amsterdam Ports	Netherlands	86,678
35	London	United Kingdom	56,374	35	Novorossisk	Russia	86,519

原所：Shipping Statistics Yearbook 1999、2010等

出典：American Association of Port Authorities

※内外貿易合計貨物量でのランキング。

※各港の単位は、MT・FTのどちらかであり、統一されていない。

(5) 三大湾及び北部九州の港湾取扱貨物量の推移 (単位: 万トン、%)

暦年・種別	湾	三大湾+北部九州		東京湾		伊勢湾		大阪湾		北部九州	
		貨物量	全国比	貨物量	全国比	貨物量	全国比	貨物量	全国比	貨物量	全国比
1950	合計	5,018	42.3	1,514	12.8	520	4.4	1,543	13.0	1,441	12.2
60	合計	21,040	46.2	7,841	17.2	2,849	6.3	5,760	12.6	4,590	10.1
70	合計	80,133	42.7	37,532	20.0	11,180	6.0	21,908	11.7	9,513	5.1
80	合計	113,033	38.6	50,184	17.2	17,415	6.0	32,787	11.2	12,647	4.3
90	合計	139,969	46.7	58,505	19.5	21,073	7.0	37,091	12.4	23,300	7.8
2000	合計	121,805	39.4	54,858	17.7	26,310	8.5	26,088	8.4	14,549	4.6
2001	合計	117,542	38.0	52,637	17.0	26,691	8.6	24,505	7.9	13,709	4.4
2002	合計	118,441	38.6	52,880	17.2	28,071	9.2	23,899	7.8	13,590	4.4
2003	合計	122,937	39.7	56,115	18.1	28,587	9.2	24,289	7.8	13,947	4.5
2004	合計	126,628	40.0	56,482	17.8	29,594	9.3	26,094	8.2	14,458	4.6
2005	合計	128,346	40.5	56,800	17.9	30,080	9.5	26,711	8.4	14,755	4.7
2006	合計	132,473	41.4	57,055	17.8	32,551	10.2	27,584	8.6	15,282	4.8
2007	合計	134,785	41.9	58,284	18.1	33,519	10.4	27,577	8.6	15,405	4.8
2008	合計	132,797	42.2	56,990	18.1	33,622	10.7	27,374	8.7	14,810	4.7
	外 貨	72,216	55.6	34,476	26.5	21,241	16.4	11,622	8.9	4,876	3.8
	うち輸出入コンテナ	22,839	90.3	9,351	37.0	4,974	19.7	6,464	25.6	2,050	8.1
	輸 出	21,630	60.8	8,704	28.1	7,662	24.7	3,915	12.6	1,350	4.4
	うち輸出コンテナ	9,874	89.7	3,941	35.8	2,528	23.0	2,537	23.0	869	7.9
	輸 入	50,585	51.1	25,773	26.1	13,579	13.7	7,708	7.8	3,526	3.6
	うち輸入コンテナ	12,965	90.8	5,411	37.9	2,446	17.1	3,927	27.5	1,181	8.3
	内 貨	46,777	41.4	21,513	19.0	11,952	10.6	8,173	7.2	5,139	4.5
2009	内航フェリー	13,804	19.3	1,001	1.4	429	0.6	7,579	10.6	4,796	6.7
	合計	109,193	41.5	48,680	18.5	25,914	9.8	22,446	8.5	12,154	4.6
	外 貨	60,945	55.8	29,956	27.4	16,915	15.5	9,998	9.2	4,076	3.7
	うち輸出入コンテナ	19,611	90.2	8,049	37.0	3,991	18.4	5,784	26.6	1,787	8.2
	輸 出	16,505	67.4	6,850	28.0	5,335	21.8	3,152	12.9	1,168	4.8
	うち輸出コンテナ	8,166	89.2	3,277	35.8	1,965	21.5	2,184	23.9	739	8.1
	輸 入	44,440	52.5	23,106	27.3	11,580	13.7	6,846	8.1	2,908	3.4
	うち輸入コンテナ	11,445	90.9	4,772	37.9	2,026	16.1	3,599	28.6	1,048	8.3
	内 貨	37,170	40.0	17,893	19.3	8,650	9.3	6,423	6.9	4,204	4.5
	内航フェリー	11,078	18.1	831	1.4	349	0.6	6,025	9.8	3,874	6.3

出典:「港湾統計(年報)」より国土交通省港湾局作成

(注) 1. 東京湾は、千葉港、木更津港、東京港、川崎港、横浜港、横浜賀港の6港。

2. 伊勢湾は、名古屋港、衣浦港、三河港、四日市港、津松阪港の5港。

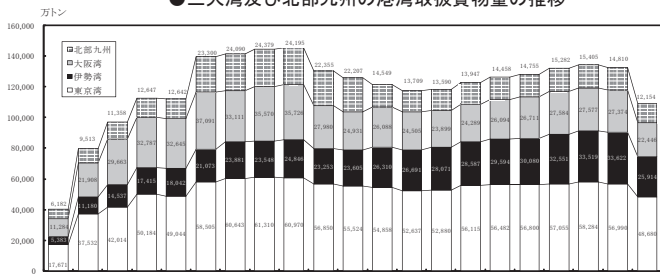
3. 大阪湾は、大阪港、堺泉北港、阪南港、神戸港、尼崎西宮芦屋港の5港。

4. 北部九州は、下関港、北九州港、博多港の3港。

5. 輸出及び輸入貨物は、外航フェリーによる貨物を含む。

6. 内貨は、内航フェリーによる貨物を除く。

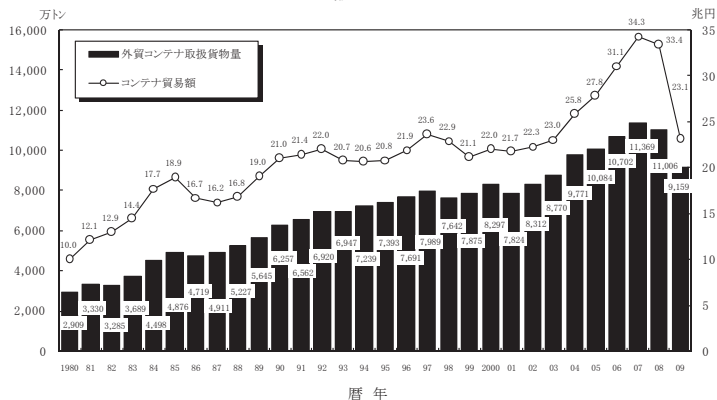
●三大湾及び北部九州の港湾取扱貨物量の推移



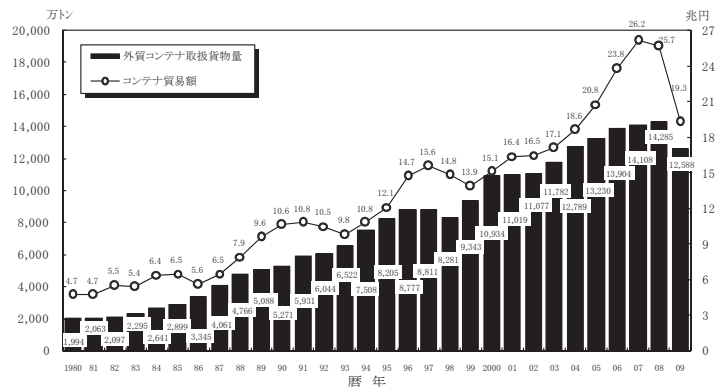
出典:「港湾統計(年報)」より国土交通省港湾局作成

(6) 外貿コンテナ取扱貨物量とコンテナによる貿易額の推移

輸 出



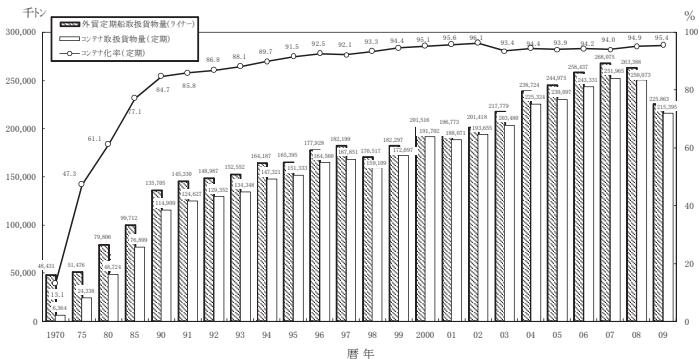
輸 入



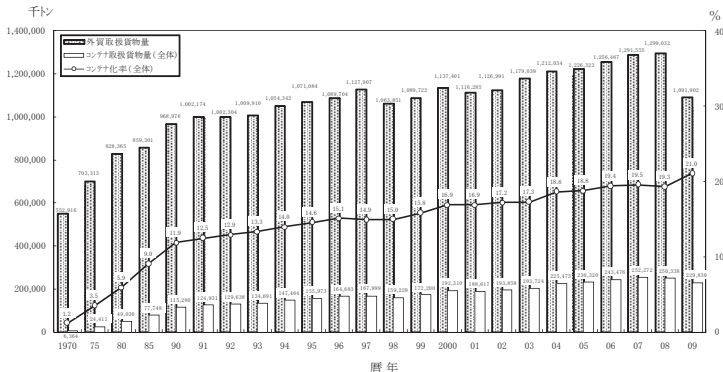
出典:「港湾統計(年報)」、財務省「貿易統計」より国土交通省港湾局作成

(注) 外貿コンテナ取扱貨物量は、トランパー貨物及びトランシップ貨物を含む。

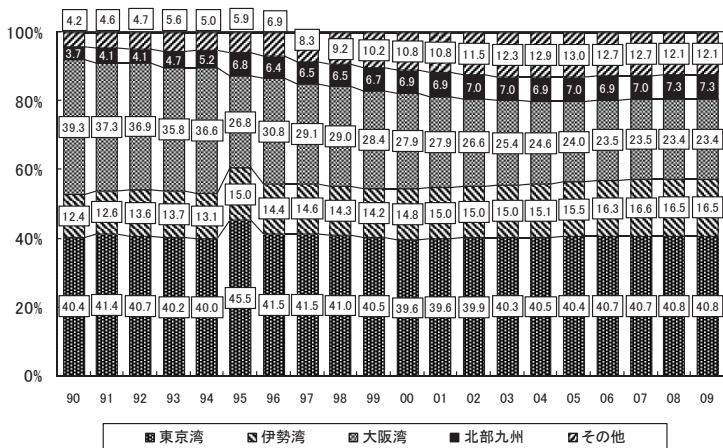
(7) 外貿定期船取扱貨物量に占めるコンテナ取扱貨物量



(8) 外貿取扱貨物量に占めるコンテナ取扱貨物量



(9) 外貿コンテナ貨物地域別取扱量の推移



出典:「港湾統計(年報)」より国土交通省港湾局作成

注) 1. TEUベースで算定。

2. 東京湾は、東京港、川崎港、横浜港、千葉港の4港。

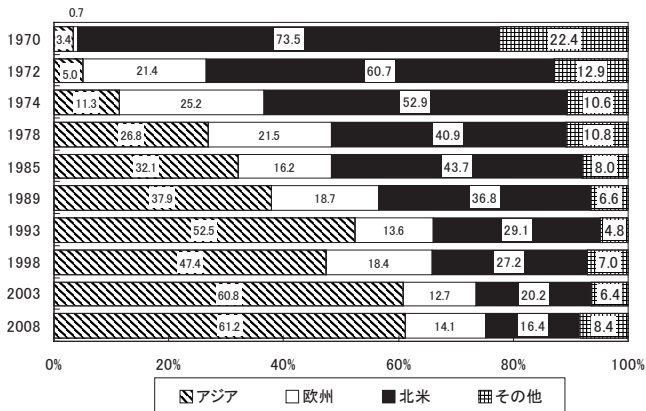
3. 伊勢湾は、名古屋港、四日市港、三河港の3港。

4. 大阪湾は、大阪港、堺泉北港、神戸港の3港。

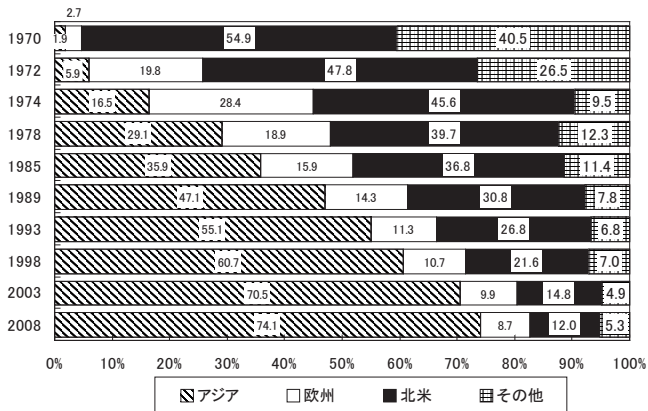
5. 北部九州は、下関港、北九州港、博多港の3港。

(10) 外貿コンテナ取扱貨物量の仕向・仕出地域別貨物量割合の推移

●仕向地別外貿コンテナ取扱貨物割合（輸出）



●仕出地別外貿コンテナ取扱貨物割合（輸入）



出典：国土交通省港湾局「全国輸出入コンテナ貨物流動調査」

(11) 港湾別外貨コンテナ取扱貨物量及びコンテナ取扱個数ランキング

① 2010年(速報値)

●外貨コンテナ取扱貨物量 (単位:千トン)

順位	港 湾 名	合 計	輸 出	輸 入
1	横 濱	49,267	25,517	23,750
2	横 濱 古	44,533	22,317	22,216
3	東 横 京	42,831	12,933	29,898
4	東 横 神	34,804	17,327	17,477
5	大 阪	30,256	7,714	22,542
6	博 多	12,797	5,113	7,684
7	北 九 州	6,856	3,077	3,779
8	清 水	5,019	3,709	1,310
9	新 潟	3,241	1,883	1,358
10	四 日 市	2,566	789	1,777
11	苫 小 牧	2,117	566	1,551
12	台 塩	2,020	992	1,028
13	広 島	1,649	747	902
14	水 戸	1,401	671	730
15	下 関	1,136	499	637
16	那 覇	1,058	314	744
17	木 下	898	386	512
18	伏 木	829	565	264
19	徳 金	665	327	339
20	八 戸	629	337	293
21	福 志	484	145	338
22	仙 台	453	99	354
23	千 葉	421	276	145
24	伊 万	404	41	363
25	秋 田	391	144	247
26	岩 手	381	334	47
27	三 島	320	171	149
28	御 前	290	130	160
29	高 松	287	222	65
30	高 松	271	100	170
31	直 三	244	116	127
32	三 直	235	78	158
33	三 田	223	171	52
34	小 境	217	124	93
35	小 樽	204	27	177
36	敦 賀	187	85	102
37	細 川	185	109	76
38	川 崎	166	118	49
39	狩 湾	154	38	117
40	今 治	153	101	52
41	小 名	152	45	108
42	大 小	140	93	47
43	大 小	109	55	54
44	大 小	100	35	65
45	大 小	90	17	73
46	茨 城	86	7	80
47	茨 城	82	25	57
48	茨 城	80	25	54
49	茨 城	79	28	51
50	茨 城	75	19	56
51	和 歌	74	4	70
52	和 歌	57	35	22
53	和 歌	53	24	30
54	和 歌	44	39	5
55	和 歌	43	3	39
56	熊 本	41	21	20
57	熊 本	36	30	6
58	熊 本	33	15	18
59	熊 本	30	11	20
60	熊 本	29	6	23
61	大 船	25	16	8
62	大 船	24	7	17
63	大 船	3	0	3
64	大 船	0	0	0
65	大 船	0	0	0
全 国 計		251,732	108,972	142,760

●外貨コンテナ取扱個数 (単位:千TEU)

順位	港 湾 名	合 計	輸 出	輸 入
1	東 横 京	3,816	1,739	2,078
2	東 横 京	2,989	1,602	1,387
3	東 横 神	2,395	1,230	1,164
4	東 横 神	2,018	1,092	926
5	大 阪	1,980	869	1,111
6	博 多	719	349	371
7	北 九 州	406	212	194
8	清 水	393	205	188
9	新 潟	201	97	104
10	四 日 市	175	89	86
11	新 仙 台	171	97	73
12	新 仙 台	163	79	84
13	新 仙 台	117	60	57
14	新 仙 台	111	54	57
15	新 仙 台	84	42	42
16	下 関	82	41	42
17	下 関	72	32	40
18	下 関	72	35	37
19	下 関	67	41	26
20	下 関	64	31	34
21	伊 万	51	26	25
22	伊 万	49	24	25
23	伊 万	40	20	20
24	伊 万	37	17	20
25	伊 万	36	24	12
26	高 三	33	17	17
27	高 三	32	16	16
28	高 三	31	20	11
29	高 三	29	14	15
30	高 三	28	16	13
31	大 松	28	15	13
32	大 松	26	14	12
33	大 松	26	13	12
34	大 松	26	20	5
35	大 松	25	14	11
36	直 津	23	11	12
37	直 津	23	6	16
38	直 津	19	9	10
39	直 津	18	9	9
40	直 津	17	9	8
41	川 崎	15	11	4
42	川 崎	14	7	8
43	川 崎	14	7	8
44	川 崎	13	7	7
45	川 崎	11	9	2
46	茨 城	11	5	7
47	茨 城	11	5	5
48	茨 城	9	5	5
49	茨 城	9	4	4
50	茨 城	8	4	4
51	酒 田	7	3	4
52	酒 田	7	3	4
53	酒 田	6	3	3
54	酒 田	6	3	3
55	酒 田	5	2	2
56	函 館	4	2	2
57	函 館	4	3	1
58	函 館	4	3	1
59	函 館	3	2	1
60	函 館	3	2	2
61	大 船	3	2	2
62	大 船	3	1	1
63	大 船	1	1	0
64	大 船	1	0	0
65	大 船	0	0	0
全 国 計		16,863	8,400	8,463

出典: 国土交通省港湾局調べ

(注) 1. 外貨コンテナ取扱貨物は、コンテナとオンシャーシを合計した値である。

2. 外貨コンテナ取扱個数は、実入りコンテナと空コンテナを合計した値である。

※の付いた港湾は2011年2月時点で外貨定期コンテナ航路が就航していない港湾。

② 2009年

●外貿コンテナ取扱貨物量

(単位: 千トン)

順位	港 湾 名	合 計	輸 出	輸 入
1	横 東	41,813	21,046	20,767
2	名 古	38,228	11,446	26,782
3	神 戸	36,848	17,921	18,928
4	大 阪	30,525	14,689	15,835
5	博 多	27,274	7,152	20,122
6	北 九	10,996	4,284	6,712
7	清 州	6,044	2,801	3,243
8	四 日	4,050	2,868	1,182
9	新 潟	2,891	1,670	1,221
10	小 田	2,193	617	1,576
11	仙 台	2,063	621	1,441
12	水 戸	1,670	822	848
13	大 阪	1,346	714	632
14	那 覇	1,308	593	715
15	那 覇	1,048	303	745
16	下 関	832	305	527
17	伏 木	771	353	418
18	徳 島	625	473	153
19	志 布	575	276	299
20	志 布	435	55	380
21	福 金	417	128	288
22	伊 万	408	172	237
23	御 前	401	47	354
24	伊 万	331	279	52
25	御 前	327	214	112
26	岩 手	309	271	38
27	秋 田	292	107	185
28	松 山	262	132	130
29	高 松	259	96	162
30	直 津	189	66	123
31	三 島	179	129	50
32	三 島	174	45	128
33	三 島	169	62	107
34	小 細	164	19	145
35	小 細	164	93	70
36	石 狩	162	33	129
37	敦 賀	142	68	73
38	今 治	139	85	54
39	境 南	132	68	65
40	川 崎	126	63	63
41	小 名	117	38	79
42	釧 路	104	52	51
43	大 島	103	64	39
44	徳 島	97	28	70
45	常 陸	80	9	72
46	舞 鶴	71	22	49
47	歌 山	68	5	64
48	高 知	65	23	42
49	八 代	65	17	48
50	八 代	64	13	51
51	酒 田	61	19	42
52	熊 本	44	18	26
53	油 津	44	18	26
54	長 崎	42	4	38
55	堺 泉	37	3	34
56	函 館	27	7	20
57	室 蘭	22	17	5
58	浜 田	22	7	15
59	大 船	17	12	5
60	大 船	15	10	5
61	大 船	9	8	1
62	宇 部	7	1	6
63	宇 部	6	5	1
64	全 国	217,467	91,587	125,880

●外貿コンテナ取扱個数

(単位: 千TEU)

順位	港 湾 名	合 計	輸 出	輸 入
1	東 横	3,399	1,560	1,839
2	横 名	2,555	1,379	1,176
3	大 阪	2,052	1,035	1,017
4	大 阪	1,843	837	1,006
5	博 多	1,773	946	827
6	博 多	629	307	322
7	北 九	358	188	170
8	清 州	325	172	153
9	苦 小	165	76	89
10	苦 小	157	89	68
11	新 潟	140	68	72
12	仙 台	132	66	66
13	仙 台	102	51	51
14	仙 台	97	48	49
15	那 覇	80	38	42
16	下 関	69	33	35
17	福 志	69	31	38
18	志 布	60	26	34
19	伏 木	54	27	28
20	徳 島	51	35	17
21	伊 万	46	21	25
22	伊 万	39	19	19
23	高 三	34	17	17
24	田 尻	31	19	12
25	三 河	30	14	15
26	石 狩	28	13	15
27	八 川	27	14	12
28	三 島	26	12	14
29	金 沢	25	13	12
30	金 沢	25	16	9
31	松 山	23	12	11
32	岩 山	23	17	5
33	細 分	22	12	10
34	大 島	20	11	9
35	江 津	19	9	10
36	境 前	18	9	9
37	御 崎	16	13	3
38	今 治	16	8	8
39	小 名	15	7	8
40	堀 北	13	6	7
41	釧 路	13	6	6
42	小 陸	12	5	7
43	常 那	12	5	7
44	川 珂	11	7	4
45	敦 賀	11	6	5
46	徳 島	11	5	5
47	高 知	7	4	4
48	酒 田	7	3	4
49	八 代	7	3	4
50	八 代	7	3	3
51	油 津	6	3	3
52	長 崎	6	3	3
53	舞 鶴	6	3	3
54	和 歌	6	3	3
55	熊 本	4	2	2
56	函 館	4	2	2
57	大 船	3	1	1
58	大 船	2	1	1
59	三 室	2	1	1
60	三 室	2	1	1
61	石 大	1	1	0
62	大 船	1	1	0
63	宇 部	1	0	1
64	宇 部	1	0	0
全 国	計	14,745	7,346	7,399

出典:「港湾統計(年報)2009年」より国土交通省港湾局作成

- (注) 1. 外貿コンテナ取扱貨物は、コンテナとオンシャージを合計した値である。
 2. 外貿コンテナ取扱個数は、実入りコンテナと空コンテナを合計した値である。

(12) 世界の港湾別コンテナ取扱個数ランキング

順位	2005年	2006年	2007年
1	シンガポール	シンガポール	シンガポール
2	香港（中国）	香港（中国）	上海（中国）
3	上海（中国）	上海（中国）	香港（中国）
4	深圳（中国）	深圳（中国）	深圳（中国）
5	釜山（韓国）	釜山（韓国）	釜山（韓国）
6	高雄（台湾）	高雄（台湾）	ロッテルダム（オランダ）
7	ロッテルダム（オランダ）	ロッテルダム（オランダ）	ドバイ（アラブ首長国連邦）
8	ドバイ（アラブ首長国連邦）	ドバイ（アラブ首長国連邦）	高雄（台湾）
9	ハンブルグ（ドイツ）	ハンブルグ（ドイツ）	ハンブルク（ドイツ）
10	ロサンゼルス（米国）	ロサンゼルス（米国）	青島（中国）
11	青島（中国）	青島（中国）	寧波（中国）
12	ロングビーチ（米国）	ロングビーチ（米国）	広州（中国）
13	寧波（中国）	寧波（中国）	ロサンゼルス（米国）
14	アントワープ（ベルギー）	アントワープ（ベルギー）	アントワープ（ベルギー）
15	広州（中国）	広州（中国）	ロングビーチ（米国）
	：	：	：
	東京（20）	東京（23）	東京（23）
	：	：	：
	横浜（27）	横浜（28）	横浜（28）
	：	：	：
	名古屋（34）	名古屋（33）	名古屋（35）
	：	：	：
	神戸（39）	神戸（38）	神戸（38）
	：	：	：
	大阪（41）	大阪（44）	大阪（46）
	：	：	：
	博多（102）	博多（106）	博多（112）
	：	：	：
	北九州（136）	北九州（133）	北九州（130）

出典：CONTAINERISATION INTERNATIONAL Yearbook より国土交通省港湾局作成

- (注) 1. 出貨と入貨（輸移出入）を合計した値である。
 2. 実入りコンテナと空コンテナを合計した値である。
 3. トランシップ貨物を含む。
 4. 2008年以前は確定値、2009年は暫定確定値である。
 5. () 内は16位以下の順位である。

(単位：TEU)

順位	2008年		2009年	
	港 湾 名	取扱量	港 湾 名	取扱量
1	シンガポール	29,918,200	シンガポール	25,866,400
2	上海 (中国)	27,980,000	上海 (中国)	25,002,000
3	香港 (中国)	24,494,229	香港 (中国)	21,040,096
4	深圳 (中国)	21,413,888	深圳 (中国)	18,250,100
5	釜山 (韓国)	13,452,786	釜山 (韓国)	11,954,861
6	ドバイ (アラブ首長国連邦)	11,827,299	広州 (中国)	11,190,000
7	寧波 (中国)	11,226,000	ドバイ (アラブ首長国連邦)	11,124,082
8	広州 (中国)	11,001,300	寧波 (中国)	10,502,800
9	ロッテルダム (オランダ)	10,800,000	青島 (中国)	10,260,000
10	青島 (中国)	10,320,000	ロッテルダム (オランダ)	9,743,290
11	ハンブルグ (ドイツ)	9,737,000	天津 (中国)	8,700,000
12	高雄 (台湾)	9,676,554	高雄 (台湾)	8,581,273
13	アントワープ (ベルギー)	8,663,736	ポートケラン (マレーシア)	7,309,779
14	天津 (中国)	8,500,000	アントワープ (ベルギー)	7,309,639
15	ポートケラン (マレーシア)	7,970,000	ハンブルグ (ドイツ)	7,007,704
	⋮	⋮	⋮	⋮
	東京 (24)	4,155,988	東京 (25)	3,810,769
	⋮	⋮	⋮	⋮
	横浜 (29)	3,481,485	横浜 (38)	2,798,002
	⋮	⋮	⋮	⋮
	名古屋 (39)	2,816,827	神戸 (46)	2,247,024
	⋮	⋮	⋮	⋮
	神戸 (44)	2,556,300	名古屋 (51)	2,112,743
	⋮	⋮	⋮	⋮
	大阪 (50)	2,242,939	大阪 (56)	1,843,067
	⋮	⋮	⋮	⋮
	博多 (112)	824,533	博多 (123)	722,489
	⋮	⋮	⋮	⋮
	北九州 (161)	452,670	北九州 (160)	409,229

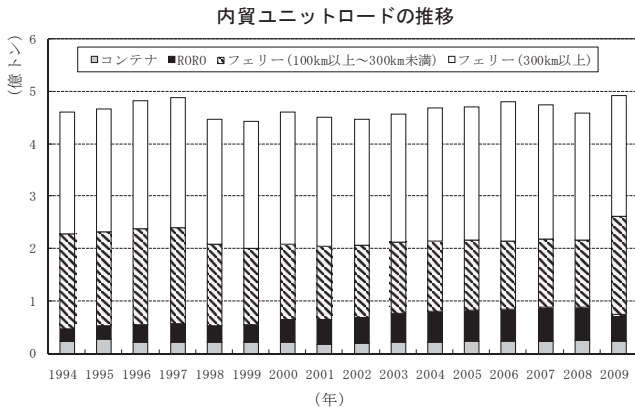
(13) 港湾における国別コンテナ取扱個数ランキング

順位	国名	コンテナ取扱量(千TEU)		'08 順位	増減率 (%)	'09 対全世界 シェア (%)	'08 対全世界 シェア (%)
		2009年	2008年				
1	中国	127,017	139,453	1	▲ 8.9	27.7	27.4
2	米国	34,300	39,319	2	▲12.8	7.5	7.7
3	シンガポール	25,866	29,918	3	▲13.5	5.6	5.9
4	日本	16,286	18,944	4	▲14.0	3.6	3.7
5	マレーシア	16,054	17,748	7	▲ 9.5	3.5	3.5
6	韓国	15,843	16,030	5	▲ 1.2	3.5	3.1
7	アラブ首長国連邦	14,425	14,756	8	▲ 2.2	3.1	2.9
8	ドイツ	12,765	17,178	6	▲ 5.7	2.8	3.4
9	台湾	11,352	12,971	9	▲12.5	2.5	2.5
10	オランダ	10,193	11,393	11	▲10.5	2.2	2.2
11	スペイン	10,066	11,362	10	▲ 1.4	2.2	2.2
12	イタリア	9,701	10,937	13	▲11.3	2.1	2.1
13	ベルギー	9,532	10,530	12	▲ 9.5	2.1	2.1
14	インド	7,889	7,672	14	2.8	1.7	1.5
15	ブラジル	6,394	7,405	17	▲ 3.6	1.4	1.5
16	インドネシア	6,250	6,099	15	2.5	1.4	1.2
17	イギリス	6,246	6,875	16	▲ 9.1	1.4	1.3
18	オーストラリア	6,197	6,098	20	1.6	1.4	1.2
19	タイ	5,987	7,186	18	▲ 6.7	1.3	1.4
20	サウジアラビア	5,898	6,726	25	▲12.3	1.3	1.3
21	トルコ	4,751	4,360	21	9.0	1.0	0.9
22	ベトナム	4,597	5,129	26	▲10.4	1.0	1.0
23	エジプト	4,522	5,218	19	▲13.3	1.0	1.0
24	フランス	4,491	4,672	24	▲ 3.9	1.0	0.9
25	パナマ	4,431	4,652	22	▲ 4.8	1.0	0.9
26	フィリピン	4,175	4,721	27	▲11.6	0.9	0.9
27	カナダ	4,116	4,313	23	▲ 4.6	0.9	0.8
28	オマーン	3,768	3,428	30	9.9	0.8	0.7
29	南アフリカ	3,726	3,876	28	▲ 3.9	0.8	0.8
30	スリランカ	3,464	3,687	29	▲ 6.1	0.8	0.7
その他の諸国		58,235	66,783		▲12.8	12.7	13.1
全世界		458,538	509,441		▲10.0	100.0	100.0

出典：CONTAINERISATION INTERNATIONAL Yearbook 2011より国土交通省港湾局作成

- (注) 1. 出荷と入貨(輪移出入)を合計した値である。
 2. 実入りコンテナと空コンテナを合計した値である。
 3. トランシップ貨物を含む。
 4. 2008年は確定値、2009年は暫定確定値である。
 5. ▲は減少。

(14) 内貿ユニットロード貨物量の推移



※)フェリーは航路距離100km以上を対象

出典:「港湾統計」より元に国土交通省港湾局作成

(15) 生産地・消費地別船積港・船卸港別コンテナ貨物量シェア

(単位: トン、%)

生産地 消費地	輸 出				輸 入					
	船 積 港	平成 20 年		平成 15 年		船 卸 港	平成 20 年		平成 15 年	
		貨物量	構成比	貨物量	構成比		貨物量	構成比	貨物量	構成比
北海道	苫小牧港	23,860	50.6%	39,555	63.1%	苫小牧港	65,169	58.0%	79,322	68.6%
	横 浜 港	6,202	13.2%	6,895	11.0%	石狩湾新港	17,624	15.7%	12,360	10.7%
	石狩湾新港	4,320	9.2%	4,800	7.7%	東 京 港	8,340	7.4%	4,574	4.0%
	東 京 港	4,125	8.8%	4,555	7.3%	横 浜 港	6,955	6.2%	5,985	5.2%
	室 蘭 港	3,478	7.4%	2,171	3.5%	釧 路 港	5,725	5.1%	2,934	2.5%
	地域内他港	3,823	8.1%	3,073	4.9%	地域内他港	5,644	5.0%	5,360	4.6%
	地域外他港	1,328	2.8%	1,645	2.6%	地域外他港	2,973	2.6%	5,158	4.5%
	計	47,136	100.0%	62,694	100.0%	計	112,430	100.0%	115,693	100.0%
東 北	東 京 港	96,983	39.4%	83,666	34.8%	東 京 港	87,671	33.4%	76,608	32.2%
	横 浜 港	81,253	33.0%	78,608	32.7%	横 浜 港	48,807	18.6%	46,290	19.5%
	仙台塩釜港	34,443	14.0%	45,651	19.0%	仙台塩釜港	43,843	16.7%	41,650	17.5%
	秋 田 港	11,308	4.6%	8,743	3.6%	秋 田 港	26,160	10.0%	30,745	12.9%
	八 戸 港	5,226	2.1%	7,921	3.3%	八 戸 港	23,359	8.9%	15,846	6.7%
	地域内他港	4,283	1.7%	8,015	3.3%	地域内他港	10,130	3.9%	14,704	6.2%
	地域外他港	12,736	5.2%	7,655	3.2%	地域外他港	22,871	8.7%	12,126	5.1%
	計	246,232	100.0%	240,259	100.0%	計	262,841	100.0%	237,969	100.0%
関 東	横 浜 港	703,187	54.1%	753,943	43.4%	東 京 港	1,906,500	66.2%	1,746,023	61.4%
	東 京 港	516,612	39.7%	839,054	48.3%	横 浜 港	885,382	30.8%	962,422	33.8%
	神 戸 港	20,543	1.6%	48,025	2.8%	大 阪 港	20,508	0.7%	32,593	1.1%
	川 崎 港	17,805	1.4%	21,743	1.3%	神 戸 港	13,809	0.5%	34,117	1.2%
	名古屋港	15,739	1.2%	8,923	0.5%	千 葉 港	13,147	0.5%	27,511	1.0%
	地域内他港	10,344	0.8%	40,707	2.3%	地域内他港	14,358	0.5%	11,744	0.4%
	地域外他港	16,399	1.3%	24,589	1.4%	地域外他港	25,348	0.9%	29,387	1.0%
	計	1,300,629	100.0%	1,736,984	100.0%	計	2,879,052	100.0%	2,843,797	100.0%
北 陸	神 戸 港	26,776	19.3%	46,838	25.0%	新 潟 港	95,498	38.9%	109,924	42.3%
	名古屋港	22,732	16.4%	19,173	10.2%	伏木富山港	26,892	11.0%	23,929	9.2%
	新 潟 港	18,249	13.1%	20,500	11.0%	大 阪 港	23,254	9.5%	20,113	7.7%
	横 浜 港	17,947	12.9%	26,913	14.4%	東 京 港	21,804	8.9%	20,196	7.8%
	伏木富山港	17,267	12.4%	20,884	11.2%	金 沢 港	20,516	8.4%	22,325	8.6%
	地域内他港	17,095	12.3%	19,285	10.3%	地域内他港	12,928	5.3%	11,515	4.4%
	地域外他港	18,726	13.5%	33,537	17.9%	地域外他港	44,373	18.1%	51,969	20.0%
	計	138,792	100.0%	187,130	100.0%	計	245,265	100.0%	259,971	100.0%
中 部	名古屋港	1,036,295	61.8%	1,232,745	63.7%	名古屋港	1,248,302	71.2%	1,299,697	70.4%
	清 水 港	265,776	15.8%	329,617	17.0%	清 水 港	196,521	11.2%	212,499	11.5%
	横 浜 港	131,880	7.9%	94,707	4.9%	横 浜 港	87,198	5.0%	75,096	4.1%
	四日市港	93,851	5.6%	75,464	3.9%	四日市港	68,806	3.9%	75,346	4.1%
	東 京 港	83,962	5.0%	136,342	7.0%	東 京 港	46,854	2.7%	69,956	3.8%
	地域内他港	20,580	1.2%	3,074	0.2%	地域内他港	30,372	1.7%	20,184	1.1%
	地域外他港	44,831	2.7%	62,122	3.2%	地域外他港	75,689	4.3%	94,128	5.1%
	計	1,677,175	100.0%	1,934,071	100.0%	計	1,753,742	100.0%	1,846,906	100.0%
近 畿	神 戸 港	505,634	58.6%	604,616	59.2%	大 阪 港	1,124,679	58.4%	1,197,618	57.9%
	大 阪 港	244,215	28.3%	268,250	26.3%	神 戸 港	690,914	35.9%	732,174	35.4%
	名古屋港	72,969	8.5%	80,413	7.9%	名古屋港	42,554	2.2%	54,703	2.6%
	四日市港	14,826	1.7%	19,118	1.9%	横 浜 港	15,258	0.8%	5,769	0.3%
	横 浜 港	13,021	1.5%	12,746	1.2%	四日市港	12,507	0.6%	16,607	0.8%
	地域内他港	370	0.0%	5,538	0.5%	地域内他港	15,584	0.8%	27,105	1.3%
	地域外他港	11,397	1.3%	30,809	3.0%	地域外他港	24,781	1.3%	34,832	1.7%
	計	862,432	100.0%	1,021,490	100.0%	計	1,926,277	100.0%	2,068,808	100.0%

資料：国土交通省港湾局「全国輸出入コンテナ貨物流動調査」

(単位: トン、%)

生産地 消費地	輸 出				輸 入					
	船 積 港	平成20年		平成15年		船 卸 港	平成20年		平成15年	
		貨物量	構成比	貨物量	構成比		貨物量	構成比	貨物量	構成比
中 国	神 戸 港	98,883	33.0%	153,340	29.9%	神 戸 港	114,568	29.9%	110,826	26.8%
	北九州港	45,712	15.3%	46,942	9.2%	広島港	62,508	16.3%	59,686	14.4%
	広島港	25,561	8.5%	84,220	16.4%	水島港	48,327	12.6%	45,747	11.1%
	水島港	22,336	7.5%	40,961	8.0%	福山港	47,388	12.4%	64,090	15.5%
	徳山下松港	21,479	7.2%	54,626	10.7%	北九州港	41,501	10.8%	32,958	8.0%
	地域内他港	39,792	13.3%	90,834	17.7%	地域内他港	43,312	11.3%	57,179	13.8%
	地域外他港	45,765	15.3%	41,124	8.0%	地域外他港	25,659	6.7%	43,158	10.4%
	計	299,528	100.0%	512,047	100.0%	計	383,263	100.0%	413,644	100.0%
四 国	神 戸 港	55,903	54.0%	61,115	51.3%	神 戸 港	60,812	43.2%	71,221	45.4%
	大阪港	18,186	17.6%	15,596	13.1%	高松港	16,817	11.9%	15,634	10.0%
	松山港	9,206	8.9%	16,235	13.6%	大阪港	12,840	9.1%	19,263	12.3%
	今治港	5,515	5.3%	9,142	7.7%	三島川之江港	12,109	8.6%	6,699	4.3%
	高松港	3,027	2.9%	1,600	1.3%	松山港	10,180	7.2%	16,539	10.5%
	地域内他港	6,008	5.8%	6,743	5.7%	地域内他港	18,777	13.3%	20,339	13.0%
	地域外他港	5,732	5.5%	8,665	7.3%	地域外他港	9,386	6.7%	7,160	4.6%
	計	103,577	100.0%	119,096	100.0%	計	140,921	100.0%	156,855	100.0%
九 州	博多港	249,002	65.0%	141,700	40.9%	博多港	281,870	51.7%	252,818	46.4%
	北九州港	61,725	16.1%	140,987	40.7%	北九州港	151,863	27.8%	182,716	33.6%
	神戸港	27,503	7.2%	23,186	6.7%	志布志港	35,575	6.5%	22,603	4.2%
	大分港	11,876	3.1%	4,854	1.4%	伊万里港	18,362	3.4%	12,244	2.2%
	八代港	6,876	1.8%	295	0.1%	神戸港	14,469	2.7%	12,275	2.3%
	地域内他港	14,925	3.9%	16,386	4.7%	地域内他港	24,363	4.5%	44,222	8.1%
	地域外他港	10,947	2.9%	18,787	5.4%	地域外他港	18,912	3.5%	17,556	3.2%
	計	382,854	100.0%	346,195	100.0%	計	545,414	100.0%	544,434	100.0%
沖 縄	那覇港	8,144	98.8%	4,273	97.5%	那覇港	24,485	92.6%	31,687	90.2%
	博多港	52	0.6%	1	0.0%	神戸港	955	3.6%	830	2.4%
	大阪港	33	0.4%	16	0.4%	博多港	716	2.7%	1,489	4.2%
	神戸港	7	0.1%	59	1.3%	大阪港	187	0.7%	714	2.0%
	東京港	5	0.1%	32	0.7%	東京港	63	0.2%	94	0.3%
	地域内他港	0	0.0%	0	0.0%	地域内他港	0	0.0%	128	0.4%
	地域外他港	0	0.0%	0	0.0%	地域外他港	23	0.1%	177	0.5%
	計	8,241	100.0%	4,381	100.0%	計	26,429	100.0%	35,119	100.0%
全 国	名古屋港	1,156,859	22.8%	1,348,450	21.9%	東京港	2,080,095	25.1%	1,928,272	22.6%
	横浜港	974,710	19.2%	978,713	15.9%	名古屋港	1,316,044	15.9%	1,388,209	16.3%
	神戸港	765,194	15.1%	975,404	15.8%	大阪港	1,243,550	15.0%	1,375,410	16.1%
	東京港	706,734	13.9%	1,105,260	17.9%	横浜港	1,060,379	12.8%	1,110,275	13.0%
	大阪港	317,984	6.3%	372,159	6.0%	神戸港	923,756	11.2%	998,938	11.7%
	その他港	1,145,115	22.6%	1,384,361	22.5%	その他港	1,651,810	20.0%	1,722,092	20.2%
計	5,066,596	100.0%	6,164,347	100.0%	計	8,275,634	100.0%	8,523,196	100.0%	

資料：国土交通省港湾局「全国輸出入コンテナ貨物流動調査」

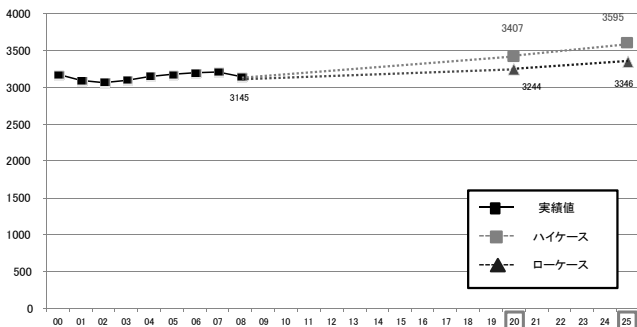
4. 港湾取扱貨物の見込み

社会経済フレーム等の設定

項 目	設 定
経済成長率 (GDP)	【日本】 基本ケース：IMF長期見通し ハイケース：新成長戦略の設定（2020年迄：年率2%、2021年以降：年率1.4%） ローケース：国土交通省将来需要推計検討会議の設定 【海外】 IMFの長期見通しをもとに設定（2010年～2015年はIMF予測値。2016年以降は2000年以降の平均成長率、2015年予測値のうち低い成長率。但し、中国については、中国の政府目標も勘案し、2016年以降は7%に設定。）
為替レート	基本ケース：90円／US\$ 感度分析：基本ケースから±15円／US\$
経済連携	基本ケース：「発効済」「調印済」「大筋合意」の12ヶ国（シンガポール、メキシコ、マレーシア、チリ、タイ、インドネシア、ブルネイ、フィリピン、スイス、ベトナム、インド、ペルー）＋ASEANの関税率を2020年、2025年とも「0」 ハイケース：「交渉中」「交渉開始合意」「構想・検討段階」の主要国・地域（中国、米国、豪州、NZ＋EU）の関税率を2025年より「0」（センシティブ分野の輸入を制限して試算した内閣府の数値を利用）
産業構造 変化	基本ケース：国際分業の進展による調達先、輸出入額の近年の変化を将来に展開

港湾取扱貨物（全国）（フレートトン）の見通し

(百万FT)

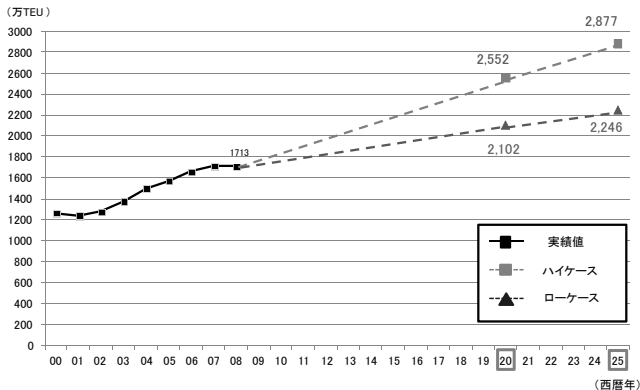


出典)交通政策審議会 第43回、第44回港湾分科会資料

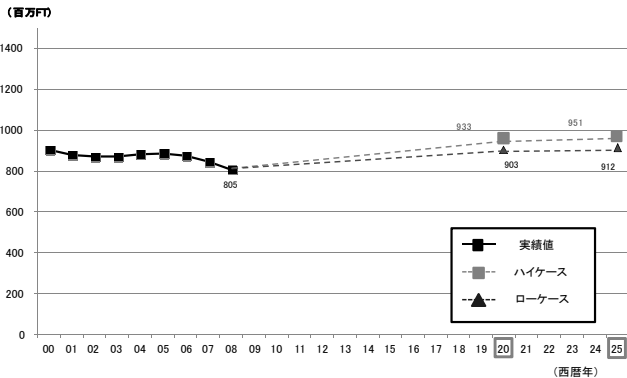
※貨物量の見通しは今後の港湾分科会での審議等により変更することがある。

(西暦年)

国際海上コンテナ（TEU）の見通し



内貨複合一貫輸送（フレートトン）の見通し

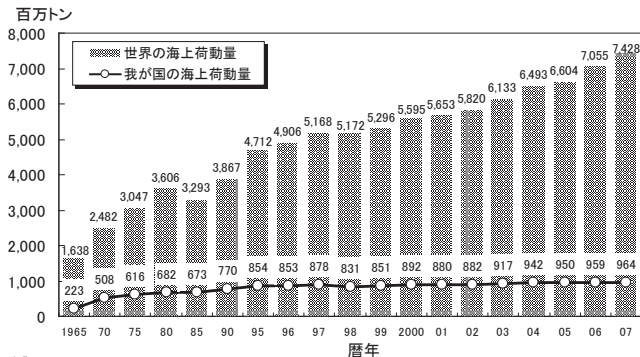


出典) 交通政策審議会 第43回、第44回港湾分科会資料

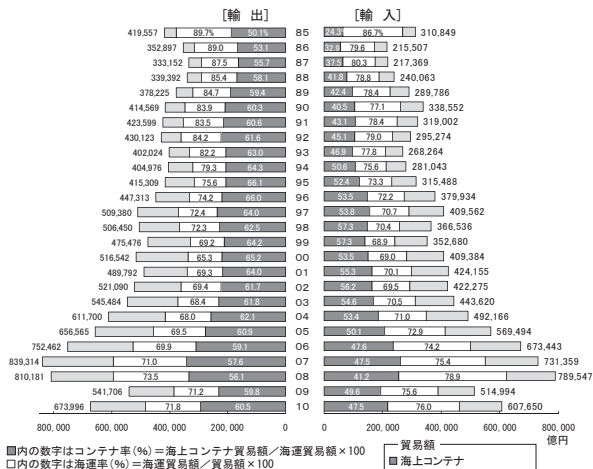
※貨物量の見通しは今後の港湾分科会での審議等により変更することがある。

5. 海上貿易の現況

(1) 世界と日本の海上荷動量の推移 (トンベース)



(2) 輸送機関別の貿易額の推移



(3) 輸送機関別の特殊商品別貿易額 (2010年)

●輸 出

(単位: 百万円)

特殊商品	全体		航空		海上コンテナ		海上バルク	
	金額	前年比	金額	機関比	金額	機関比	金額	機関比
食 料 品 及 び 直 接 消 費 財	383,182	11.8%	43,609	11.4%	315,442	82.3%	24,131	6.3%
工 業 用 原 料	16,862,403	21.7%	2,517,710	14.9%	8,698,971	51.6%	5,645,723	33.5%
粗原料	924,949	14.2%	42,411	4.6%	573,463	62.0%	309,075	33.4%
鉱物性燃料	1,161,171	17.1%	6,597	0.6%	120,059	10.3%	1,034,515	89.1%
化学工業生産品	6,729,712	19.7%	1,609,352	23.9%	4,097,512	60.9%	1,022,849	15.2%
金属	5,014,980	27.1%	305,498	6.1%	1,508,367	30.1%	3,201,115	63.8%
繊維品	585,808	9.1%	80,683	13.8%	503,522	86.0%	1,603	0.3%
資 本 財	35,511,514	26.5%	12,111,113	34.1%	17,643,867	49.7%	5,756,534	16.2%
一般機械	13,330,275	37.7%	2,532,001	19.0%	8,616,878	64.6%	2,181,396	16.4%
電気機器	11,895,147	17.5%	7,790,621	65.5%	3,827,307	32.2%	277,220	2.3%
輸送機器	7,556,061	23.1%	127,980	1.7%	4,169,979	55.2%	3,258,102	43.1%
非 耐 久 消 費 財	449,365	6.9%	119,964	26.7%	325,851	72.5%	3,550	0.8%
繊維製品	70,612	▲1.6%	28,101	39.8%	41,971	59.4%	539	0.8%
耐 久 消 費 財	10,048,644	28.9%	866,684	8.6%	1,592,745	15.9%	7,588,735	75.5%
家庭用品	59,721	13.5%	5,472	9.2%	51,466	86.2%	2,784	4.7%
家庭用電気機器	110,126	12.0%	24,610	22.3%	84,977	77.2%	540	0.5%
乗用車	7,898,017	36.2%	10,503	0.1%	314,404	4.0%	7,573,110	95.9%
二輪自動車類・自転車類	418,990	▲4.0%	10,379	2.5%	408,224	97.4%	386	0.1%
がん具・楽器類	643,869	▲8.4%	360,582	56.0%	280,480	43.6%	2,807	0.4%
そ の 他	4,144,998	12.2%	3,368,938	81.3%	679,471	16.4%	96,589	2.3%
合 計	67,399,627	24.4%	19,028,019	28.2%	29,256,346	43.4%	19,115,262	28.4%

●輸 入

(単位: 百万円)

特殊商品	全体		航空		海上コンテナ		海上バルク	
	金額	前年比	金額	機関比	金額	機関比	金額	機関比
食 料 品 及 び 直 接 消 費 財	5,166,462	4.7%	211,326	4.1%	3,694,366	71.5%	1,260,770	24.4%
工 業 用 原 料	31,818,009	24.7%	3,256,125	10.2%	6,405,131	20.1%	22,156,752	69.6%
粗原料	4,313,299	44.8%	81,557	1.9%	1,143,152	26.5%	3,088,590	71.6%
鉱物性燃料	17,397,958	22.5%	1,463	0.0%	27,547	0.2%	17,368,948	99.8%
化学工業生産品	5,160,133	17.6%	2,309,810	44.8%	2,423,854	47.0%	426,469	8.3%
金属	2,374,568	56.6%	547,556	23.1%	1,070,166	45.1%	756,846	31.9%
繊維品	489,795	▲2.1%	41,105	8.4%	447,882	91.4%	809	0.2%
資 本 財	14,316,260	19.2%	8,246,116	57.6%	5,855,986	40.9%	214,158	1.5%
一般機械	4,884,805	14.1%	2,133,811	43.7%	2,635,807	54.0%	115,187	2.4%
電気機器	7,281,643	25.6%	4,887,543	67.1%	2,367,756	32.5%	26,343	0.4%
輸送機器	1,048,658	6.2%	419,338	40.0%	560,952	53.5%	68,368	6.5%
非 耐 久 消 費 財	3,918,382	▲0.0%	815,321	20.8%	3,099,547	79.1%	3,514	0.1%
繊維製品	2,457,655	▲0.8%	464,473	18.9%	1,991,336	81.0%	1,846	0.1%
耐 久 消 費 財	3,998,237	7.9%	944,513	23.6%	2,515,503	62.9%	538,221	13.5%
家庭用品	140,279	2.0%	9,659	6.9%	130,519	93.0%	101	0.1%
家庭用電気機器	761,030	16.2%	169,668	22.3%	591,210	77.7%	152	0.0%
乗用車	563,307	31.9%	16,194	2.9%	20,400	3.6%	526,713	93.5%
二輪自動車類・自転車類	154,871	▲5.8%	9,746	6.3%	144,935	93.6%	189	0.1%
がん具・楽器類	524,159	▲13.6%	80,444	15.3%	442,128	84.3%	1,587	0.3%
そ の 他	1,547,606	9.4%	1,122,447	72.5%	357,732	23.1%	67,428	4.4%
合 計	60,764,957	18.0%	14,595,848	24.0%	21,928,265	36.1%	24,240,844	39.9%

出典: 財務省「貿易統計」より国土交通省港湾局作成

(4) 主な港湾・空港の貿易額の推移

(単位: 百万円)

港名	年	1990	1995	2000	2005	2006	2007	2008	2009	2010
函館	輸出	5,464	12,930	6,896	13,008	14,453	20,796	21,097	23,060	31,759
	輸入	16,127	11,861	10,458	18,448	15,273	26,560	26,572	12,550	13,904
千葉	輸出	653,005	507,568	817,105	1,134,257	1,270,635	1,465,691	1,693,068	868,805	1,068,308
	輸入	1,969,295	1,523,901	1,885,782	3,158,023	3,808,957	4,055,703	5,158,983	2,648,098	3,345,978
京浜 (東京)	輸出	5,161,522	4,209,857	4,491,743	4,686,817	5,027,171	5,578,841	5,369,281	3,645,548	4,606,841
	輸入	3,859,282	3,995,551	4,439,425	6,129,297	6,985,769	7,668,414	8,009,108	6,649,965	7,527,309
京浜 (横浜)	輸出	6,758,774	7,029,266	6,108,719	7,151,599	7,797,950	8,693,500	8,695,587	5,507,985	7,102,629
	輸入	3,194,160	2,870,366	2,853,460	3,345,573	3,868,840	4,083,435	4,298,882	2,743,862	3,233,337
京浜 (川崎)	輸出	673,182	543,077	615,096	1,071,316	1,257,398	1,389,699	1,534,274	1,016,041	1,201,600
	輸入	1,098,057	782,979	1,228,565	1,879,907	2,282,464	2,463,182	3,160,907	1,837,380	2,171,106
清水	輸出	1,316,077	1,335,334	1,743,427	2,140,441	2,254,702	2,302,364	1,952,719	1,197,692	1,454,865
	輸入	411,623	465,426	490,698	671,809	789,855	872,631	857,013	578,284	669,078
三河	輸出	-	731,762	1,876,952	2,545,974	3,325,135	3,580,396	2,937,482	1,412,735	1,676,113
	輸入	-	348,551	376,042	480,354	547,179	509,052	502,959	316,281	352,906
名古屋	輸出	4,802,624	5,662,973	6,431,866	8,729,761	10,299,136	11,709,656	11,083,130	6,766,541	8,939,817
	輸入	2,277,068	2,069,006	2,487,285	3,608,774	4,568,594	5,038,951	5,277,042	3,210,935	3,770,494
四日市	輸出	706,542	728,109	599,474	966,552	1,192,559	1,538,715	1,561,869	1,002,407	1,131,435
	輸入	681,095	424,349	712,497	1,192,327	1,490,056	1,672,932	2,077,421	1,111,506	1,333,143
阪神 (大阪)	輸出	2,047,964	2,280,357	1,600,425	2,519,527	2,942,507	3,402,243	3,489,529	2,676,732	3,256,276
	輸入	1,762,314	2,214,163	2,427,899	3,406,987	3,881,016	4,342,100	4,131,405	3,269,317	3,761,995
阪神 (堺)	輸出	121,084	176,455	148,794	295,922	370,975	466,313	563,874	306,129	401,649
	輸入	680,025	534,214	704,170	1,095,556	1,385,505	1,380,562	1,773,552	888,256	1,214,047
阪神 (神戸)	輸出	5,353,806	2,889,699	4,108,846	5,164,086	5,745,687	6,222,415	6,107,770	4,240,176	5,154,312
	輸入	2,616,093	1,450,035	2,023,458	2,454,447	2,674,651	2,998,694	3,072,621	2,246,937	2,404,205
姫路	輸出	117,598	136,517	116,670	165,594	194,938	231,478	260,184	160,950	207,084
	輸入	364,607	217,697	260,421	229,086	323,594	340,509	503,438	274,536	340,098
水島	輸出	-	343,657	417,352	787,564	945,128	1,204,282	1,384,405	744,068	944,663
	輸入	-	422,510	555,877	1,196,269	1,527,275	1,697,563	2,298,340	1,051,944	1,296,543
徳山下松	輸出	130,801	183,759	175,582	361,045	396,545	468,952	464,221	375,050	412,112
	輸入	154,403	150,680	240,793	542,479	628,768	777,228	865,195	467,813	576,035
関門 (門司)	輸出	309,576	474,594	365,584	518,934	559,103	576,985	696,492	483,275	665,082
	輸入	276,694	390,459	400,729	492,088	598,622	720,154	748,404	456,648	599,274
博多	輸出	-	381,851	455,232	922,889	1,130,981	1,548,568	1,660,071	1,169,495	1,434,674
	輸入	-	326,316	453,872	669,433	823,262	919,269	895,408	684,772	719,154
長崎	輸出	155,356	139,817	148,092	129,311	209,245	211,197	227,978	248,210	217,007
	輸入	19,808	37,265	33,974	43,440	52,377	56,021	75,682	38,628	48,379
那覇	輸出	35,415	33,494	21,411	66,252	106,086	50,224	74,008	42,286	52,538
	輸入	142,177	93,229	108,087	168,033	196,277	163,224	225,305	138,606	175,322
成田国際 【含む羽田】	輸出	4,750,185	6,260,973	10,009,448	10,640,620	11,979,523	12,935,385	11,278,372	8,397,416	10,424,927
	輸入	5,415,489	6,056,179	9,536,512	11,019,563	11,819,662	12,667,474	11,466,387	8,578,438	9,984,032

出典: 財務省「貿易統計」より国土交通省港湾局作成

- (注) 1. 20万円以下の少額貨物及び見本品、旅客用品、興業用品、反復使用のコンテナ等は除く。
 2. 輸出はF.O.B価格、輸入はC.I.F価格による。
 3. 港名は関税法施行令に定める開港・税関空港名とし、長崎三重式見を長崎とする。
 () 内は税関官署名である。
 4. 成田国際【含む羽田】は、東京税関東京航空貨物出張所の貿易額も含む。

(5) 港湾・空港別貿易額ランキング (2010年)

(単位: 百万円)

順位		港湾・空港名	総貿易額	輸出額	輸入額
1	(1)	成田国際空港 ※1	20,210,521	10,341,174	9,869,347
2	(3)	名古屋	12,710,311	8,939,817	3,770,494
3	(2)	京浜【東京】	12,134,149	4,606,841	7,527,309
4	(4)	京浜【横浜】	10,335,966	7,102,629	3,233,337
5	(5)	阪神【神戸】	7,558,517	5,154,312	2,404,205
6	(6)	阪神【大阪】	7,018,271	3,256,276	3,761,995
7	(7)	関西国際空港	6,966,214	4,262,261	2,703,953
8	(8)	千葉	4,414,286	1,068,308	3,345,978
9	(9)	京浜【川崎】	3,372,707	1,201,600	2,171,106
10	(10)	四日市	2,464,578	1,131,435	1,333,143
11	(12)	水島	2,241,206	944,663	1,296,543
12	(11)	博多	2,153,828	1,434,674	719,154
13	(13)	清水	2,123,942	1,454,865	669,078
14	(14)	三河	2,029,019	1,676,113	352,906
15	(15)	関門【門司・戸畑】	1,870,250	1,038,465	831,785
16	(16)	大分 ※2	1,834,542	622,695	1,211,847
17	(19)	阪神【堺】	1,615,695	401,649	1,214,047
18	(17)	鹿島	1,396,389	350,020	1,046,369
19	(18)	中部国際空港	1,366,167	740,341	625,825
20	(20)	鹿児島 ※3	1,246,906	3,257	1,243,649
21	(21)	広島	1,178,161	949,508	228,653
22	(25)	木更津	1,099,880	295,596	804,284
23	(23)	徳山下松	988,148	412,112	576,035
24	(24)	福岡空港	955,545	606,924	348,622
25	(22)	和歌山下津	947,613	436,142	511,471
26	(26)	福山	896,763	467,096	429,667
27	(28)	関門【下関】	842,895	603,629	239,266
28	(27)	仙台塩釜	772,852	298,790	474,062
29	(31)	新居浜	683,760	298,393	385,367
30	(41)	荏田	675,929	655,582	20,347

出典: 財務省「貿易統計 (2010年)」より国土交通省港湾局計画課作成

() 内は2009年の順位

(注) 港湾・空港名は関税法施行令に定める開港・税関空港名である。【 】内は税関官署名である。

※1 成田税関支署、成田南部航空貨物出張所、東京航空貨物出張所を合計し成田国際空港とする。

※2 大分は大分、中津、佐賀関を合計した値である。

※3 鹿児島は鹿児島、喜入を合計した値である。

6. 港湾施設の現況

(1) わが国の主な国際海上コンテナターミナル一覧

(2011年4月現在)

港湾名	施設名	バース整備方式 公社／公共	岸壁供用水深 (m)	岸壁延長 (m)
東京	大井コンテナふ頭	1号 公社	15	330
	"	2号 公社	15	330
	"	3号 公社	15	354
	"	4号 公共	15	330
	"	5号 公共	15	330
	"	6号 公共	15	330
	"	7号 公社	15	350
	青海コンテナふ頭	0号 公共	13	260
	"	1号 公共	13	260
	"	2号 公共	15	350
	"	3号 公社	15	350
	"	4号 公社	15	350
横浜	本牧ふ頭	A-5 公社	12	300
	"	A-6 公社	12	300
	"	C-1 公共	13	300
	"	C-2 公共	13	300
	"	C-3 公共	13	300
	"	BC-1 公共	16	350
	"	D-1 公共	13	400
	"	D-4 公社	14	350
	"	D-5 公共	15	350
	大黒ふ頭	C-3 公社	15	350
	"	C-4 公社	15	350
	"	T-9 公共	12	240
	南本牧ふ頭	MC-1 公共	16	350
	"	MC-2 公社	16	350
川崎	川崎コンテナふ頭	1号 公共	14	350
名古屋	名古屋コンテナふ頭	R1 株式会社	12	350
	"	R2 株式会社	12	300
	"	R3 株式会社	12	250
	飛鳥ふ頭南	93号 公共	15	350
	"	94号 公共	15	350
	飛鳥ふ頭南側	TS1 公共	16	400
	"	TS2 公共	16	350
	鍋田ふ頭	T1 公社	14	350
	"	T2 公社	14	350
四日市	霞ヶ浦南ふ頭	W26 公共	12	250
	霞ヶ浦北ふ頭	W80 公共	14	330
大阪	南港	C1 公社	13	350
	"	C2 公社	13	350
	"	C3 公社	13	350
	"	C4 公社	13	350
	"	C8 公社	14	350
	"	C9 公共	13	350
	夢洲	C10 公共	15	350
	"	C11 公社	15	350
	"	C12 公共	16	400
神戸	ポートアイランド (第2期)	PC-13 公共	15	350
	"	PC-14 公社	15	350
	"	PC-15N 公社	15	350
	"	PC-15E 公社	15	350
	"	PC-16 公社	15	350
	"	PC-17 公社	15	350
	"	PC-18S 公共	15	350
	"	PC-18E 公共	16	400
	"	RC-4 公社	14	440
	"	RC-5 公社	14	440
	"	RC-6 公社	14	350
	"	RC-7 公共	14	350
博多	香椎パークポート	1号 公共	13	300
	"	2号 公共	13	300
	アイランドシティ	C1 公共	14	330
	"	C2 公共	15	350
北九州	響灘西	5号 公共	15	350
	"	6号 公共	15	350

資料：国土交通省港湾局計画課調べ

(2) 諸外国の主なコンテナターミナル一覧

国名	港湾名	バース数	岸壁水深 (m)	岸壁延長 (m)	ガントリークレーン 設置数(基)	ターミナル面積 (ha)	コンテナ搬出能力 (TEU)
ドイツ	ハンブルグ						
	• HHLA Container Terminal Burchardkai	10	-12.6 ~ -16.5	2,850	25	160.0	16,100
フランス	• Container-Terminal Altenwerder	4	-16.7	1,400	15	99.2	35,000
	ダンケルク						
ギリシャ	• Nord France Terminal International	1	-17.5	1,280	6	49.0	5,000
スペイン	ビレウス						
	• Venizelos Container Terminal	9	-11.5 ~ -16.5	3,100	14	90.0	30,500
	アルヘシラス						
	• APM Terminal	2	-9.0 ~ -16.0	1,491	21	60.5	12,902
	• Outer Isla Verde Container Terminal	2	-17.5 ~ -18.5	1,200	8	30.0	...
	バルセロナ						
	• Terminal Muelle Sur	2	-16.0	1,380	13	57.6	10,370
	ビルバオ						
	• Abra Terminales Maritimas	2	-21.0	1,500	9	49.3	20,286
	マラガ						
	• Terminal del Sudeste	2	-16.0	723	5	40.0	13,680
	バレンシア						
	• MSC Terminal Valencia	1	-16.0	770	8	35.0	24,000
	• Terminal Muelle de Levante	2	-16.0	1,675	6	37.0	...
	Valencia Public Container Terminal	2	-16.0	1,780	18	106.0	80,484
	カナリヤ諸島						
ベルギー	• Leon y Castillo Dock	1	-11.0 ~ -18.0	1,790	10	42.2	43,040
	アントワープ						
	• Antwerp Gateway Deurganck Dock Berths 1700-1718	4	-17.0	2,000	6	126.0	6,071
	ゼーブリュッヘ						
	• APM Terminals Zeebrugge	1	-16.0	900	7	48.0	...
	Belgian New Fruit Wharf	3	-16.0	1,180		28.0	5,500
オランダ	• Flanders Cold Centre	3	-16.0	1,180	...	13.7	5,500
	ロッテルダム						
	• APM Terminals Rotterdam	1	-16.0	1,600	12	93.0	33,000
	ECT Delta Terminal	1	-16.6	3,400	36	272.0	...
	ECT Euromax Terminal	...	-19.6	1,500	12	84.0	...
	アムステルダム						
イタリア	• Amsterdam Container Terminals	3	-15.0 ~ -20.0	1,015	9	54.2	...
	カリブリア						
	• Cagliari InterNational Container Terminal	1	-16.0	1,520	7	40.0	24,000
	トリエステ						
米 国	• Molo Vili Container Terminal	2	-16.0 ~ -18.0	1,420	7	40.0	16,000
	ロサンゼルス						
	• APM Terminal / Pier 400	6	-16.0	2,192	18	196.0	54,000
	TraPac Terminal	5	-10.7 ~ -16.2	1,234	11	70.0	25,000
カナダ	ロングビーチ						
	• ITS Terminal-Pier J	9	-11.0 ~ -16.8	1,524	8	92.3	3,487
	バンクーバー						
	• Centam	6	-12.4 ~ -20.0	1,588	4	29.1	12,000
	ベリファックス						
	• Fairview Cove Container Terminal	2	-16.7	660	6	28.0	9,000
シンガポール	プリンスルパート						
	• Fairview Container Terminal	3	-17.0	360	3	23.5	11,800
	シンガポール						
	• Pasir Panjang Terminal	23	-16.0	7,900	...	335.0	...
中国	ジュロン						
	• Container Terminal	5	11.0 ~ -16.7	1,300	14	...	33,438
	赤 湾 (CHIWAN)						
	• Container Terminal	9	-14.5 ~ -16.0	3,400	37	125.0	123,744
	大 連 (DALIAN)						
	• Dalian Port Container Terminal	4	13.5 ~ -16.0	1,380	10	64.1	4,902
	福 州 (FUZHOU)						
	• Fuzhou International Container Terminal	3	-14.0 ~ -16.0	983	7	101.0	60,000
	青 島 (QINGDAO)						
	• QINGDAO	5	-10.5 ~ -17.5	2,600	14	78.6	96,000
	Qianwan Container Terminal	8	-14.5 ~ -17.5	2,500	31	35.0	48,872
	上 海						
	• Yangshan Deepwater Port	1	-16.0	1,600	34	240.0	150,000
	蛇 口 (SHEKOU)						
	• Container Terminal	8	-14.0 ~ -18.0	3,005	24	106.1	97,473
	天 津 (TIANJIN)						
	• Container Terminal	4	-12.0 ~ -16.0	1,222	14	80.0	28,350
	Tianjin Port Alliance International Container Terminal	4	-16.0	1,100	11	63.0	79,012
	塩 田 (YANTIAN)						
	• Container Terminal	9	-15.0 ~ -16.0	4,549	...	118.0	64,000
韓 国	釜 山 (BUSAN)						
	• Korea Express Busan Container Terminal	5	-14.0 ~ -16.0	1,500	11	101.2	63,000
	Pusan New Port Terminal	9	-17.0	3,200	18	116.5	132,522
	光 陽 (GWANGYANG)						
	• Dongbu Gwangyang Container Terminal	1	-16.0	350	2	21.0	13,364
	Hutchinson Gwangyang Container Terminal	1	-16.0	350	2	21.0	11,949
タ イ	Korea International Terminals	7	-12.0 ~ -16.0	1,950	4	32.3	58,860
	レムチャバン						
	• LAEM CHABANG	13	-16.0	5,600	29	244.6	...
	HLT Terminal C1/C2	6	-16.0	1,200	12	54.0	47,160
	LCIT Terminal B5 & C3	2	-14.0 ~ -16.0	900	8	40.7	6,365

出典：CONTAINERISATION INTERNATIONAL YEARBOOK 2011
注：「...」欄は不明。

(3) わが国の主な客船ターミナル一覧

港湾名	施設名等	供用水深(m)	延長(m)	バース数	対象船型(GT)
室蘭	入江地区 中央ふ頭	-9.0	240	1	20,000
小樽	第3号ふ頭 16番岸壁	-10.0	194	1	13,000
	第3号ふ頭 17番岸壁	-9.0	167	1	9,000
紋別	港南地区	-7.5	220	1	15,000
青森	新中央ふ頭	-10.0	280	1	30,000
茨城(大洗)	第4ふ頭岸壁	-8.0	240	1	16,000
東京	晴海ふ頭 K、L	-10.0	456	2	20,000
〃	竹芝ふ頭 N〜P	-7.5	465	3	5,000
横浜	大さん橋ふ頭 A、B	-12.0	450	2	30,000
〃	大さん橋ふ頭 C	-11.0	350	1	30,000
〃	大さん橋ふ頭 D	-10.0	100	1	30,000
伏木富山	新湊地区海王岸壁	-7.5	220	1	15,000
金沢	無量寺岸壁	-7.5	240	1	25,000
名古屋	ガーデンふ頭 2号・3号岸壁	-10.0	395	2	20,000
和歌山下津	乗種畑	-10.0	280	1	30,000
舞鶴	西港地区第3ふ頭	-10.0	185	1	30,000
大阪	天保山岸壁 3	-10.0	370	1	115,000
	中央突堤北	-11.0	210	1	10,000
	鶴浜岸壁	-10.0	280	1	30,000
神戸	新港第一突堤(東)	-7.5	190	1	10,000
〃	〃(西)	-7.5	190	1	10,000
〃	新港第四突堤(東)	-12.0	417	1	50,000〜60,000
〃	〃	-10.0	227	1	15,000〜30,000
〃	中突堤(西)	-9.0	260	1	30,000
〃	ポートアイランド	-9.0	680	2	70,000
宇野	宇野地区(第一突堤)	-10.0	280	1	30,000
高松	玉藻地区	-10.0	310	1	20,000
下関	東港あるかばーと岸壁	-12.0	300	1	50,000
北九州	西海岸埠頭門司1号岸壁	-11.0	210	1	30,000
博多	中央埠頭西-10m1号岸壁	-10.0	270	1	70,000
	博多ふ頭	-7.5	127	1	2,000
長崎	松ヶ枝岸壁	-12.0	360	1	100,000
〃	常盤・出島埠頭-10岸壁	-10.0	225	1	20,000
福江	大波止埠頭-7.5m	-7.5	270	1	20,000
郷ノ浦	郷ノ浦埠頭郷ノ浦岸壁-7.5m	-7.5	220	1	15,000
別府	別府第三埠頭-12m岸壁	-12.0	275	1	50,000
宮崎	西地区第11号岸壁	-9.0	300	1	50,000
佐世保	三浦地区	-7.5	220	1	15,000
三角	森崎地区	-7.5	220	1	15,000
志布志	若浜地区	-7.5	220	1	15,000
鹿児島	中央地区マリポート岸壁	-9.0	340	1	70,000
名瀬	長浜地区観光船岸壁	-10.0	280	1	30,000
西之表	中央ふ頭-9m岸壁	-9.0	180	1	10,000
那覇	泊ふ頭地区	-10.0	340	1	70,000

出典：国土交通省港湾局計画課調べ。

(注) 港湾計画上で旅客船埠頭計画に位置づけられている水深7.5m以深の旅客船ターミナルについて記載

7. 港湾運送

(1) 港湾運送事業の許可数及び事業者数

●運輸局別港湾運送事業の許可数及び事業者数（平成21年度）

（検数・鑑定・検量事業を除く）

（平成22年3月末日現在）

区分 運輸局	事業者数 (支店算入)	許 可 数							
		一般	港 湾 荷 役				はしけ	いかだ	合計
			船内	沿岸	一貫	小計			
北海道	40	24	21	30	4	55	2	1	82
東北	28	25	5	7	9	21	0	0	46
北陸信越	24	15	11	18	1	30	6	10	61
関東	322	167	41	103	54	198	54	5	424
中部	102	69	18	45	23	86	8	4	167
近畿	184	87	10	83	22	115	38	5	245
神戸	150	70	11	69	27	107	18	1	196
中国	130	51	30	75	23	128	13	11	203
四国	58	19	21	50	5	76	2	4	101
九州	167	65	12	57	68	137	13	2	217
沖縄	14	14	0	0	0	0	0	0	14
合計	1,219	606	180	537	236	953	154	43	1,756

出典：国土交通省港湾局港湾経済課調べ

(注) 「一般」：「一般港湾運送事業」

「船内」：「港湾荷役事業（船内荷役限定）」

「沿岸」：「港湾荷役事業（沿岸荷役限定）」

「一貫」：「港湾荷役事業」

「はしけ」：「はしけ運送事業」

「いかだ」：「いかだ運送事業」

●港湾別港湾運送事業の許可数及び事業者数（平成21年度）

（検数・鑑定・検量事業を除く）

（平成22年3月末日現在）

業 種			5 大 港						その他港	合計
			京浜	名古屋	大阪	神戸	関門	小計		
許可数	一般港湾運送	無限定・条件なし	38	12	24	16	12	102	186	288
		海	39	6	27	21	1	94	1	95
		新 海	23	5	2	13	0	43	3	46
		い か	1	0	2	0	0	3	1	4
		そ の 他	17	8	19	8	5	57	116	173
	小 計		118	31	74	58	18	299	307	606
	単独事業	港 湾 荷 役 事 業	113	37	86	59	35	330	623	953
		うち船内	19	2	6	2	2	31	149	180
		うち沿岸	61	23	65	42	15	206	331	537
		うち一貫	33	12	15	15	18	93	143	236
		はしけ運送事業	46	4	34	13	7	104	50	154
		いかだ運送事業	4	1	2	1	2	10	33	43
		小 計	163	42	122	73	44	444	706	1,150
	合 計		281	73	196	131	62	743	1,013	1,756
	事業者数(支店算入)		224	52	155	105	47	583	636	1,219
	純 事 業 者 数									908

出典：国土交通省港湾局港湾経済課調べ

(2) 港湾運送量の推移

(単位：百万トン)

区分 年	港湾取扱 貨物量		港湾運送量							
	全国 (10年=100)	5大港 (10年=100)	船舶積卸量		はしけ運送量		沿岸荷役量		いかだ運送量	
			全国 (10年=100)	5大港 (10年=100)	全国 (10年=100)	5大港 (10年=100)	全国 (10年=100)	5大港 (10年=100)	全国 (10年=100)	5大港 (10年=100)
2	3,253 (103)	886 (111)	1,047 (96)	458 (96)	26 (186)	19 (211)	755 (98)	357 (103)	15 (300)	6 (300)
3	3,319 (105)	907 (114)	1,077 (99)	471 (99)	25 (179)	18 (200)	787 (103)	369 (106)	15 (300)	5 (250)
4	3,293 (104)	882 (111)	1,055 (97)	471 (99)	22 (157)	16 (178)	768 (100)	364 (105)	13 (260)	4 (200)
5	3,267 (103)	868 (109)	1,055 (97)	474 (99)	22 (157)	15 (167)	759 (99)	360 (104)	10 (200)	3 (150)
6	3,399 (107)	886 (111)	1,106 (102)	495 (104)	20 (143)	13 (144)	783 (102)	368 (106)	9 (180)	3 (150)
7	3,418 (108)	867 (109)	1,122 (103)	493 (103)	19 (136)	13 (144)	785 (102)	354 (102)	8 (160)	2 (33)
8	3,465 (109)	894 (112)	1,148 (106)	503 (105)	18 (129)	12 (133)	802 (105)	361 (104)	8 (160)	2 (100)
9	3,465 (109)	902 (113)	1,160 (107)	503 (105)	17 (121)	11 (122)	812 (106)	363 (105)	7 (140)	2 (100)
10	3,165 (100)	797 (100)	1,088 (100)	477 (100)	14 (100)	9 (100)	767 (100)	347 (100)	5 (100)	2 (100)
11	3,087 (98)	767 (96)	1,136 (104)	500 (105)	13 (93)	8 (89)	803 (105)	364 (105)	5 (100)	2 (100)
12	3,183 (101)	808 (101)	1,195 (110)	525 (110)	13 (93)	7 (78)	831 (108)	373 (107)	4 (80)	1 (50)
13	3,094 (98)	780 (98)	1,167 (107)	509 (107)	11 (79)	7 (78)	807 (105)	358 (103)	3 (60)	1 (50)
14	3,067 (97)	778 (98)	1,232 (113)	543 (114)	11 (79)	7 (78)	847 (110)	380 (110)	3 (60)	1 (50)
15	3,100 (98)	815 (102)	1,280 (118)	569 (119)	11 (79)	7 (78)	870 (113)	389 (112)	2 (40)	1 (50)
16	3,168 (100)	849 (107)	1,342 (123)	604 (127)	11 (79)	7 (78)	900 (117)	406 (117)	3 (60)	1 (50)
17	3,170 (100)	874 (110)	1,353 (124)	616 (129)	12 (86)	7 (78)	913 (119)	408 (118)	2 (40)	1 (50)
18	3,201 (101)	913 (115)	1,411 (130)	656 (138)	13 (93)	9 (100)	949 (124)	431 (124)	2 (40)	1 (50)
19	3,215 (102)	928 (116)	1,463 (134)	677 (142)	16 (114)	11 (122)	976 (127)	440 (127)	1 (20)	1 (50)
20	3,146 (99)	917 (115)	1,359 (125)	628 (132)	16 (114)	11 (122)	899 (117)	408 (118)	1 (20)	1 (50)
21	2,634 (83)	747 (94)	1,234 (113)	576 (121)	15 (107)	11 (122)	826 (108)	383 (110)	0 (0)	0 (0)

出典：国土交通省港湾局港湾経済課調べ

注) 1. 港湾取扱貨物量は、国土交通省総合政策局情報管理部「港湾統計」(暦年)による。

その調査対象港湾(平成21年)は、819港である。

5大港は、東京、横浜、川崎、名古屋、大阪、堺泉北、神戸、下関、北九州港の合計とした。

2. 港湾運送量の全国欄は、指定港湾(港湾運送事業法適用対象港湾、平成21年度末93港)実績である。

(3) 港湾労働

常用労働者数（全国・5大港・運輸局別）

平成21年度月間平均

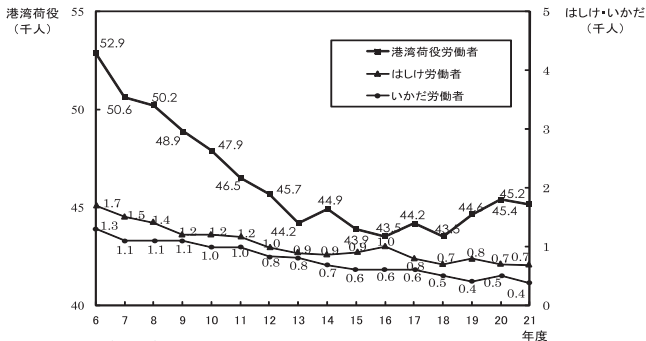
（単位：人）

港湾名		現場職員	労働者			小計	総計
			港湾荷役労働者	はしけ労働者	いかだ労働者		
京浜	東京	778	4,553	27	2	4,582	5,359
	川崎	90	1,021	2	0	1,023	1,113
	横浜	864	4,074	150	0	4,224	5,089
	小計	1,732	9,648	179	2	9,829	11,561
名古屋	名古屋	595	3,729	37	91	3,857	4,452
	大阪	770	4,992	86	2	5,080	5,850
	神戸	861	4,031	104	0	4,136	4,997
	小計	367	2,914	22	2	2,938	3,304
計 5 港		4,325	25,315	428	97	25,840	30,164
計 8 8 港		2,333	19,844	255	284	20,383	22,716
全国 93 港		6,658	45,159	683	382	46,223	52,881
北海道	道北	140	1,496	7	12	1,515	1,654
	道東	176	1,739	5	19	1,763	1,939
	道南	116	1,062	13	71	1,146	1,262
	小計	2,121	12,959	229	7	13,195	15,316
北陸	越前	927	6,139	44	132	6,315	7,242
	福井	1,063	5,980	95	15	6,090	7,153
	石川	951	5,125	117	0	5,242	6,193
	小計	251	2,331	71	46	2,448	2,699
中部	岐阜	109	1,173	9	30	1,212	1,321
	愛知	680	6,684	92	50	6,826	7,507
	三重	124	472	0	0	472	596
	小計	913	8,329	101	80	8,512	9,724

出典：国土交通省港湾局港湾経済課調べ

1. 常用労働者月間平均＝（平成21年度の各月末在籍人員の合計数）／12月
2. 現場職員とは、作業全般の企画に関する事務及び貨物の受取り又は引渡しに関する事務に従事する労働者をいう。
3. 端数処理のため一部合計値が一致しない箇所がある。

・常用労働者数（全国）の推移



出典：国土交通省港湾局港湾経済課調べ

(4) 営業倉庫の概要

(平成 21 年度)

倉庫類別 \ 区分		事業者数	所管面(容)積	入 庫 量	平均月末在庫量	年 間 回転数
普通倉庫	1～3類倉庫	4,152社	38,388千m ²	128,503千ト ^ン	18,591千ト ^ン	6.91回
	野 積 倉 庫	249社	3,977千m ²	20,678千ト ^ン	3,453千ト ^ン	5.99回
	貯蔵槽倉庫	144社	8,883千m ³	22,778千ト ^ン	2,979千ト ^ン	7.65回
	危険品 倉 庫	建 屋 249社	377千m ²	6,353千ト ^ン	3,264千ト ^ン	1.95回
		タンク 52社	9,083千m ³			
	冷 蔵 倉 庫	1,148社	24,404千m ³	14,793千ト ^ン	2,342千ト ^ン	6.32回
水 面 倉 庫		8社	1,817千m ²	292千m ³	96千m ³	3.04回

出典：国土交通省政策統括官付参事官（物流施設）室調べ。

(注) 1. 事業者数及び所管面(容)積は、平成 21 年度末現在。

2. 年間回転数＝入庫量÷平均月末在庫量。

3. 普通倉庫の総事業者数は 4,555 社である。

8. 港湾整備事業

(1) 港湾関係予算の推移

(単位：億円)

区分 \ 年度	H 19		H 20		H 21		H 22		H 23	
	事業費	国費	事業費	国費	事業費	国費	事業費	国費	事業費	国費
港湾整備事業	4,039	2,451	4,306	2,545	6,052	3,671	2,524	1,738	2,490	1,666
海岸事業	469	273	467	273	608	399	122	114	101	103
港湾関係災害復旧事業	38	30	100	80	20	17	24	20	15	13
小計	4,546	2,754	4,873	2,898	6,681	4,087	2,669	1,872	2,606	1,782
港湾機能施設整備事業	347	537	324	583	306	530	239	508	318	561
臨海部土地造成事業	625	475	468	452	452	438	375	595	510	794
合計	5,518	3,767	5,665	3,933	7,438	5,055	3,283	2,975	3,434	3,137

(注)1 港湾整備事業、海岸事業、港湾関係災害復旧事業の平成21年度までは実績額、平成22年度は見込額、平成23年度は計画額である。

2 港湾機能施設整備事業、臨海部土地造成事業の国費欄は起債額を示す。港湾機能施設整備事業の起債額には資本費平準化債を含み、臨海部土地造成事業の起債額には元利金債を含む。平成21年度までは実績額、平成22年度は見込額、平成23年度は当初計画額である。

3 上記の他、港湾関係民間連携事業の財政投融资（平成19年度：事業費177億円（国費61億円）、平成20年度：事業費148億円（国費57億円）がある。なお、当該財政投融资は日本政策投資銀行の民営化により平成21年度より廃止。

4 補助事業の一部を、平成22年度は社会資本整備総合交付金にて、平成23年度は社会資本整備総合交付金及び地域自主戦略交付金にて実施。

5 合計は四捨五入の関係で一致しない場合がある。

(2) 平成23年度港湾整備事業（当初）の概要

(単位：億円)

区 分	平成23年度予算額		平成22年度予算額		対前年度比
	事業費	国 費	事業費	国 費	国 費
国土交通省	2,338	1,523	2,241	1,507	1.01
港 湾 局	2,097	1,327	1,960	1,282	1.04
北 海 道 局	177	144	203	165	0.87
都市・地域整備局	65	51	79	60	0.85
(離 島)	49	37	60	43	0.84
(奄 美)	16	15	19	17	0.87
内 閣 府	152	144	157	148	0.97
沖 縄 振 興 局	152	144	157	148	0.97
合 計	2,490	1,666	2,399	1,655	1.01

注1) 合計は四捨五入の関係で一致しない場合がある。

「新成長戦略（平成22年6月18日閣議決定）」及び「国土交通省成長戦略（平成22年5月17日策定）」に基づき、重点的に取り組む分野にかかる予算の内訳

(単位：億円)

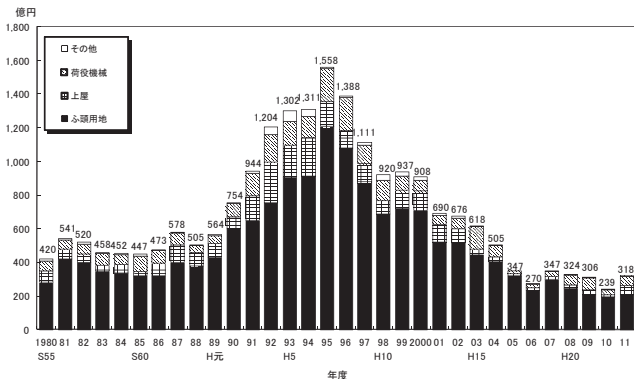
区 分	平成23年度 予 算 額	平成22年度 予 算 額	対前年度比
新成長戦略・国土交通省成長戦略 の実行	1,726 (1,128) 67.7%	1,376 (903) 54.6%	1.25 (1.25)
うち、国際コンテナ戦略港湾（阪 神港・京浜港）のハブ機能の強化 【元気な日本復活特別枠】	497 (316) 18.9%	253 (162) 9.8%	1.96 (1.95)
国民生活の安定・安全の確保	526 (420) 25.2%	725 (627) 37.9%	0.73 (0.67)
グリーンイノベーションの促進	238 (118) 7.1%	298 (124) 7.5%	0.80 (0.95)
合 計	2,490 (1,666)	2,399 (1,655)	1.04 (1.01)

注1) 数値の上段は事業費、中段（ ）は国費、下段はシェアを記す。なお、シェアは国費ベースである。

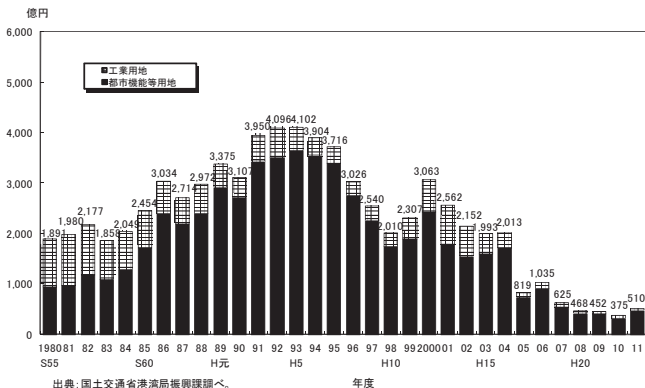
- 「新成長戦略・国土交通省成長戦略の実行」における平成23年度予算額には、元気な日本復活特別枠分を含む。
- 合計は四捨五入の関係で一致しない場合がある。

9. 港湾関係起債事業

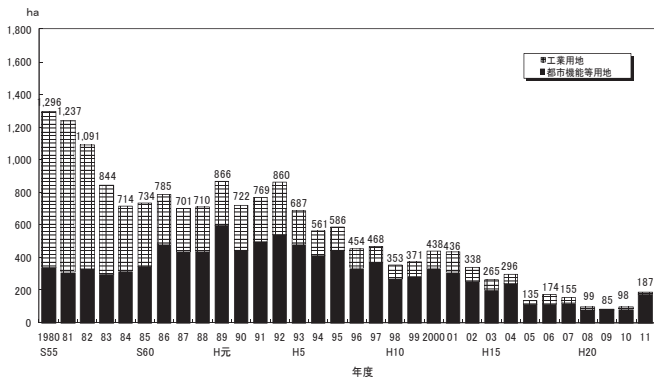
(1) 港湾機能施設整備事業費の推移



(2) 臨海部土地造成事業費の推移



(3) 臨海部土地造成面積の推移

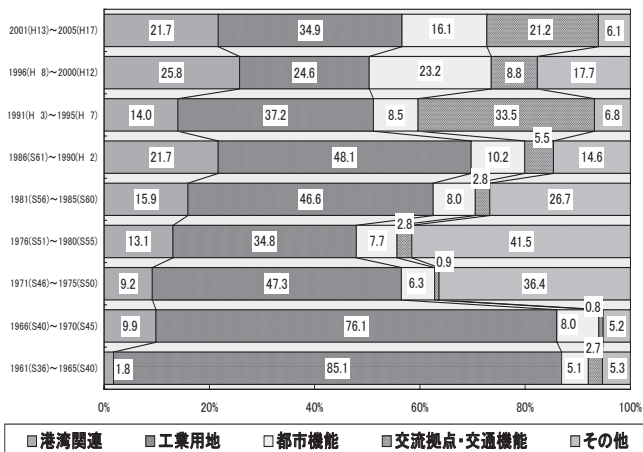


出典: 国土交通省港湾局振興課調べ。

(注) 1. 2009年度は実績面積、10年度は見込面積、11年度は当初計画面積である。

2. 転貸賃は除く。

(4) 港湾における新規造成地の利用形態

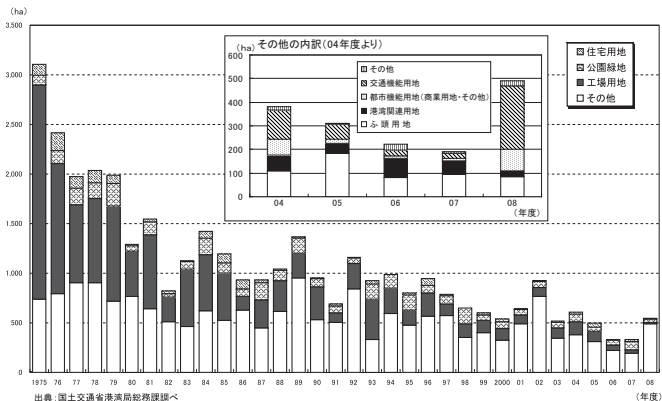


出典: 国土交通省港湾局振興課調べ。

注) 埋立地の利用形態別の面積比率

10. 造成地の現況

(1) わが国港湾で造成された埋立地面積の推移



(2) 港湾における用途別埋立地面積

(単位：ha、%)

区分 \ 用途	合 計	住宅用地	公園緑地	工場用地	その他
造成済みの埋立地 (1945年8月～2010年3月末)	74,068	2,936 4.0	4,130 5.6	37,886 51.2	29,117 39.3
現在造成中の埋立地 (2010年3月末)	6,758	177 2.6	1,583 23.4	1,261 18.7	3,737 55.3

出典：国土交通省港湾局総務課調べ。

(注) 1. 下段数値は対合計シェア。

2. 端数処理のため、内訳の和は必ずしも合計と一致しない。

(3) 主要ブロック別用途別埋立地面積

(単位：ha、%)

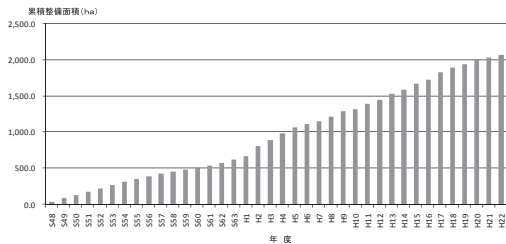
ブロック \ 用途		合 計	住宅用地	公園緑地	工場用地	その他
造成済	東 京 湾	14,442	1,154 8.0	1,075 7.4	6,286 43.5	5,927 41.0
	伊 勢 湾	7,619	27 0.4	535 7.0	4,336 56.9	2,721 35.7
	瀬 戸 内 海	25,733	779 3.0	1,373 5.3	14,570 56.6	9,011 35.0
造成中	東 京 湾	957	0 0	256 26.8	0 0	702 73.4
	伊 勢 湾	688	0 0	201 29.2	156 22.7	331 48.1
	瀬 戸 内 海	3,027	114 3.8	605 20.0	742 24.5	1,567 51.8

出典：国土交通省港湾局総務課調べ。

- (注) 1. 造成済の埋立期間は、1965年4月～2010年3月末。造成中は、2010年3月末現在。
2. 下段数値は対合計シェア。
3. 端数処理のため、内訳の和は必ずしも合計と一致しない。

11. 環境の現況

(1) 港湾緑地の整備面積の推移

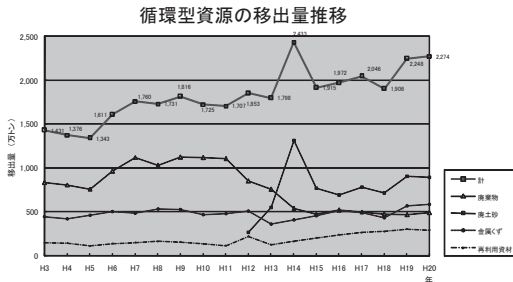


出典：国土交通省港湾局国際・環境課調べ

(2) 循環資源輸送の現状

① 国内循環資源輸送の現状

海上輸送による循環資源の取扱量は、広域的なりサイクルの普及に伴い増加の傾向にある。



出典：「港湾統計（年報）」より国土交通省港湾局国際・環境課作成

循環資源（廃棄物を含む）の輸送機関ごとの分担率

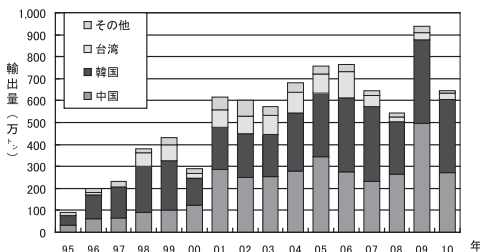
輸送方法	分担率
鉄道輸送	0.2%
トラック輸送	95.2%
海上輸送	4.6%

出典：平成17年第8回物流センサス「排出物の代表輸送機関流動量・流動ロット」より

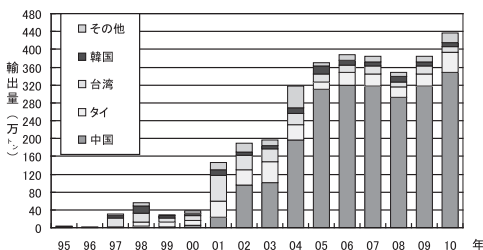
② 国際間の循環資源輸送の現状

近年のアジア経済の発展に伴う資源消費量は増大しており、循環資源の輸出は拡大傾向にある。

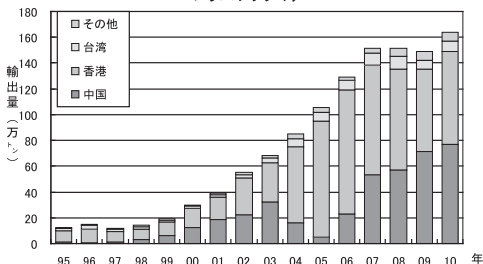
鉄鋼くず



古紙



プラスチックくず



出典：国土交通省港湾局国際・環境課調べ

(3) 廃棄物埋立護岸の整備状況(平成23年3月現在)

港 湾 名	地 区 名	護岸延長 (m)	受入面積 (千㎡)	受入期間	受入容量 (千㎡)	受入区分
東 京 湾		41,845.0	11,387.0		277,644	
千 葉	千 葉 南 部	1,320.0	171.0	S56～H6	1,600	管理型
	新 海 面	9,896.0	4,800.0	H9～	120,370	安定型、管理型
東 京	中防外その1	5,289.0	1,146.0	S58～H16	12,620	安定型
	中防外その2	6,617.0	1,993.0	S52～H23	71,240	管理型
川 崎	浮 島 2 期	3,682.7	730.0	H12～H61	18,600	安定型、管理型
	浮 島 1 期	2,878.0	925.0	S53～H15	15,780	安定型、管理型
横 浜	本 牧 D 突堤	3,098.0	642.0	S53～S59	12,520	安定型
	大 黒 II 期	5,276.3	588.0	S57～H4	18,460	安定型、管理型
	末 広	872.0	101.0	S57～S60	950	安定型
	南 本 牧	2,916.0	291.0	H29～H79	5,504	安定型、管理型
大 阪 湾		31,005.0	10,266.0		166,722	
大阪湾センター	尼崎西宮芦屋	4,286.0	1,130.0	H1～H23	15,782	安定型、管理型
	堺 泉 北	5,011.0	2,030.0	H3～H30	30,800	安定型、管理型
	大 阪	4,442.0	950.0	H21～H33	13,975	管理型
	神 戸	4,311.0	880.0	H13～H33	15,000	管理型
大 阪	北 港 北	5,881.0	2,036.0	S49～S62	28,550	安定型、管理型
	北 港 南	5,164.0	2,879.0	S60～H26	58,860	安定型、管理型
	尼崎西宮芦屋	1,910.0	361.0	S52～S59	3,755	安定型、管理型
国 際 拠 点 港 湾		57,285.5	12,309.7		124,443	
伏 木 富 山	新 湊	3,265.0	866.0	S59～H9	6,574	安定型、管理型
新 潟	西 港	1,421.3	239.7	H19～H24	2,100	安定型
清 水	三 保	1,442.0	260.0	S63～H34	2,600	安定型、管理型
名 古 屋	港 内	852.0	145.0	H24～H40	1,100	安定型、管理型
四 日 市	石 原	3,595.2	856.0	H5～H24	6,830	安定型、管理型
姫 路	中 島	1,540.0	141.0	H3～H18	1,534	安定型
	網 干 沖	1,639.0	284.0	H20～H30	2,938	安定型
水 島	玉 島	1,952.0	460.0	H22～H29	6,560	安定型
	玉 島	5,376.0	1,850.0	S63～H19	12,537	安定型
	水 島	1,360.0	215.0	S53～S54	710	安定型
広 島	五 日 市	5,697.0	986.0	S63～H20	15,042	安定型、管理型
	出 島	2,845.0	304.0	H23～H32	5,119	安定型、管理型
下 関	新 港	1,563.0	313.0	H17～H26	5,191	安定型
北 九 州	響 灘	7,819.0	2,155.0	S53～H25	26,609	安定型、管理型
	響 灘 (西)	6,487.0	992.0	H8～H35	11,783	安定型、管理型
	新 門 司 北	1,880.0	172.0	S60～H5	1,520	管理型
	新 門 司 南	3,052.0	488.0	H28～H36	3,600	管理型
博 多	香椎パークボート	3,153.0	934.0	H1～H10	6,466	安定型
	アイランドシティ	2,347.0	649.0	H13～H23	5,630	安定型
重 要 港 湾		67,834.8	11,989.8		108,136	
酒 田	大 浜	1,300.0	373.1	H12～H32	3,970	安定型
金 沢	金 石	2,968.0	823.0	H13～H27	5,400	安定型
七 尾	大 田	460.0	84.0	H26～H28	460	安定型
八 戸	河 原 木	1,272.8	212.0	H16～H20	2,471	安定型
	八 太 郎	815.0	112.0	S63～H5	884	安定型
石 巻	雲 雀 野	978.0	97.0	H29～H35	920	安定型
相 馬	4 号 埠 頭	817.5	263.0	H4～H6	1,586	安定型
	[日立]2・3号埠頭	880.0	79.0	H16～H28	655	安定型
茨 城	[常陸那珂]中央ふ頭	820.0	274.0	H23～H29	1,500	安定型
田 子 の 浦	港 口	700.0	69.0	H10～H17	570	安定型
衣 浦	外 港	3,312.0	438.0	H7～H29	4,662	安定型、管理型
舞 鶴	平	780.0	179.0	S62～H6	877	安定型
境	外 港 昭 和 北	971.0	59.0	S63～H10	320	安定型
	外 港 中 野	1,837.8	110.0	H11～H28	899	安定型
奥	広 多 賀 谷	1,255.0	184.0	S58～H20	1,864	管理型
尾 道 糸 崎	貝 野	1,761.3	212.0	H13～H26	4,033	安定型
高 松	香 西	2,104.0	262.0	H8～H26	1,924	安定型
新 居 浜	本 港	980.0	53.0	H16～H28	680	安定型、管理型
東 予	西 条	2,000.0	455.0	H17～H24	4,620	安定型

港 湾 名	地 区 名	護岸延長 (m)	受入面積 (千㎡)	受入期間	受入容量 (千㎡)	受入区分
徳島小松島	赤 石	2,341.0	170.0	H8～H26	737	安定型、管理型
橋	沖 洲 (外)	4,002.0	660.0	H1～H19	3,730	安定型、管理型
三田尻中関	沖 勝・後戸	2,984.0	274.0	H10～H32	1,853	安定型、管理型
大 久 保	大 久 保	1,040.0	182.0	H6～H25	2,035	安定型
宇 部	東 見 初	3,775.0	562.0	H11～H34	4,853	安定型、管理型
亀 浦	亀 浦	825.0	90.0	S61～H10	400	管理型
新 松 山	新 松 山	3,220.0	1,071.0	H14～H23	10,276	安定型
唐 津	佐 志	934.4	179.0	H3～H13	983	安定型
伊 万 里	浦 ノ 崎	4,160.0	837.0	S63～H31	11,559	安定型
長 崎	福 田	339.0	20.0	H1～H2	150	安定型
熊 本	夢 咲 島 地 区	5,015.8	1,069.0	S61～H39	9,662	安定型
	大 築 島 (北)	1,661.0	400.0	H12～H23	3,100	安定型
八 代	大 築 島 (南)	1,675.0	420.0	H30～H38	4,600	安定型
	内 港	2,527.0	351.2	H10～H18	2,550	安定型
中 津	田 尻	1,113.6	192.5	H17～H19	780	安定型
	田 尻	1,585.0	180.0	H1～H5	670	安定型
宮 崎	東	1,993.0	645.0	S62～H29	6,812	安定型
細 島	白 浜	676.0	129.0	H8～H12	823	安定型
鹿 児 島	中 央 港 区	1,955.6	220.0	H16～H26	4,268	安定型
地 方 港 湾		21,851.0	2,920.4		23,925	
安 来	港 内	580.0	38.0	H16～H24	153	安定型
笠 岡	寺 間	1,717.0	485.3	H10～H30	4,000	安定型
大 竹	小 方	1,625.0	320.0	S59～H9	3,889	安定型、管理型
内 海	草 壁	1,300.0	100.0	H10～H25	1,016	安定型
観 音 寺	観 音 寺	1,306.0	211.0	H15～H29	2,455	安定型
粟 津	松 茂	1,944.0	200.0	H19～H28	1,440	管理型
三 本 松	浜 町	934.0	111.0	H2～H9	1,159	安定型
八 幡	諏 訪 崎	245.0	13.0	S60～H13	88	管理型
伊 予	灘 町	502.0	80.0	H5～H9	490	安定型
三 崎	三 崎	346.0	20.0	S61～H7	127	安定型
江 迎	口 の 里	1,226.0	95.0	H7～H19	1,100	安定型
彼 杵	彼 杵	587.0	55.0	H6～H9	330	安定型
調 川	調 川	622.0	80.8	H8～H15	540	安定型
多 比 良	多 比 良	1,745.0	290.0	H7～H28	1,900	安定型
堂 崎	堂 崎	1,657.0	220.0	H16～H28	1,500	安定型
瀬 戸	福 島	420.0	47.3	H11～H19	400	安定型
川 棚	百 津	730.0	89.0	H12～H22	600	安定型
松 浦	御 厨	430.0	45.0	H18～H24	500	安定型
本 渡	大 矢 崎	1,154.0	110.0	H3～H9	380	安定型
棚 底	浦	670.0	57.0	H10～H15	200	安定型
河 内	聖 ケ 塔	1,130.0	142.0	H4～H16	704	安定型
古 江	古 江	981.0	111.0	H13～H24	954	安定型
広域資源活用護岸		4,458.0	798.0		16,827	
広 島	出 島	2,868.0	549.0	H10～H29	13,027	安定型
小 名 浜	東 港	1,590.0	249.0	R22～H29	3,800	安定型
計		224,279.3	49,670.9		717,697	
(北 海 道)		1,230.0	408.0		2,710	
石 狩 湾 新	西	1,230.0	408.0	H15～H29	2,710	安定型
(沖 縄)		541.2	13.4		107	
那 覇	新 港	541.2	13.4	H19～H28	107	管理型
(離 島)		3,241.0	272.0		1,813	
佐 伯	大 入 島 東	600.0	61.0	H23～H25	730	安定型
吉 海	津 倉	950.0	97.0	H6～H26	478	安定型
高 島	高 島	570.0	39.0	H10～H11	328	
西 郷	飯 田	263.0	9.9	H10～H11	34	
中 島	小 浜	338.0	33.0	H4～H25	150	安定型
二 見	二 見	520.0	32.1	S61～S62	93	安定型
全 国 合 計		229,291.5	50,364.3		722,327	

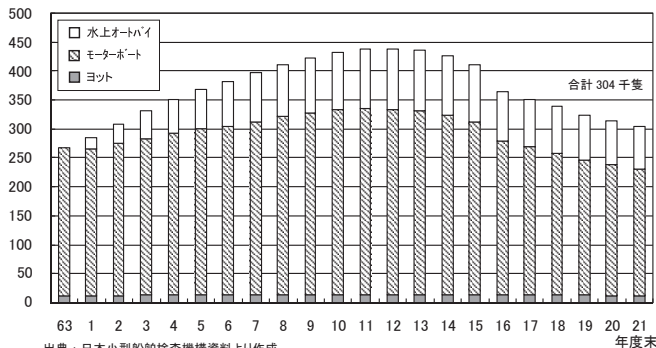
出典：国土交通省港湾局計画課作成

(4) プレジャーボートの現状

① プレジャーボートの保有隻数等

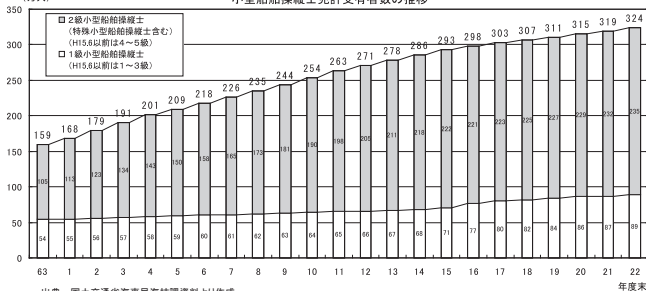
(千隻)

プレジャーボート在籍船数の推移

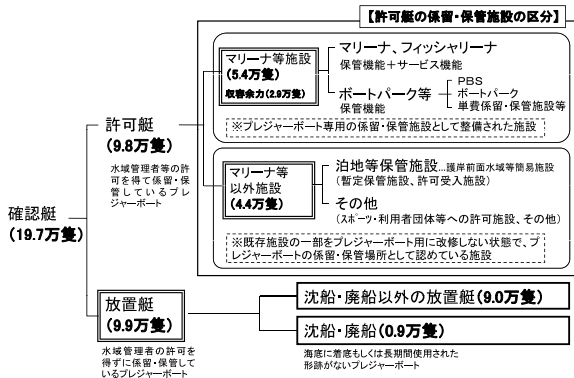


(万人)

小型船舶操縦士免許受有者数の推移



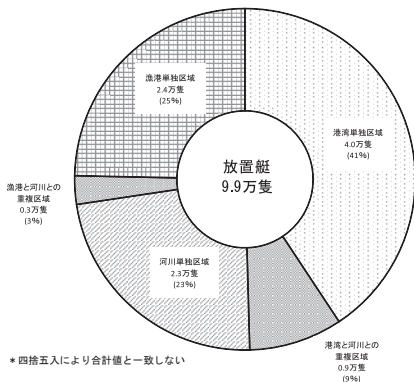
② プレジャーボートの保管の現状



出典：国土交通省港湾局国際・環境課調べ

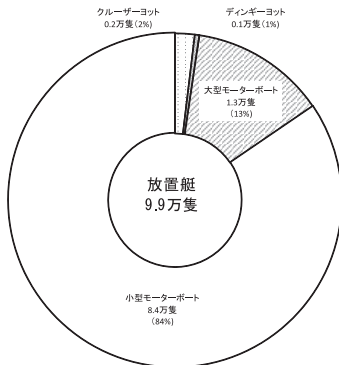
- (注) 1. 調査は国土交通省港湾局、河川局及び水産庁の3局庁合同で平成22年に実施された。
2. 調査範囲は全国の港湾、漁港、河川。

● 放置艇の区域別状況



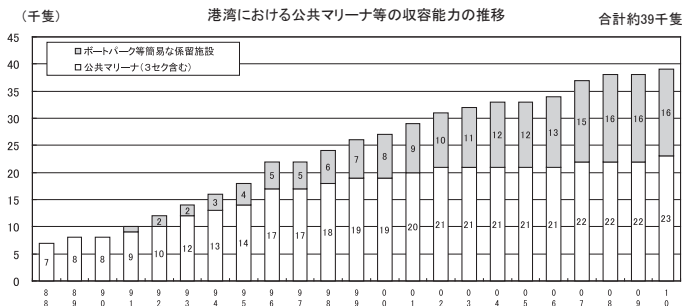
出典：国土交通省港湾局国際・環境課調べ（平成23年3月）

● 放置艇の艇種別状況



出典：国土交通省港湾局国際・環境課調べ（平成23年3月）

③ 港湾におけるプレジャーボート保管施設



※グラフ中の数値の単位は千隻

※グラフ中の数字は百の位以下切り捨てにより、合計値と一致しない場合がある

出典：国土交通省港湾局国際・環境課調べ

港湾における公共マリーナの供用箇所（平成23年3月末現在）

都道府県	港 名	施設名称	都道府県	港 名	施設名称
1	北海道	苫小牧港 勇払浜小型船溜	36	三重	津松阪港 三重県津ヨットハーバー
2		室蘭港 室蘭港エンルムマリーナ	37	滋賀	長浜港 長浜ヨットハーバー
3		小樽港 小樽港マリーナ	38		大津港 滋賀県立柳が崎ヨットハーバー
4		江差港 江差港マリーナ	39		大津港 大津港マリーナ
5	青森	青森港 青森港浅虫ヨットハーバー	40	和歌山	和歌山下津港 和歌山県和歌山マリーナ
6		大湊港 大平マリーナ	41	京都	宮津港 田井宮津ヨットハーバー
7	秋田	秋田港 秋田マリーナ	42	大阪	堺泉北港 MARINE77 (マリネストセブン)
8		船川港 男鹿マリーナ	43		二色港 二色ヨットハーバー
9		本荘港 本荘マリーナ	44		淡輪港 淡輪ヨットハーバー
10	岩手	宮古港 リアスハーバー宮古	45		泉佐野港 いずみさの閑空マリーナ
11	山形	鼠ヶ関港 鼠ヶ関マリーナ	46		大阪港 大阪北港ヨットハーバー
12	茨城	茨城港大洗地区 大洗マリーナ	47	兵庫	姫路港 木場ヨットハーバー
13	宮城	松島港 松島ヨットハーバー	48		尼崎西宮芦屋港 新西宮ヨットハーバー
14	福島	小名浜港 いわきサンマリーナ	49		神戸港 神戸市立須磨ヨットハーバー
15		翁島港 翁島港マリーナ	50	岡山	牛窓港 岡山県牛窓ヨットハーバー
16	千葉	千葉港 千葉市稲毛ヨットハーバー	51		渋川港 渋川ヨット艇庫
17		名洗港 銚子マリーナ	52	広島	広島港 広島観音マリーナ
18	東京	東京港 東京夢の島マリーナ	53	鳥取	境港 境港公共マリーナ
19	神奈川	湘南港 湘南港	54	島根	汐浜港 西郷立木ヨットハーバー・西郷ヨット艇庫
20		葉山港 葉山港	55	山口	徳山下松港 光井マリーナ
21		真鶴港 真鶴港	56	香川	高松港 高松市立ヨット競技場
22		横浜港 横浜ベイサイドマリーナ	57		仁尾港 仁尾マリーナ
23		横浜港 八景島マリーナ	58	愛媛	新居浜港 新居浜マリーナ
24	新潟	柏崎港 新潟県柏崎マリーナ	59	福岡	北九州港 新門司マリーナ
25	富山	伏木富山港 富山県新湊マリーナ	60		博多港 福岡市立ヨットハーバー
26	石川	滝港 滝港マリーナ	61		博多港 西福岡マリーナ
27		穴水港 穴水町宝山マリーナ	62	佐賀	唐津港 佐賀県ヨットハーバー
28		和田港 若狭和田マリーナ	63	長崎	長崎港 長崎サンセットマリーナ
29	福井	福井港 九頭竜川マリーナ	64		佐世保港 西海パールリゾート内マリーナ
30		和田港 うみんぴあ大飯マリーナ	65	大分	別府港 別府港北浜ヨットハーバー
31		御前崎港 御前崎港マリーナ	66	宮崎	宮崎港 サンマリーナ宮崎
32	静岡	伊東港 伊東サンライズマリーナ	67	熊本	三角港 波多マリーナ
33		熱海港 スパ・マリーナ熱海	68	鹿児島	鹿児島港 県営平川ヨットハーバー
34	愛知	三河港 海陽ヨットハーバー	69	沖縄	平良港 トゥリバー地区マリーナ
35		三河港 ラグナマリーナ	70		宜野湾港 宜野湾港マリーナ

※ 公共マリーナには第3セクターによるマリーナを含む

港湾におけるボートパーク等の簡易な係留施設等の供用箇所（平成23年3月末現在）

ボートパーク：30施設

PBS：35施設

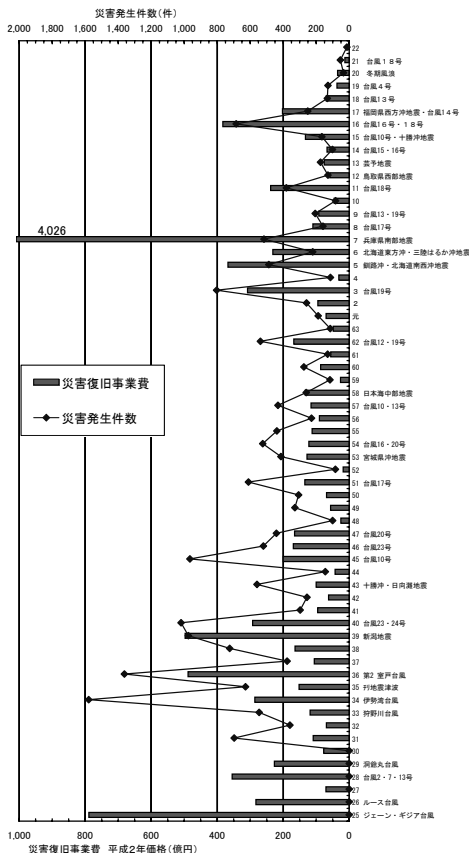
出典：国土交通省港湾局国際・環境課調べ

12. 災害復旧事業

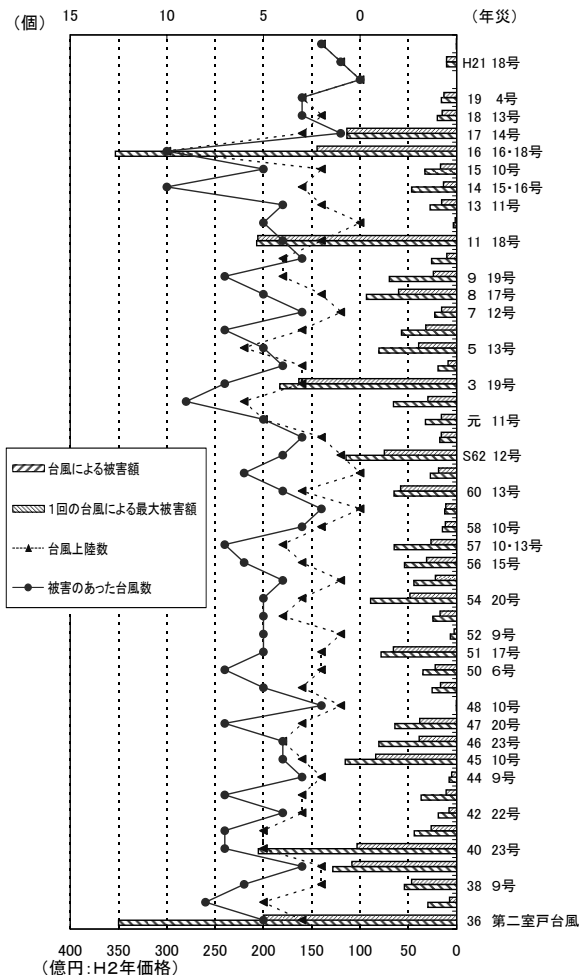
(1) 災害復旧事業費及び件数の推移

港湾関係災害復旧事業費及び発生件数の推移を図に示す。

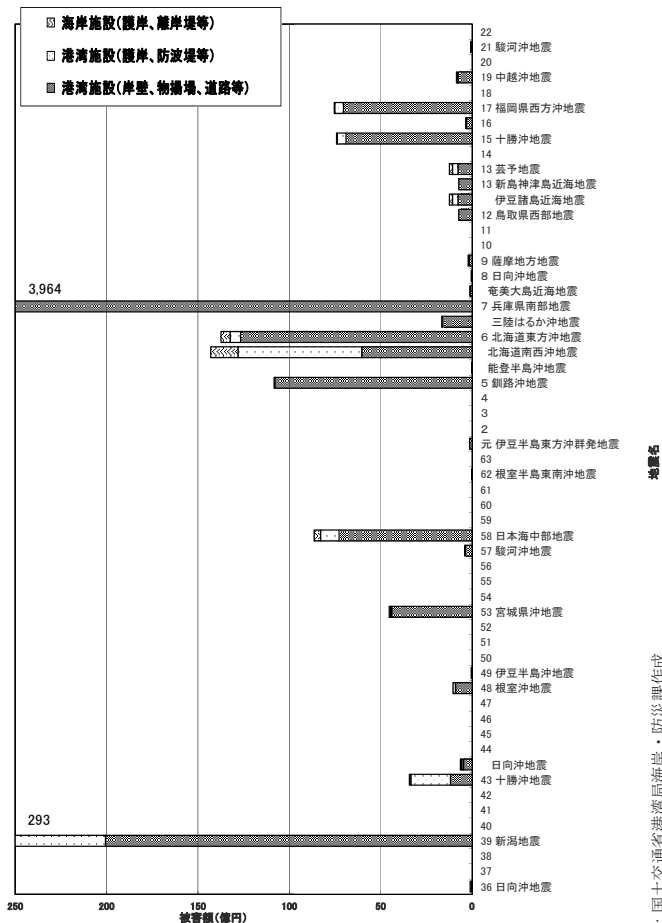
この中で、平成22年発生災害は、発生件数で14件、災害復旧事業費で約4億円となった。



(2) 台風による港湾・海岸施設の被害額の推移



(3) 地震による港湾・海岸施設の被害額の推移



13. 開発保全航路

(1) 開発保全航路一覧

(2009年4月現在)

航路名	管轄局	県地先	幅員	計画水深	施行年月日
中ノ瀬航路	関東地方整備局	東京都、千葉県、神奈川県	700m	-23m	S53. 4.15
浦賀水道航路	"	"	1,400m	-23m	S53. 4.15
中山水道航路	中部地方整備局	愛知県	700m	-14m	H2. 1. 2
音戸瀬戸航路	中国地方整備局	広島県	60m	-5m	S51. 3.30
備讃瀬戸航路	四国地方整備局	香川県	北航路 700 ~ 1,000m 南航路 700 ~ 1,000m 東航路 1,400m	-19m -13m -19m	H21.12.16 H21.12.16 H21.12.16
来島海峡航路	"	愛媛県	450m ~ 1,500m	-14m	H20.12. 1
鼻栗瀬戸航路	"	"	180m	-8m	S54.12. 3
奥南航路	"	愛媛県	20m	-3m	S50. 5. 1
船越航路	"	"	20m	-3m	S49. 7.16
細木航路	"	"	20m	-3m	S50. 5. 1
関門航路	九州地方整備局	山口県・福岡県	六連島西側航路 900 ~ 1,200m 六連島西側航路以外 500 ~ 2,200m	-15m -14m	H12. 4. 1 "
平戸瀬戸航路	"	長崎県	西水道 320m 東水道 230m	-10.5m -8.5m	H 6. 1.19 "
本渡瀬戸航路	"	熊本県	50m	-4.5m	S54. 5.18
蟬蛾ノ瀬戸航路	"	長崎県	200m	-6m	S49. 7.16
万閑瀬戸航路	"	"	40m	-4.5m	"
竹富南航路	沖縄総合事務局	沖縄県	60m	-4m	"

出典：国土交通省港湾局計画課調べ。

(注) 関門航路、備讃瀬戸航路の幅員は計画幅員で指定はその一部である。

(2) 開発保全航路位置図

九州・中国・四国地区



関東地区



中部地区



沖縄地区



14. 海運業の現況

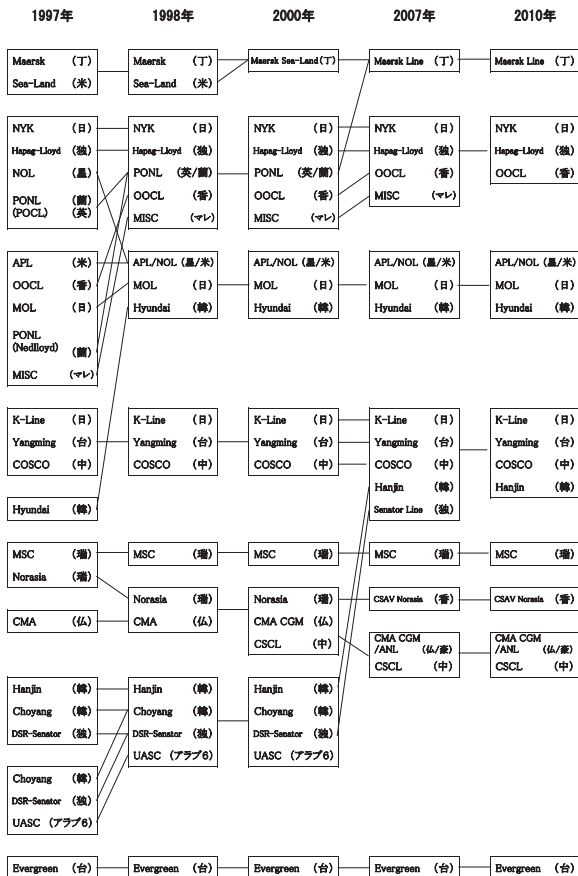
(1) 世界の主要船社のコンテナ船オペレーター別運航船腹量

2010 順位	2009 順位	オペレーター（運航船社）	隻数	船腹量 (TEU)
1	1	AP Moller Maersk Group 【APMM】（デンマーク）	509	1,969,504
2	2	Mediterranean Shipping Company 【MSC】（スイス）	396	1,642,955
3	3	CMA-CGM（フランス）	395	1,212,554
4	5	American President Line 【APL】（シンガポール）	144	591,913
5	4	Evergreen（台湾）	161	586,723
6	7	Hapag-Lloyd Container Line（ドイツ）	125	551,236
7	6	China Ocean Shipping Company 【COSCO】（中国）	145	545,379
8	16	Compania Sud Americana de Vapores 【CSAV】（チリ）	144	526,935
9	8	China Shipping Container Line 【CSCL】（中国）	122	469,006
10	10	Hanjin Shipping 【韓進海運】（韓国）	95	439,358
11	11	商船三井 【MOL】	100	380,631
12	15	Orient Overseas Container Line 【OOCL】（中国）	86	380,354
13	12	Hamburug-Sud（ドイツ）	109	364,870
14	9	日本郵船 【NYK】	88	358,012
15	13	川崎汽船 【K-Line】	86	357,086
16	18	Zim Integrated Shipping 【Zim】（イスラエル）	99	321,143
17	14	Yang Ming 【陽明海運】（台湾）	75	317,748
18	17	Hyundai 【現代商船】（韓国）	61	285,365
19	19	Pacific International Line 【PIL】（シンガポール）	134	250,560
20	20	United Arab Shipping Company 【UASC】（アラブ首長国連邦）	50	185,093
World Total			9,676	16,091,397
上位20社シェア			32%	73%

出典：CONTAINERISATION INTERNATIONAL Yearbook 2011

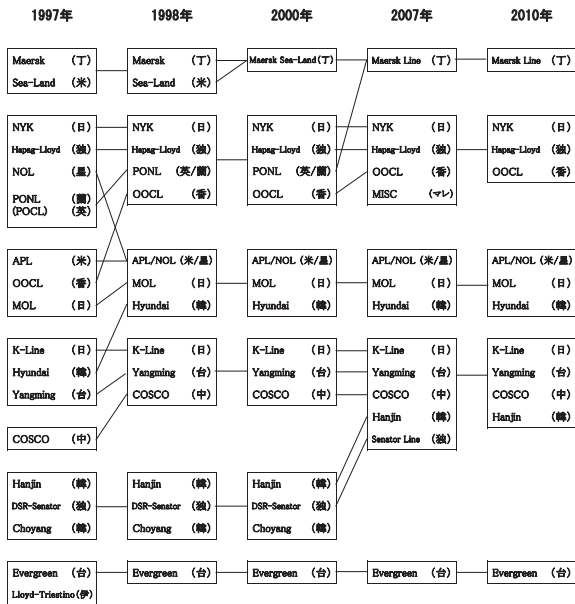
(2) 欧州・北米航路グループの再編成

アジア／欧州航路

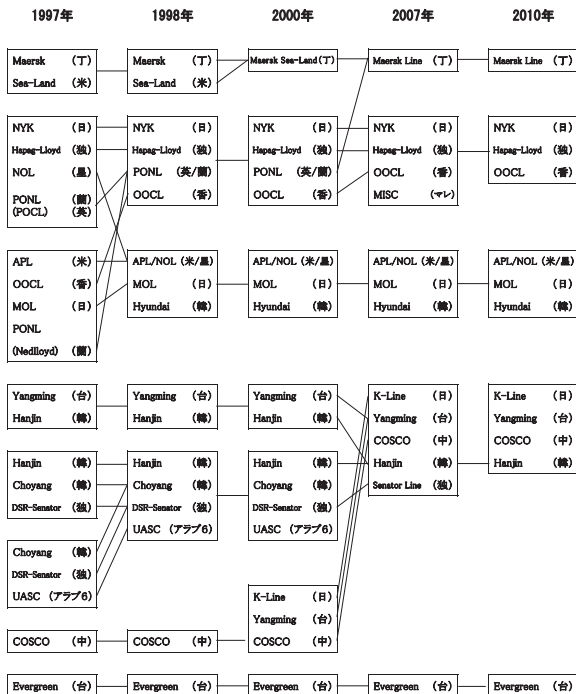


(海事局作成資料)

アジア/北米西岸



アジア／北米東岸



出典：国土交通省海事局調べ

(注) 1. 欧州航路と北米航路のコンテナ船社間のコンソーシアムを比較したものである。

2. 「NYK」は日本郵船、「MOL」は商船三井、「K-Line」は川崎汽船を指す。

(3) その他

●船型別内航船腹量の推移

船 型	2010年3月末				2011年3月末			
	隻数 (構成比%)		総トン数 (構成比%)		隻数 (構成比%)		総トン数 (構成比%)	
100総トン未満	1,821	32.5%	50,704	1.5%	1,812	33.1%	50,134	1.5%
100総トン以上200総トン未満	1,093	19.5%	190,976	5.5%	1,030	18.8%	179,606	5.3%
200総トン以上300総トン未満	264	4.7%	67,846	2.0%	265	4.8%	68,232	2.0%
300総トン以上400総トン未満	202	3.6%	70,856	2.0%	201	3.7%	70,522	2.1%
400総トン以上500総トン未満	1,127	20.1%	549,499	15.9%	1,093	20.0%	533,468	15.8%
500総トン以上700総トン未満	249	4.4%	162,892	4.7%	227	4.2%	147,855	4.4%
700総トン以上1000総トン未満	337	6.0%	277,385	8.0%	339	6.2%	277,337	8.2%
1000総トン以上2000総トン未満	154	2.7%	228,938	6.6%	148	2.7%	219,616	6.5%
2000総トン以上3000総トン未満	85	1.5%	231,140	6.7%	77	1.4%	207,457	6.1%
3000総トン以上4500総トン未満	146	2.6%	539,359	15.6%	146	2.7%	538,267	15.9%
4500総トン以上6500総トン未満	54	1.0%	279,966	8.1%	55	1.0%	285,301	8.4%
6500総トン以上	77	1.4%	815,779	23.5%	76	1.4%	808,862	23.9%
合 計	5,609	100.0%	3,465,341	100.0%	5,469	100.0%	3,386,657	100.0%
平均総トン数	618				619			

出典：国土交通省海事局資料により作成

(注) 1. 内外航併用船及び港運併用船を含む。

2. 油送船には沖縄復帰にかかわる石油製品用許認可船を含まない。

3. 塩の二次輸送船及び原油の二次輸送船は含まない。

●長距離フェリー航路の輸送実績

区 分		2008年			2009年		
航 路 数		12 航路			11 航路		
航 路 距 離		8,420 Km (2009年4月1日現在)			8,420 Km (2010年4月1日現在)		
就 航 隻 数		39 隻			39 隻		
区 分		輸送実績	構成比	対前年度 伸 び 率	輸送実績	構成比	対前年度 伸 び 率
航 送 台 数	普 通 ト ラ ッ ク	1,183 千台	61.5%	▲16.0%	1,090 千台	60.7%	▲7.9%
	乗 用 車・そ の 他	740 千台	38.5%	▲16.2%	706 千台	39.3%	▲4.6%
	計	1,923 千台	100.0%	▲16.1%	1,797 千台	100.0%	▲6.6%
	8トントラック換算計	1,498 千台		▲15.7%	1,388 千台		▲7.3%
航 送 台 キ ロ	普 通 ト ラ ッ ク	744 百万台キロ	62.8%	▲13.7%	700 百万台キロ	62.1%	▲5.9%
	乗 用 車・そ の 他	440 百万台キロ	37.2%	▲12.2%	428 百万台キロ	37.9%	▲2.7%
	計	1,184 百万台キロ	100.0%	▲13.1%	1,128 百万台キロ	100.0%	▲4.7%
	8トントラック換算計	933 百万台キロ		▲12.9%	883 百万台キロ		▲5.4%
旅 客	輸 送 人 員	2,575 千人		▲20.8%	2,328 千人		▲9.6%
	輸 送 人 キ ロ	1,364 百万人キロ		▲15.8%	1,253 百万人キロ		▲8.1%

出典：国土交通省海事局資料により作成

●旅客航路の推移

(単位：千総トン)

年	区分	事業者数	航路数	隻数	総トン数
1965		1,298	2,127	3,420	247
75		947	1,568	2,877	814
85		824	1,308	2,397	993
90		842	1,375	2,349	1,152
91		888	1,445	2,460	1,239
92		894	1,471	2,461	1,255
93		903	1,479	2,478	1,333
94		904	1,483	2,469	1,358
95		888	1,473	2,433	1,363
96		893	1,464	2,535	1,381
97		897	1,453	2,521	1,412
98		890	1,443	2,516	1,393
99		882	1,409	2,434	1,302
2000		884	1,398	2,372	1,236
2001		906	1,488	2,337	1,223
2002		968	1,572	2,457	1,197
2003		951	1,583	2,400	1,171
2004		953	1,616	2,394	1,228
2005		967	1,650	2,404	1,169
2006		985	1,696	2,445	1,167
2007		984	1,678	2,407	1,070
2008		969	1,649	2,366	1,043
2009		970	1,662	2,333	981

出典：国土交通省海事局調べ。

(注) 1. 一般旅客定期航路事業、特定旅客定期航路事業及び旅客不定期航路事業の合計である。

2. 各年4月1日(1965年は8月1日)現在である。

●離島航路就航船舶の隻数及びトン数の推移

年	95	96	97	98	99	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009
区分															
隻数	782	700	690	697	661	620	629	629	631	673	637	629	615	582	597
総トン数	323,490	315,781	340,444	341,313	308,799	289,602	285,405	285,405	285,980	281,752	278,999	282,752	242,974	228,410	220,427
平均総トン数	413.7	451.1	516.6	489.7	467.2	467.1	453.7	453.7	453.2	418.6	437.9	449.5	395.1	392.5	369.2

出典：国土交通省海事局調べ。

(注) 各年4月1日現在

15. 船舶乗降者の現況

(1) 船舶乗降人員の推移

(単位: 万人)

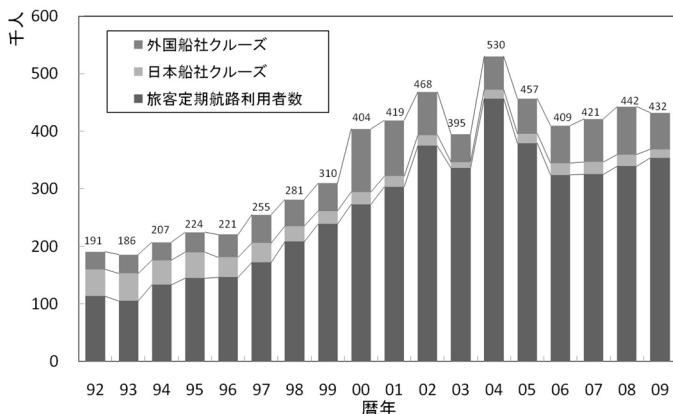
暦年	1960	70	80	90	2000	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009
合 計	12,308	18,206	19,031	17,726	12,742	12,225	11,978	11,802	11,499	11,551	11,401	10,448
外国航路	21	42	18	43	83	99	125	128	135	171	205	156
内国航路	9,876	15,432	17,054	17,416	12,420	11,874	11,592	11,410	11,096	11,087	10,838	10,217
鉄道連絡船	2,411	2,732	1,959	267	239	256	261	264	268	293	358	75

出典:「港湾統計(年報)」より国土交通省港湾局作成

(注1) 内国航路は、鉄道連絡船による輸送人員を除く。

(注2) 合計は四捨五入の関係で一致しない場合がある。

(2) 日本人外航客船旅行者数の推移



出典:国土交通省海事局調べ

16. 入港船舶の現況

(1) 入港船舶数の推移

(単位：万隻、万総トン)

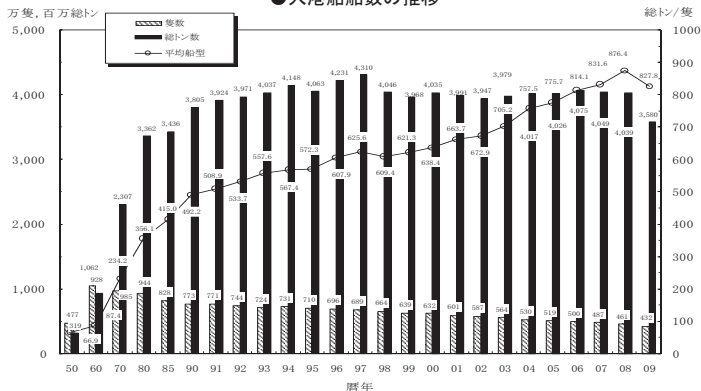
暦年	70		80		90		2001	
種 別	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数
合 計	985	230,745	944	336,239	773	380,462	601	399,054
外 航	8	73,665	9	116,483	10	150,102	12	172,277
内 航	977	157,080	935	219,755	764	230,360	589	226,777

暦年	2002		2003		2004		2005	
種 別	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数
合 計	587	394,670	564	397,872	530	401,655	519	402,646
外 航	12	171,629	13	175,808	13	178,997	13	180,307
内 航	574	223,040	551	222,065	517	222,658	506	222,339

暦年	2006		2007		2008		2009	
種 別	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数
合 計	500	407,454	487	404,909	461	403,898	432	357,961
外 航	13	186,023	13	190,495	12	197,256	11	171,647
内 航	488	221,431	474	214,413	448	206,642	422	186,314

出典：「港湾統計（年報）」より国土交通省港湾局作成

●入港船舶数の推移



出典：「港湾統計（年報）」より国土交通省港湾局作成

(注) 平均船型＝総トン数／隻数

(2) 入港船舶数ランキング (2009年 上位50港)

●入港船舶隻数

(単位: 隻)

順位	合 計		外 航		内 航	
	港 湾 名	隻 数	港 湾 名	隻 数	港 湾 名	隻 数
1	土 生	81,633	横 浜	10,128	土 生	81,633
2	勝 本	66,962	名 古 屋	8,123	勝 本	66,962
3	石 垣	64,127	神 戸	7,505	石 垣	63,010
4	北 九 州	61,013	東 京	5,910	鹿 児 島	60,691
5	鹿 児 島	60,891	大 阪	5,661	高 松	59,506
6	高 松	59,751	博 多	4,947	北 九 州	57,120
7	広 島	56,372	千 葉	4,280	尾 道 糸 崎	55,736
8	千 葉	56,241	九 州	3,893	尾 道 糸 崎	55,206
9	尾 道 糸 崎	55,824	水 戸	3,785	千 葉	51,961
10	厳 島	51,655	川 崎	2,473	厳 島	51,655
11	家 島	44,325	福 山	2,118	家 島	44,325
12	宇 野	43,781	泉 北	2,102	宇 野	43,589
13	厳 原	42,784	鹿 島	1,896	厳 原	42,309
14	根 室	42,036	清 水	1,847	根 室	41,660
15	根 室	41,101	大 分	1,843	根 室	40,566
16	小 用 (江田島)	40,210	徳 山 下	1,786	小 用 (江田島)	40,210
17	水 戸	38,592	四 日 市	1,649	森 関	36,983
18	下 関	37,779	三 河	1,527	下 関	36,252
19	横 浜	37,104	広 島	1,216	師 崎	35,904
20	森 戸	36,983	木 更 津	1,166	金 沢	35,074
21	神 崎	36,482	伏 木 富	1,154	水 戸	34,807
22	師 崎	35,904	石 山	1,133	水 戸	34,027
23	金 沢	35,454	石 垣 内	1,117	桜 島	32,598
24	牛 深	34,027	稚 渚	1,095	明 石	31,346
25	大 分	32,918	新 潟	1,080	大 分	31,075
26	桜 名 古	32,598	和 歌 山 下	1,014	大 鳥	30,094
27	明 古	32,377	苦 小 津	996	姫 路	29,838
28	明 石	31,346	東 播 磨	933	神 戸	28,977
29	博 多	31,277	姫 路	886	今 治	28,163
30	姫 路	30,724	仙 台 塩 釜	861	堺 泉 北	27,824
31	鳥 羽	30,094	仙 台 塩 釜	766	八 戸	27,286
32	堺 泉 北	29,926	志 布 志	755	松 山	27,133
33	今 治	28,434	衣 浦	743	郷 ノ 浦	26,993
34	東 京	28,118	宇 部	557	横 浜	26,976
35	八 戸	27,727	根 室	535	博 多	26,330
36	松 山	27,640	荻 田	526	佐 保	26,153
37	川 崎	27,204	岩 国	510	御 洗	26,141
38	郷 ノ 浦	26,993	松 山	507	洲 本	24,821
39	佐 保	26,255	小 名 浜	499	川 崎	24,731
40	徳 山 下	26,151	三 田	492	徳 山 下	24,365
41	御 手	26,141	厳 原	475	名 古 屋	24,254
42	洲 本	25,304	室 蘭	470	岩 屋	23,395
43	木 津	24,821	三 島 川 之	449	弓 削	23,373
44	更 津	23,938	小 八	447	木 津	22,784
45	岩 屋	23,395	境 戸	441	生 口	22,709
46	弓 削	23,373	八 代	435	立 石	22,690
47	生 口	22,709	那 覇	417	東 京	22,208
48	立 石	22,690	重 津	392	重 井	21,410
49	重 井	21,410	直 江	384	竹 原	21,357
50	竹 原	21,405	金 沢	380	竹 富 東	21,183

出典:「港湾統計(年報)」より国土交通省港湾局作成

●入港船舶総トン数

(単位: 千総トン)

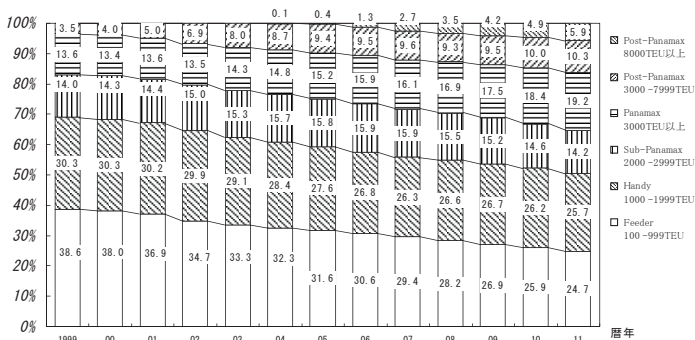
順位	合 計		外 航		内 航	
	港 湾 名	総トン数	港 湾 名	総トン数	港 湾 名	総トン数
1	横 濱	257,843	横 濱	216,163	鹿 児 島	62,631
2	名 古 屋	212,615	名 古 屋	174,786	苦 小 牧	58,628
3	神 戸	187,076	神 戸	144,917	北 九 州	56,469
4	東 京	160,782	東 京	124,517	千 葉	46,645
5	千 葉	126,806	千 葉	80,161	大 阪	43,994
6	大 阪	124,153	大 阪	80,159	高 松	43,324
7	北 九 州	93,755	川 崎	69,988	神 戸	42,159
8	北 川	92,614	水 崎	54,496	横 濱	41,680
9	水 島	78,875	四 日 市	43,681	名 古 屋	37,829
10	堺 泉 北	73,502	堺 泉 北	42,551	東 京	36,265
11	堺 小 牧	73,297	大 北 分	37,643	宇 野	35,772
12	鹿 島	66,031	北 九 州	37,285	堺 泉 野	30,951
13	大 分	57,267	清 水	35,538	函 館	29,207
14	四 日 市	55,194	鹿 島	33,378	横 須 賀	29,189
15	博 多	50,840	博 多	33,269	桜 井	28,483
16	鹿 島	45,284	木 更 津	33,127	新 潟	27,975
17	高 松	44,669	福 山	26,781	仙 台 塩 釜	27,522
18	徳 山 下	44,310	喜 入	24,082	水 島	24,379
19	清 水	43,983	歌 山 下	23,951	徳 山 下	24,068
20	木 更 津	43,835	三 河	20,445	川 崎	22,626
21	新 潟	43,256	徳 山 下	20,242	青 森	22,119
22	仙 台 塩 釜	41,204	新 潟	15,281	松 山	21,238
23	喜 入	39,253	広 島	15,197	広 島	19,857
24	和 歌 山 下	38,595	苦 小 牧	14,669	大 分	19,624
25	宇 野	38,125	東 播 磨	14,295	垂 水	18,935
26	広 島	35,054	仙 台 塩 釜	13,682	呉 金 谷	18,900
27	三 河	34,870	尻 路	13,170	浜 八 幡	18,781
28	横 須 賀	32,816	三 浦	13,101	八 幡	18,333
29	福 山	32,414	衣 室	11,579	博 多	17,571
30	函 館	31,012	石 垣	11,158	博 多	16,154
31	桜 島	28,483	石 垣	11,121	喜 入	15,171
32	荊 田	24,397	坂 出	10,465	明 石	14,885
33	呉	23,848	宇 部	10,095	荊 田	14,851
34	松 山	23,453	荊 田	9,545	和 歌 山 下	14,644
35	青 森	23,267	小 名 浜	8,311	岩 屋	14,577
36	八 戸	22,858	伏 木 富 山	7,838	三 河	14,424
37	宇 部	22,314	志 布 志	7,687	釧 路	12,835
38	姫 路	22,184	下 関	7,258	徳 島 小 松 島	12,819
39	東 播 磨	21,245	八 戸	6,704	白 杵	12,750
40	坂 出	19,464	那 覇	6,152	秋 田	12,552
41	垂 水	18,935	御 前 崎	5,921	那 部	12,448
42	浜 金 谷	18,781	島 川 之 江	5,678	宇 部	12,219
43	那 覇	18,600	常 陸 那 珂	5,452	敦 賀	12,127
44	八 幡	18,333	橘 吳	4,956	鹿 島	11,906
45	室 蘭	18,275	岩 国	4,949	土 庄	11,751
46	釧 路	16,367	境 浦	4,803	両 津	11,513
47	秋 田	15,551	松 浦	4,573	四 日 市	11,513
48	明 石	14,885	横 須 賀	3,677	鳥 羽	11,179
49	小 名 浜	14,758	横 須 賀	3,627	家 島	10,930
50	敦 賀	14,602	横 須 賀	3,597	木 更 津	10,708

出典:「港湾統計(年報)」より国土交通省港湾局作成

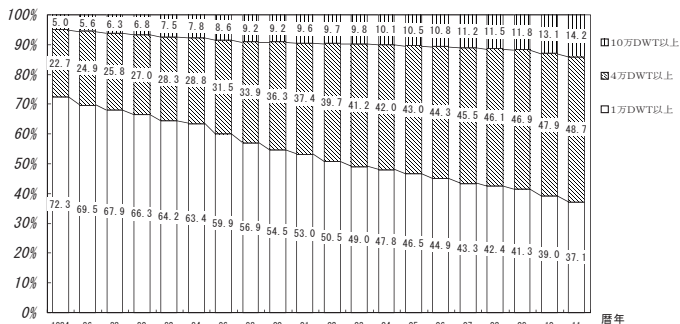
(注) 2008年12月 常陸那珂港は日立港、大洗港と統合し、茨城港となった。

(3) 各種専用船の船型の動向

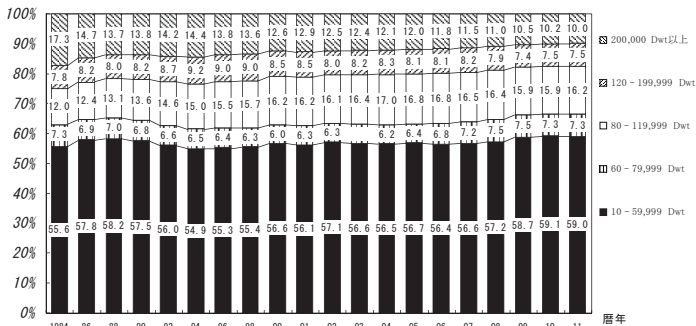
●世界のコンテナ船の船型の動向



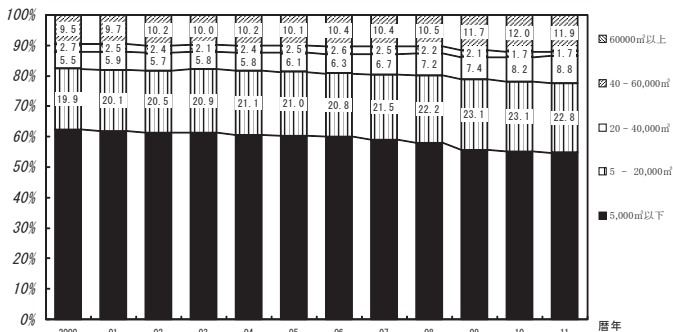
●世界のバルカーの船型の動向



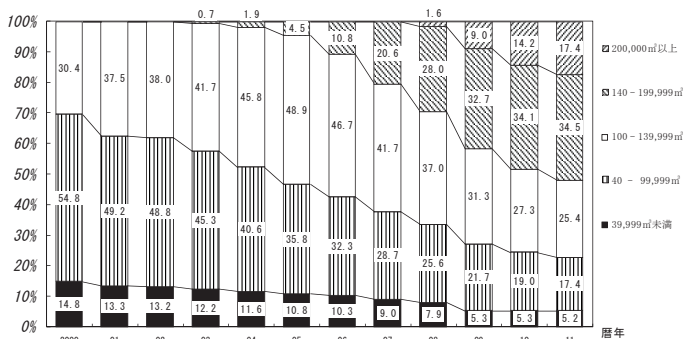
●世界のタンカーの船型の動向



●世界のL.P.G 船の船型の動向



●世界のL.N.G 船の船型の動向



出典：CLARKSON「The Gas Carrier Register 2011」より国土交通省港湾局作成

(注) 隻数の割合で示す。

(4) 世界の各種最大級専用船の諸元

船種	船名	総トン数 (GT)	載貨重量 トン数 (DWT)	全長 (m)	幅 (m)	満載速力 (kt)	喫水 (m)	備考
コンテナ船	MSC Daniela	150,350	165,000	366.0	51.2		15.5	14,000(TEU)※
鉱石運搬船	Berge Stahl	175,720	364,768	342.0	63.5	13.5	23.0	
PCC船	Endurance	72,708	48,988	264.6	32.3	20.6	12.3	
RORO船	Midnight Sun	65,314	22,437	255.7	36.0	24.0	9.0	
タンカー	Ti Oceania	234,006	441,585	380.0	68.0	16.5	24.5	
LNG船	Lijmiliya	168,189	154,940	345.0	55.0		13.7	
LPG船	Berge Frost	50,699	56,174	249.8	35.5	15.9	12.9	

出典：CLARKSON「The Containership Register 2011」、CLARKSON「The Bulk Carrier Register 2011」、CLARKSON「The Tanker Register 2011」、CLARKSON「The Gas Carrier Register 2011」

(注) 1. 満載速力の単位は、ノット (kt) である。1 kt = 1.852 km/h。

(5) 日本に寄港する主なコンテナ船の諸元

船名	TEU	建造年	速力 (kt)	総トン数	載荷重量 トン数
MARCHEN MAERSK	10,150	2008	25.0	98,268	115,993
MAREN MAERSK	10,150	2008	25.0	98,268	115,993
MARGRETHE MAERSK	10,150	2008	25.0	98,268	115,993
MARIT MAERSK	10,150	2009	25.0	98,268	115,993
MATHILDE MAERSK	10,150	2009	25.0	98,268	116,100
METTE MAERSK	10,150	2008	25.0	98,268	115,993
NYK ADONIS	10,000	2010	24.5	98,800	106,000
NYK ALTAIR	10,000	2010	24.5	99,500	105,900
NYK ORION	9,040	2008	24.5	98,799	99,563
NYK ORPHEUS	9,040	2008	25.0	99,543	99,563
BREMEN EXPRESS	8,750	2008	25.0	93,750	103,567
CHICAGO EXPRESS	8,750	2006	24.5	93,811	103,691
COLOMBO EXPRESS	8,750	2005	25.2	93,750	103,800
FRANKFURT EXPRESS	8,750	2010	24.1	93,750	103,995
HYUNDAI BRAVE	8,566	2008	27.5	94,511	99,123
HYUNDAI COURAGE	8,566	2008	27.0	94,511	99,052
HYUNDAI FAITH	8,566	2008	27.0	94,511	98,967
HYUNDAI FORCE	8,566	2008	27.0	94,511	99,043

出典：国際輸送ハンドブック 2011 年版

(6) 主な外航客船の諸元

船名	船籍	総トン数 (GT)	満載吃水 (m)	全長 (m)	型幅 (m)	満載速力 (kt)	航続距離 (M)	船客定員 (人)
飛鳥 II	日本	50,142	8.0	241	30	18.5	10,000	800
ぼしふいっくびいなす	日本	26,594	6.5	183	25	20.8	7,000	680
ふじ丸	日本	23,235	6.6	167	24	20.0	7,500	603
にっぽん丸	日本	21,903	6.6	167	24	20.0	7,500	576
ニューかめりあ	日本	10,862	6.0	170	24	23.5	4,300	522
オアシスオブザシーズ	バハマ	225,282	9.1	362	47	22.6	...	6,360
ノルウェー・ジャン・エビック	バハマ	155,873	8.7	330	41	8.7	...	4,228
クインメアリー2	イギリス	148,258	10.3	345	41	26.5	...	2,620
MSC ファンタジア	パナマ	137,936	8.5	333	38	22.3	...	3,959
カーニバル・ドリーム	パナマ	128,251	8.2	306	37	20.0	...	3,617
セブリティ・ソルスティス	マルタ	121,878	8.3	317	37	24.0	...	3,129
ベンチュラ	イタリア	116,017	8.5	290	36	21.7	...	3,574
クラウンプリンセス	バミューダ	112,894	8.0	290	36	21.7	...	3,592
コスタ・コンコルディア	イタリア	114,147	8.2	290	36	19.6	...	3,800

出典：(社)日本海運集会所「日本船舶明細書 I」2011 年版、

Ship Pax Guide 11

(注) 1. 外国船籍の客船のデータの吃水と速力は満載時か否かの特定ができない。

2. 満載速力の単位は、ノット (kt) である。1 kt = 1.852 km/h。

3. 航続距離の単位は、マイル (M) である。1 M = 1.609 km。

17. 航路の現況

(1) 日本に就航する外資定期コンテナ航路便数(便/週)

平成23年3月1日時点

港湾	航路	北米	欧州	近海・東南アジア			その他
				中国	韓国	その他	
1	東横	13.0	3.0	35.0	11.0	35.0	2.0
2	横川	19.0	1.0	44.0	10.0	30.0	11.0
3	名		1.0		1.0	2.0	
4	古	10.0	5.0	34.0	12.0	29.0	4.5
5	日			5.0	2.0	7.0	
6	四大	6.0		31.0	14.0	29.0	3.5
7	大神	12.0	4.0	32.0	7.0	30.0	1.5
8	下北				4.0		
9	北			14.0	21.0	13.0	0.3
10	博多	0.5	2.0	12.0	18.0	13.0	
11	小	60.5	16.0	207.0	100.0	188.0	22.8
12	小	0.5		3.0	4.0	1.0	
13	小				1.0		
14	小			1.0			
15	狩			1.0			
16	函				2.0		
17	八				1.0		
18	大			2.0		1.0	
19	仙	1.0		1.0			
20	秋			3.0			
21	酒				5.0		
22	小				2.0		
23	名	0.5		1.0			
24	茨			1.0			
25	鹿			1.0			
26	新				2.0	2.0	
27	直			5.0	6.0	1.0	
28	伏			2.0	2.0		
29	金			4.0	7.0		0.5
30	敦			3.0	4.0		
31	清	2.5	2.0	2.0	2.0		
32	御			7.0	4.0	8.0	
33	三			1.0		1.0	
34	舞			3.0	3.0		
35	塚			1.0	1.0		
36	歌			1.5			
37	泉				1.0		
38	境			2.0	3.0		
39	田				1.0		
40	島			7.0	7.0	1.0	
41	山	0.3		6.0	4.0		
42	島			6.0	9.0	3.0	
43	吳				1.0		
44	山			2.0	8.0	1.0	
45	下				2.0		
46	大			2.0	4.0	1.0	
47	岩				1.0		
48	宇			2.0	1.0	1.0	
49	田				3.0		
50	三			2.0	3.0		
51	島			1.0	5.0	1.0	
52	高				5.0		
53	松				6.0		
54	今				2.0		
55	島			6.0	1.0		
56	之				1.0		
57	江				2.0		
58	知				1.0		
59	里				2.0		
60	崎				1.0		
61	池			1.0	3.0		
62	代				3.0	1.0	
63	本				1.0		
64	分				2.0		
65	島				5.0		
66	津						
67	内						
68	志			2.0		1.0	
69	布			2.0		2.0	
70	那	1.0					
71	小	5.8	2.0	82.5	133.0	27.0	0.5
72	合	66.3	18.0	289.5	233.0	215.0	23.3

出典：港湾局計画課調べ

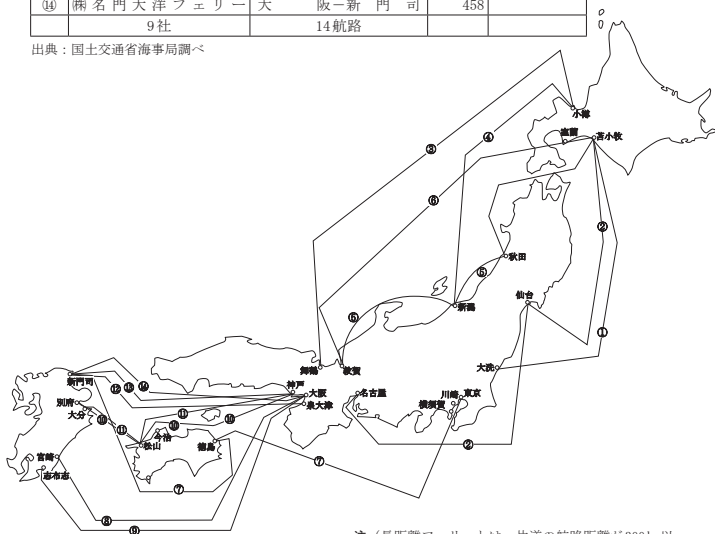
※「中国」には、「中国・韓国航路」も含まれる。

(2) 長距離フェリー航路図

H23.7.1現在(P)
航路距離 (Km)

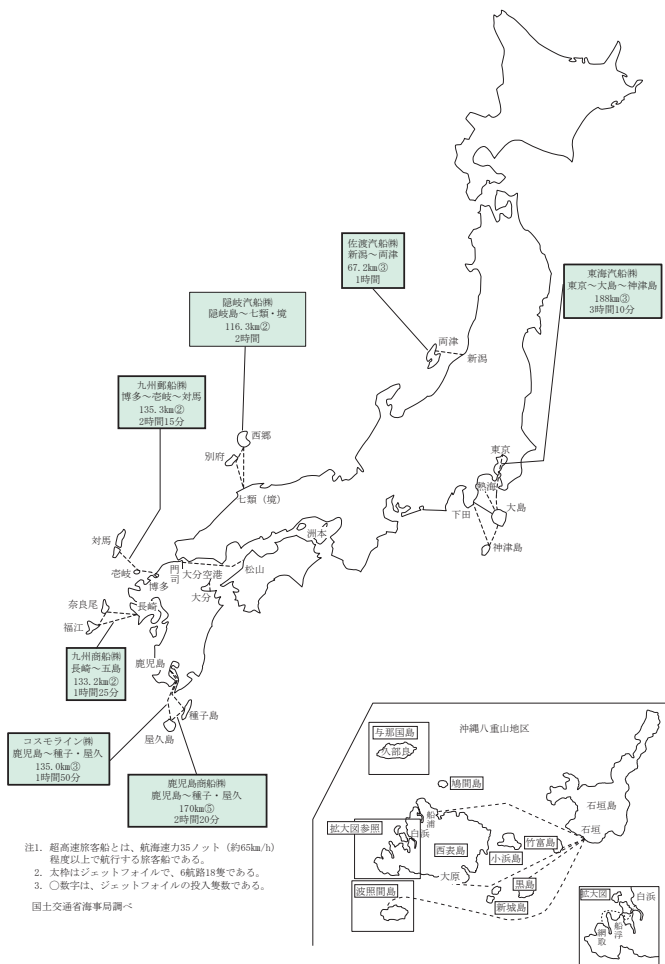
番号	事業者名	航路	航路距離	備考
①	商船三井フェリー(株)	大洗-苫小牧	751	
②	太平洋フェリー(株)	名古屋-仙台-苫小牧	1,330	
③	新日本海フェリー(株)	舞鶴-小樽	1,061	
④	〃	新潟-小樽	692	
⑤	〃	敦賀-新潟-秋田-苫小牧	1,074	
⑥	〃	敦賀-苫小牧	948	
⑦	オーシャントランス(株)	北九州-徳島-東京	1,163	
⑧	宮崎カーフェリー(株)	宮崎-大阪	504	
⑨	㈱ダイヤモンドフェリー	大阪-志布志	583	
⑩	関西汽船(株)	大阪-松山-別府	439	
⑪	㈱ダイヤモンドフェリー	大分-神戸	433	
⑫	阪九フェリー(株)	新門司-泉大津	458	
⑬	〃	新門司-神戸	454	
⑭	㈱名門大洋フェリー	大阪-新門司	458	
	9社	14航路		

出典：国土交通省海事局調べ



注 (長距離フェリーとは、片道の航路距離が300km以上で、陸上輸送のバイパス的な旅客フェリーをいい、本土-奄美大島-沖縄航路を除く。)

(3) 超高速旅客船航路一覧



超高速船（35ノット以上）の船舶明細

(平成23年4月1日現在)

事業者名	航路名	船名	総トン数	旅客定員	船 賃	進水年月	航海速度	燃 料	備 考
(全設置型水中翼船(ジェットフォイル):6航路18隻)									
佐 渡 汽 船 株 式 会 社	新潟～両 津	ぎんぱい	277.32	260	軽合金	S54.11	43.4	軽油	
		さいせ	164.00	260	"	S63.9	42.5	"	
		いせ	169.00	260	"	H.3.3	42.5	"	
		セブンアイランド愛	279.56	255	"	S55.8	43.0	"	
東 海 汽 船 株 式 会 社	東京～大島～神津島	セブンアイランド虹	281.14	255	"	S56.2	43.0	"	
		セブンアイランド夢	280.72	255	"	S56.4	43.0	"	
		セブンアイランド夢	280.72	255	"	S56.4	43.0	"	
		セブンアイランド夢	280.72	255	"	S56.4	43.0	"	
九 州 郵 船 株 式 会 社	博多～志岐～対馬	ヴィーナス2	163.00	263	"	H.3.1	43.0	"	
		ヴィーナス2	163.00	259	"	S60.4	43.0	"	
九 州 商 船 株 式 会 社	長 崎 ～ 五 島	ベガ	163.00	264	"	H元.12	43.0	"	
		ベガ	163.00	264	"	H.2.8	43.0	"	
鹿 見 島 商 船 株 式 会 社	鹿見島～種子島・屋久島	トッポ	166.00	263	"	H元.4	43.0	"	
		トッポ	163.00	263	"	H.4.3	43.0	"	
		トッポ	164.00	263	"	H.7.2	43.0	"	
		トッポ	281.04	259	"	S53.6	43.0	"	
		トッポ	173.00	263	"	H.3.5	43.0	"	
コ ス モ ラ イ ン 株 式 会 社	鹿見島～種子島・屋久島	ロケット	165.00	247	"	H.6.3	45.0	"	
		ロケット	164.00	247	"	S60.不詳	45.0	"	
(全設置型水中翼船(双胴型水中翼船):1航路1隻)									
國 破 汽 船 株 式 会 社	隠岐～七頭・境	レインボー2	304.00	317	軽合金	H10.4	38.0	A重油	
(在来型:2航路17隻)									
八 重 山 観 光 フ ェ リ ー 株 式 会 社	石 垣 ～ 竹 富 地 区	サザンクロス8号	19.00	90	"	H.8.2	40.0	"	
		サザンクロス5号	19.00	90	"	H.9.1	43.0	"	
		サザングリン	19.00	90	"	H12.9	40.0	"	
		サザングリン	19.00	90	"	H10.8	40.0	"	
		サザンバラル	19.00	90	"	H10.9	40.0	"	
		サザンバラル	19.00	90	"	H13.12	40.0	"	
		サザンバラル	19.00	88	"	H15.11	40.0	"	
		サザンバラル	19.00	94	"	H16.11	40.0	"	
		サザンバラル	74.00	150	"	H.9.10	35.0	"	
		サザンバラル	83.00	149	"	H18.6	35.0	"	
南 安 栄 観 光 株 式 会 社	石 垣 ～ 竹 富 地 区	第八あんない号	19.00	90	"	H12.3	38.0	"	
		第三十八あんない号	19.00	90	"	H12.12	38.0	"	
		第六十八あんない号	19.00	40	"	H.3.6	35.0	"	
		第一あんない号	19.00	90	"	H.8.8	38.0	"	
		第三あんない号	19.00	90	"	H.9.11	38.0	"	
		第十二あんない号	19.00	89	"	H15.12	38.0	"	
		第八十八あんない号	19.00	89	"	H15.11	38.0	"	

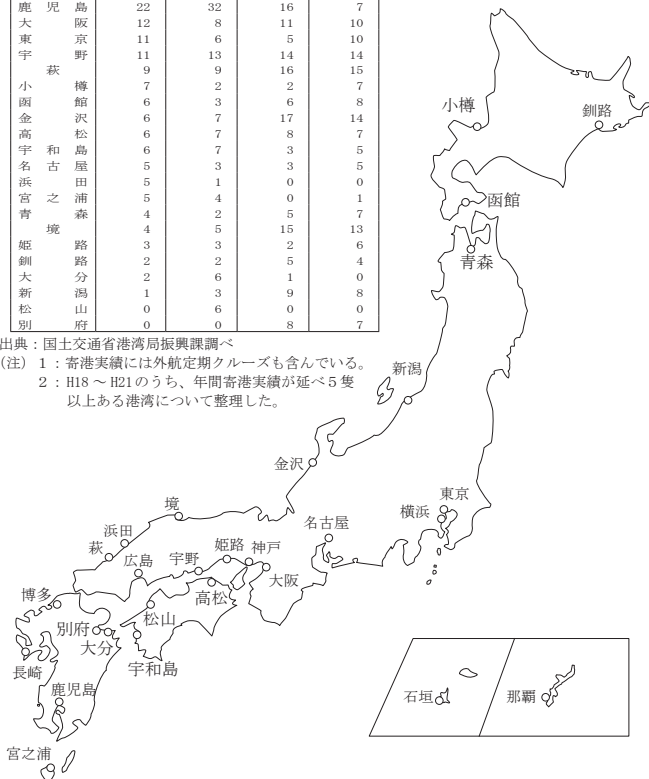
出典：国土交通省海事局調べ

(4) 外航クルーズ船の寄港実績 (単位: 延隻数)

港湾名		寄港実績			
		H 21	H 20	H 19	H 18
那覇	覇	53	51	26	12
神	戸	49	48	44	45
横	浜	48	50	50	50
長	崎	48	27	42	52
石	垣	35	39	27	1
博	多	31	28	5	5
広	島	22	21	20	26
鹿	児	22	32	16	7
大	阪	12	8	11	10
東	京	11	6	5	10
宇	野	11	13	14	14
小	樽	9	9	16	15
函	館	7	2	2	7
金	沢	6	3	6	8
高	松	6	7	17	14
宇	和	6	7	8	7
名	古	5	3	3	5
浜	田	5	1	0	0
宮	之	5	4	0	1
青	森	4	2	5	7
境	森	4	5	15	13
姫	路	3	3	2	6
釧	路	2	2	5	4
大	分	2	6	1	0
新	潟	1	3	9	8
松	山	0	6	0	0
別	府	0	0	8	7

出典: 国土交通省港湾局振興課調べ

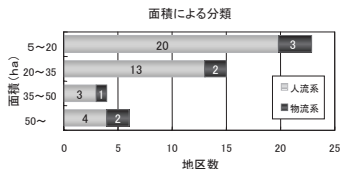
- (注) 1: 寄港実績には外航定期クルーズも含んでいる。
 2: H18～H21のうち、年間寄港実績が延べ5隻以上ある港湾について整理した。



18. 民活関係取組実績一覧

(1) 臨海部再編事例

昭和60年以降に着工し、面積5ha以上の臨海部再編事例について整理しました。(32港48地区)



参考資料集

左…みなと振興支援制度Handbook 2010
 中…Q&A 臨海部再編ガイドブック
 右…みなとのリノベーション



(2) 港湾関係民活法特定施設一覧

(平成23年6月1日現在)

No	特定施設名	港名	工期	特定施設	事業主体	計画年度	供用
1	横浜国際平和会館 【パシフィコ横浜国際会館】	横浜港	62～2	国際会館建設 国際見本市場施設	横浜国際平和会館等	S63. 1. 8 S63. 11. 21 H11. 4. 26	H 3. 7
2	鋼路フィッシャーマンズワープ 【MOO】	鋼路港	62～元	旅客ターミナル施設	鋼路河畔開発公社	S63. 3. 30 H17. 3. 14	H 元. 7
3	大阪レポート	大阪港	62～2	衛星通信高度化基盤施設	大阪メディアポート側	S63. 3. 30 H16. 4. 26	S63. 7
4	直江津港旅客ターミナル	直江津港	63	旅客ターミナル施設	佐賀汽船側	S63. 6. 15	S63. 7
5	青森港港湾文化交流施設【八甲田丸】	青森港	63～2	港湾文化交流施設	青森ウォーターフロント開発側	H 元. 2. 16	H 2. 7
6	竹芝ピアビルディング 【ニューピア竹芝ノースタワー】	東京港	63～3	港湾業務用施設	竹芝地境開発側	H 元. 3. 20	H 3. 11
7	神戸湾高砂地区高浜旅客・フェリー ターミナル 【モザイク】	神戸港	63～3	旅客ターミナル施設	三益倉庫側	H 元. 3. 24	H 元. 8
8	日立湾物流高度化基盤施設 【日立湾物流センター】	日立港	元～3	物流高度化基盤施設	日立埠頭側	H 2. 1. 19 H 4. 3. 3	H 2. 7
9	釜石港仙台湾地区総合物流ターミナル 【仙台湾流通ターミナル】	仙台釜石港	元～2	物流高度化基盤施設	仙台港流通ターミナル側	H 2. 3. 7	H 2. 8
10	ハウステンボス	早岐港	元～3	港湾文化交流施設 旅客ターミナル施設	ハウステンボス側	H 2. 3. 7 H 4. 2. 18	H 4. 3
11	秋田港ボートタワー【セリオン】	秋田港	元～3	港湾文化交流施設	ボート秋田側	H 2. 3. 28	H 6. 4
12	新門司旅客ターミナル	北九州港	元～2	旅客ターミナル施設	阪九フェリー側	H 2. 3. 28	H 3. 1
13	博多駅前旅客ターミナル 【ベイサイドプレイス博多埠頭】	博多港	元～2	旅客ターミナル施設	博多サン・ピア博多側	H 2. 3. 28	H 3. 6
14	岡崎港港湾文化交流施設 【岡崎シーボートプラザ（御用丸）】	岡崎港	2～3	港湾文化交流施設	岡崎港文化・スポーツ振興財団側	H 2. 7. 20 H14. 12. 24	H 3. 4
15	海遊館	大阪港	63～2	港湾文化交流施設	大阪ウォーターフロント開発側	H 2. 6. 9 H13. 12. 28	H 2. 7
16	七尾フィッシャーマンズワープ 【魚屋食祭市場】	七尾港	2～3	旅客ターミナル施設	側替島側	H 3. 2. 19	H 3. 9
17	大阪ワールドトレードセンタービル ディング 【WTC コスモタワー】	大阪港	2～6	港湾業務用施設 地域情報管理基盤施設 特定高度情報化建築物 港湾文化交流施設	側大阪ワールドトレードセンタービルディング側	H 3. 3. 14 H 4. 3. 16 H 8. 3. 29	H 7. 4
18	泊ふ頭旅客ターミナル 【とまりん】	那覇港	元～4	旅客ターミナル施設 港湾業務用施設	泊ふ頭開発側	H 3. 3. 14 H14. 3. 27 H17. 1. 26	H 7. 4
19	アジア太平洋トレードセンター 【ATC】	大阪港	2～5	港湾文化交流施設 地域情報管理基盤施設 特定高度情報化建築物 物流高度化基盤施設 船舶物流ターミナル	アジア太平洋トレードセンター側	H 3. 3. 25 H 9. 8. 8 H 9. 12. 19 H11. 2. 26 H12. 6. 10 H16. 3. 26	H 6. 4
20	鹿島港港湾交流研修施設 【エンルムマリナ富直】	鹿島港	3	港湾交流研修施設	側エンルムマリナ富直側	H 3. 9. 26	H 4. 4
21	伏木富山港港湾交流研修施設 【日本海交流センター】	伏木富山港	3～4	港湾交流研修施設	側伏木富山港振興財団側	H 3. 11. 12	H 4. 7
22	博多港小戸地区港湾交流研修施設 【西福岡マリナ（マリノア）】	博多港	3～4	港湾交流研修施設	博多港開発側	H 4. 2. 26	H 5. 4
23	稚内港港湾文化交流施設 【稚内金日宝ホテル】	稚内港	3～5	港湾文化交流施設	側稚内シーボートプラザ側	H 4. 2. 26	H 6. 4
24	鹿島港南港センター	鹿島港	3～4	物流高度化基盤施設	鹿島埠頭側	H 4. 3. 3	H 4. 6
25	東京レポートセンター 【テレコムセンター】	東京港	1～7	港湾業務用施設 地域情報管理基盤施設 衛星通信高度化基盤施設 特定高度情報化建築物 特定高度情報化建築物 特定高度情報化建築物	側東京レポートセンター側 側タイム二十四 東京臨海開発供給側	H 4. 3. 25 H 5. 3. 2 H 9. 7. 11 H11. 6. 30 H12. 6. 30	H 8. 2
26	ワールド流通センター	東京港	3～5	物流高度化基盤施設	側ワールド流通センター	H 4. 3. 25	H 5. 6

No	特定施設名	港名	工期	特定施設	事業主体	計画年度	供用
27	大阪港総合流通センター	大阪港	2～4	物流高度化基盤施設	大阪港総合流通センター側	H 4. 3.25	H 4. 6
28	宮古島マリンターミナル [まりんぴあ・みやこ島]	平良港	3～7	旅客ターミナル施設 港湾業務用施設	宮古島マリンターミナル側	H 4. 4. 9 H 6. 3. 7	H 8. 6
29	名古屋港国際総合流通センター	名古屋港	3～5	物流高度化基盤施設	名古屋港国際総合流通センター側	H 4. 4.30	H 5. 6
30	博多港物流高度化基盤施設 [博多港総合]	博多港	3～4	物流高度化基盤施設	京岸埠頭、日本通運、博多港 倉庫、三倉倉庫	H 4. 5.26	H 4.11
31	瀬本ポートターミナル	瀬本港	4～6	旅客ターミナル施設	朝狭路開発事業団側	H 4.10.26 H 9. 8. 8	H 6. 7
32	ガーデンみずほ湾文化交流施設 [JBTY]	名古屋港	4	港湾文化交流施設	名古屋湾文化センター側	H 4.10.26 H12. 3.27	H 4.10
33	神戸航空旅客ターミナル [X-CAT]	神戸港	4～6	旅客ターミナル施設	神戸航空旅客ターミナル側	H 5. 2.24 H14. 4. 9	H 6. 8
34	神戸航空貨物ターミナル [X-AC]	神戸港	4～6	物流高度化基盤施設	神戸航空貨物ターミナル側	H 5. 2.24	H 6. 6
35	ニューピア竹芝テラスター	東京港	4～7	港湾業務用施設	竹芝地場開発側	H 5. 2.24 H13.12.28	H 8. 8
36	ミュージアム「天保山」	大阪港	4～6	港湾文化交流施設	サントリー側	H 5. 2.24	H 6.11
37	大洗新フェリーターミナル	大洗港	5	旅客ターミナル施設	大洗埠頭開発側	H 5. 9.30	H 6.10
38	東京ファッションタウン	東京港	5～7	地域情報管理基盤施設 特定高度情報化基盤	東京ファッションタウン側	H 5.10.26 H 7. 2.30 H 8. 4.17	H 8. 4
39	堺泉北港泉大津日港地区ボート ビブセンタービル [きららセンタービル]	堺泉北港	5～7	港湾業務用施設	泉大津湾都市開発	H 5.12. 2	H 8. 4
40	博多港港湾業務用施設 [博多港センタービル]	博多港	5～6	港湾業務用施設	博多港開発側	H 5.12. 2	H 7. 4
41	博多港物流高度化基盤施設 [第2期] [サニースト複]	博多港	5～6	物流高度化基盤施設	日東倉庫、博多港側	H 6. 2.18	H 6. 8
42	横浜港流通センター [Y-OC]	横浜港	5～8	物流高度化基盤施設	横浜港国際流通センター側	H 6. 2.18	H 8. 8
43	大阪港地区「TIV」96 [シーガル・パズ・ざん大阪]	大阪港	5～7	港湾文化交流施設	大阪ウォータフロント開発側	H 6. 3.15	H 8. 4
44	愛媛 FAZ 物流高度化基盤施設 [愛媛国際物流ターミナル (I-LOT)]	松山港	5～7	物流高度化基盤施設	愛媛エフ・エー・セット側	H 6. 3.25	H 8. 1
45	大阪南港トラックターミナル	大阪港	5～6	物流高度化基盤施設	朝大阪港トランスポートシステム側	H 6. 3.25	H 6. 7
46	四日市港国際物流センター	四日市港	6～7	物流高度化基盤施設	四日市港国際物流センター側	H 6.10.17 H14.10. 8	H 8. 4
47	北九州港国際物流センター [KID]	北九州港	6～7	物流高度化基盤施設	朝北九州輸入促進センター側	H 6.10.17 H14.10. 8	H 8. 4
48	長崎サンセットマリナ	長崎港	6～7	港湾文化交流施設	長崎サンセットマリナ側	H 6.11.26	H 7. 7
49	塩釜港旅客ターミナル [マリングート塩釜]	仙台塩釜港	7～8	旅客ターミナル施設	塩釜港開発側	H 7.10.31	H 8. 7
50	北九州海沿岸地区港湾業務用施設 [門司港レトロスクエアセンタービル]	北九州港	7～9	港湾業務用施設	門司港開発側	H 8. 3. 4	H10. 1
51	小名浜港旅客ターミナル [いわき・ら・ら・ミュウ]	小名浜港	7～9	旅客ターミナル施設	いわき市観光物産センター側	H 8. 3. 4	H 9. 7
52	かわさきファズ物流センター	川崎港	7～9	物流高度化基盤施設	かわさきファズ側	H 8. 3. 5	H10. 3
53	横浜 FAZ 物流高度化基盤施設	横浜港	7～9	物流高度化基盤施設	朝さかいみなと貿易センター側	H 8. 3. 5	H10. 5
54	大分国際貿易センター	大分港	7～8	物流高度化基盤施設	朝大分国際貿易センター側	H 8. 3. 5	H 8.11
55	国際健康開発センタービル [IHD センタービル]	神戸港	7～9	港湾文化交流施設	朝国際健康開発センタービル側	H 8. 3.29 H10. 3.20 H10.11. 6	H10. 4
56	舞鶴港 FAZ 物流高度化基盤施設	舞鶴港	8～9	物流高度化基盤施設	朝舞鶴 21 側	H 9. 3.19	H 9. 1
57	高知新港輸入物流ターミナル	高知港	8～9	物流高度化基盤施設	高知ファズ側	H 9. 3.19	H10. 4
58	興津港国際流通センター	清水港	8～9	物流高度化基盤施設	清水港側	H 9. 3.19	H10. 3
59	八戸港国際物流センター	八戸港	8～9	物流高度化基盤施設	朝八戸港貿易センター側	H 9. 3.19	H10. 4
60	神戸港国際流通センター [X-DIC]	神戸港	8～10	物流高度化基盤施設	朝神戸港国際流通センター	H 9. 3.19	H11. 4

No	特定施設名	港名	工期	特定施設	事業主体	計画認定	供用
61	横浜ワールドポーターズ	横浜港	9～10	卸共同流通ターミナル 輸入促進高度化施設	横浜インポートマート㈱	H 9.11. 6 H11. 3.23 H13. 3.30	H11. 9
62	小倉国際流通センター	北九州港	9～12	物流高度化基盤施設	小倉国際流通センター㈱	H10. 3. 6 H11.11. 5	H12. 7
63	仙台国際貿易物流ターミナル	仙台塩釜港	15～16	物流高度化基盤施設	仙台国際貿易促進センター㈱	H10. 3.30 H15. 9. 5	H16. 6
64	仙台国際ビジネスサポートセンター [アタセル]	仙台塩釜港	10～11	輸入促進高度化施設	仙台国際貿易促進センター㈱	H10. 3.30 H11. 9.30 H12. 3. 1	H12. 3
65	シーガルハーバー	神戸港	10～11	港湾文化交流施設	徳崎倉庫㈱・コーナン商事㈱	H10. 8. 6 H11. 4.26	H11. 9
66	松山観光港ターミナル	松山港	11～12	旅客ターミナル施設	松山観光港ターミナル㈱	H11. 9.30	H12.10
67	常陸那珂港国際物流センター [ひたちなかPAZ 物流サイト]	常陸那珂港	12	物流高度化基盤施設	㈱ひたちなか都市開発㈱	H12. 9. 5 H13. 7.24	H12.12
68	水島港国際物流センター	水島港	13～14	物流高度化基盤施設	水島港国際物流センター㈱	H13.10.31	H14. 4
69	神戸港ポートアイランド(第2期) 地区PC-18多機能物流倉庫	神戸港	14～15	物流高度化基盤施設	㈱上組	H14. 5.20 H16. 4.28	H16. 5
70	神戸港ポートアイランド(PC-北) 地区多機能物流倉庫	神戸港	16～17	物流高度化基盤施設	㈱上組	H16.11.10	H17.8
71	神戸港旅客ターミナル施設	神戸港	17～18	旅客ターミナル施設	神戸学院	H17.10.31	H19. 4
72	名古屋港羽島・順地区羽島名港物流 センター	名古屋港	18	物流高度化基盤施設	名古屋港開発	H18.5.26	H18.12
73	神戸港六甲アイランドR08北側地区 ムロオ神戸センター二期	神戸港	17～18	物流高度化基盤施設	㈱ムロオ	H18.5.26	H18.7
74	神戸港東部第2工地区多機能物流 倉庫	神戸港	18～19	物流高度化基盤施設	㈱上組	H18.5.26	H19. 8

※：第3セクター

(注) 民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法(通称「民活法」)は平成18年5月29日に廃止された。

(3) 港湾機能総合整備事業(平成23年6月1日現在)

●沖合人工島整備事業

No	プロジェクト名	港名	工期	事業主体
1	和歌山マリナシティ	和歌山下津港	H元～5	和歌山マリナシティ㈱
2	博多アイランドシティ	博多港	B5～18	博多港開発㈱

●臨海部土地利用高度化促進事業[スーパー HARCA]

No	プロジェクト名	港名	工期	事業主体
1	大崎地区府木橋組立造成	三河港	H7～H10	㈱総合開発機構㈱

※臨海部再開発促進事業[HARCA21](～平成11年度までの事業)により実施

●ポート・プロモーション・プラザ

No	プロジェクト名	港名	工期	事業主体
1	ワールドトレードセンター・BACHINOSE	八戸港	B8～B9	㈱八戸港貿易センター

(4) 地域輸入促進計画 (FAZ計画) 一覧

(平成23年6月1日現在)

計画策定	指定地域	同意 (承認) 年 月 日	輸入促進基盤整備事業	事業主体	供用
青森県	八戸港	H 8. 3.27	八戸港国際物流ターミナル	八戸港貿易センター※	H10. 4
					H10. 4
			第2期八戸港国際物流センター (仮称)	八戸港貿易センター	—
宮城県	仙台塩釜港 仙台空港	H 7. 3.24	仙台国際貿易物流ターミナル	仙台台港貿易促進センター	H16. 6
			仙台国際ビジネスサポートセンター	仙台台港貿易促進センター※	H12. 3
			仙台空港国際貨物ターミナル	仙台エアカーゴターミナル(株) (SACT) ※	H12. 7
茨城県	常陸那珂港	H12. 8.16	常陸那珂港国際物流センター	株式会社ななか都市開発※	H12.12
川崎市	川崎港	H 6. 3.28	かわさきファズ物流センター	かわさきファズ※	H10. 4
			インポートマート	—	—
横浜市	横浜港	H 6. 3.28	横浜港流通センター (Y-CC)	横浜港国際流通センター※	H 8. 8
			横浜ワールドポーターズ	横浜港インポートマート※	H11. 9
新潟県	新潟港	H 8. 3.27 H13. 3. 5(変更)	定温庫	新潟国際貿易ターミナル※	H10. 4
石川県	小松飛行場	H 6.12.22 H13. 3. 5(変更)	国際線貨物ターミナル施設		H 6. 7
			輸入品展示センター	北陸国際航空貨物ターミナル (HIACT) ※	
			小松空港貨物ターミナル		H14. 3
静岡県	清水港	H 8. 3.27 H13. 3. 5(変更)	興津国際流通センター	清水港振興※	H10. 3
京都府	舞鶴港	H 7. 3.24 H13. 3. 5(変更)	輸入促進基盤施設	舞鶴21 ※	H 9.10
大阪府	関西国際空港	H 5. 3.24 H13. 3. 5(変更)	りんくう国際物流センター	りんくう国際物流(株) (RIL) ※	H 8.11
大阪市	大阪港	H 5. 3.24 H13. 3. 5(変更)	アジア太平洋トレードセンター (ATC)	アジア太平洋トレードセンター(株)※	H 6. 4
			大阪ワールドトレードセンタービル (WTC)	大阪ワールドトレードセンタービルディング※	H 7. 4
神戸市	神戸港	H 5. 3.24 H 9. 2.18(変更) H13. 3. 5(変更)	神戸航空貨物ターミナル (K-ACT)	神戸航空貨物ターミナル(株)※	H 6. 6
			冷蔵倉庫団地	神戸団地冷蔵※	H 7. 3
			神戸港国際流通センター (K-DIC)	神戸国際流通センター	H11. 3
島根県 鳥取県	境 港	H 7. 3.24 H13. 3. 5(変更)	輸入促進基盤施設	株式会社いみなと貿易センター※	H10. 5
岡山県	岡山空港 水島港*	H 8.10. 1 H13. 4.16(変更)	岡山空港航空貨物ターミナル	岡山空港ターミナル(株)※	H10.10
			水島港国際物流センター	水島港国際物流センター(株)※	H14. 4
広島県	広島空港	H 6. 3.28 H 8. 7.26(変更) H13. 3. 5(変更)	国際物流センター	広島エアカーゴターミナル(株)※	H 8. 7
山口県	下関港	H 6. 3.28 H13. 3. 5(変更)	国際総合流通センター	山口県国際総合センター※	H 8. 8
			物流支援施設	日本通運※ 下関倉庫(株)	H 6. 2 H 8. 3
愛媛県	松山港	H 5. 3.24 H 9. 2.18(変更) H16. 2.27(変更)	愛媛国際物流ターミナル (I-LOT)	愛媛エフ・エー・ゼット(株)※	H 8. 2
			愛媛国際貿易センター (アイテムえひめ)		H 8. 3
高知県	高知港	H 7. 3.24 H13. 3. 5(変更)	高知新港輸入物流ターミナル	高知ファズ(株)※	H10. 4
北九州市	北九州港	H 5. 3.24 H 9. 7.31(変更)	北九州国際物流センター (KID)	北九州輸入促進センター (KIPRO) ※	H 8. 4 H10. 4
			アジア太平洋インポートマート (AIM)		
			小倉国際流通センター	小倉国際流通センター(株)※	H12. 7
長崎県	長崎空港	H 5. 3.24 H13. 3. 5(変更)	長崎空港国際物流センター	長崎国際航空貨物ターミナル(株) (NIACT) ※	H 6. 8
熊本県	熊本港	H 7. 3.24 H10. 3.23(変更)	熊本港物流センター	くまもとファズ(株)※	H11. 9
大分県	大分港	H 6. 3.28 H13. 3. 5(変更)	大分国際貿易センター	大分国際貿易センター※	H 8.11

注1) 同意：地方分権の推進を図るための関係法令の整備等により、平成12年4月以降、地域輸入促進計画は、国の「承認」から「同意」事項に変更

※：第3セクター

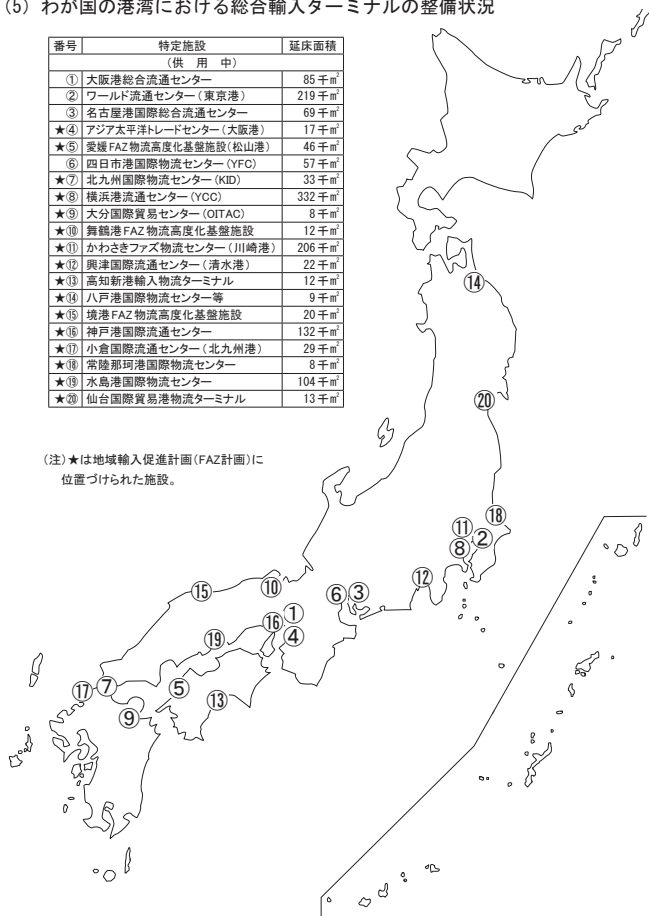
*：水島港地域(倉敷市)は、計画の変更(H13. 4. 16)により編入された。

注2) 輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法(通称「FAZ法」)は平成18年5月29日に廃止された。

(5) わが国の港湾における総合輸入ターミナルの整備状況

番号	特定施設 (供 用 中)	延床面積
①	大阪港総合流通センター	85 千 m^2
②	ワールド流通センター(東京港)	219 千 m^2
③	名古屋港国際総合流通センター	69 千 m^2
★④	アジア太平洋トレードセンター(大阪港)	17 千 m^2
★⑤	愛媛FAZ物流高度化基盤施設(松山港)	46 千 m^2
⑥	四日市港国際物流センター(YFC)	57 千 m^2
★⑦	北九州国際物流センター(KID)	33 千 m^2
★⑧	横浜港流通センター(YCC)	332 千 m^2
★⑨	大分国際貿易センター(OITAC)	8 千 m^2
★⑩	舞鶴港FAZ物流高度化基盤施設	12 千 m^2
★⑪	かわさきファズ物流センター(川崎港)	206 千 m^2
★⑫	興津国際流通センター(清水港)	22 千 m^2
★⑬	高知新港輸入物流ターミナル	12 千 m^2
★⑭	八戸港国際物流センター等	9 千 m^2
★⑮	境港FAZ物流高度化基盤施設	20 千 m^2
★⑯	神戸港国際流通センター	132 千 m^2
★⑰	小倉国際流通センター(北九州港)	29 千 $\mathbf{m}^2$
★⑱	常陸那珂港国際物流センター	8 千 m^2
★⑲	水島港国際物流センター	104 千 m^2
★⑳	仙台国際貿易港物流ターミナル	13 千 m^2

(注) ★は地域輸入促進計画(FAZ計画)に
位置づけられた施設。



(6) 民間連携プロジェクト一覧

特定民間都市開発事業一覧

(平成23年6月1日現在)

No	プロジェクト名〔施設名〕	港名	工期	施設種類	主な整備施設	事業主体	供用
1	博多港海浜公園計画〔福岡タワー〕	博多港	62～元	展望施設	マリンタワー、緑地、広場	福岡タワー㈱※	H 2.1
2	博多港海浜公園計画〔シーサイドもち・マリン〕	博多港	62～63	商業施設	プロムナード、広場、保留施設	博多海洋開発㈱※	H 元.4
3	瀬戸大橋京阪フィッシャーマンズ・フープ	与島港	62～63	商業施設	旅客待合所、緑地、道路	京阪フィッシャーマンズフープ・京阪電気鉄道㈱	H 元.4
4	堺泉北港上屋整備計画〔Ⅰ期〕〔堺青果センター（第2定温上屋）〕	堺泉北港	63	複合物流施設	上屋、緑地	堺泉北埠頭㈱※	H 3.8
5	神戸港高浜地区再開発計画〔Ⅰ期〕〔モザイク〕	神戸港	63～元	旅客ターミナル施設	旅客ターミナル、緑地、駐車場	三菱倉庫㈱	H 元.8
6	横浜港大黒地区倉庫整備計画〔小此木大黒ふ頭倉庫〕	横浜港	63～2	複合物流施設	物流施設、緑地、駐車場	㈱小此木	H 2.6
7	神戸港六甲アイランド倉庫整備計画〔ケイヒン六甲流通冷蔵センター〕	神戸港	63～元	複合物流施設	物流施設、緑地、駐車場	ケイヒン㈱	H 元.11
8	神戸港六甲アイランド倉庫整備計画〔日本郵船六甲総合物流センター〕	神戸港	63～元	複合物流施設	物流施設、緑地、駐車場	日本郵船㈱	H 元.11
9	七尾港商業ビル〔ポートサイド七尾〕	七尾港	63～元	業務施設	港湾業務ビル、緑地、駐車場	七尾海陸運送㈱※	H 2.4
10	小樽港若竹地区再開発計画〔小樽港ターナル〕	小樽港	元～2	マリーナ施設	クラブハウス、道路、駐車場	北海道ヤマハ㈱	H 2.5
11	横浜港大黒地区倉庫整備計画〔中外倉庫運輸大黒倉庫〕	横浜港	元～2	複合物流施設	物流施設、緑地	中外倉庫運輸㈱	H 2.8
12	横浜港大黒地区倉庫整備計画〔ジャパニエクスプレス大黒埠頭倉庫〕	横浜港	元～2	複合物流施設	物流施設、緑地	㈱ジャパン・エクスプレス	H 2.5
13	横浜港大黒地区倉庫整備計画〔川西倉庫大黒倉庫〕	横浜港	元～2	複合物流施設	物流施設、緑地	川西倉庫㈱	H 3.1
14	横浜港大黒地区倉庫整備計画〔宇徳運輸大黒物流センター〕	横浜港	元～2	複合物流施設	物流施設、緑地	宇徳運輸㈱	H 2.11
15	MM21プラザ地下駐車場	横浜港	元～3	駐車場施設	地下駐車場、道路	(財)横浜市建築助成公社※	H 3.8
16	北九州港新門司地区開発計画〔新門司旅客ターミナル〕	北九州港	元～3	旅客ターミナル施設	旅客ターミナル、広場、駐車場	阪九フェリー㈱	H 3.11
17	牛窓港開発計画〔ホテル・リマーニ〕	牛窓港	元～2	宿泊施設	緑地、駐車場	㈱ホテル・リマーニ	H 2.10
18	横浜港大黒地区倉庫整備計画〔内外日東大黒物流センター〕	横浜港	元～2	複合物流施設	物流施設、緑地	内外日東㈱	H 3.1
19	横浜港大黒地区倉庫整備計画〔横浜共立倉庫大黒センター〕	横浜港	元～2	複合物流施設	物流施設、緑地	横浜共立倉庫㈱	H 2.12
20	博多港博多埠頭開発計画〔博多埠頭旅客ターミナル（ベイサイドプレイス博多埠頭）〕	博多港	元～3	旅客ターミナル施設	旅客ターミナル、広場、駐車場	㈱サン・ピア博多※	H 3.8
21	神戸港六甲アイランド倉庫整備計画〔森本倉庫六甲アイランド倉庫〕	神戸港	2～3	複合物流施設	物流施設、緑地	森本倉庫㈱	H 3.11
22	早岐港再開発〔ハウステンボス〕	早岐港	元～3	旅客ターミナル施設	旅客ターミナル	ハウステンボス㈱※	H 4.2
23	函館港若松地区再開発計画〔函館シーポートプラザ〕	函館港	元～2	商業施設	広場	㈱函館シーポートプラザ※	H 2.8
24	横浜港大黒地区倉庫整備計画〔藤本企業大黒物流ターミナル〕	横浜港	2～3	複合物流施設	物流施設、緑地	藤本企業㈱	H 3.12
25	岩内港整備計画〔岩内港フェリーターミナル〕	岩内港	元～2	旅客ターミナル施設	旅客ターミナル、広場	東日本フェリー㈱	H 2.7
26	堺泉北港上屋整備計画※〔第3バニング上屋〕	堺泉北港	2	複合物流施設	上屋、緑地	(財)大阪府ポートサービス※	H 3.4
27	堺泉北港上屋整備計画〔Ⅱ期〕〔堺青果センター（第3定温上屋）〕	堺泉北港	2～3	複合物流施設	上屋、緑地	堺泉北埠頭㈱※	H 4.10
28	神戸港ポートアイランド倉庫整備計画〔大洋運輸ポートアイランド倉庫〕	神戸港	3	複合物流施設	物流施設、緑地	大洋運輸㈱	H 3.2
29	室蘭港中央埠頭地区再開発計画〔フォトリクスプラザ〕	室蘭港	2～3	業務施設	緑地	(有)フォトリクス	H 3.7
30	八戸港八太郎地区埠頭整備計画〔八戸港湾運送2号埠頭倉庫〕	八戸港	3	複合物流施設	物流施設、緑地	八戸港湾運送㈱	H 3.11
31	八戸港八太郎地区埠頭整備計画〔八戸臨港倉庫2号埠頭倉庫〕	八戸港	3	複合物流施設	物流施設、緑地	八戸臨港倉庫㈱	H 3.11
32	三河港明海地区倉庫整備計画〔明海埠頭保税上屋〕	三河港	3～4	複合物流施設	物流施設、保留施設、道路、緑地	㈱総合開発機構※	H 5.2
33	神戸港高浜地区再開発計画Ⅱ期〔モザイク〕	神戸港	3～4	商業施設	旅客ターミナル、緑地、駐車場	三菱倉庫㈱	H 4.10
34	石狩開発業務ビル〔サポートセンタープラザ〕	石狩湾新港	3～4	業務施設	港湾業務ビル、駐車場、緑地	石狩開発㈱※	H 4.6
35	釜釜港仙台地区倉庫整備計画〔エス・ケー・ケー物流倉庫〕	仙台釜釜港	3～4	複合物流施設	物流施設、緑地	エス・ケー・ケー物流㈱	H 4.11
36	横浜港大黒地区倉庫整備計画〔三菱倉庫大黒倉庫〕	横浜港	2～3	複合物流施設	物流施設、緑地	三菱倉庫㈱	H 4.3
37	釧路港北地区再開発計画〔側路全日空ホテル〕	釧路港	3～5	宿泊施設	駐車場、広場、緑地、ホテル	フジタ建物㈱	H 4.6
38	神戸港六甲アイランド倉庫整備計画※〔ユニエックス六甲アイランド倉庫〕	神戸港	3～4	複合物流施設	物流施設、緑地	㈱ユニエックス	H 4.6

39	清水港富士見埠頭再開発計画〔富士ロジック村松流通センター〕	清水港	3~4	複合物流施設	物流施設、緑地	㈱富士ロジック	H 4.10
40	横浜港大黒地区倉庫整備計画〔ケイヒン大黒総合商品センター〕	横浜港	3~5	複合物流施設	物流施設、緑地	ケイヒン㈱	H 4.6
41	鳥羽港整備計画〔鳥羽港フェリーターミナル〕	鳥羽港	4~5	旅客ターミナル施設	旅客ターミナル、緑地	伊勢湾フェリー㈱	H 5.8
42	八戸港八太郎地区埠頭整備計画〔八戸通運2号埠頭倉庫〕	八戸港	4	複合物流施設	物流施設、緑地	八戸通運㈱	H 5.4
43	小樽港勝納埠頭再開発計画〔小樽港フェリーターミナル〕	小樽港	5~6	旅客ターミナル施設	旅客ターミナル、広場	新日本海フェリー㈱	H 6.4
44	三河港御津地区整備計画〔三河みどりマリーナ〕	三河港	4~5	マリーナ施設	防波堤、係留施設、クラブハウス、駐車場	出光興産㈱	H 5.11
45	堺泉北港上屋整備計画〔Ⅲ期〕〔堺青果センター（第3定温上屋）〕	堺泉北港	4~5	複合物流施設	上屋、緑地	堺泉北埠頭㈱※	H 6.4
46	神戸港中突堤先端部再開発計画〔神戸メリケンパークオリエンタルホテル〕	神戸港	5~7	宿泊施設	旅客ターミナル、緑地、広場、駐車場	㈱神戸メリケンパークオリエンタルホテル	H 7.8
47	室蘭港入江地区整備計画〔室蘭港フェリーターミナル〕	室蘭港	5~6	旅客ターミナル施設	旅客ターミナル、緑地	東日本フェリー㈱	H 6.11
48	那覇港泊ふ頭再開発計画〔とまりん〕	那覇港	5~6	駐車場施設	駐車場、道路	泊ふ頭開発㈱※	H 7.4
49	伊良湖港再開発計画〔伊良湖フェリーターミナル〕	伊良湖港	5~6	旅客ターミナル施設	旅客ターミナル、広場、駐車場	㈱伊良湖港観光センター※	H 6.8
50	苫小牧港西港地区整備計画〔苫小牧港フェリーターミナル〕	苫小牧港	6	旅客ターミナル施設	旅客ターミナル、緑地	苫小牧港開発㈱※	H 7.1
51	横浜港流通センター（鈴与）	横浜港	6~7	複合物流施設	物流施設、緑地、車路	鈴与㈱	H 8.8
52	横浜港流通センター（明正）	横浜港	6~7	複合物流施設	物流施設、緑地、車路	㈱明正	H 8.8
53	横浜港流通センター（東京通運）	横浜港	6~7	複合物流施設	物流施設、緑地、車路	東京通運㈱	H 8.8
54	横浜港流通センター（鴻池運輸）	横浜港	6~7	複合物流施設	物流施設、緑地、車路	鴻池運輸㈱	H 8.8
55	横浜港流通センター（早川海陸輸送）	横浜港	6~7	複合物流施設	物流施設、緑地、車路	早川海陸輸送㈱	H 8.8
56	横浜港流通センター（楠原輸送）	横浜港	6~7	複合物流施設	物流施設、緑地、車路	楠原運送㈱	H 8.8
57	横浜港流通センター（東洋埠頭）	横浜港	6~7	複合物流施設	物流施設、緑地、車路	東洋埠頭㈱	H 8.8
58	横浜港流通センター（日清物流）	横浜港	6~7	複合物流施設	物流施設、緑地、車路	日清物流㈱	H 8.8
59	横浜港流通センター（安田倉庫）	横浜港	6~7	複合物流施設	物流施設、緑地、車路	安田倉庫㈱	H 8.8
60	東京港青島地区整備計画〔ケイヒンお台場埠頭流通センター〕	東京港	6~7	複合物流施設	物流施設、緑地	ケイヒン㈱	H 7.10
61	堺泉北港上屋整備計画※〔日新堺泉北上屋〕	堺泉北港	6~7	複合物流施設	上屋、緑地	㈱日新	H 7.10
62	敦賀港旅客ターミナル整備計画〔敦賀港フェリーターミナル〕	敦賀港	6~8	旅客ターミナル施設	旅客ターミナル、緑地、駐車場	新日本海フェリー㈱	H 8.7
63	川崎港東扇島地区整備計画〔東京通運東扇島倉庫〕	川崎港	6~8	複合物流施設	物流施設、緑地	東京通運㈱	H 8.7
64	東京港青島地区整備計画〔東海運青島流通センター〕	東京港	7~8	複合物流施設	物流施設、緑地、道路	東海運㈱	H 9.2
65	川崎港東扇島地区整備計画〔五十嵐冷蔵東扇島第三物流センター〕	川崎港	8~9	複合物流施設	物流施設、緑地	五十嵐冷蔵㈱	H 8.11
66	川崎港東扇島地区整備計画〔ベニレイ東扇島倉庫〕	川崎港	6~8	複合物流施設	物流施設、緑地	ベニレイ㈱	H 8.10
67	東京港青島地区整備計画〔鈴江組倉庫お台場流通センター〕	東京港	8~9	複合物流施設	物流施設、緑地	鈴江組倉庫㈱	H 9.5
68	尾道系崎港尾道駅前棧橋整備計画〔尾道ポートビル〕	尾道系崎港	8~9	宿泊施設	展望デッキ、道路	尾道ウォーターフロント開発㈱※	H 9.12
69	小樽港若竹地区再開発計画〔マイカル小樽〕	小樽港	9~10	商業施設	道路、緑地、駐車場、ペDESTリアンデッキ、アトリウム	㈱小樽ベシシティ開発	H11.3
70	小樽港若竹地区再開発計画〔ヒルトン小樽〕	小樽港	9~11	宿泊施設	道路、緑地、駐車場、多目的ホール	小樽ヒルトン㈱	H11.7
71	岸和田港再開発計画〔岸和田カンカン〕	阪南港	8~9	商業施設	駐車場、道路、緑地、広場	岸和田港湾都市㈱※	H 9.3
72	川崎港東扇島地区整備計画〔東洋埠頭東扇島倉庫〕	川崎港	9~10	複合物流施設	物流施設、緑地	東洋埠頭㈱	H10.5
73	横浜港大黒地区倉庫整備計画〔三井倉庫大黒B号倉庫〕	横浜港	8~9	複合物流施設	物流施設、緑地	三井倉庫㈱	H10.3
74	横浜港新港地区国際交流施設整備計画※〔横浜国際船員センター（ナビオス横浜）〕	横浜港	9~11	宿泊施設	駐車場、アトリウム、会議場、緑地、広場	（財）日本船員厚生協会	H11.10
75	北九州港門司港レトロ再開発Ⅱ期計画※〔海峽プラザ〕	北九州港	10	商業施設	道路、広場	門司港開発㈱※	H11.3
76	長崎港元船地区開発計画〔夢彩都〕	長崎港	10~11	商業施設	道路、駐車場	㈱長崎ベイサイドモール	H12.4
77	神戸港摩耶埠頭倉庫整備計画〔日新摩耶埠頭倉庫〕	神戸港	10~11	複合物流施設	物流施設、緑地	㈱日新	H11.9
78	神戸港弁天地区開発計画※〔シニールハーバー〕	神戸港	10~11	商業施設	駐車場、緑地、広場	篠崎倉庫㈱	H11.9
79	清水港日の出地区再開発計画〔エスパルスドリームプラザ〕	清水港	10~11	商業施設	駐車場、広場、多目的ホール	鈴与㈱	H11.10

80	横須賀港平成地区整備計画＊ 〔エイヴィ平成町店〕	横須賀港	11	商業施設	緑地、広場、展望デッキ	㈱エイヴィ	H12. 4
81	神戸港摩耶物流施設整備計画 〔日新摩耶東物流センター〕	神戸港	12	複合物流施設	物流施設、緑地	㈱日新	H13. 2
82	博多港香椎整備計画＊〔東海運香椎物流センター〕	博多港	12～13	複合物流施設	物流施設、緑地	東海運輸	H13. 5
83	横須賀港久里浜地区整備計画＊ 〔久里浜フェリーターミナル〕	横須賀港	12～14	旅客ターミナル施設	旅客ターミナル、緑地、道路、駐車場	東京湾フェリー㈱	H13. 3
84	博多港福岡国際会議場整備計画	博多港	13～14	会議施設	道路、緑地、多目的ホール、会議室、駐車場	(財)福岡総合展示場※	H15. 3
85	新潟港万代島再開発施設整備計画＊	新潟港	13～15	業務施設	緑地、道路	新潟万代島ビルディング㈱	H15. 5
86	明神倉庫西日本流通センター＊	北九州港	14	複合物流施設	物流施設、緑地	名糖倉庫㈱	H14.11
87	新潟港万代島再開発施設整備計画＊	新潟港	14～15	宿泊施設	緑地、道路	新潟国際コンベンションホテル㈱	H15. 4
88	エスカル室蘭整備事業＊	室蘭港	19～20	宿泊施設	緑地	(財)日本船員厚生協会	H20. 4
89	兵機海運㈱新倉庫建設事業＊	神戸港	21～22	複合物流施設	物流施設、緑地	兵庫海運㈱	H22. 4
90	塩竈港運送㈱新物流センター事業 〔塩竈港運送㈱倉庫〕	仙台塩竈港	22～23	複合物流施設	物流施設	塩竈港運送㈱	H23. 3

＊：参加事業 ※：第3セクター

港湾民間拠点施設整備事業（住民参加型まちづくりファンド支援事業）一覧

(平成23年6月1日現在)

支援年度	まちづくりファンドの名称	港名	助成対象地域	助成の対象とする主な事業
20	地域づくり推進事業基金	魚津港	富山県魚津市	「歴史的建築物等の保存、改修」、「みなとまちの魅力アップ」、「みなとまちを中心とした観光振興」などに関する事業
20	唐津市みなとまちづくり基金	唐津港	佐賀県唐津市	「歴史的建築物等の保存、改修」、「里浜づくり活動拠点」、「観光振興に資する事業」などに関する事業
21	まごおり協働まちづくり基金	蒲郡港	愛知県蒲郡市	「広場の段差整備」、「みなとオアシス」がまごおりPR整備事業」「親睦用及び炊き出し用炊飯施設の設置工事」などに関する事業
21	神戸まちづくり等基金	神戸港	兵庫県神戸市	「神戸ポートタワーのライトアップ」「神戸ポートタワーのバリアフリー」などに関する事業
21	尾道みなとまちづくりファンド	尾道糸崎港	広島県尾道市	「みなとオアシス尾道の西御所県営上屋のライトアップ及び観光案内所の設置」「尾道駅前駐輪場の交流広場への利用転換」などに関する事業
21	香川県文化芸術振興基金	高松港	香川県	「みなとの魅力アップ」「地域資源を活用したまちの活性化」などに関する事業
22	開陽丸ファン	江差港	北海道松山郡江差町	「開陽丸管理棟等、周辺の環境整備」、「国道案内板の設置」、「アクセス道の修景整備」、「交流拠点整備、観光案内板の設置」などに関する事業
22	七尾市地域振興基金	七尾港	石川県七尾市	「魅力度の向上（地域交流拠点出入り口の改修、インフォメーション機能の強化）」、「観光案内板の設置」などに関する事業
22	敦賀市国際交流基金	敦賀港	福井県敦賀市	「多言語案内施設」、「展示品の充実」、「観光案内板の設置」などに関する事業
22	大分市地域づくり推進基金	大分港	大分県大分市	「津波避難上屋の整備」、「観光案内板の設置（防災情報電光掲示兼用）」、「ビクターパースの整備」などに関する事業
22	本部町ちゅらまちづくり応援基金	本部港	沖縄県本部町	「地域交流拠点広場」、「バリアフリー公衆トイレ」、「地域情報提供施設（定期船・観光等）」、「かつおのぼり」に関する事業

港湾機能総合整備事業（例）

港湾の機能の高度化に資する中核的施設整備事業

(平成23年6月1日現在)

No	プロジェクト名	港名	工期	事業主体
1	神戸メリケンパークオリエンタルホテル	神戸港	H5～7	神戸メリケンパークオリエンタルホテル
2	尾道ポートビル	尾道糸崎港	H 9	尾道ウォーターフロント㈱※
3	泉大津ターミナル	堺泉北港	H12	阪九フェリー㈱
4	アイランドシティコンテナターミナル	博多港	H15	博多港ふ頭㈱
5	明海南ドルフィン	三河港	H16	総合開発機構

小型船拠点総合整備事業

No	プロジェクト名	港名	工期	事業主体
1	いわきサンマリーナ	小名浜港	H 6	小名浜マリーナ㈱※
1	いずみさの閑空マリーナ	泉佐野港	H 7	泉佐野ウォーターフロント㈱※
3	横浜ベイサイドマリーナ	横浜港	H7～8	横浜ベイサイドマリーナ㈱※
4	折戸マリーナ	横水港	H14	折戸マリーナ㈱
5	ヴェラシスマリーナ	横須賀港	H15	SHIリゾート開発㈱

(注) 平成18年度からは港湾機能の高度化に資する中核的施設整備事業として整備

19. 主要経済・産業データ

(1) 主要経済データ一覧

① 国内経済データ

都道府県名	人口 (A) (万人)	面積 (B) (km ²)	工業出荷額 (C) (億円)	県民所得 (億円)
全	12,706	377,950	2,652,590	3,722,973
北	552	83,457	52,026	132,221
青	141	9,645	14,574	32,978
岩	135	15,279	20,102	30,643
宮	233	6,862	29,441	57,884
秋	111	11,636	11,848	25,447
山	118	6,652	23,915	27,647
福	205	13,783	47,245	56,297
茨	298	6,096	97,794	87,235
栃	200	6,408	76,797	58,667
群	200	6,362	67,067	54,185
埼	712	3,768	117,748	208,645
千	615	5,082	123,458	182,214
東	1,261	2,103	80,236	533,496
神	889	2,416	148,684	285,150
奈	239	10,364	41,448	62,602
新	110	2,046	28,682	32,474
富	116	4,186	20,491	32,913
石	81	4,190	16,734	22,129
福	86	4,201	19,000	23,758
山	216	13,105	49,839	58,976
長	208	9,768	45,691	55,820
岐	377	7,255	150,510	122,169
静	724	5,116	344,313	239,463
愛	185	5,762	93,746	53,064
三	139	3,767	61,160	41,837
滋	255	4,613	46,751	76,863
京	868	1,898	148,062	264,537
大	559	8,396	134,230	153,073
兵	141	3,691	19,848	35,459
奈	103	4,726	24,148	25,754
和	60	3,507	8,532	13,712
歌	72	6,708	8,732	16,247
山	194	7,010	66,116	51,860
鳥	286	8,480	79,178	81,289
島	146	6,114	54,129	41,599
岡	80	4,147	15,701	21,321
山	101	1,862	24,939	25,846
徳	146	5,678	35,816	32,994
香	77	7,105	4,909	15,824
愛	504	4,845	77,675	133,657
高	86	2,440	15,535	21,014
福	145	4,105	16,756	31,070
佐	183	7,268	23,214	41,250
長	121	5,100	30,844	30,744
熊	115	6,795	12,295	24,201
大	172	9,044	17,152	38,689
宮	141	2,276	5,481	28,057
鹿				
沖				

出典：総務省行政局振興課編「住民基本台帳に基づく全国人口・世帯数表、人口動態表」
 国土交通省国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」
 経済産業省大臣官房調査統計部「工業統計表（市区町村編）」
 内閣府経済研究所編「県民経済計算年報」

港 湾 所 在 市 区 町 村						都道府県名
人口(a) (万人)	(a)/(A) (%)	面積(b) (km ²)	(b)/(B) (%)	工業出荷額(c) (億円)	(c)/(C) (%)	
5,931	46.7	121,672	32.2	1,268,037	47.8	全 国
135	24.4	16,990	20.4	25,739	49.5	北 海 道
75	53.7	4,584	47.5	10,029	68.8	青 森 県
21	15.7	3,944	25.8	2,813	14.0	岩 手 県
149	64.1	1,990	29.0	12,516	42.5	宮 城 県
50	45.5	2,782	23.9	4,870	41.1	秋 田 県
25	21.4	1,914	28.8	4,235	17.7	山 形 県
75	36.4	2,627	19.1	17,476	37.0	福 島 県
74	24.9	833	13.7	45,566	46.6	茨 城 県
—	—	—	—	—	—	栃 木 県
—	—	—	—	—	—	群 馬 県
—	—	—	—	—	—	埼 玉 県
290	47.2	1,850	36.4	88,034	71.3	埼 玉 県
247	19.6	603	28.7	13,717	17.1	千 葉 県
590	66.4	792	32.8	83,354	56.1	東 京 都
158	66.1	5,847	56.4	25,171	60.7	神 奈 川 県
73	66.9	1,761	86.1	17,635	61.5	新 潟 県
71	60.7	2,551	60.9	6,990	34.1	富 山 県
48	59.1	1,515	36.1	7,925	47.4	石 川 県
—	—	—	—	—	—	福 山 県
—	—	—	—	—	—	山 梨 県
—	—	—	—	—	—	長 野 県
232	61.6	4,622	63.7	77,341	51.4	岐 阜 県
383	53.0	1,659	32.4	139,115	40.4	静 岡 県
140	75.9	3,523	61.1	58,782	62.7	愛 知 県
56	40.7	1,342	35.6	12,372	20.2	三 重 県
158	62.0	1,948	42.2	23,833	51.0	滋 賀 県
400	46.0	658	34.6	77,112	52.1	京 都 府
418	74.9	3,577	42.6	102,134	76.1	大 阪 府
—	—	—	—	—	—	兵 庫 県
71	69.2	2,370	50.1	20,992	86.9	和 歌 山 県
45	75.4	1,457	41.5	7,242	84.9	鳥 取 県
59	82.1	4,011	59.8	5,142	58.9	島 根 県
136	70.2	1,768	25.2	50,750	76.8	岡 山 県
255	89.2	4,029	47.5	72,152	91.1	広 島 県
144	98.0	5,641	92.3	53,159	98.2	山 口 県
50	62.5	1,143	27.6	12,162	77.5	山 德 川 県
89	88.3	1,448	77.8	23,597	94.6	香 川 県
135	92.9	4,142	72.9	34,730	97.0	愛 媛 県
53	68.5	2,599	36.6	2,791	56.9	高 知 県
279	55.3	1,310	27.0	41,298	53.2	福 佐 県
54	62.8	1,556	63.8	7,076	45.5	岡 賀 県
143	98.7	4,024	98.0	16,747	99.9	長 崎 県
125	68.0	2,761	38.0	10,442	45.0	熊 本 県
94	78.0	3,276	64.2	27,892	90.4	大 分 県
70	60.8	2,724	40.1	6,796	55.3	宮 崎 県
145	84.1	7,529	83.2	13,605	79.3	鹿 児 島 県
114	80.7	1,972	86.6	4,707	85.9	沖 縄 県

(注) 1. 人口は住民基本台帳人口で、2010年3月31日現在。

2. 面積は2010年10月1日現在で、全国には境界未定の面積を含む。

3. 工業出荷額は2009暦年値。

4. 県民所得は2008年度値。

5. 港湾所在市区町村欄は、2010年4月1日現在で港湾が所在する市区町村について集計した。

② 国際経済データ

国 名	人 口 (百万人)	名目国内 総生産 (GDP) (百万USドル)	貿易規模 (通関ベース：百万USドル、%)			
			輸 出 額 (F. O. B)	対世界 比 率	輸 入 額 (C. I. F)	対世界 比 率
世 界	6,909	—	11,537,758	100.0	11,623,091	100.0
日 本	127	5,042,014	580,719	5.0	550,550	4.7
米 国	318	14,119,295	1,056,750	9.2	1,605,300	13.8
E U	498	16,118,060	4,472,357	38.8	4,513,401	38.8
アジアNIEs	83	1,599,166	949,956	8.2	915,939	7.9
A S E A N	422	1,156,198	467,340	4.1	396,940	3.4
中 国	1,354	4,984,426	1,201,790	10.4	1,004,170	8.6
ロ シ ア	140	1,230,724	301,656	2.6	167,411	1.4
イ ギ リ ス	62	2,169,485	356,453	3.1	484,270	4.2
ド イ ツ	82	3,330,030	1,127,636	9.8	939,132	8.1
フ ラ ン ス	63	2,649,389	482,114	4.2	555,390	4.8
イ タ リ ア	60	2,112,779	405,350	3.5	412,216	3.5
ベ ル ギ ー	11	471,161	369,934	3.2	352,181	3.0
ルクセンブルク	1	52,851	12,786	0.1	18,652	0.2
オ ラ ン ダ	17	794,588	431,839	3.7	382,268	3.3
デンマーク	6	310,093	92,033	0.8	81,844	0.7
ギ リ シ ャ	11	323,745	19,868	0.2	59,293	0.5
ス ペ イ ン	45	1,464,088	220,848	1.9	290,744	2.5
ポルトガル	11	233,489	44,168	0.4	71,491	0.6
韓 国	49	832,512	361,614	3.1	322,843	2.8
台 湾	22	378,952	...	...	...	...
香 港	7	210,570	318,510	2.8	347,311	3.0
シンガポール	5	177,132	269,832	2.3	245,785	2.1
フィリピン	94	160,676	38,308	0.3	45,743	0.4
タ イ	68	263,889	152,065	1.3	134,832	1.2
マレーシア	28	191,356	157,484	1.4	123,693	1.1
インドネシア	233	540,277	119,483	1.0	92,672	0.8
カ ナ ダ	34	1,336,067	313,982	2.7	320,287	2.8
メ キ シ コ	111	872,088	229,683	2.0	234,385	2.0

出典：総務省統計局「世界の統計2011」、国連人口基金（日本語制作：ジョイセフ）「2010年 世界人口白書」

(注) 1. EUは表中、イギリスからポルトガルまでの11カ国及びアイルランド、オーストリア、フィンランド、スウェーデン、マルタ、ポーランド、ハンガリー、キプロス、エストニア、ラトビア、リトアニア、スロベニア、チェコ、スロバキア、ブルガリア、ルーマニアを含む27カ国。

2. アジアNIEsは表中、韓国からシンガポールまでの4カ国。

3. ASEANは表中、フィリピンからインドネシアまでの4カ国。

4. 世界人口は、国連人口基金発行の「世界人口白書」より。

5. 国別の人口は、2010年推計人口を示す。

6. 名目国内総生産は2009年。

7. F. O. B及びC. I. Fは2009年の総額を示す。

(2) ブロック別重要港湾以上の背後圏人口

整備局等	港湾数	ブロック人口	背後圏人口	ブロック人口に占める 背後圏人口の割合
北海道開発局	12	5,627,424	1,139,922	20%
東北地方整備局	15	9,634,466	3,114,948	32%
関東地方整備局	8	42,371,702	17,101,162	40%
北陸地方整備局	8	7,734,593	2,382,351	31%
中部地方整備局	9	15,021,348	5,418,657	36%
近畿地方整備局	10	20,892,685	8,266,933	40%
中国地方整備局	17	7,384,782	5,129,285	69%
四国地方整備局	13	4,086,270	2,338,972	57%
九州地方整備局	27	13,642,715	6,514,571	48%
沖縄総合事務局	6	1,360,830	961,331	71%
合 計	126	127,756,815	52,368,132	41%

(注) ブロック人口、背後圏人口は、平成17年国勢調査結果を使用（ただし、背後圏人口は港湾区域を地先とする市町村人口）

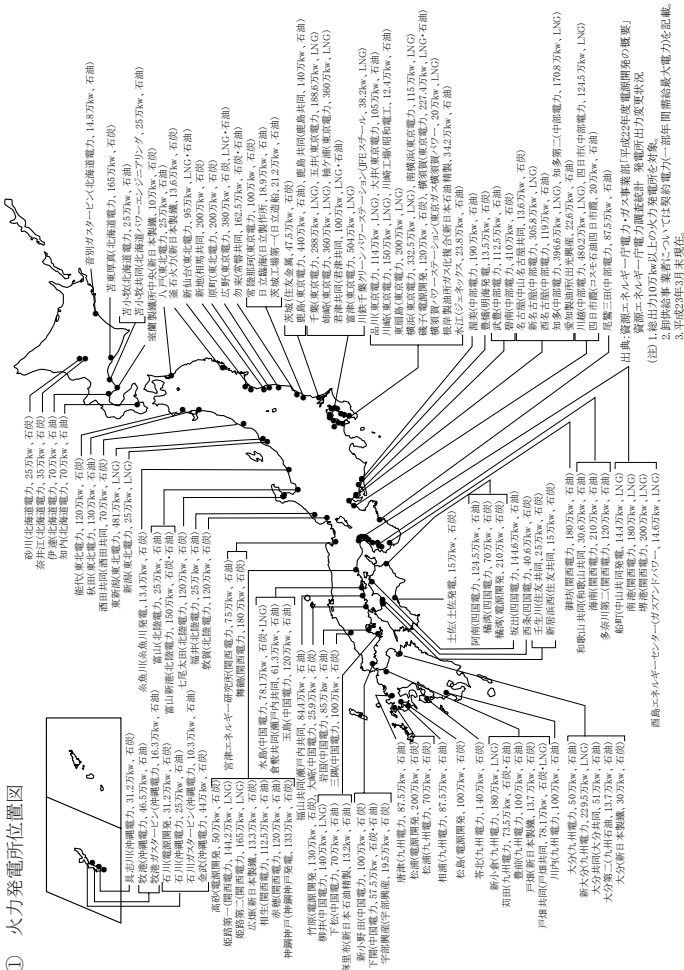
<http://www.stat.go.jp/data/kokusei/2005/kihon1/00/mokuji.htm>

<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?bid=000001007609&cycode=0>

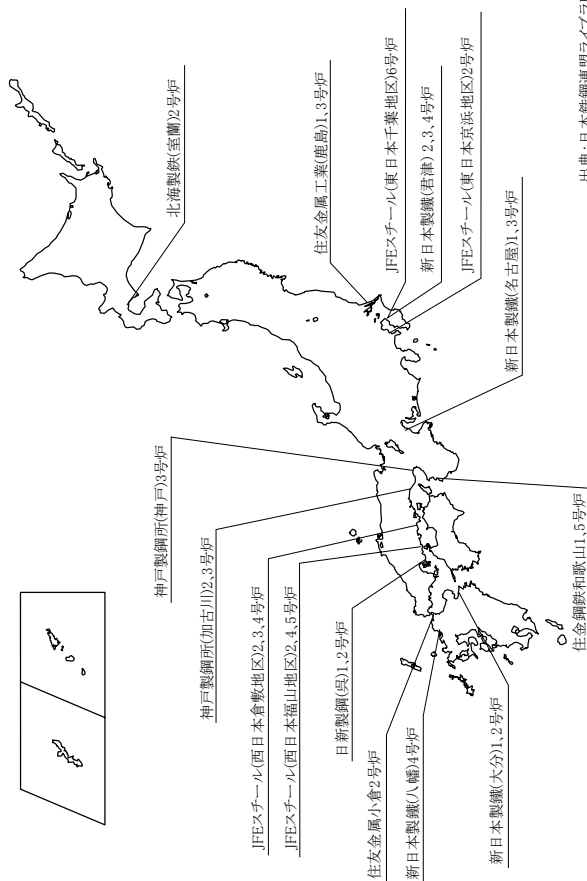
地方整備局等の範囲は、港湾空港関係による



① 火力発電所位置図

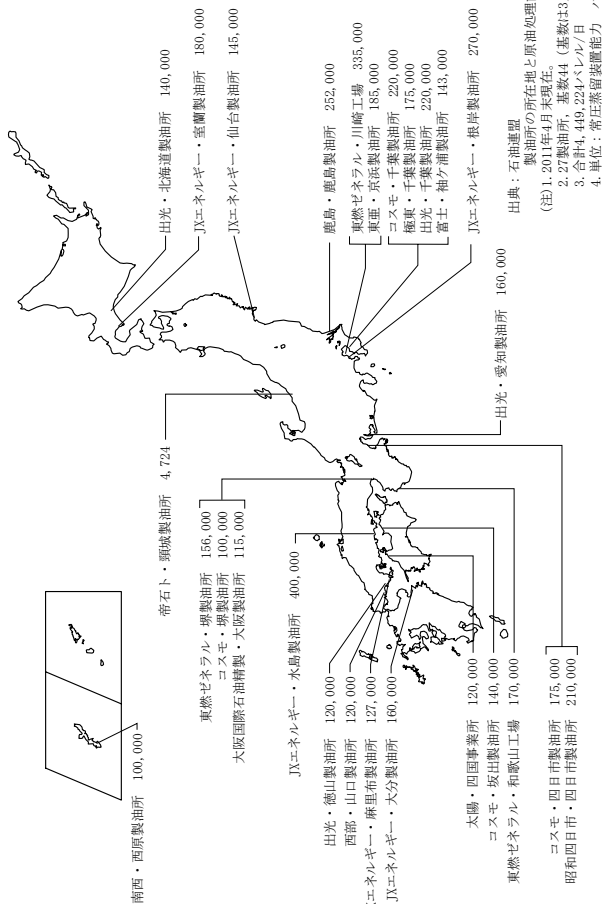


② 製鉄所高炉位置図



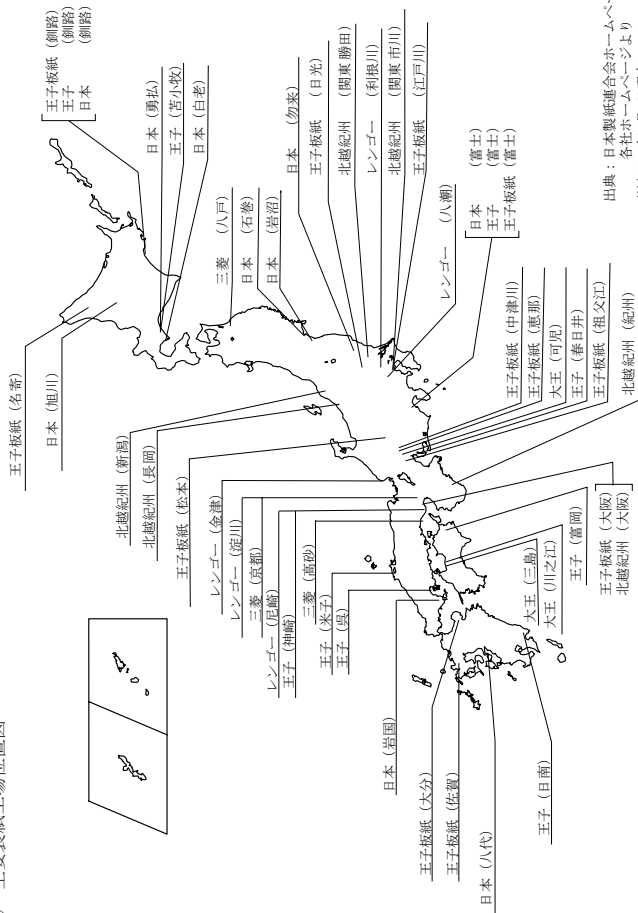
出典：日本鉄鋼連盟ライブラリー資料
鉄鋼流通情報 No.189 2011年3月31日
(株式会社 鉄鋼流通情報社)より

③ 製油所位置図

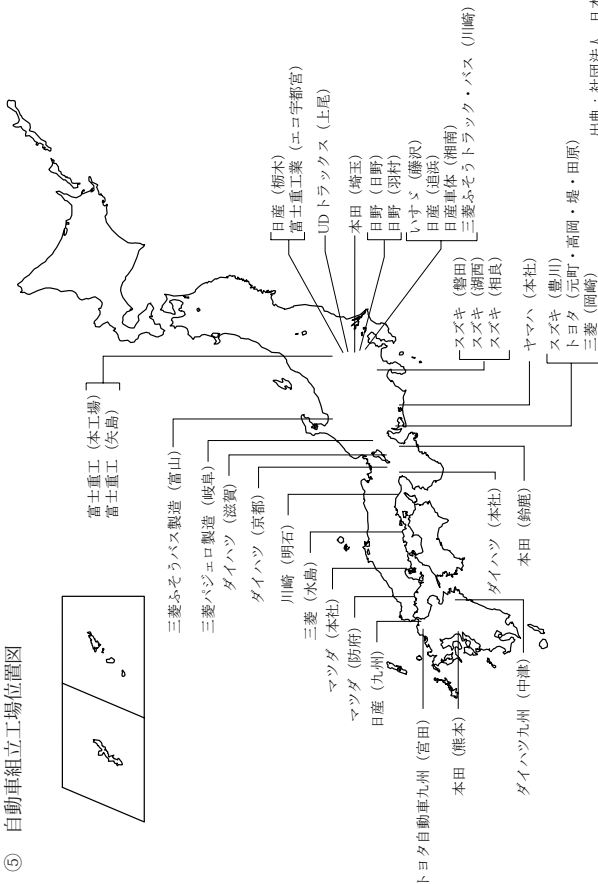


出典：日本製紙連合会ホームページ
各社ホームページより
(注)2011年4月1日現在

④ 主要製紙工場位置図

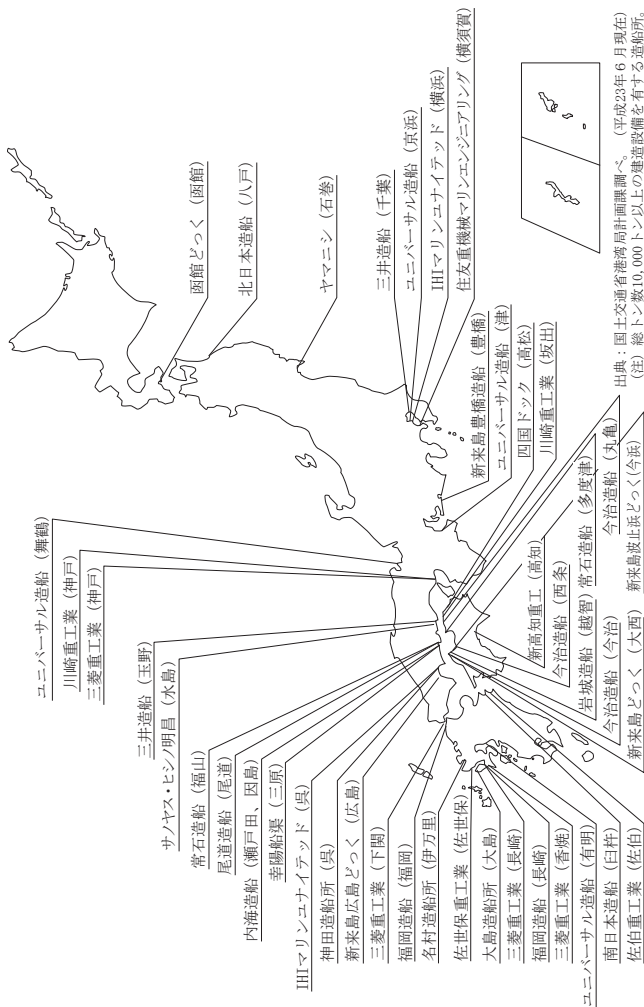


⑤ 自動車組立工場位置図

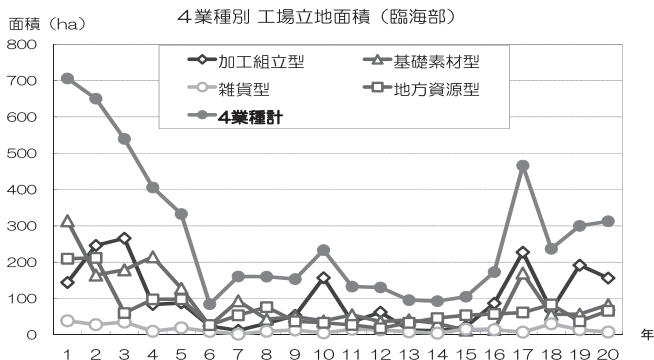


出典：社団法人 日本自動車工業会
「日本の自動車工業2011年版」
日本の自動車工場分布図
(注) 2011年6月現在

⑥ 造船所位置図

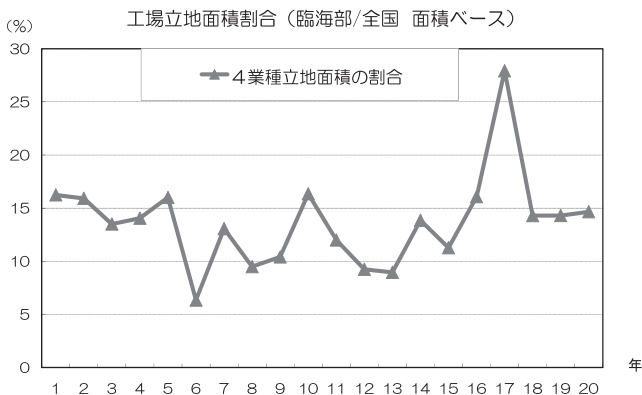


(4) 臨海部における工場立地の動向



出典：経済産業省「工場立地動向調査」をもとに国土交通省港湾局作成

※ ここで言う臨海部とは、岸壁（物揚場を含む）・海岸に接する用地又はこれらと一体となっている用地を示す。



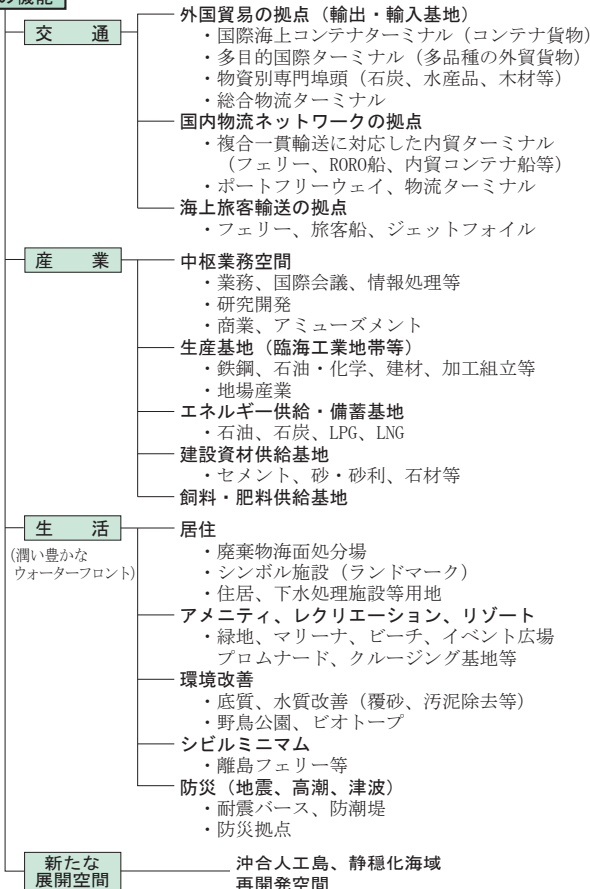
出典：経済産業省「工場立地動向調査」をもとに国土交通省港湾局作成

※ ここで言う臨海部とは、岸壁（物揚場を含む）・海岸に接する用地又はこれらと一体となっている用地を示す。

1. 港湾の役割

(1) 港湾の機能

港湾の機能



2. 港湾の管理運営

(1) 重要港湾以上の港湾管理者の概要

都道府県名	港 湾 名	よみがな	港 湾 管 理 者 名	設 立 年 月 日	国際戦略 港湾指 定 日	国際拠点 港湾指 定 日	旧 特 定 重要港 湾指 定 日	重要港湾 指 定 日	そ の 他
北 海 道	(国際拠点港湾 2)								
	室蘭	むろらん	室 蘭 市	S28.4.15		H23.4.1	S40.4.1	S26.1.19	入港料同意
	苫小牧	とまこまい	苫 小 牧 港 管 理 組	S40.7.1		〃	S56.5.26	S38.4.1	入港料同意
	(重 要 港 湾 10)								
	石狩湾新	いしかりわんしん	石狩湾新港 管 理 組 合	S53.4.1				S48.4.16	
	稚内	わっかない	稚 内 市	S28.3.31				S32.5.20	
	函館	はこだて	函 館 市	S28.4.15				S26.1.19	
	小樽	おたる	小 樽 市	〃				〃	
	釧路	くしろ	釧 路 市	〃				S26.9.22	
	留萌	るもい	留 萌 市	〃				S27.2.1	
	十勝	とかち	広 尾 町	S28.3.31				S45.5.1	
	紋別	もんべつ	紋 別 市	〃				S50.4.22	
青 森 県	網走	あばしり	網 走 市	〃				S53.4.15	
	根室	ねむろ	根 室 市	〃				〃	
	(重 要 港 湾 3)								
	八戸	はちのへ	青 森 県	S28.4.10				S26.1.19	漁港適用
岩 手 県	青森	あおもり	〃	S39.7.21				〃	
	むつ小川原	むつおがわら	〃	S52.3.30				S52.9.13	
	(重 要 港 湾 4)								
	宮古	みやこ	岩 手 県	S28.3.2				S26.1.19	
宮 城 県	大船渡	おおふなと	〃	〃				S34.6.11	
	久慈	くじ	〃	〃				S50.4.22	
	釜石	かまいし	〃	S28.5.10				S26.9.22	漁港適用
	(国際拠点港湾 1)								
宮 城 県	仙台塩釜	せんだいしおがま	宮 城 県	S27.9.1		H23.4.1	H13.4.1	S26.1.19	漁港適用 入港料同意
	(重 要 港 湾 1)								
	石巻	いしのまき	宮 城 県	S29.4.1				S39.4.1	漁港適用
秋 田 県	(重 要 港 湾 3)								
	秋田	あきた	秋 田 県	S28.7.30				S26.1.19	
	船川	ふながわ	〃	〃				〃	
秋 田 県	能代	のしろ	〃	〃				S56.5.26	

都道府県名	港 湾 名	よみがな	港 湾 管 理 者 名	設 年 月 立 日	国際戦略 指 定 日	国際拠点 指 定 日	旧 特 定 重要港湾 指 定 日	重要港湾 指 定 日	そ の 他
山 形 県	(重 要 港 湾 1)								
	酒田	さかた	山 形 県	S28.3.20				S26.1.19	
福 島 県	(重 要 港 湾 2)								
	小名浜	おなほま	福 島 県	S27.8.1				S26.1.19	
	相馬	そうま	〃	S35.1.25				S49.4.23	
茨 城 県	(重 要 港 湾 2)								
	茨城	いばらき	茨 城 県	S58.3.3				S58.3.29	漁港適用
	鹿島	かしま	〃	S37.5.30				S38.4.1	
千 葉 県	(国際拠点港湾 1)								
	千葉	ちば	千 葉 県	S28.3.25		H23.4.1	S40.4.1	S32.5.20	入港料同意
	(重 要 港 湾 1)								
	木更津	きさらづ	千 葉 県	S28.3.25				S43.4.17	
東 京 都	(国際戦略港湾 1)								
	東京	とうきょう	東 京 都	S26.11.1	H23.4.1		S26.9.22	S26.1.19	入港料同意
神奈川県	(国際戦略港湾 2)								
	横浜	よこはま	横 浜 市	S26.6.1	H23.4.1		S26.9.22	S26.1.19	入港料同意
	川崎	かわさき	川 崎 市	〃	〃		〃	〃	〃
	(重 要 港 湾 1)								準 特
	横須賀	よこすか	横 須 賀 市	S28.4.1				S26.1.19	
新 潟 県	(国際拠点港湾 1)								
	新潟	にいがた	新 潟 県	S29.3.25		H23.4.1	S42.6.1	S26.1.19	入港料同意
	(重 要 港 湾 3)								
	両津	りょうつ	新 潟 県	S27.6.1				S26.9.22	
	直江津	なおえつ	〃	〃				〃	
	小木	おぎ	〃	〃				S49.4.23	
富 山 県	(国際拠点港湾 1)								
	伏木富山	ふしきとやま	富 山 県	S28.7.1		H23.4.1	S61.6.17	S26.1.19	入港料同意
石 川 県	(重 要 港 湾 2)								
	七尾	ななお	石 川 県	S27.4.1				S26.1.19	
	金沢	かなざわ	〃	〃				S39.4.1	
福 井 県	(重 要 港 湾 1)								
	敦賀	つるが	福 井 県	S28.3.25				S26.1.19	
静 岡 県	(国際拠点港湾 1)								
	清水	しみず	静 岡 県	S27.4.1		H23.4.1	S27.2.1	S26.1.19	入港料同意

都道府県名	港 湾 名	よみがな	港 湾 管 理 者	設 年 月 立 日	国際戦略 港 湾 指 定 日	国際拠点 港 湾 指 定 日	旧 特 定 重 要 港 湾 指 定 日	重 要 港 湾 指 定 日	そ の 他
静 岡 県	(重 要 港 湾 2) 田子の浦 御前崎	たごのうら おまえざき	静 岡 県 〃	S27.11.10 〃				S39.4.1 S50.4.22	
愛 知 県	(国際拠点港湾 1) 名古屋 (重 要 港 湾 2) 衣浦 三河	なごや きぬうら みかわ	名 古 屋 港 湾 管 理 組 合 愛 知 県 〃	S26.9.8 S32.4.25 S37.5.4		H23.4.1	S26.9.22	S26.1.19 S32.5.20 S39.4.1	入港料同意
三 重 県	(国際拠点港湾 1) 四日市 (重 要 港 湾 2) 尾鷲 津松阪	よつかいち おわせ つまつさか	四 日 市 港 湾 管 理 組 合 三 重 県 〃	S41.4.1 S27.9.1 S46.3.23		H23.4.1	S27.2.1	S26.1.19 S42.6.1 S46.4.1	入港料同意
京 都 府	(重 要 港 湾 1) 舞鶴	まいづる	京 都 府	S28.4.10				S26.1.19	漁港適用・ 準特
大 阪 府	(国際戦略港湾 1) 大阪 (国際拠点港湾 1) 堺泉北 (重 要 港 湾 1) 阪南	おおさか さかいせんぼく はんなん	大 阪 市 大 阪 府 大 阪 府	S27.1.1 S44.3.28 S43.4.15	H23.4.1		S26.9.22 H23.4.1 S37.7.1	S26.1.19 S34.6.11 S43.4.17	入港料同意 入港料同意
兵 庫 県	(国際戦略港湾 1) 神戸 (国際拠点港湾 1) 姫路 (重 要 港 湾 2) 尼崎西宮芦屋 東播磨	こうべ ひめじ あまがさき にしのみやあしや ひがしはりま	神 戸 市 兵 庫 県 兵 庫 県 〃	S26.4.1 S28.7.1 S44.3.28 S38.11.26	H23.4.1		S26.9.22 S42.6.1	S26.1.19 S26.9.22 S39.2.1	入港料同意 入港料同意
和歌山県	(国際拠点港湾 1) 和歌山下津 (重 要 港 湾 1) 日高	わかやましもつ ひだか	和 歌 山 県 和 歌 山 県	S28.8.1 S28.8.1		H23.4.1	S40.4.1	S26.1.19 S58.10.4	入港料同意

都道府県名	港 湾 名	よみがな	港 管 理 者 港 名	設 年 立 日	国際戦略 港 湾 指 定 日	国際拠点 港 湾 指 定 日	旧 特 定 重 要 港 湾 指 定 日	重 要 港 湾 指 定 日	そ の 他
鳥 取 県	(重 要 港 湾 1)								
	鳥取	とっとり	鳥 取 県	S28.3.10				S50.4.22	
	(重 要 港 湾 1)								
	境	さかい	境 管 理 組 合	S33.4.1				S26.1.19	
島 根 県	(重 要 港 湾 3)								
	浜田	はまだ	島 根 県	S28.7.10				S32.5.20	
	西郷	さいごう	〃	〃				S34.6.11	
	三隅	みすみ	〃	S57.10.13				S57.11.9	
岡 山 県	(国際拠点港湾 1)								
	水島	みずしま	岡 山 県	S26.8.1		H23.4.1	H15.4.1	S35.6.9	入港料同意
	(重 要 港 湾 2)								
	宇野	うの	岡 山 県	S26.8.1				S26.1.19	
	岡山	おかやま	〃	〃				S39.4.1	
広 島 県	(国際拠点港湾 1)								
	広島	ひろしま	広 島 県	S28.4.28		H23.4.1	H4.6.3	S26.1.19	入港料同意
	(重 要 港 湾 3)								
	福山	ふくやま	広 島 県	S27.9.1				S38.4.1	
	尾道系崎	おのみちいとき	〃	S28.3.31				S26.1.19	
	呉	くれ	呉 市	S27.7.10				〃	準 特
山 口 県	(国際拠点港湾 2)								
	下関	しものせき	下 関 市	S37.1.1		H23.4.1	S26.9.22	S26.1.19	入港料同意
	徳山下松	とくやまくだまつ	山 口 県	S28.3.20		H23.4.1	S40.4.1	S26.9.22	入港料同意
	(重 要 港 湾 4)								
	岩国	いわくに	山 口 県	S28.3.20				S27.2.1	
	三田尻中関	みたじりなかのせき	〃	〃				S34.6.11	
	宇部	うべ	〃	〃				S26.1.19	
	小野田	おのだ	〃	〃				S35.6.9	
徳 島 県	(重 要 港 湾 2)								
	徳島小松島	とくしまこまつしま	徳 島 県	S28.9.30				S26.1.19	
	橋	たちばな	〃	〃				S40.4.1	
香 川 県	(重 要 港 湾 2)								
	坂出	さかいで	坂 出 市	S28.7.30				S26.9.22	
	高松	たかまつ	香 川 県	S29.8.1				S26.1.19	

都道府県名	港 湾 名	よみがな	港 湾 管 理 者	設 年 月 立 日	国 際 航 空 港 指 定 日	国 際 航 空 港 指 定 日	旧 特 定 港 指 定 日	重 要 港 湾 指 定 日	そ の 他
愛 媛 県	(重 要 港 湾 6)								
	宇和島	うわじま	愛 媛 県	S28.7.10				S35.6.9	
	松山	まつやま	〃	S29.3.1				S26.1.19	
	東予	とうよ	〃	S39.3.31				S39.4.1	
	三島川之江	みしまかわのえ	〃	S45.8.19				S46.4.1	
	今治	いまばり	今 治 市	S27.11.1				S26.1.19	
	新居浜	にいはいま	新 居 浜 港 務 局	S28.12.1				S26.9.22	
高 知 県	(重 要 港 湾 3)								
	高知	こうち	高 知 県	S29.1.1				S26.1.19	
	須崎	すさき	〃	〃				S40.4.1	
	宿毛湾	すくもわん	〃	S59.6.12				S61.6.17	
福 岡 県	(国際拠点港湾 2)								
	北九州	きたきゅうしゅう	北 九 州 市	S49.4.1		H23.4.1	S26.9.22	S26.1.19	入港料同意
	博多	はかた	福 岡 市	〃		H23.4.1	H2.7.20	S26.1.19	〃
	(重 要 港 湾 2)								
	苅田	かんだ	福 岡 県	S27.7.1				S26.1.19	準 特
	三池	みいけ	〃	S46.9.20				S26.9.22	
佐 賀 県	(重 要 港 湾 2)								
	唐津	からつ	佐 賀 県	S28.3.20				S26.1.19	
	伊万里	いまり	〃	〃				〃	
長 崎 県	(重 要 港 湾 5)								
	長崎	ながさき	長 崎 県	S27.4.1				S26.1.19	漁港適用
	厳原	いづはら	〃	S27.5.1				S26.9.22	
	郷ノ浦	ごうのうら	〃	〃				S34.6.11	
	福江	ふくえ	〃	〃				S26.9.22	
	佐世保	させぼ	佐 世 保 市	S27.8.1				S26.1.19	準 特
熊 本 県	(重 要 港 湾 3)								
	三角	みすみ	熊 本 県	S28.9.30				S26.1.19	
	八代	やつしろ	〃	〃				S34.6.11	
	熊本	くまもと	〃	S48.12.14				S49.4.23	

都道府県名	港 湾 名	よみがな	港 管 理 者 港 名	設 年 立 日	国際戦略 指 定 日	国際拠点 指 定 日	旧 特 定 重 要 港 湾 指 定 日	重 要 港 湾 指 定 日	そ の 他
大 分 県	(重 要 港 湾 5)								
	大分	おおいた	大 分 県	S26.11.22				S26.1.19	
	津久見	つくみ	〃	〃				S26.9.22	
	別府	べつふ	〃	〃				〃	
	佐伯	さいき	〃	S34.6.22				S45.5.1	
	中津	なかつ	〃	〃				H11.6.4	
宮 崎 県	(重 要 港 湾 3)								
	細島	ほそしま	宮 崎 県	S28.2.25				S26.1.19	漁港適用
	油津	あぶらつ	〃	〃				S27.2.1	
	宮崎	みやざき	〃	〃				S48.4.16	
鹿児島県	(重 要 港 湾 5)								
	鹿児島	かごしま	鹿 児 島 県	S28.4.1				S26.1.19	
	名瀬	なげ	〃	S30.7.30				S29.7.2	
	西之表	にしのおもて	〃	S28.4.1				S35.6.9	
	志布志	しぶし	〃	〃				S44.4.1	
	川内	せんだい	〃	〃				S45.5.1	
沖 縄 県	(重 要 港 湾 6)								
	那覇	なは	那 覇 港 管 理 組 合	H14.4.1				S47.5.15	
	平良	ひらら	宮 古 島 市	S47.5.15				〃	
	石垣	いしがき	石 垣 市	〃				〃	
	運天	うんでん	沖 縄 県	〃				〃	
	金武湾	きんわん	〃	〃				S49.4.23	
	中城湾	なかぐすくわん	〃	〃				〃	

- (注) 1. 「その他」の欄の「漁港適用」とは、港湾法施行令別表第3により指定された港湾（港湾法第3条ただし書きにより港湾法の適用がある漁港がその区域内にある港湾）を示し、「準特」とは港湾法施行令別表第4により指定された港湾（港湾法附則第5項により当分の間国際拠点港湾と同程度の負担又は補助が行われる港湾）を示す。
2. 「その他」の欄の「入港料同意」とは港湾法施行令別表第5により指定された港湾を示す。
3. 設立年月日とは、港湾区域を認可した日である。
但し沖縄県所在の港湾で復帰時既存の港湾については、復帰の日である。

(2) 一部事務組合方式による港湾管理者の概要

組合名 事項	苫小牧港管理組合	石狩湾新港管理組合	名古屋港管理組合
(1) 組合を組織する地方公共団体	北海道 苫小牧市	北海道 小樽市 石狩市	愛知県 名古屋市
(2) 組合の議会 (イ) 議員の定数	10人	12人	30人
(ロ) 議員の選出 団体	5人…北海道議から道議会が選出 5人…苫小牧市議から市議会が選出	6人…北海道議員の選挙 3人…小樽市 3人…石狩市	15人…愛知県議から県議会が選出 15人…名古屋市議から市議会が選出
(ハ) 議員の任期	その属する議会(道議会、市議会)の議員の任期	その属する議会(道議会、市議会)の議員の任期	2年
(3) 組合の管理者 (イ) 管理者	北海道知事又は苫小牧市長(2年交替、ただし再任可)	北海道知事、小樽市長又は石狩市長から互選	愛知県知事又は名古屋市長(2年交替)
(ロ) 副管理者	専任1人…北海道知事及び苫小牧市長が推薦する者(組合議会の同意) 兼任2人…北海道知事が指定した職にある北海道の職員及び苫小牧市長が指定した職にある苫小牧市の職員(当該職員が2人以上の時は、北海道知事又は苫小牧市長が指名)	専任1人…北海道知事、小樽市長及び石狩市長が共同して推薦する者(組合議会の同意) 兼任2人…小樽市長が指定した職にある小樽市の職員及び石狩市長が指定した職にある石狩市の職員(当該職員が2人以上の時は、小樽市長又は石狩市長が指名)	愛知県知事及び名古屋市長の推薦する者(組合議会の同意) 常勤1人 非常勤2人
(4) 組合の審議会	苫小牧港地方港湾審議会	石狩湾新港地方港湾審議会	名古屋港審議会
(5) 組合の経費 (イ) 支弁方法	① 組合財産よりの収入 ② 国、北海道及び苫小牧市から貸付又は管理委託されたものよりの収入 ③ 国庫支出金、地方債、委託金及び寄附金等の収入等	① 組合財産よりの収入 ② 国、北海道、小樽市及び石狩市から貸付又は管理委託されたものよりの収入 ③ 国庫支出金、地方債、委託金及び寄附金等の収入等	① 組合財産よりの収入 ② 国、愛知県、名古屋市及び他の公共団体から貸付又は管理委託されたものよりの収入 ③ 国庫補助金、負担金、起債、委託金、交付金及び寄附金等の収入
(ロ) 負担割合	西港 東港 北海道 1/2 2/3 苫小牧市 1/2 1/3 ただし漁業補償費及びその関連費は知事と市長の協議	北海道 4/6 小樽市 1/6 石狩市 1/6	愛知県 50/100 名古屋市 50/100
(6) 財産の貸与等	無償貸付又は譲与(組合存続期間中貸付) 65.6.30現在の苫小牧港における苫小牧市の財産 ・不動産、動産、地上権等 ・財産に関する65.6.30現在の債権債務はそのまま市に属する	無償貸付又は譲与(組合存続期間中貸付) 51.9.7現在の中川運河及び新堀川の市有財産 ・不動産、動産、地上権、株券等 ・財産に関する51.9.7現在の債権債務は組合に承継される	無償貸付又は譲与(組合存続期間中貸付) 51.9.7現在の名古屋港及び堀川の県有財産 51.9.7現在の中川運河及び新堀川の市有財産 ・不動産、動産、地上権、株券等 ・財産に関する51.9.7現在の債権債務は組合に承継される
(7) 設立許可日 地方自治法	1965年6月9日	1978年4月1日	1951年9月8日
(8) 所在地 ・電話	〒053-0004 苫小牧市港町1-6-38 0144(34)5551	〒061-3244 石狩市新港南2丁目725-1 0133(64)6661	〒455-0033 名古屋港区港町1番11号 052(661)4111

四日市港管理組合	境港管理組合	那覇港管理組合
三重県 四日市市	鳥取県 島根県	沖縄県 那覇市 浦添市
9人	7人	10人
5人…三重県議から県議会が選出 4人…四日市市議から市議会が選出	4人…鳥取県議から県議会が選出 (ただし1人は議員以外の被選挙権者でもよい) 3人…島根県議から県議会が選出	5人…沖縄県議から県議会が選出 3人…那覇市議から市議会が選出 2人…浦添市議から市議会が選出
その属する議会(県議会又は市議会)の議員の任期	2年	その属する議会(県議会、市議会)の議員の任期
三重県知事	鳥取県知事	沖縄県知事、那覇市長又は浦添市長から互選
常勤1人…三重県知事及び四日市市長の推薦 (組合議会の同意) 非常勤1人…四日市市長	島根県知事又はその指名する者	常勤1人…沖縄県知事、那覇市長及び浦添市長が共同して推薦する者 (組合議会の同意) 非常勤2人…管理者の属さない地方公共団体の副知事又は副市長(当該職にあるものが2人以上の時は、その地方公共団体の長が指名した者)
四日市港港審議会	境港地方港湾審議会	那覇港地方港湾審議会
① 組合の財産から生ずる収入 ② 国、組織団体等から貸付又は管理の委託を受けた施設又は財産から生ずる収入 ③ 国庫支出金、地方債、委託金、寄附金等の収入 ④ その他組合に属する収入	① 組合財産よりの収入 ② 国から貸付又は管理委託されたものよりの収入 ③ 国庫補助負担金、起債、委託金、交付金及び寄附金等の収入等 ④ 鳥取県及び島根県の分賦金 ⑤ その他組合に属する収入	① 組合財産から生ずる収入 ② 国、沖縄県、那覇市及び浦添市から貸付又は管理委託されたものから生じた収入 ③ 国庫支出金、地方債、委託金、寄附金等の収入 ④ 沖縄県、那覇市及び浦添市の負担金 ⑤ その他組合に属する収入
三重県 55.6 / 100 四日市市 44.4 / 100	管理運営に要する費用 鳥取県 50 / 100 島根県 50 / 100 一般管理費 鳥取県 78.8 / 100 島根県 21.2 / 100 ボートセールス推進事業費 鳥取県 75 / 100 島根県 25 / 100	沖縄県 6 / 10 那覇市 3 / 10 浦添市 1 / 10 ただし、浦添ふ頭北緑地及び浦添ふ頭東緑地は、沖縄県8 / 10 浦添市2 / 10
無償又は有償貸付(組合存続期間中) 66.3.31現在の四日市港における三重県有又は四日市市有の財産	無償貸付(組合存続期間中) 58.3.31現在の堺港における両県のそれぞれの県有財産 ・不動産、動産、地上債等 ・財産に関する58.3.31現在の債権債務は従来どおり各県に属する	無償譲渡 02.3.31現在の那覇港における那覇市の財産 ・不動産、動産、地上権等
1966年4月1日	1958年4月1日	2002年3月14日
〒510-0011 四日市市震2丁目1-1 059(366)7006	〒684-0004 境港市大正町215 0859(42)3705	〒900-0035 那覇市通堂町2番1号 098(868)2578

(3) 港務局の設立による港湾管理者の概要

(1) 港務局の名称	新居浜港務局
(2) 港務局を組織する地方公共団体	新居浜市
(3) 港務局の委員会	
(イ) 委員の定数	7名
(ロ) 委員の任期	3年（但し、補欠の委員の任期は前任者の残任期間）
(ハ) 委員の構成	2名……新居浜市 1名……学識経験者 2名……旧管理者（住友金属鉱山）の推薦する者 2名……荷主代表
(4) 港務局の監事	
(イ) 監事の定数	3名
(ロ) 監事の任期	2年
(ハ) 監事の構成	1名……新居浜市 1名……愛媛県 1名……旧管理者の推薦する者
(5) 港務局の代表者	委員長（委員の互選）
(6) 港務局の審議会	新居浜港地方港湾審議会
(7) 港務局の経費	港湾工事に要する費用 ・新居浜市が従来維持管理していた港湾施設……新居浜市負担 ・旧維持管理者が従来維持管理していた外郭施設、水域施設、及び航行補助施設……新居浜市5/10、受益者5/10 上記以外 ①港務局の財産から生じる収入 ②貸付を受けた港湾施設から生じる収入 ③港湾利用者から徴収する収入 等
(8) 財産の借受	無償 ①新居浜市が従来維持管理していた港湾施設 ②旧管理者が従来管理していた外郭施設、水域施設及び航行補助施設
(9) 設立登記年月日 （港湾法第7条第1項）	1953年12月1日
(10) 所在地・電話	〒792-0023 新居浜市繁本町3番5号 TEL 0897-65-1350

(4) 外貿埠頭会社の概要

(2011年4月現在)

名 称	東京港埠頭 (株)	大阪港埠頭 (株)	神戸港埠頭 (株)
所 在 地	〒135-0064 江東区青海2-4-24 青海フロンティアビル10F	〒559-0034 大阪市住之江区南港北1丁目14番16号	〒651-0083 神戸市中央区浜辺通5丁目1番14号
電 話 番 号	03(3599)7303	06(6615)7211	078(231)2401
設 立 の 年 月 日	平成19年10月25日 (平成20年4月1日、解散した(財)東京港埠頭公社より業務引継)	平成22年10月15日 (平成23年4月1日、解散した(財)大阪港埠頭公社より業務引継)	平成22年10月5日 (平成23年4月1日、解散した(財)神戸港埠頭公社より業務引継)
特定外貿法(※)第3条に基づく 国土交通大臣の指定年月日	平成20年4月1日	平成23年4月1日	平成23年4月1日
資 本 金	168億55百万円	160億2千万円	190億円
代表取締役社長	谷 川 健 次	奥 田 剛 章	犬 伏 泰 夫
業 務 概 要	東京港における外貿埠頭の建設並びに貸付け及び改良、維持、災害復旧その他の管理 (特定外貿法第3条)	大阪港における外貿埠頭の建設並びに貸付け及び改良、維持、災害復旧その他の管理 (特定外貿法第3条)	神戸港における外貿埠頭の建設並びに貸付け及び改良、維持、災害復旧その他の管理 (特定外貿法第3条)
埠 頭 施 設	コンテナ埠頭 9バース ライナー埠頭 9バース	コンテナ埠頭 7バース ライナー埠頭 7バース フェリー埠頭 9バース	コンテナ埠頭 12バース ライナー埠頭 15バース フェリー埠頭 3バース

※特定外貿法：特定外貿埠頭の管理運営に関する法律

(5) 外貿埠頭公社・フェリー埠頭公社の概要

(2011年4月現在)

名 称	(財) 横浜港埠頭公社	(財) 名古屋港埠頭公社	(財) 室蘭市フェリー埠頭公社	(財) 青森県フェリー埠頭公社	(財) 宮城県フェリー埠頭公社
所 在 地	〒231-0023 横浜市中区山下 町2番地	〒455-0847 名古屋市港区空 見町40番地	〒051-0023 室蘭市入江町1 番地50号	〒038-0002 青森市沖館2-11-1	〒983-0001 仙台市宮城野区 港3丁目7番1号
電 話 番 号	045(671)7291	052(398)1033	0143(22)3399	017(781)7131	022(254)3001
設立許可の年月日	昭和56年12月25日	昭和46年10月22日 平成5年2月26日 (「(財)名古屋フェリー埠頭公社」を改組)	昭和50年10月16日	昭和47年12月7日	昭和50年4月1日
港湾法第55条の7に基づく 国土交通大臣の認定年月日	—	昭和46年12月28日	昭和51年2月27日	昭和48年3月14日	昭和50年9月20日
承継法(第)第3条に基づく 国土交通大臣の認定年月日	昭和57年3月1日	—	—	—	—
基 本 財 産	2,000万円	2,000万円	2,000万円	2,000万円	2,000万円
理 事 長	金 田 孝 之	山 田 孝 嗣	寺 島 孝 征	渡 邊 正 志	神 山 一 志
業 務 概 要	横浜港における 外貿埠頭の建設 並びに貸付け 及び改良、維持、 災害復旧その他の 管理 (承継法第3条)	名古屋港にお ける外貿コンテ ナ埠頭及びカー フェリー埠頭の 建設並びに貸付 け及び改良、維 持、災害復旧そ の他の管理 (寄附行為)	室蘭港にお けるフェリー埠 頭の建設、改良、 維持、修繕及び 管理 (寄附行為)	青森港及び八 戸港におけるフ ェリー埠頭の建 設、改良、維持、 修繕及び管理 (寄附行為)	仙台塩釜港に おけるフェリー 埠頭の建設、改 良、維持、修繕 及び管理 (寄附行為)
埠 頭 施 設	コンテナ埠頭 10バース ライナー埠頭 8バース	コンテナ埠頭 3バース フェリー埠頭 2バース	フェリー埠頭 2バース	フェリー埠頭 4バース	フェリー埠頭 2バース

※承継法：外貿埠頭公社の解散及び業務の承継に関する法律

(6) 主要8港の財政収支の推移

(単位：百万円)

年 度	支 出	収 入						
		使用料等の 港湾収入	負 担 金		一般財源 繰入れ	公 債	その他	合 計
			国庫負担金	県(市町村)・ 受益者負担金				
00	381,977	92,764 (24.3)	29,592 (7.7)	7,405 (1.9)	92,989 (24.3)	110,340 (28.9)	48,887 (12.8)	381,977 (100.0)
01	329,644	91,454 (27.7)	23,896 (7.2)	4,728 (1.4)	82,865 (25.1)	85,357 (25.9)	41,345 (12.5)	329,644 (100.0)
02	296,732	87,817 (29.6)	17,434 (5.9)	4,376 (1.5)	75,863 (25.6)	80,464 (27.1)	30,778 (10.4)	296,732 (100.0)
03	301,529	92,527 (30.7)	16,768 (5.6)	3,694 (1.2)	89,942 (29.8)	63,454 (21.0)	35,146 (11.7)	301,529 (100.0)
04	299,415	94,921 (31.7)	18,206 (6.1)	4,570 (1.5)	83,801 (28.0)	57,738 (19.3)	40,180 (13.4)	299,415 (100.0)
05	346,074	99,762 (28.8)	14,440 (4.2)	4,840 (1.4)	-536,222 (-154.9)	57,167 (16.5)	706,088 (204.0)	346,074 (100.0)
06	350,502	104,988 (30.0)	10,227 (2.9)	3,756 (1.1)	120,085 (34.3)	48,544 (13.8)	62,900 (17.9)	350,502 (100.0)
07	319,342	110,332 (34.5)	6,767 (2.1)	3,651 (1.1)	99,165 (31.1)	50,773 (15.9)	48,652 (15.2)	319,342 (100.0)
08	321,007	96,907 (30.2)	10,419 (3.2)	4,034 (1.3)	93,368 (29.1)	62,010 (19.3)	54,267 (16.9)	321,007 (100.0)
09	339,744	84,384 (24.8)	13,851 (4.1)	6,602 (1.9)	65,651 (19.3)	60,935 (17.9)	108,321 (31.9)	339,744 (100.0)

出典：国土交通省港湾局港湾経済課調べ（2011年4月1日現在）

- (注) 1. 主要8港とは、東京、川崎、横浜、名古屋、大阪、神戸、下関及び北九州の各港をいう。
 2. 海岸保全関係及び臨海工業用地の土地造成関係は含まない。
 3. () 内は構成比 (%) である。
 4. 使用料等の港湾収入は、施設使用料、役務使用料及び占有料等の収入である。
 5. その他は、貸付元利償還金等及び精算還付金等の収入である。
 6. 国直轄工事の国の負担金は含まない。
 7. 合計は四捨五入の関係で一致しない場合がある。

(7) 主要港の港湾施設の使用料

		(2011年4月1日現在)						
入港料	岸 壁	荷役機械	上 屋	野 積 場	荷さばき地	タグボート料金		
東京	外航船舶 2.70円/総トン	係留時間1時間未満 3.70円/総トン	一般上屋 491～750円/㎡・月	一般野積場 106～365円/㎡・月	「港湾施設用地」 一般使用	基本料金 101,700円/時		
	内航船舶 1.35円/総トン	1時間以上2時間未満 7.30円/総トン 2時間以上12時間未満 10.05円/総トン 12時間超12時間未満 6.70円/総トン	自動車上屋 152～194円/㎡・月 食品上屋 2,373円/㎡・月 貨物積置区画 その他 720円/㎡・月 ばら物上屋 248円/㎡・月	ばら物野積場 271円/㎡・月	定期使用 ～454円/㎡・月			
横浜	外航船舶 2.70円/総トン	係留時間12時間未満 10.05円/総トン 12時間超12時間未満 6.70円/総トン	一般使用 基本料金 38～52円/㎡・日 船賃料 税入日から61日以降 30円/ト・日加算 専用使用 750～1,800円/㎡・月	「ふ頭用地使用料」 150～430円/㎡・月	基本料金 ～14円/㎡・日 船賃料 73円/㎡・日 船賃料 税入日から31日以後 10円/ト・日加算	基本料金 101,700円/時		
	内航船舶 1.35円/総トン	12時間以上12時間未満 10.05円/総トン 12時間超12時間未満 6.70円/総トン						
名古屋	外航船舶 2.70円/総トン	係留時間12時間未満 10.05円/総トン 12時間超12時間未満 6.70円/総トン	最大巻き揚げ8トンのもの 9,555円/1台・30分まで 最大巻き揚げ40トンのもの 47,250円/1台・30分まで 最大巻き揚げ50トンのもの 52,500円/1台・30分まで	一般使用 22.05～32.55円/㎡・日 専用使用 315～483円/㎡・月	7.66～11.86円/㎡・日	基本料金 馬力2,400～2,600 88,700, 91,300 馬力3,500 101,700, 107,100 馬力 2,400以上3,600未満 92,610～113,510 馬力3,600以上 115,190円/時		
	内航船舶 1.41円/総トン	12時間以上12時間未満 10.05円/総トン 12時間超12時間未満 6.70円/総トン						
大阪	外航船舶 2.70円/総トン	係留時間12時間未満 10.05円/総トン 12時間超12時間未満 6.70円/総トン	揚力30.5ト 揚力40.0ト	一般使用 19.36～35.84円/㎡・日 専用使用 540～1,090円/㎡・月	一般使用 6.11～12.40円/㎡・日 専用使用 142～377円/㎡・月	馬力 2,400以上3,600未満 92,610～113,510 馬力3,600以上 115,190円/時		
	内航船舶 1.41円/総トン	12時間以上12時間未満 10.05円/総トン 12時間超12時間未満 6.70円/総トン						
神戸	外航船舶 2.70円/総トン	係留時間1時間未満 3.35円/総トン 1時間以上2時間未満 6.80円/総トン 2時間以上12時間未満 10.05円/総トン 12時間超12時間未満 6.70円/総トン	揚力30.5ト以上かつ毎側横行範囲 20.0ト未満のもののもの 42,998円/1台・30分につき 揚力30.5ト以上かつ毎側横行範囲 37.0ト未満のもののもの 47,250円/1台・30分につき 揚力30.5ト以上かつ毎側横行範囲 40.0ト未満のもののもの 49,875円/1台・30分につき 上記に定める以外のもの 31,500円/1台・30分につき	一般使用 8.40～11.97円/㎡ 又は1ト・日 専用使用 202～359円/㎡・月	一般使用 8.40～11.97円/㎡ 又は1ト・日 専用使用 202～359円/㎡・月	基本料金 馬力3,000～ 101,700円/時 ①の場合以外の場合 81,700円/時		
	内航船舶 1.415円/総トン	12時間以上12時間未満 10.05円/総トン 12時間超12時間未満 6.70円/総トン						

出典：国土交通省港湾局港湾経済課調べ
 ※港湾施設使用料は各港湾管理者条例に規定されており、料金設定は管理者毎に多岐に渡っているため条例の一部を抜粋している。詳細については各条例を参照のこと。

(8) トン数標準税制(平成20年成立)

1. トン数標準税制の目的

我が国の外航船舶運航事業者と外国の外航船舶運航事業者との間の国際的な競争条件の均衡化を図ることに加え、日本船舶・日本人船員の計画的増加を図ることを目的とする。

トン数標準税制導入国(18カ国)

ギリシャ(1939)、オランダ(1996)、ノルウェー(1996)、ドイツ(1999)、英国(2000)、デンマーク(2001)、フィンランド(2002)、アイルランド(2002)、フランス(2003)、スペイン(2003)、ベルギー(2003)、米国(2004)、韓国(2005)、イタリア(2005)、インド(2005)、リトアニア(2007)、ポーランド(2007)、日本(2008)

2. トン数標準税制の概要、背景

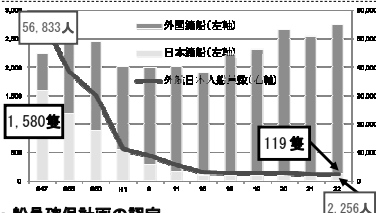
外航船舶運航事業者が、日本船舶・日本人船員の確保に係る「日本船舶・船員確保計画」を作成し、国土交通大臣の認定を受けた場合、日本船舶に係る利益について、通常法人税に代えて、みなし利益課税を選択することが可能(法人住民税・法人事業税についても適用)。

- 貿易量の99.7%を担う外航海運。
- 世界単一市場における国際競争が激化し、日本船舶・外航日本人船員が極端に減少。

海洋基本法の
成立(H19)
20条(海上輸送の確保)

安定的な海上輸送の
確保が国家的課題に

- 日本船舶 1,580隻(S47) ⇒ 119隻(H22)
- 外航日本人船員 約5万7千人(S49) ⇒ 2,256人(H22)



3. 海上運送法の一部改正、日本船舶・船員確保計画の認定

- 日本船舶の確保・船員の育成及び確保に関する基本方針〔国土交通大臣〕
 - ・ 外航日本船舶の隻数を平成20年度からの5年間で2倍に、外航日本人船員の人数を10年間で1.5倍に増加させることを目標。
- 日本船舶・船員確保計画の認定

〔認定事業者名(合計10社)〕(50音順)

旭海運、旭タンカー、飯野海運、NSユニテッド海運、川崎汽船、三光汽船、商船三井、第一中央汽船、日正汽船、日本郵船
- 認定10社の日本船舶・船員確保計画の概要
 - ・ 計画期間：5年間
 - ・ 外航日本船舶の確保計画：77.4隻⇒161.8隻(約2.1倍)
 - ・ 外航日本人船員の訓練計画：5年間 688人(うち社船実習352人)
 - ・ 外航日本人船員の確保計画：1,072人⇒1,162人(約1.1倍)

4. 適切な計画遂行の担保措置

認定を受けた事業者が、正当な理由なく計画目標を達成しない場合には勧告及び認定取消を行い、認定取消の場合には減税額相当分の取戻しを実施する。

(9) 水先制度

1. 水先の目的

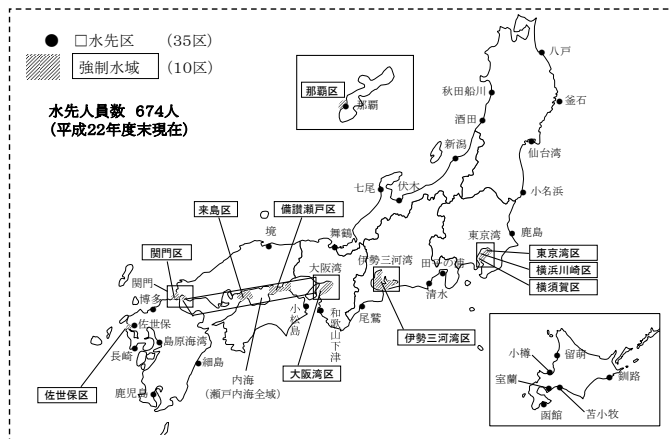
- 水先とは、船舶が輻輳する水域等、交通の難所（全国35区）において、免許を受けた水先人が乗り込み船舶を導くこと。
- 船舶交通の安全の確保及び運航能率の増進のため、国際的に実施されている制度。
- 当該船舶のみならず、水域を航行する多数の船舶の安全や、港湾機能の保全、海洋汚染防止等にも資する。

2. 応召義務

- 水先人は、船長から水先の要請があれば、その船舶に赴き水先業務を行う水先法上の義務がある。

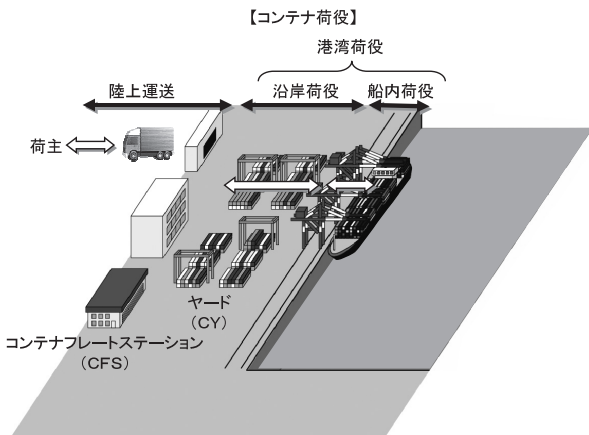
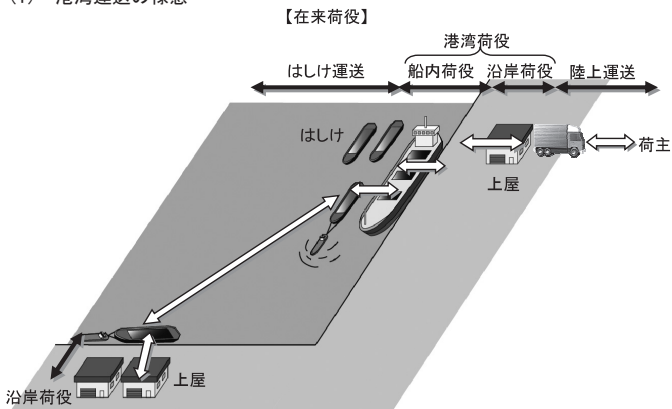
3. 強制水先制度

- 船舶交通の安全を確保するため、全国で特に交通の難所とされる水域等10か所で、水先人の乗船を義務付けている。

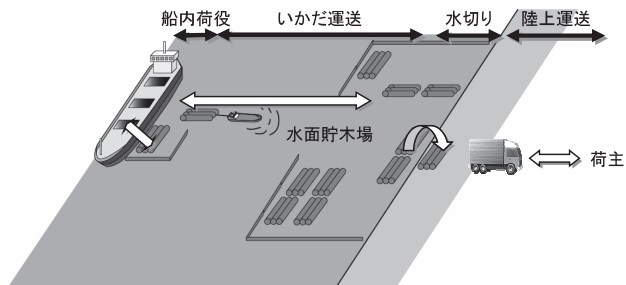


3. 港湾運送

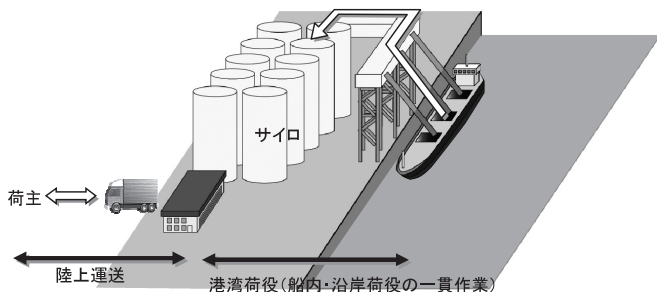
(1) 港湾運送の様態



【いかだ運送】



【サイロ荷役及び大型機械荷役】



(2) 運賃・料金

1. 料金制度の概要

(1) 規制の法的根拠

港湾運送事業者は、運賃及び料金を設定又は変更しようとするときは、あらかじめ国土交通大臣に届け出なければならない。(港湾運送事業法(昭和26年法律第161号)第9条)

なお、上記の国土交通大臣の権限は地方運輸局長等に委任(検数料金、鑑定料金、検量料金は除く。)されている。(港湾運送事業法施行令第5条)

(2) 運賃制度

作業形態別、荷姿別、品目別トン当たり運賃を定め、重量に応じて運賃を計算する制度。

2. 料金の種類

【在来荷役料金】

- (1) 港湾荷役料金(船内荷役料金): 貨物の船舶への積込、船舶からの取卸作業に対する料金
- (2) 港湾荷役料金(沿岸荷役料金): 船舶若しくは、はしけにより運送された貨物の上屋・野積場への搬入又はその逆の搬出に対する積卸作業、並びに上屋その他の荷さばき場における貨物の保管に対する料金
- (3) 港湾荷役料金(船内・沿岸一貫荷役料金): 貨物を船舶から取卸し、上屋・野積場へ搬入又は上屋・野積場の貨物を岸壁へ移送し船舶へ積込むまでの一貫作業に対する料金
- (4) 港湾荷役料金(小型船荷役料金): 総トン数1,000トン未満の船舶にかかる貨物の船舶からの取卸し、上屋・野積場への搬入又は上屋・野積場の貨物を岸壁に移し船舶へ積込むまでの一貫作業に対する料金
- (5) はしけ運送料金: 港湾若しくは、指定区間における貨物のはしけによる運送に対する料金
- (6) いかだ運送料金: 港湾若しくは、指定区間におけるいかだに組んでする木材の運送及び木材の水面貯木場における諸作業等に対する料金
- (7) 輸出貨物船積料金: 輸出貨物を上屋戸前荷受から本船船側で本船へ荷渡するまでの一貫作業に対する料金
- (8) 検数料金: 船積貨物の積込、又は陸揚を行うに際してする、貨物の箇数の計算又は受渡の証明に対する料金
- (9) 鑑定料金: 船積貨物の積付に関する証明・調査及び鑑定に対する料金
- (10) 検量料金: 船積貨物の積込又は陸揚を行うに際してするその貨物の容積、又は重量の計算、又は証明に対する料金

【革新荷役料金】

革新荷役料金は、荷役形態が在来荷役料金に係るものと異なることによって荷役能率が著しく異なるため、在来荷役料金によりがたいものについて適用する。

- (1) 自動車専用船荷役料金: 自動車専用船及び準専用船への自動車の積込又は取卸を一貫して行う作業等に対する料金
- (2) ロールオン・ロールオフ船荷役料金: ロールオン・ロールオフ船(モジュール船を含む。)への貨物の積込又は取卸を一貫して行う作業等に対する料金
- (3) サイロ港湾荷役料金: ニューマチック、コンベア等の荷役機械を使用して、撤貨物を船舶からサイロビンに投入するまでを一貫して行う作業等に対する料金

- (4) コンテナターミナル運営料金：コンテナの船舶への積込又は取卸、船舶により運送されたコンテナのヤードへの搬入又は船舶により運送されるべきコンテナのヤードからの搬出及びコンテナのヤードでの荷さばき等を一貫して行う作業等に対する料金
- (5) 機械荷役料金：専用埠頭（流通センターを含む。）等に設置された大型荷役機械を使用して、船舶への積込又は取卸を一貫して行う作業等に対する料金
- (6) 機械下荷役料金：上記（5）の機械荷役に付随して行うかきよせ作業等に対する料金
- (7) その他料金：上記に準じて荷役形態が特殊であり、かつ、能率が著しく異なる作業（在来荷役料金に係る作業に比較して2倍以上又は1/2以下の能率であるもの。）に対する料金

(3) 営業倉庫の分類

営 業 倉 庫	普通倉庫	1 類倉庫……危険物等を除き、とくに保管物品の制限のない倉庫〔建屋〕
		2 類倉庫……防火性能を有せず、保管物品に制限のある倉庫〔建屋〕
		3 類倉庫……防火性能、防湿性能、遮熱性能等を有せず、保管物品に制限のある倉庫〔建屋〕
		野 積 倉 庫……製材、かわら等を野積みで保管する倉庫〔整地〕
		貯蔵槽倉庫……穀物等のバラ貨物や液体を保管する倉庫〔サイロ、タンク〕
		危険品倉庫……石油、化学薬品等危険物を保管する倉庫〔建屋、タンク〕
	冷蔵倉庫……冷凍水産物、食肉等＋10℃以下で保管することが適当な物品を保管する倉庫	C ₃ 級＋10℃以下－2℃未満、C ₂ 級－2℃以下－10℃未満、C ₁ 級－10℃以下－20℃未満、F ₁ 級－20℃以下－30℃未満、F ₂ 級－30℃以下－40℃未満、F ₃ 級－40℃以下－50℃未満、F ₄ 級－50℃以下
		水面倉庫……原木を水面において保管する倉庫
		トランクルーム……上記のうち、消費者の物品を保管する倉庫

4. 港湾計画

(1) 港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に関する基本方針

国土交通大臣は、全国の港湾の今後のあり方について、港湾法に基づき、交通政策審議会の意見を聴いて「港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に関する基本方針」（以下、「基本方針」という。）を定めることとなっている。

基本方針は、国の港湾行政の指針であるとともに、個別の港湾計画を策定する際の適合すべき基準としての役割を有している。

平成20年12月に基本方針の変更を行った。（平成20年12月24日国土交通省告示第1505号）

主な改正点は、以下の通りである。

- ・国土形成計画、社会資本整備重点計画等の上位計画や上記の答申等を踏まえ、Ⅰ編の目次構成を見直し、今後の港湾の進むべき方向性として、第1～3章に港湾機能（物流、安全・安心、環境）、第4章に港湾空間、第5章にこれら港湾機能、港湾空間の管理を支える事業の実施を示した。
 - ・多様化する環境問題への対応として、地球温暖化防止対策等の内容をⅠ編（3. 良好な港湾環境の形成）とⅣ編（2. 多様化する環境問題への対応）に追加した。
 - ・スーパー中枢港湾、基幹的防災拠点、地球温暖化対策等に関する新規施策を追加した。
- *なお、「港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律」の公布等を踏まえ、平成23年度に基本方針の変更を行う予定である。

基本方針の概要

Ⅰ 今後の港湾の進むべき方向

1. 産業の国際競争力と国民生活を支える物流体系の構築
2. 国民の安全・安心の確保への貢献
3. 良好な港湾環境の形成
4. 活力のある美しい港湾空間の創造と適正な管理
5. ストック型社会に対応した効率的・効果的な事業の実施

Ⅱ 港湾機能の拠点的な配置と能力の強化

1. 港湾取扱貨物の見通し
2. 国際海上コンテナ輸送網の拠点
3. バルク貨物等の輸送網の拠点
4. 複合一貫輸送網の拠点
5. 地域の自立的発展を支える海上輸送網の拠点
6. 船舶の安全な避難機能を担う拠点
7. 大規模地震対策施設

Ⅲ 海上交通の安全性、効率性を支える開発保全航路

1. 開発保全航路の開発、保全及び管理の方向
2. 開発保全航路の配置

Ⅳ 良好な港湾・海洋環境の形成及び循環型社会への対応

1. 自然環境の積極的な保全
2. 多様化する環境問題への対応
3. 環境の保全の効果的かつ着実な推進

Ⅴ 港湾相互間の連携の確保

1. 港湾相互間の連携に関する観点
2. 各地域における港湾相互間の連携
3. 広域的な港湾相互間の連携

(2) 港湾計画

港湾計画とは、「港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に関する政令で定める事項に関する計画」（港湾法第3条の3第1項）であり、具体的には次の事項に関する計画であると定義している。

港湾計画（港湾法施行令（昭和26年政令第4号）第1条の4（昭和49年7月追加））

1. 港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全の方針
2. 港湾の取扱貨物量、船舶乗降旅客数その他の能力に関する事項
3. 港湾の能力に応ずる水域施設、係留施設その他の港湾施設の規模及び配置に関する事項
4. 港湾の環境の整備及び保全に関する事項
5. その他港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に関する重要事項

重要港湾以上の港湾管理者は、港湾計画を定めなければならない（法第3条の3第1項）とされており、港湾計画の策定の手続きについても港湾法に定められている。

港湾法施行規則の改正による港湾計画の軽易な変更の基準の緩和の概要は、表のとおりである。

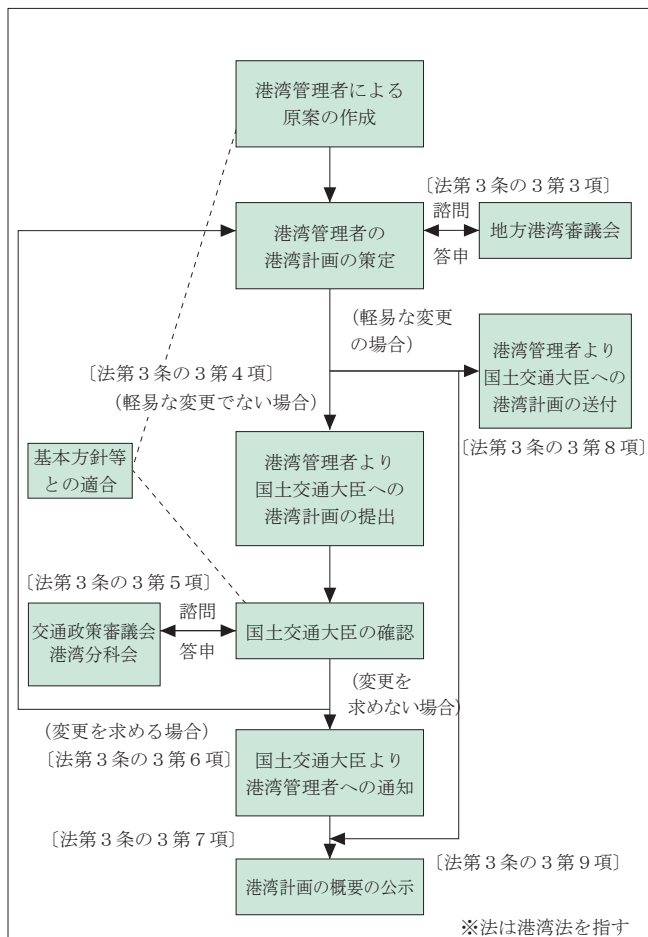
港湾計画の軽易な変更の基準（港湾法施行規則第1条の6関係）

	新 基 準（追加、削除又は変更等の対象となるもの）
一 部 変 更	【A】 水域施設：水深及び配置からみて当該港湾において主要と認められる航路 直轄対象の係留施設のための泊地 上記2つを結ぶ航路 外郭施設：直轄対象施設を防護する第一線防波堤 係留施設：水深12m以上の岸壁 コンテナ船、フェリー、RORO船用の岸壁 臨港交通施設：直轄対象係留施設のためのもののうち、主要なもの 荷さばき施設等：面積3ha以上の増減となる敷地及び主要な荷役機械で、直轄対象 係留施設の用に供するもの 港湾公害防止施設：面積20ha以上の公害防止用緩衝地帯 港湾環境整備施設：面積20ha以上のもの（広域的な災害応急対策の拠点として機能す るものは15ha以上のもの） 廃棄物処理施設：埋立容量15百万m³以上の廃棄物埋立護岸 海洋性廃棄物処理施設のうち汚泥の処理能力が2,500 m³/日以上 のもの 海洋性廃棄物処理施設のうち廃棄物の焼却処理能力が30t/日以上 のもの 土地造成計画：面積20ha以上 土地利用計画：面積20ha以上 その他：直轄対象施設の施設の利用形態 直轄対象の大規模地震対策施設 直轄対象施設に係る橋梁の桁下空間 等
軽 易 な 変 更	A以外の変更 （港湾法施行令第1条の4に規定するもののうち、第1号（計画の方針）又は第2号 （港湾の能力）に関する事項を変更するものを除く）

(3) 港湾計画の基本的な事項に関する基準を定める省令

港湾法では、港湾管理者が定める港湾計画は、基本方針に適合しなければならぬとともに、「港湾計画の基本的な事項に関する基準を定める省令」（以下、「基準省令」という。）に適合したものでなければならぬとされている。（港湾法第3条の3第2項）

(4) 港湾計画の策定フロー



(5) 最近の港湾分科会の開催状況と主な議題

議題「港湾計画について」は毎年度7月、11月、3月の港湾分科会において、議題「特定港湾施設整備事業基本計画（案）について」は毎年度7月の港湾分科会において審議されている。

その他の議題については、以下のとおりである。

第37回港湾分科会（平成22年3月）

- (1) 国際コンテナ戦略港湾及び国際バルク戦略港湾の検討状況について
- (2) 大阪港圏域広域処理場整備基本計画について

第38回港湾分科会（平成22年7月）

- (1) 国際コンテナ戦略港湾及び国際バルク戦略港湾の検討状況について
- (2) 事業評価部会の設置について

第39回港湾分科会（平成22年11月）

- (1) 国際コンテナ戦略港湾選定結果及び今後の取り組みについて
- (2) 国際バルク戦略港湾の検討状況について

第40回港湾分科会（平成23年3月）

- (1) 港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に関する基本方針について
- (2) 国際バルク戦略港湾の検討状況について
- (3) 日本海側拠点港の検討状況について

第41回港湾分科会（平成23年4月）

- (1) 港湾法及び特定外貨埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律について
- (2) 港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に関する基本方針について
- (3) 東日本大震災について

第42回港湾分科会（平成23年5月）

- (1) 防災部会の設置について

第43回港湾分科会（平成23年5月）

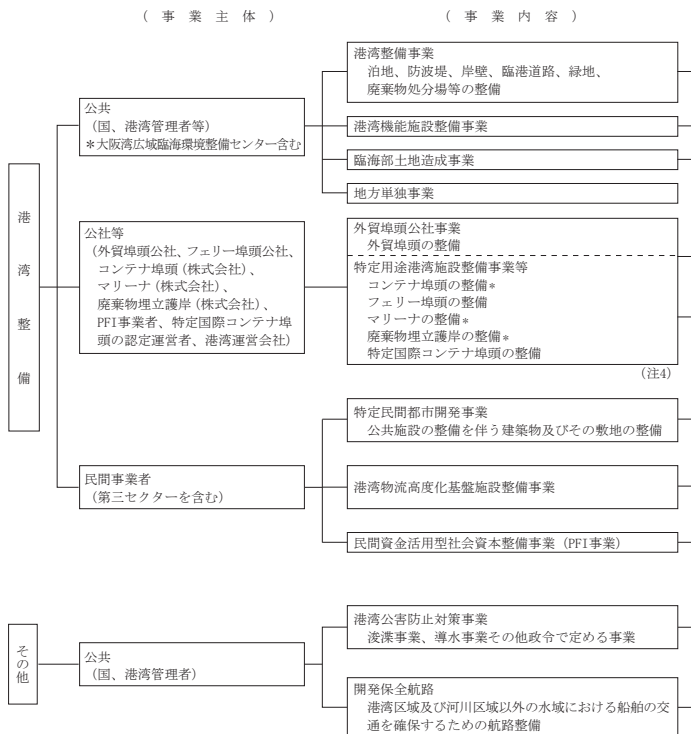
- (1) 港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に関する基本方針について
- (2) 防災部会における検討状況について

第44回港湾分科会（平成23年6月）

- (1) 国際バルク戦略港湾の選定結果について
- (2) 防災部会における検討状況について
- (3) 港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に関する基本方針について
- (4) 日本海側拠点港の検討状況について

5. 港湾整備のあらまし

(1) 港湾整備の仕組み



(注1) 社会資本整備特別措置法：「日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の

(注2) 民都法：「民間都市開発の推進に関する特別措置法」

(注3) 公害防止に関する財特法：「公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」

(注4) *を付した事業（コンテナ埠頭、マリーナ及び廃棄物埋立護岸）については、PFI事業として実施す

(国 の 支 援)

(根拠法及び特別会計に関する法律との関係)

直轄、補助等、
NTT-A・B
(無利子)貸付

港湾法、広域臨海環境整備センター法、
社会資本整備特別措置法(注1)

第198条第7項第10号/広域臨海環境整備センターが施行
する廃棄物埋立護岸の建設又は改良の事業

地方債の斡旋

港湾整備促進法

地方税の特例措置
社会資本整備事業特
別会計無利子貸付
地方債(特別転貸債)

特定外貿埠頭の管理運営に関する法律

第198条第7項第11号/国土交通大臣が指定した法人が施
行する外貿埠頭の建設又は改良の事業

港湾法、地方税法

第198条第7項第12号、同13号/港湾法第55条の7第1項
及び第55条の8第1項の規定による国の貸付けに係る特
定用途港湾施設等の建設又は改良の事業

民都機構低利融資

民都法(注2)

第198条第7項第14号/民都法第5条第1項の規定による
国の貸付けに係る港湾施設の建設又は改良の事業

社会資本整備事業
特別会計無利子貸付

港湾法

第198条第7項第12号/港湾法第55条の7第1項の規定に
よる国の貸付けに係る特定用途港湾施設の建設又は改良
の事業

補 助

港湾法、公害防止に関する財特法(注3)

第198条第4項第1号/港湾その他の海域における公害防
止のために行う事業

直 轄

港湾法

第198条第4項第2号/港湾法第43条の6の規定による
開発保全航路の開発及び保全の事業

促進に関する特別措置法」

る場合も支援対象。

(2) 港湾施設の整備方式（民間が整備保有する施設を除く）

(平成23年4月現在)

施設	利用の形態	整備方式	整備主体	資金調達先			施設管理者
				国	港湾管理者	民間	
水域施設、 外郭施設、 臨港交通施設	広く公共の用に供される。	一般改修事業 (直轄事業)	国と港湾管理者との協議が調った場合、国土交通大臣が行う。 (港湾法52条等)	○	負担金		港湾管理者
		一般改修事業 (補助事業等)	港湾管理者 (港湾法42、43条等)	補助金 又は負担金	○		"
	当該施設の整備に必要となる費用は、当該施設の受益者等に供用されるが、将来に供用されることを予想される。	産業関連事業 (エネルギー、鉄鋼港湾) (直轄事業)	事業者の申請に基づき、国と港湾管理者との協議が調った場合、国土交通大臣が行う。 (企業合理化促進法8条) (港湾法52条等) (港湾法55条の6)	○	負担金	負担金 (申請者)	"
係留施設		産業関連事業 (補助事業)	事業者の申請により港湾管理者が行う。 (企業合理化促進法8条) (港湾法42条、43条等) (港湾法55条の6)	補助金 又は負担金	○	負担金 (申請者)	"
	広く公共の用に供され利用貨物が特定されない。	一般改修事業 (直轄事業) 一般改修事業 (補助事業等)	水域、外郭、臨港交通施設の欄に同じ				"
	広く公共の用に供され利用貨物が特定される。	特定港湾施設工事 (物質別専門埠頭)		○	負担金	〔受益者から特別利用料を徴収〕	"
係留施設、 水域施設	利用者が限定される。	貸付事業(特定用途港湾施設) 外資埠頭	埠頭公社	無利子貸付 財投(特別監査)	無利子貸付	市中借入	埠頭公社
		外資コンテナ埠頭	コンテナ埠頭株式会社	無利子貸付 財投(特別監査)	出資	出資(船会社) 市中借入	コンテナ埠頭株式会社
		フェリー埠頭	埠頭公社又はフェリー埠頭公社	無利子貸付 財投(特別監査)	無利子貸付 及び出資	市中借入	フェリー埠頭公社
		マリナー	マリナー株式会社	"	無利子貸付	市中借入	マリナー株式会社

荷さばき施設、保管施設	広く公共の用に供される。	起債事業	港灣管理者	港灣管理者	財 投 (地方債)	○	港灣管理者
荷さばき施設	広く公共の用に供される。	貸付事業(特定用途港灣施設) 外資コンテナ埠頭	PFI事業者	PFI事業者 (公共に譲渡される場合もある)	無利子貸付 無利子貸付 無利子貸付 (特別転貸)	市中借入	港灣管理者
荷さばき地	国際戦略港灣に おける高規格コ ンテナターミナ ルに係るもの	一般改修事業 (恒続事業)	国と港灣管理者との協議が調 った場合、国土交通大臣が行 う。 (港灣法第52条)	港灣管理者	○	負担金	港灣管理者
港灣物流高度化 基盤施設	利用者が限定さ れる。	港灣物流高度化 基盤施設整備事業	民間事業者	民間事業者	無利子貸付 財投	市中借入	民間事業者
港灣公害防止施 設、港灣環境整 備施設	主として公共の 用に供される。	港灣公害防止対策 事業、港灣環境整 備事業	水域、外郭、臨港交通施設の 一般改修事業の欄に同じ	港灣管理者			港灣管理者
廃棄物処理施設	主として公共の 用に供される。	貸付事業(廃棄物 埋立護岸)	港灣管理者	港灣管理者	補 助 金	○	港灣管理者
航行補助施設	航行船舶に広く 供される。	航行船舶に広く 供される。	国(海上保安庁等)	廃棄物埋立護岸株式会社	無利子貸付 財投(特別転 貸)	市中借入	廃棄物埋立 護岸株式会社
港灣施設用地 (緑地を除く)		起債事業	港灣管理者	港灣管理者	財 投 (地方債)	○	港灣管理者
その他の施設		地方単独事業	港灣管理者	港灣管理者		○	港灣管理者

(注) 1. 資金調達先欄○は整備主体の負担を表わす。

2. 貸付事業については、係留施設、荷さばき施設、旅客施設等を一体として整備する。

3. 港灣施設用地のうち緑地の用地及び北海道、沖縄、奄美における公共の用に供する施設の用地については、資金の一部を国が負担している。

4. その他の施設のうち港灣管理者の建造する清掃船の一部については、国が補助しており、船舶の離着岸を補助するための船舶の建造については起債事業又は地方単独事業により整備を行っている。

[illegible]

第1 この「交付金」とは、特別控除金交付金課により実施されるものを指し、交付割合は「国の無利子貸付金・低利貸付金の無利子貸付金・特別控除金」＝1.44%～4.41%となっている。

(4) 社会資本整備事業特別会計（港湾勘定・業務勘定（港湾関係に限る））

歳 入		歳 出	
(港湾勘定)		(港湾勘定)	
一般会計より受入	↑	港湾環境整備事業費	港湾事業費
港湾管理者工事費負担金収入	↑	北海道港湾環境整備事業費	北海道港湾事業費
受益者工事費負担金収入	↑	離島港湾環境整備事業費	離島港湾事業費
償還金収入	↑	沖縄港湾環境整備事業費	沖縄港湾事業費
受託工事納付金収入	↑	エネルギー・鉄鋼港湾施設工事費 (企業合理化促進法関係工事)	
雑収入	↑	物資別専門埠頭港湾施設工事費 (特定港湾施設整備特別措置法関係工事)	
前年度剰余金受入	↑	埠頭整備等資金貸付金	
		業務取扱費業務勘定へ繰入	
		受託工事費	
		収益回収公共事業資金貸付金償還金一般会計へ繰入	
		予備費	
(業務勘定)		(業務勘定)	
港湾勘定より受入	↑	業務取扱費	
空港整備勘定より受入	↑		
雑収入	↑		
前年度剰余金受入	↑	予備費	

社会資本整備事業特別会計（港湾勘定）

社会資本整備事業特別会計
(業務勘定)

6. 港湾整備事業制度

(1) 港湾整備事業等の概要

国際戦略港湾の整備

【目的】

長距離の国際海上コンテナ運送に係る国際海上貨物輸送網の拠点となり、かつ、当該国際海上貨物輸送網と国内海上貨物輸送網とを結節する機能が高い港湾であって、その国際競争力の強化を重点的に図ることが必要な港湾（国際戦略港湾）において、港湾法第3条の3に規定された港湾計画に定められた施設のうち、不特定多数のものが利用する港湾の基本施設の整備を行う。

【事業内容】

港湾の基本施設である水域施設（航路、泊地等）、外郭施設（防波堤、護岸等）係留施設（岸壁、物揚場等）、臨港交通施設（道路、橋りょう等）の建設及び改良に関する港湾工事。

国際拠点港湾の整備

【目的】

国際戦略港湾以外の港湾であって、国際海上貨物輸送網の拠点となる港湾（国際拠点港湾）において、港湾法第3条の3に規定された港湾計画に定められた施設のうち、不特定多数のものが利用する港湾の基本施設の整備を行う。

【事業内容】

港湾の基本施設である水域施設（航路、泊地等）、外郭施設（防波堤、護岸等）係留施設（岸壁、物揚場等）、臨港交通施設（道路、橋りょう等）の建設及び改良に関する港湾工事。

重要港湾の整備

【目的】

国際戦略港湾及び国際拠点港湾以外の港湾であって、海上輸送網の拠点となる港湾その他の国の利害に重大な関係を有する港湾（重要港湾）において、港湾法第3条の3に規定された港湾計画に定められた施設のうち、不特定多数のものが利用する港湾の基本施設の整備を行う。

【事業内容】

港湾の基本施設である水域施設（航路、泊地等）、外郭施設（防波堤、護岸等）係留施設（岸壁、物揚場等）、臨港交通施設（道路、橋りょう等）の建設及び改良に関する港湾工事。

地方港湾の整備

【目的】

国際戦略港湾、国際拠点港湾及び重要港湾以外の港湾（地方港湾）において、不特定多数のものが利用する港湾の基本施設の整備を行う。

【事業内容】

港湾の基本施設である水域施設（航路、泊地等）、外郭施設（防波堤、護岸等）係留施設（岸壁、物揚場等）、臨港交通施設（道路、橋りょう等）の建設及び改良に関する港湾工事。

避難港の整備

【目的】

台風や冬季風浪等の暴風雨時に、海上を航行中の小型船舶が安全に非難し、停泊する施設整備を行う。

【事業内容】

水域施設（泊地）、外郭施設（防波堤）、の建設及び改良に関する港湾工事。

港湾施設改良費統合補助（社会資本整備総合交付金及び地域自主戦略交付金において実施）

【目的】

施設の老朽化等により陳腐化し利用効率の低下した施設等に適切な改良を加え、有効活用するための整備を行う。

【事業内容】

既存施設の利用転換（民間の既存バース等を利用転換するための買い取り等）、港湾空間の再開発・高度化（港湾空間の高度化等のための建築物撤去）、利便性の向上のための改良（旅客船等の係留施設、緑地等のバリアフリー化等の利便性向上のための改良、港湾管理者情報システム整備等）、既存施設の延命化対策（係留施設、臨港交通施設等の改良による施設の延命化）、放置小型艇対策として実施する収容施設の整備、小規模な緑地等施設整備

●港湾整備事業等の負担率、補助率一覧

所管	事業区分	水域・外郭施設	係留施設	臨港交通施設	港湾施設用地等	根拠法律	
港湾局	国際戦略港湾	直轄	2/3 *3 5.5/10 5/10 *6	7/10 *1 2/3 *1 5.5/10 5/10 *6	2/3 5/10 *6	2/3 *2	
		補助	5/10 4/10 *7	5/10 4/10 *7	5/10 4/10 *7		
	国際拠点港湾	直轄	2/3 *3 5.5/10 5/10 *6	2/3 *3 5.5/10 5/10 *6	2/3 5/10 *6		
		補助	5/10 4/10 *7	5/10 4/10 *7	5/10 4/10 *7		
	重要港湾	直轄	5.5/10 5/10 *6	5.5/10 5/10 *6	5.5/10 5/10 *6	港湾法	
		補助	5/10 5.5/10 *4 4/10 *7	5/10 5.5/10 *4 4/10 *7	5/10 5.5/10 *4 4/10 *7		
	地方港湾 避難港	補助	4/10	4/10	4/10		
		直轄	2/3 5/10 *6				
	港湾施設改良 費統合補助	補助	5/10				
		補助	1/3	1/3	1/3		1/3
	北海道局	国際拠点港湾	直轄	8.5/10	2/3	2/3	北海道開発のために する港湾工事に 関する法律
		重要港湾	補助	7.5/10	6/10	6/10	
港湾施設改良 費統合補助		補助	1/3	1/3	1/3	港湾法	
都市・地域 整備局 (離島)	重要港湾	直轄	8.5/10	2/3	2/3	離島振興法（北海道 における離島振興法 指定地域を含む。）	
		補助	8/10	6/10	2/3 *5 6/10 2/3 *5		
	地方港湾	補助	8/10	6/10	6/10 2/3 *5		
		補助	1/3	1/3	1/3		港湾法
帯・遠隔 地局 (奄美)	重要港湾	直轄	9/10	8/10	8/10	2/3	奄美群島振興開発 特別措置法
		補助	9/10	7.5/10	7.5/10	6/10	
	地方港湾	補助	9/10	7.5/10	7.5/10	6/10	
		補助	1/3	1/3	1/3	1/3	港湾法
内閣府 沖縄振興局	重要港湾	直轄	9.5/10	9.5/10	9.5/10	9.5/10	沖縄振興特別措置 法
		補助	9/10	9/10	9/10	9/10	
	地方港湾	補助	9/10	9/10	9/10	9/10	
		補助	1/3	1/3	1/3	1/3	港湾法

- (注) 1. [*1] は国際戦略港湾における高規格コンテナターミナルに係る岸壁(耐震強化岸壁に限る。)
 なお、水深16m以深の岸壁については7/10、水深14m以深～16m未満の岸壁については2/3である。
 2. [*2] は国際戦略港湾における国際海上コンテナターミナルに係る岸壁(水深16m以深の耐震強化岸壁に限る。)に付帯する荷さばき地。
 3. [*3] は国際戦略港湾又は国際拠点港湾における国際海上コンテナターミナルに係る航路・防波堤、岸壁(耐震強化岸壁に限る。)
 4. [*4] は原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法に基づく施設整備に係るものである。
 5. [*5] は本土と離島及び離島と離島を連絡する橋梁の建設又は改良に係るものである。
 6. [*6] は港湾法第52条第1項第5号に基づく直轄工事に係るものである。
 7. [*7] は小型船だまり等に係る小規模な施設。
 8. 港湾防災安全対策補助は、所管別・港格別の負担率・補助率に準じる。

(2) 港湾環境事業の概要

① 直轄事業

海域環境創造・自然再生事業

【目的】

一般海域における水質・底質の改善を図り、良好なる海域空間の環境を創造する覆砂等の事業を行う。

【事業内容】

覆砂等

海洋環境整備

【目的】

船舶航行の安全確保と海域環境の保全を図るため、海面に浮遊するゴミ、油の回収を行う。

【事業内容】

閉鎖性海域である東京湾、伊勢湾、瀬戸内海、有明・八代海においてゴミ、油の回収を行い、また、大量流出油事故にも迅速に対応し油回収を行う。ゴミ回収にあたっては、海洋短波レーダーを用いた潮目予測を活用するなどして、効率的な回収に努めている。

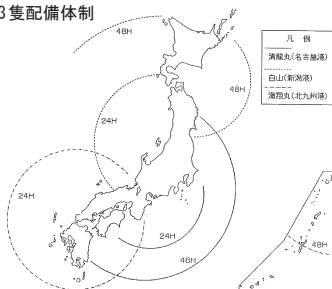
● 油流出事故時への対応

平成9年に発生したタンカー沈没による油流出事故など、大量の油が海上へ流出した場合において、我が国周辺の海洋環境の保全を図るため、事故発生後早期に対応が可能な大型浚渫兼油回収船を速やかに事故現場海域に派遣し、流出油の回収を行います。

大規模油流出事故に備え、出動から概ね48時間以内で全国をカバーする大型浚渫兼油回収船3隻配備体制



白山



海翔丸



清龍丸

緑地等施設

【目的】

災害時に基幹的防災拠点として機能する港湾環境施設の整備を行う。

【事業内容】

緑地

② 補助事業

港湾公害防止対策事業

【目的】

港湾における公害を防止するため、水質浄化、底質改善などの整備を行う。

【事業内容】

浚渫、導水、覆土、公害防止施設の建設または改良

緑地等施設（社会資本整備総合交付金及び地域自主戦略交付金において実施）

【目的】

臨港地区就業者のための快適な就労環境の確保や港湾を訪れる市民等に開かれたウォーターフロントを形成する緑地、海浜等の整備、震災時に市民の生命を守るための避難地、防災拠点として機能する緑地の整備を行う。

【事業内容】

緑地、広場、海浜、休憩所等の施設の整備又は改良

海域環境創造・自然再生等事業（社会資本整備総合交付金及び地域自主戦略交付金において実施）

【目的】

港湾区域内等の環境改善及び適正な港湾利用を確保するため、水質・底質改善及び港湾区域内・臨港地区の沈没船等の処理を行う。

【事業内容】

覆砂、海浜整備、水質浄化施設整備、沈没船・放置座礁船処理

廃棄物埋立護岸等

【目的】

背後都市から発生する一般廃棄物、公共事業から発生する産業廃棄物及び建設残土、港湾工事に伴って発生する浚渫土砂などを受け入れるための海域に整備する最終処分場、また船舶等から発生する廃棄物及び港内・海面の清掃により収集された廃棄物を焼却・破砕する中間処理施設の整備を行う。

【事業内容】

廃棄物を埋立処分するために必要な容量を確保する護岸の整備・焼却施設、破砕施設

海水油濁防止施設

【目的】

よりよい海洋環境を将来にわたって良好に維持していくため、船舶から生

じた不要な油を適正に処理し、海洋汚染を未然に防止するため「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」に基づいて、廃油処理施設に関する許可及び各種支援措置の実施、港湾管理者が設置する施設に対する国庫補助を実施。

【事業内容】

廃油処理施設（受入施設、油水分離設備、回収設備、固形物処理施設、焼却設備、排水設備）

●支援制度等

（民間）

- ・日本政策投資銀行による長期低利融資（H20.9まで）
- ・固定資産税・事業所税の課税標準の特例、及び特別土地保有税の非課税措置

●港湾環境事業の負担率、補助率一覧

区 分		根 拠 法	補助・負担率
直轄事業	海域環境創造・自然再生事業	予算措置	10/10
	海洋環境整備	予算措置	10/10
	緑地等施設	港湾法52条2項5号	5/10
	実施設計調査	予算措置	—
補助事業	港湾公害防止対策事業	公害財特法3条1項及び3条3項	1/2
		港湾法43条1項4号 （沖縄特別措置法105条） （北海道港湾工事法2条1項）	5/10 (6/10) (5/10)
	緑地等施設	港湾法43条1項4号 （沖縄特別措置法105条） （北海道港湾工事法2条1項） 用地費等 （沖縄のみ）	5/10 (6/10) (5/10) 1/3 (4/10)
	海域環境創造・自然再生等事業 （沈没船等）	港湾法43条1項4号	5/10以内 1/3
	廃棄物埋立護岸等	港湾法43条1項5号 （沖縄特別措置法105条） （北海道港湾工事法2条1項）	1/3以内 (1/2) (1/3)
事業	海水油濁防止施設整備	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律36条2項 （沖縄特別措置法105条）	5/10 (6/10)

（注1）「公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」を「公害財特法」と、「沖縄振興特別措置法」を「沖縄特別措置法」と、「北海道開発のためにする港湾工事に係る法律」を「北海道港湾工事法」とそれぞれ略称した。

（注2）補助事業のうち、緑地等施設及び海域環境創造・自然再生等事業については、社会資本整備総合交付金及び地域自主戦略交付金において実施。

(3) 港整備交付金の概要

【目 的】

港整備交付金は、地方の自主性、裁量性を高めるための補助金改革と地域再生の観点から創設された地域再生基盤強化交付金のうち、地元の利用が主体となっている地方港湾と第一種漁港及び第二種漁港の一体的整備により地域再生を図るものである。

【事業内容】

内閣府に予算が一括計上され、地域の裁量による自由な施設整備、計画申請等の手続きの一本化、事業進捗等に応じた事業間での予算融通や年度間の事業量変更が可能。

・対象事業

海上輸送及び水産業を通じて地域経済の振興を図るために行われる地方港湾の港湾施設、第一種漁港及び第二種漁港の漁港施設を総合的に整備する事業

・地域再生計画の策定

地方公共団体は単独又は共同で地域再生を実現するため、対象となる事業を盛り込んだ計画を策定し、内閣府に提出。

・交付金の申請・交付

国が認定した地域再生計画に基づき、所管省庁が年度毎に地方公共団体からの交付申請に対して交付金を交付（事務手続き等の窓口は一本化）。

(4) みなと振興交付金の概要

みなと振興交付金は、知恵と工夫をこらし“みなと”の振興を通じて地域の活性化を図る港湾所在市町村等の取り組みを支援するための制度として平成19年度に創設し、平成22年度に創設された社会資本整備総合交付金及び平成23年度に創設された地域自主戦略交付金において実施。

港湾所在市町村等が作成する「みなと振興計画」に基づき実施される事業の費用に充当するための交付金

○事業主体（交付先）：港湾所在市町村
（港湾管理者との連携も可）

○交付対象事業等：

◇基幹事業：係留施設、緑地、臨港道路等の港湾施設の整備

◇提案事業：地域の提案に基づく事業であって、基幹事業の整備と相まって、「みなと振興計画」の目標を達成するのに必要不可欠な事業（全体事業費の2割以内）

○交付限度額等：

交付限度額は基幹事業の事業費と事業毎の既存制度の補助率に基づき算出し、これを基幹事業及び提案事業に充当

○認定：

5年間に以内に達成する目標及びそのための事業等を記載した「みなと振興計画」を一括して認定

○採択基準：全体事業費1億円以上

みなと振興計画 一覧

No.	事業主体	実施港	みなと振興計画名
1	稚内市	稚内港	国内・国際交流拠点再生計画
2	青森市・青森県	青森港	青森港 文化観光交流拠点のみなとオアシスづくり支援事業
3	石巻市・宮城県	石巻港	石巻港 離島航路フェリーの少子高齢化対策支援事業
4	酒田市・山形県	酒田港	酒田港 歴史と文化のみなとオアシスづくり支援事業
5	ひたちなか市・茨城県	常陸那珂港	港のにぎわいを創出する常陸那珂港区情報交流拠点の整備
6	館山市	館山港	海の玄関口「渚の駅」整備による館山港のみなと振興
7	名古屋市・名古屋管理組合	名古屋港	金城ふ頭交流拠点形成計画
8	姫路市・兵庫県	姫路港・家島港	ユニバーサルデザイン化によるみなと振興計画
9	御坊市・和歌山県	日高港	日高港みなと振興事業
10	大崎上島町・広島県	鮫崎港・大西港・木江港	大崎上島アクセス快適化計画
11	大牟田市・福岡県	三池港	三池港にぎわい交流振興計画
12	日南市・宮崎県	油津港	堀川運河ふれあい文化交流促進事業
13	南城市・沖縄県	中城湾港	中城湾港馬天地区再生計画
14	坂井市・福井県	福井港	三国湊観光交流促進計画
15	網走市	網走港	水辺と親しむ観光交流拠点の形成
16	大船渡市・岩手県	大船渡港	大船渡港 みなとの賑わいづくり支援事業
17	塩竈市・宮城県	仙台塩釜港	仙台塩釜港塩釜港区 賑わいあふれるみなとオアシス支援事業
18	横浜市	横浜港	ヨコハマ水辺空間活性化プロジェクト
19	大磯町・神奈川県	大磯港	新たな交流拠点に向けた魅力ある港空間の創出
20	新島村・東京都	新島港	島のみなとまちづくりによる新島港の振興
21	聖籠町	新潟港	聖籠海洋レクリエーション交流拠点の整備計画
22	佐渡市・新潟県	両津港	佐渡観光交流促進計画
23	富山市・富山県	伏木富山港	富岩運河元気わくわくプロジェクト促進事業
24	輪島市	輪島港	輪島港マリンタウン活性化計画
25	静岡市・静岡県	清水港	「いきいき交流みなとまちづくり」
26	大阪市	大阪港	南埠頭緑地整備・活用計画
27	尼崎市・兵庫県	尼崎西宮芦屋港	尼崎運河再生による魅力あるみなとまちづくり
28	神戸市	神戸港	須磨地区みなとのにぎわい創出事業
29	南あわじ市・兵庫県	福良港	地域資源の活用とみなとの防災拠点化による地域振興計画
30	尾道市・広島県	尾道糸崎港・瀬戸田港	プラット (PLAT!) 尾道計画
31	宿毛市・高知県	宿毛湾港	交流空間の整備による宿毛湾港の賑わいづくり
32	天草市	棚底港	倉岳・御所浦間みなと振興交流事業計画
33	八代市	日奈久港	日奈久港回ネットワーク形成計画
34	志布志市・鹿児島県	志布志港	志のあふれるみなとづくり
35	愛知県・田原市	伊良湖港	観光交流拠点促進計画
36	堺市	堺泉北港	親水アメニティロードの整備による地域振興計画
37	宇城市・熊本県	三角港	三角港交流拠点再生計画
38	青森県・八戸市	八戸港	八戸港 みなとの賑わい・交流づくり支援事業
39	神戸市	神戸港	兵庫運河の魅力再発見プロジェクト事業
40	千葉県・千葉市	千葉港	千葉みなと駅前旅客船さん橋整備による千葉港のみなと振興
41	洲本市	古茂江港・由良港	古茂江港・由良港と周辺観光資源との連携による魅力あるみなとまちづくり
42	福岡県・苅田町	苅田港	苅田みなとの役割発信・学び支援による地域振興計画

(5) 社会資本整備総合交付金の概要

【概要】

- ◇社会資本整備総合交付金は、国土交通省所管の地方公共団体向け個別補助金を一つの交付金に原則一括し、地方公共団体にとって**自由度が高く、創意工夫を生かせる総合的な交付金**として平成22年度に創設。
- ◇活力創出、水の安全・安心、市街地整備、地域住宅支援といった政策目的を実現するため、**地方公共団体が作成した社会資本総合整備計画（交付期間：おおむね3～5年）に基づき、目標実現のための基幹的な社会資本整備事業**のほか、**関連する社会資本整備やソフト事業**を総合的・一体的に支援。



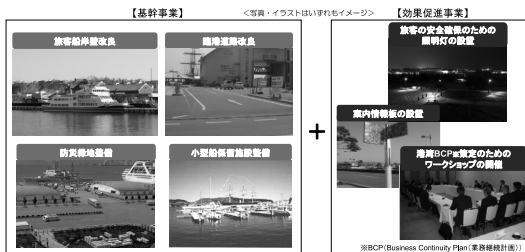
【特長（従前の補助金との違い）】

- ◇これまで事業別にバラバラで行ってきた関係事務を一本化・統一化
- ◇計画に位置付けられた事業の範囲内で、地方公共団体が国費を自由に充当可能
- ◇基幹となる社会資本整備事業の効果を一層高めるソフト事業についても、創意工夫を生かして実施可能

港湾事業を基幹事業とした整備計画のイメージ

【計画のポイント】

- 【目標】〇〇港において、岸壁、臨港道路等の港湾施設の改良、災害発生時の緊急物資輸送の拠点となる緑地の整備、港内の船舶航行安全確保のための放置艇対策を一体的に実施し、安全で利便性の高い港湾環境を形成
- 【指標】港湾における緊急物資供給可能人口の増加 0万人（H23年度）⇒ 3万人（H27年度末）
港湾区域内の放置艇収容率の増加 0%（H23年度）⇒ 100%（H27年度末）
- 【要素事業】港湾施設の改良、防災緑地の整備、小型船係留施設整備、照明灯の設置等



※地域自主戦略交付金において実施する事業は除く。

(6) 地域自主戦略交付金

【背景】

- 「ひも付き補助金」を段階的に廃止し、地域の自由裁量を拡大するための「地域自主戦略交付金」を創設。
- 平成23年度は、第一段階として都道府県分を対象に、投資補助金の一括交付金化を実施。

【対象事業】

- 社会資本整備総合交付金の一部を地域自主戦略交付金へ移行

<国土交通省>

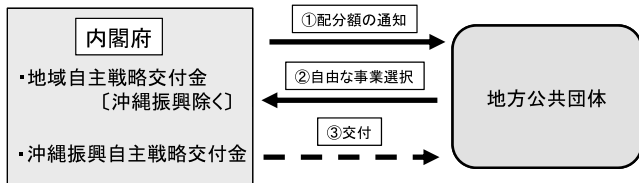
- ・社会資本整備総合交付金の一部

<以下、他省庁の対象事業>

- ・農山漁村地域整備交付金の一部（農林水産省）
- ・交通安全施設整備費補助金の一部（警察庁）
- ・工業用水道事業費補助（経済産業省）
- ・環境保全施設整備費補助金（環境省）
- ・水道施設整備費補助（厚生労働省）
- ・学校施設環境改善交付金の一部（文部科学省）
- ・自然環境整備交付金の一部（環境省）
- ・消防防災施設整備費補助金（総務省）

【制度のながれ】

- ①配分額の通知：客観的指標に基づく恣意性のない配分の導入（当面は継続事業に配慮）
- ②自由な事業選択：各府省の枠にとらわれず、自由に選択
- ③交付：各府省に移し替えて交付



(7) その他の支援制度

①無利子資金の貸付制度一覧（平成23年度）

「外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律第6条」、「特定外貿埠頭の管理運営に関する法律第6条」、「港湾法第55条の7」、「港湾法第55条の8」に基づき、国費を無利子貸付けする。

事業名	対象施設	事業主体	貸付割合
埠頭整備資金貸付金			
外貿埠頭	岸壁、泊地、上屋、荷役機械、管理棟、CFS等	埠頭公社 (承継法人)	[国：港湾管理者：特別転貸債：民間] ＝1：1：4：4～3：3：2：2
		指定会社	[国：港湾管理者：特別転貸債：民間] ＝1：1：4：4～3：3：2：2
コンテナ埠頭	管理棟、CFS、荷役機械等	埠頭公社	[国：港湾管理者：特別転貸債：民間] ＝1：1：4：4～3：3：2：2
		コンテナ埠頭株式会社	[国：港湾管理者：特別転貸債：民間] ＝1：1：3：5
マリーナ	プレジャーボートの浮桟橋、係船杭、岸壁、クラブハウス等	PFI事業者	[国：港湾管理者：特別転貸債：民間] ＝1：1：4：4～3：3：2：2
		港湾運営会社	[国：港湾管理者：特別転貸債：民間] ＝1：1：4：4～4：4：1：1
フェリー埠頭	岸壁、泊地、旅客乗降用施設、案内所、駐車場等	埠頭公社	[国：港湾管理者：特別転貸債：民間] ＝2：2：5：1
特定国際コンテナ埠頭	特定国際コンテナ埠頭を構成する荷さばき施設（荷役機械、上屋等）	認定運営者 (民間事業者)	[国：港湾管理者：特別転貸債：民間] ＝4：4：1：1
港湾開発資金貸付金			
特定民間都市開発事業	公共施設等（旅客ターミナル施設、複合物流施設、業務用施設、駐車場施設、マリーナ施設等）	民間事業者	総事業費の50％以内、かつ公共施設等整備費（用地費含む）の範囲内 ※民間都市開発推進機構に関する低利融資
港湾物流高度化基盤施設整備資金貸付金（港湾ロジスティクス・ハブ形成支援事業）	高度荷さばき施設及び附帯する基盤施設（道路、緑地等）	第3セクター (港湾運営会社)	[国：港湾管理者：民間] ＝2：2：6～3：3：4

②主な税制特別措置一覧（平成23年度）

○国税

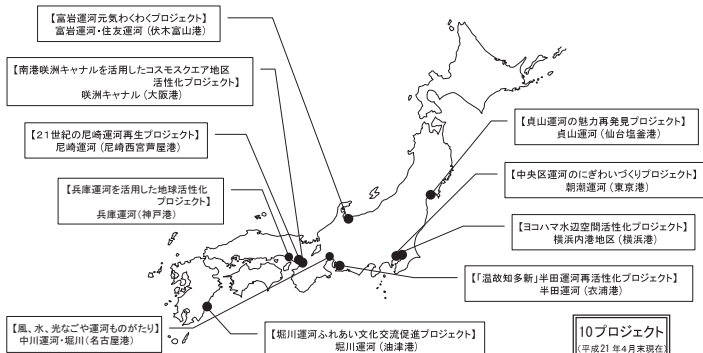
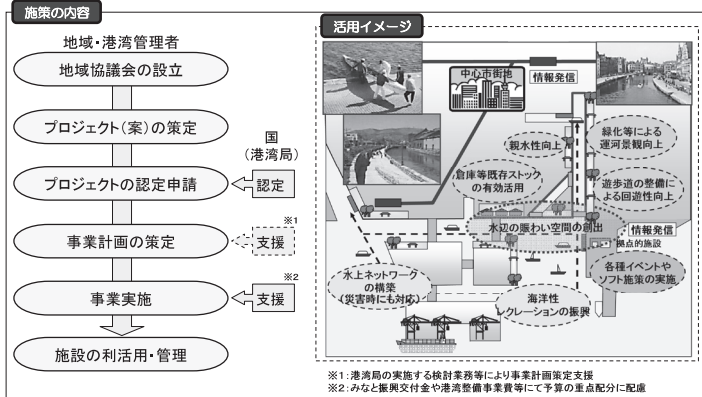
項 目	内 容
研究開発促進税制	「試験研究費の総額の8～10％（8％＋売上高に占める試験研究費の割合×0.2）（中小企業・総額中の産官学連携部分は12％）」を税額控除し（控除限度額：法人税率の20％）、更に「試験研究費の増加額×5％」（控除限度額：法人税率の10％（総額に係る控除と別枠））もしくは、「売上高の10％を超える試験研究費×（売上高に占める試験研究費の割合－10％）×0.2」（控除限度額：法人税率の10％（総額に係る控除と別枠））のいずれかを加算して税額控除。（合計控除限度額：法人税率の30％）
中小企業投資促進税制	中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却30％又は税額控除7％
特定の事業用資産の買換えの課税の特例	買換え資産の圧縮配帳（80％） ・既成市街地等の内から外へ、隣接地区の外から内へ買換える場合
特定宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の特別控除	特別控除額1500万円
・所得税、法人税、相続税	
・地価税（※平成10年度より当分の間、課税を停止）	
非課税土地等	港湾施設（臨海地区外にある港湾運送事業者の荷さばき場を含む）等の用に供されている土地等につき非課税
・印紙税	
非課税法人	〔独〕港空研、広域臨海環境整備センター
・登録免許税	
外貿埠頭公社民営化税制	外貿埠頭公社が公社から不動産を取得する際の登録免許税の軽減（15/1000） ←（20/1000）

○地方税

項 目	内 容
・事業税	
広域臨海環境整備センターにつき非課税	収益事業以外の非課税
・不動産取得税	
民営化会社から外資埠頭公社から出資により取得した不動産	民営化会社が出資により取得した不動産について非課税
・固定資産税、都市計画税	
国際コンテナ戦略港湾等において港湾運営会社が取得した荷さばき施設等	国際戦略港湾（取得後10年間1/2） 一定の要件を満たす国際拠点港湾（取得後10年間2/3）
流通システム効率化物流施設（都市計画税も同様）	課税標準の特例（倉庫：5年度分1/2、倉庫の附属設備：5年度分3/4、一般港湾運送事業者の港湾上屋：5年度分7/8）
汚水等の処理施設（都市計画税はなし）	課税標準の特例（1/3）
下記以外の外資埠頭公社が所有する一定規模以上のコンテナ埠頭（都市計画税も同様）	課税標準の特例（H10. 3. 31までの取得分につき平成22、23年度分1/2、平成24年度分2/3、うち公団承継分は平成22、23年度分3/5、平成24年度分4/5）
外資埠頭公社が所有する大規模コンテナ埠頭（都市計画税も同様）	課税標準の特例（H10. 4. 1～H20. 3. 31までの取得分につき1/2、うちH10. 4. 1～H18. 3. 31までの取得分は当初10年度分1/5）
外資埠頭公社から民営化会社へ承継したコンテナ埠頭（都市計画税も同様）	課税標準の特例（公社が解散までの取得分につき承継後10年間1/2、うち公団承継分は3/5） ※承継前に特例措置の適用を受けていたものに限る
スーパー中核港湾に指定された港湾における次世代高規格コンテナターミナルにおいて整備される荷さばき施設等（都市計画税も同様）	課税標準の特例（1/2）対象：港湾法第55条の8の無利子資金の貸付制度を受けて整備される港湾施設
スーパー中核港湾において民営化会社が取得した大規模コンテナ埠頭（都市計画税も同様）	課税標準の特例（取得後10年度分1/2）
・特別土地保有税（※平成15年度より課税を停止）	
PFI法の選定事業等の用に供する土地	非課税
公害防止施設（廃油処理施設）の用に供する土地	非課税
土地収用事業の対象となる施設のうち一定のものの用に供する土地・港湾施設	非課税
・事業所税	
港湾運送事業者がその本来の事業の用に供する施設	非課税（従業者割）
・労働者館所、現場事務所	
海防法に規定する自家用廃油処理施設、港湾法に規定する港湾公害防止施設	課税標準の特例（資産割3/4）
海防法に規定する廃油処理事業の用に供する施設、広域臨海環境整備センターが産業廃棄物の処理等の業務の用に供する施設のうち事務所以外の施設	課税標準の特例（資産割3/4、従業者割1/2）
港湾施設のうち、倉庫、上屋	課税標準の特例（資産割3/4、従業者割1/2）
一般港湾運送事業又は港湾荷役事業の用に供する臨港地区外の上屋	課税標準の特例（資産割1/2）
流通業務地区内に設置される次に掲げる施設	課税標準の特例（資産割1/2、従業者割1/2）
・倉庫、野積場若しくは貯蔵庫又は貯木場	
・上屋又は荷さばき場	
外国貿易のため外国航路に就航する船舶により運送されるコンテナ貨物に係る荷さばきの用に供する施設	課税標準の特例（資産割1/2）
倉庫・港湾運送・港湾荷役事業の用に供する倉庫・上屋で3万㎡未満のもの	非課税（資産割、従業者割）
・軽油引取税	
事業場等において使用する機械又は装置の動力源に供する軽油、港湾運送業・港湾において使用するブルドーザーその他これに類する機械で、道路運送車両法の登録を受けていないもの	免税

(8) 運河の魅力再発見プロジェクトの概要

地域のアイデアや工夫により、臨海部に数多く残されている「運河」の魅力を再発見し、周辺地域のコミュニティ基盤や観光基盤、さらには災害時の緊急輸送基盤としての機能強化に対する取り組みにより、運河を核とした魅力ある地域づくりへの取り組みを支援する。



『運河の魅力再発見プロジェクト』の認定運河位置図

7. その他施設費の概要

(1) 港湾機能高度化施設整備事業

① 事業の目的

港湾法第2条第5項に掲げる港湾施設の機能を高度化するために必要な施設の整備により、国際競争力の強化、物流の効率化、循環型社会の構築、港湾の保安、安全の向上、観光立国の実現を図る。

② 補助対象事業者

地方公共団体（港務局を含む）、地方公共団体が出資等する法人（第3セクター等）又は港湾法第50条の4若しくは港湾法第54条の3に基づく認定を受けた者

③ 事業内容（平成23年度 国費548百万円）

名称	補助率	内容
コンテナ物流円滑化共同利用施設	1/3	スーパー中樞港湾との距離が他のアジア主要港より短い港湾における、内航フィーダー輸送のためのコンテナ荷役施設の整備に関する事業
24時間フルオープン支援施設	1/3	スーパー中樞港湾において、港湾の24時間フルオープンを支援するため、国の機関（CIQ）が夜間、休日等に検査・利用するための施設（駐車場を含む。他施設との合築可）の整備に関する事業
貨物積替円滑化支援施設		
小口貨物積替支援施設	1/3	重要港湾における国際コンテナ又は国際シャーシ輸送に係る小口貨物等の積替円滑化を支援するために、貨物の積替、コンテナ又はシャーシの蔵置を行うための施設を整備。港頭地区から離れた内陸部でも整備が可能
鉄道積替施設	1/3	重要港湾において港湾と鉄道輸送との連携を促進するために、コンテナターミナルから移送するコンテナを鉄道に積替えるための施設の整備に関する事業
立体式コンテナ蔵置施設	1/3	スーパー中樞港湾におけるコンテナの迅速かつ円滑な搬出を支援するための立体式コンテナ蔵置施設の整備に関する事業
高能率貨物取扱支援施設	1/3	重要港湾の臨海部産業エリアにおける、バルク貨物の輸送を能率的に荷さばきするための施設の整備に関する事業
循環資源取扱支援施設	1/3	リサイクルポートにおいて、循環資源の蔵置、保管等を行う施設の整備に関する事業
保安・安全向上施設		
港湾保安・安全向上施設	1/2	重要港湾においてテロ等の発生を予防し、利用者の安全を確保するために、ターミナルビル内等において監視を行うための施設（岸壁本体部に設置する施設を除く。）の整備に関する事業
ゲート前状況監視・偏載監視施設	1/2	スーパー中樞港湾におけるコンテナ搬出入車両の安全で円滑な走行を確保するために、積載状況の確認やコンテナターミナル周辺の渋滞状況を監視・情報提供を行うための施設の整備に関する事業
バリアフリー対応旅客施設	1/2	旅客船が定期的に就港する港湾において、「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン（バリアフリー整備ガイドライン）」に基づき、高齢者、身体障害者等の円滑な利用に配慮した構造とする施設の整備に関する事業
地震に強い臨海部物流拠点の形成	1/2	大地震後も一定の物流機能を確保するために、コンテナターミナル等の耐震強化とともに、物流拠点の強化にあわせて進め、地震に強い臨海部物流拠点を形成する施設の整備に関する事業
観光交流支援基盤施設	4/10	観光圏の玄関口となる港湾において、国際競争力の高い魅力ある観光地を形成するために、旅客の乗降、待合い等を快適にする整備に関する事業

(2) 港湾広域防災拠点支援施設整備事業

① 事業の目的

首都圏及び近畿圏において、基幹的広域防災拠点としての機能を早期に発揮することを目的に、応急復旧用スペース、緊急物資等の輸送中継業務に必要な施設を直轄で整備

② 事業内容（平成23年度 国費 530百万円）

名 称	国費	内 容
港湾広域防災拠点支援施設	10/10	大規模災害等による甚大な被害に対して、国及び地方公共団体が協力的な確な応急復旧活動を行うための施設の整備に関する事業

8. 港湾関係起債事業制度

(1) 港湾関係起債事業の概要

港湾関係起債事業は、港湾の施設整備において直轄事業（国）、補助事業（港湾管理者）等の港湾整備事業（基本施設等を整備する事業）の対象にならない施設の整備や用地の造成を行うにあたって、港湾管理者等の地方公共団体が地方債の発行により所要の資金を賄って実施する事業であり、「港湾機能施設整備事業」と「臨海部土地造成事業」に大別される。

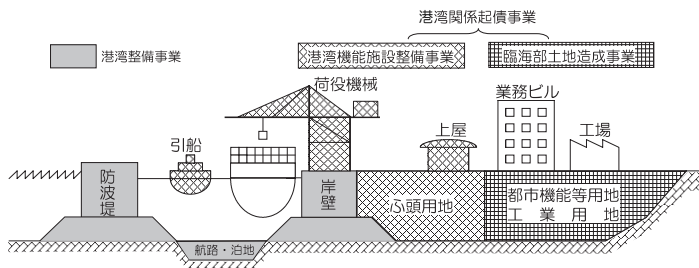
・港湾機能施設整備事業

港湾機能施設整備事業は港湾整備事業による岸壁等の基本施設の整備に対応して、港湾の機能を効率的に発揮させるために必要なふ頭用地、上屋、荷役機械、引船等を整備するものである。

・臨海部土地造成事業

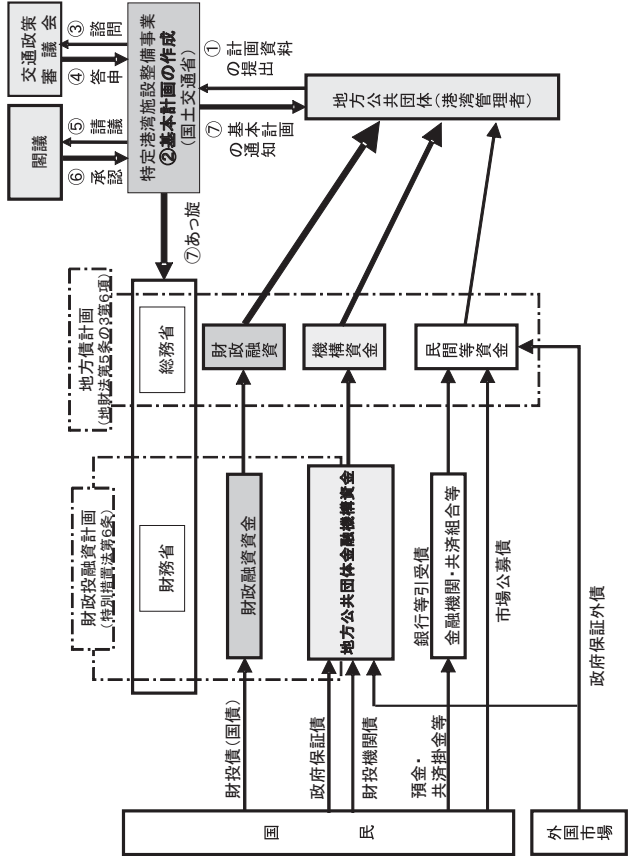
臨海部土地造成事業は流通施設用地や保管施設用地等物流の効率化に資するもの、環境問題への対応等国民生活の質の向上に資するための用地及び臨海部に立地する工業のため等の土地造成であり、これを土地利用の性格付けから、都市機能等用地と工業用地に区分している。

港湾整備の事業区分



(2) 港湾関係起債事業の資金の流れ

港湾関係起債事業の資金の流れ



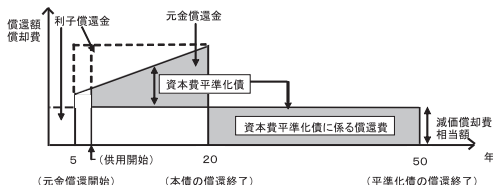
(3) 港湾関係起債事業の支援制度

● 資本費平準化債

起債対象

港湾施設の建設改良にかかる港湾整備事業債の元金償還金相当額から当該施設の減価償却費相当額を差し引いた額

資本費平準化債概念図（ふ頭用地の場合）



（注）ふ頭用地の場合は、一体となって整備される岸壁の耐用年数（50年）を用いて算出する。

償還期限

30年以内（施設の構造・用途ごとの耐用年数を超えないこと）

資金

民間等資金

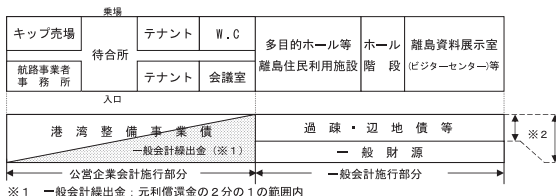
● 離島航路旅客ターミナル整備支援事業

離島港湾における旅客ターミナル施設の公共的施設整備に係る港湾整備事業債の元利償還金の50%を一般会計からの繰出し対象とするとともに、当該繰出し金の80%について特別交付税措置を講じる制度である。また、離島振興目的施設部分（観光資料館、住民使用目的ホール等）を一般会計の事業として併せて実施する場合には、施設の内容に応じ、当該一般会計部分について、建設費として過疎・辺地債等を充当することができる。（離島航路旅客ターミナル施設支援制度の概念図では、(2F部分)としているが、過疎・辺地債等の整備計画で認められた施設であればこの限りではない。）

離島航路旅客ターミナル施設支援制度の概念図

(1F部分)

(2F部分)



特別交付税措置：一般会計繰出し金の80%

※2 過疎・辺地債については、原則充当率は100%であるが、一般会計施行部分に係る使用料収入等の発生を予定している場合は、当該料金予定額まで充当率が下がるとしている。

9. 港湾関係民間連携事業制度

(1) 港湾関係民間連携事業概要

港湾関係民間連携事業は、民間活力を活用して経済社会情勢の変化に対応した港湾機能の充実強化に必要な施設整備を促進する事業です。事業制度に着目して大別すると「特定民間都市開発事業」、「地域自立・活性化支援事業」、「民間資金活用型社会資本整備事業（PFI事業）」等があり、表に示すとおり、さまざまな支援措置が講じられている。

表 港湾関係民間連携事業支援制度一覧

事業区分	対象施設	税制特例	国費無利子貸付け	民都機構 出融資等	財政投融资 (特別転貸債)
特定民間都市 開発事業	物流施設、旅客ターミナル、商業施設・ホテル、港湾業務ビル 等			○	
地域自立・活性化 支援事業	広域的地域活性化基盤整備計画に定められた民間拠点施設			○ (出資)	
民間資金活用型 社会資本整備事業 [PFI 事業]	コンテナターミナルの公共荷さばき施設		○		○
	プレジャーボートの係留・保管施設等		○		
	廃棄物埋立護岸整備		○		
	PFI 事業に共通の支援制度	○ (特別土地保有税のみ)			
港湾物流高度化 基盤施設設備事業	港湾物流高度化基盤施設		○		

この他、民間事業者との連携による公共埠頭運営の仕組みとして特定埠頭運営事業がある。

(2) 特定民間都市開発事業

● 概 要

特定民間都市開発事業とは、民間事業者によって行われる、港湾における土地の合理的かつ健全な利用及び都市機能、港湾機能の増進に寄与する建築物及びその敷地の整備に関する事業（これに付帯する事業を含む）のうち、次の要件に該当するもので、民間都市開発推進機構による参加・融通業務を活用するものである。

(ア) 公共施設（道路、広場、緑地、水域施設、外郭施設、係留施設等）の整備を伴うものであって、

(イ) 事業の規模が、

- ① 事業が行われる土地（水面を含む。）の区域の面積が2,000㎡以上。
- ② 整備される建築物の延床面積（整備される建築物が2以上あるときは、その延床面積の合計）が2,000㎡以上。

※①、②それぞれ事業規模が1,000㎡以上に緩和される特例あり
（詳細は民間都市開発の推進に関する特別措置法施行令第二条）

(ウ) 事業の行われる区域が港湾区域又は臨港地区

● 対象施設（民間都市開発推進機構の参加業務）

a) 特定民間都市開発事業の対象は、公共施設等の整備である（用地費含む）。

公共施設等整備費＝ $A + B + C \div 2$

- ・ 公 共 施 設 (A)：道路、公園、広場、緑地、水域施設、外郭施設、係留施設等（公的管理に係わらず、外見上、利用形態上公共性が認められるもの）
- ・ 都市利便施設 (B)：駐車場、旅客待合所、展示室、多目的ホール、展望室、研修室、港湾荷さばき施設、人工地盤等（市民が利用できる利便施設）
- ・ 建築利便施設 (C)：共同利用部分（玄関ホール、廊下、階段、便所等）、電気室、機械室等（ただし、平成23年度末までに限り参加・融通限度額の算出にあたっては100%を算入する。）

b) なお、公共施設等整備費の全体事業費に占める割合が20%以上必要。

(3) 地域自立・活性化支援事業

事業概要

地域の自立・活性化を総合的に支援するため、都道府県が広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律に基づき策定する広域的地域活性化基盤整備計画に基づき、交付金事業と連携して臨港地区内に拠点施設を整備する民間事業者に対し、民間都市開発推進機構が出資等による支援を行う制度。

対象施設

臨港地区内に整備される物流施設等

事業者

民間事業者（特定目的会社等）

支援措置

民間都市開発推進機構からの出資

限度額：次のうち最も少ない額

総資本額の50%以内／総事業費の50%以内／公共施設等整備費※以内

※公共施設等整備費とは下記施設の整備費の合計額

公共施設：道路、通路、広場、緑地等の公共の用に供される施設
（公的管理の必要なし）

都市利便施設：駐車場、旅客待合所、港湾荷さばき施設等 都市居住者の利便増進に寄与する施設

建築利便施設：避難施設、消防施設、共用通路等 建築物利用者の利便増進に寄与する施設

(4) 民間資金活用型社会資本整備事業（PFI事業）

港湾整備におけるPFI事業については、公共荷さばき施設（コンテナターミナル等の荷役機械等）等について、民間の資金や経営能力、技術能力を活用した施設の整備、維持管理及び運営の促進のための措置を行っている。

a. コンテナターミナルにおける公共荷さばき施設等に関する支援制度

事業概要

中核・中核国際港湾のコンテナターミナルにおけるクレーンや上屋等の公共荷さばき施設等の整備を行う事業

対象施設

管理棟・CFS・メンテナンスショップ・ゲートハウス・コンテナヤード・
主要な荷役機械・受変電施設・リーファース施設 等

事業者

民間事業者

支援措置

- ・無利子貸付け（埠頭整備資金貸付金）

国、港湾管理者同額（施設規模により融資比率が変動）

資金調達

無利子貸付（埠頭整備資金貸付金）		特別転貸債	自己資金
国	港湾管理者		
10～30%	10～30%	40～20%	40～20%

b. 港湾におけるPFI事業（実施方針を公表したもの）

事業名	事業主体	事業地点	実施方針公表日
常陸那珂港北ふ頭公共コンテナターミナル施設の整備及び管理運営事業	茨城県	東海村	平成12年3月23日
ひびきコンテナターミナルPFI事業	北九州市	北九州市	平成12年5月11日
吉島地区ボートパーク（仮称）整備運営事業	広島県	広島市	平成15年11月20日
名古屋港ガーデンふ頭東地区臨港緑地整備等事業	名古屋港管理組合	名古屋市	平成15年11月26日
那覇港国際物流関連施設整備・運営事業	那覇港管理組合	那覇市	平成20年5月16日

(5) 物流総合効率化法※に基づく支援制度等

※流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（H17.10.1施行）

(1) 物流総合効率化法の概要

＜基本方針＞

- ・輸配送・保管・荷さばき・流通加工を総合的に実施
- ・物流拠点を港湾、高速道路IC周辺に集約化 等

効率的で
環境負荷の
小さい物流

民間事業者の総合効率化計画の基本方針適合性等を国が認定し、支援する。

(2) 港湾流通拠点地区制度について

港湾管理者が物流施設の立地を促進する地区として港湾流通拠点地区を指定

【対象港湾】原則、取扱貨物量1万（TEU/年）以上 等の要件を満たす重要港湾以上

(3) 認定事業者に対する支援内容

- ・倉庫業、貨物自動車運送事業等の事業許可等の一括取得
- ・臨港地区の行為届出の合理化（港湾流通拠点地区のみ）
- ・税制特例：法人税、固定資産税等

(4) 港湾物流高度化基盤施設整備事業

港湾物流高度化基盤施設（高度荷さばき施設及び附帯する基盤施設）を整備する第3セクターに対し、国と港湾管理者から無利子資金を貸し付ける制度を創設。

【対象港湾】中核・中核国際港湾

貸付比率	・京浜港、阪神港及び伊勢湾	国30%、港湾管理者30%
	・その他中核・中核国際港湾	国20%、港湾管理者20%

(6) 港湾施設（行政財産）の貸付制度
— 特定埠頭運営事業 —（港湾法54条の3）

貸付制度の概要・手続（図参照）

重要港湾以上の港湾管理者は、申請に基づき、要件に該当する旨の認定を行い、認定を受けた者に対し、行政財産である埠頭施設（同一の者により一体的に運営される岸壁その他の係留施設とこれに付帯する国土交通省令で定める係留施設以外の港湾施設（荷さばき施設、野積場、駐車場、旅客施設、これらの施設の敷地等））を貸し付けることができる。

なお、港湾管理者の所有する公有財産たる行政財産だけでなく、国が港湾管理者に管理を委託した国が所有する国有財産たる行政財産も対象となる。

また、認定に際しては、全国的な観点からの要件適合性の判断等のため、あらかじめ国土交通大臣の同意を得なければならないとともに、認定申請の内容の公衆の縦覧等及び認定後の所要の事項の遅滞なき公表という手続を経なければならないこととされている。

（対象港湾）

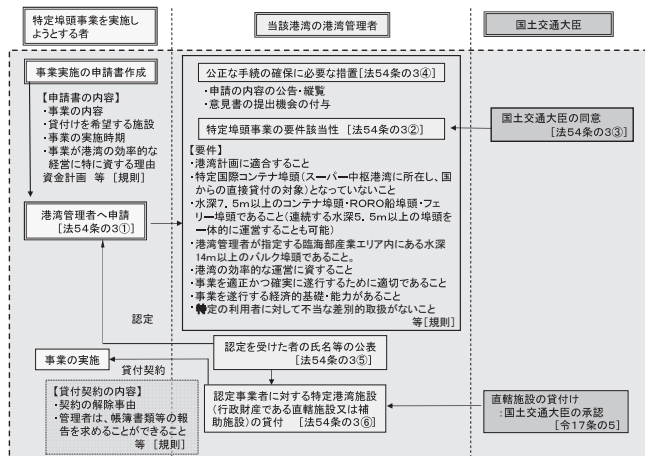
平成23年4月1日より重要港湾以上が対象であるが、平成23年3月31日より起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日をもって重要港湾のみが対象となる。

貸付制度の効果

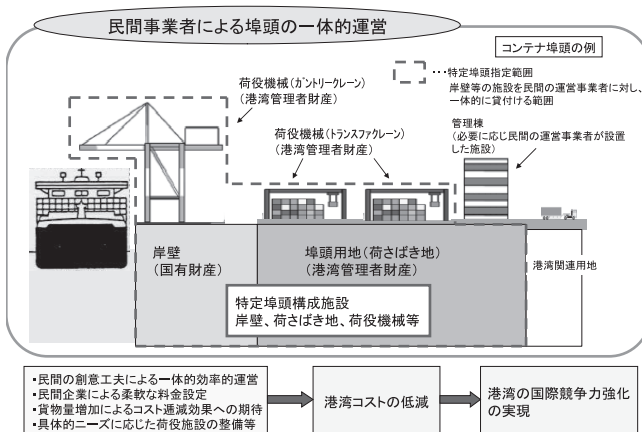
民間事業者への埠頭施設の貸付けが認められることにより、以下のような効果が期待される。

- ①利用料金の低減化・柔軟化が図られる。
- ②埠頭の運営者の土地・建物の使用の法的な位置付けが明確化され、運営の安定や長期的視野に立った設備投資が可能となる。
- ③使用頻度に応じて使用料を支払う使用許可と異なり一定額の貸付料で貸し付けを受けることにより、施設利用のインセンティブとなるとともに、安定的な埠頭経営が促進される等の効果が期待される。

●特定埠頭運営事業の主な手続きの流れ



特定埠頭運営事業の概要



10. 防災対策

(1) 「地震に強い港湾のあり方について」交通政策審議会答申（平成17年3月22日）の概要

～災害に強い海上輸送ネットワークの構築と
地域の防災力の向上をめざして～

1. 大規模地震発生時に港湾に求められる防災機能

1) 災害復旧における防災拠点機能

発災後の港湾においては、船舶により緊急物資や避難者などを輸送する拠点としての機能とともに、避難などに資する広場や緊急物資の保管基地などの防災拠点としての機能が求められる。

2) 被災地域における物流拠点機能

被災地域における早期の経済復興と産業の国際競争力維持の観点から、基幹的な国際海上コンテナ輸送など、経済や産業に重要な役割を担う物流拠点機能の確保が求められる。

3) 代替輸送に対する支援機能

大規模地震により被災地域を通過する陸上交通機能が低下した場合、地域間の輸送を確保するため、海上輸送により被災地域を迂回して行われる貨物や旅客の輸送を支援する機能が求められる。また、港湾の被災により海上輸送が行えない場合、代替港湾を利用した輸送機能の確保が求められる。

4) 津波災害に対する防護機能

津波の来襲が予想される地域の港湾においては、津波からの港湾機能の防護とともに、港湾労働者や来訪者の安全を確保する機能が求められる。

2. 港湾における大規模地震・津波対策の展開

1) 災害復旧における防災拠点機能の強化

- ①被災地域の早期復旧への支援
- ②広域かつ甚大な被害への対応
- ③被災地域への緊急物資などの円滑な輸送の確保

2) 被災地域における物流拠点機能の強化

- ①基幹的な国際海上コンテナ輸送の確保
- ②地域経済や産業に重要な役割を果たす港湾物流の確保

- 3) 代替輸送に対する支援機能の強化
 - ① 広域的な施設被災情報の収集と発信
 - ② 港湾間の連携の強化
- 4) 津波災害に対する防護機能の強化
 - ① 港湾における津波被害の把握
 - ② 津波の観測と情報伝達
 - ③ 港湾労働者・来訪者の避難
 - ④ 港湾機能の防護

3. 対策の着実な推進に向けての取組

- 1) 関係者が連携した総合的な取組み
- 2) 防災の観点からの港湾行政の推進
- 3) 港湾施設の早期回復体制の確立
- 4) 港湾における大規模地震対策の評価
- 5) 港湾施設の耐震性の再点検
- 6) 技術開発の推進と設計手法の高度化

(2) 大規模地震対策施設の整備

人口や産業が集中する臨海部において、大規模地震発生時における避難者や緊急物資等の輸送機能を確保するため、耐震強化岸壁を整備する。

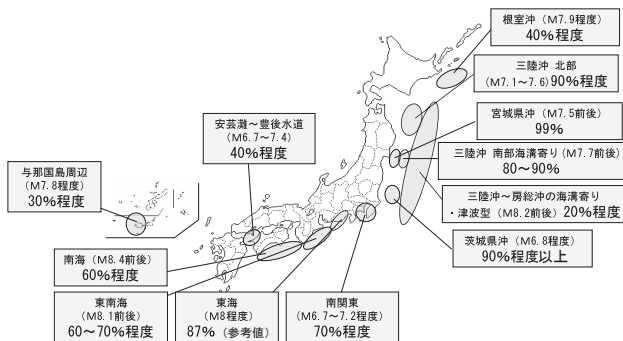
1) 耐震強化岸壁の整備状況

	整備完了 (平成23年4月末現在)	整備対象港湾	進捗状況 (%)
緊急物資等輸送	182バース		
国際海上コンテナミナル	18バース	三大湾（東京湾、大阪湾、伊勢湾）及び北部九州の4地域の中核国際港湾並びに中核国際港湾※	

※北海道、日本海中部、東東北、北関東、駿河湾沿岸、中国、南九州、沖縄の各地域の中核となる港湾

〔大規模地震発生時の切迫〕

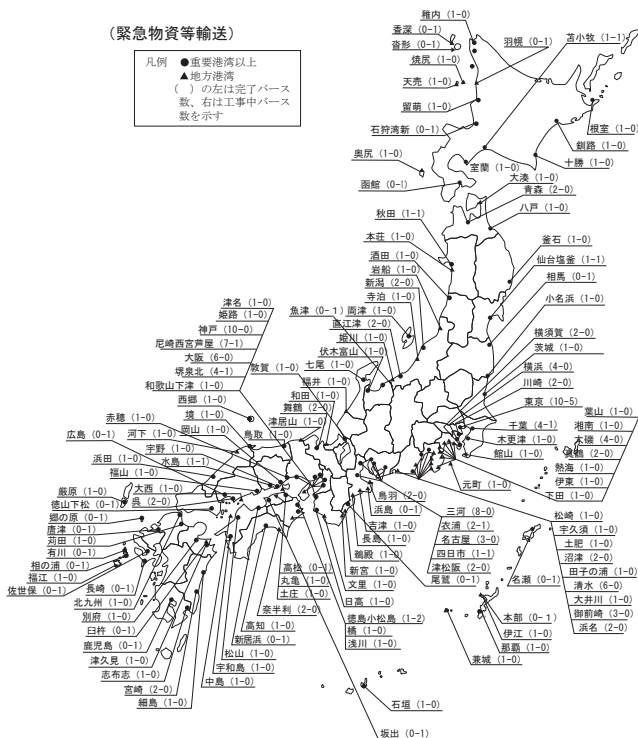
【海溝沿いの主な地震の今後30年以内の発生確率】※20%以上のみ掲載



出典：中央防災会議・地震調査研究推進本部資料より作成
2011年6月9日現在(なお、宮城県沖、三陸沖、南部海溝寄り、三陸沖~房総沖の海溝寄り、茨城県沖については東北地方太平洋沖地震を踏まえ、今後発生確率を見直す予定)

【耐震強化岸壁整備の進捗状況】

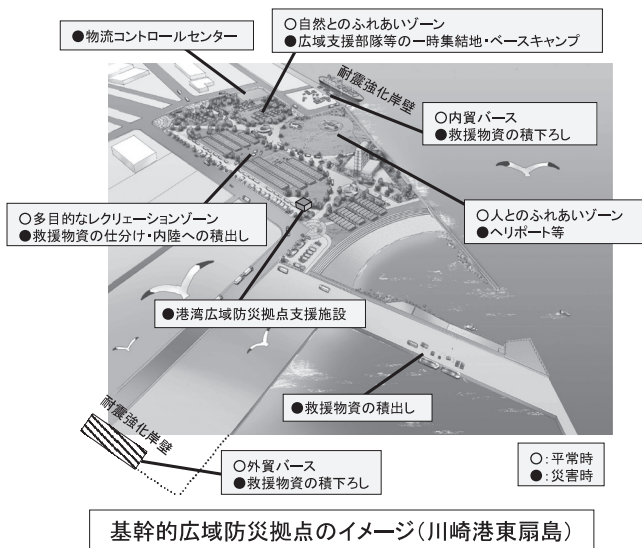
(平成23年4月末現在)



2) 基幹的広域防災拠点の整備と運用体制の強化

大規模地震発災後の、首都圏一円の緊急物資輸送のコントロール機能を担う基幹的広域防災拠点が川崎港東扇島地区において平成20年度に供用を開始した。現在、首都直下地震等の大規模地震発生時に所期の機能を発揮できるように訓練を実施する等、国による災害時の運用体制を強化している。

また、京阪神都市圏における大規模地震発生時の応急復旧活動等の災害対応力の向上を図るため、堺泉北港堺2区において、基幹的広域防災拠点の整備を推進するとともに運用体制の構築を図る。

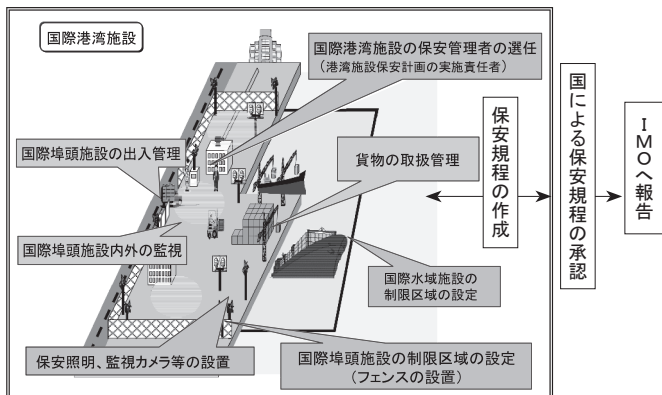


11. 保安対策

(1) 港湾施設の保安対策

1. 平成13年9月の米国同時多発テロの発生を契機として、平成14年12月にIM0（国際海事機関）において、SOLAS条約（海上人命安全条約）の改正が採択され、平成16年7月1日の条約発効日までに世界各国が協調して船舶と港湾施設の保安対策を講ずることとなった。
2. この条約の国内担保法である「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律」が平成16年4月7日に成立し、国際港湾施設の管理者等に対して自己警備のための保安措置の実施が義務付けられた。
（平成23年4月現在で130港、2,090施設で保安対策が講じられている。）
3. 保安対策の実施は、国際的なテロの発生の未然防止や国際海上輸送システムの信頼性の確保等に効果があるものと考えている。
4. 国際船舶・港湾保安法に基づき、国は国際港湾施設の保安評価や保安規程の承認、立入検査等を行い、それに基づく港湾保安対策を国際港湾施設の管理者が実施している。
5. 国による立入検査等にて判明した出入管理強化の必要性や海外港湾における高度な出入管理の実施状況等を踏まえて、ゲートにおける3点確認（本人・所属・立入目的の確認）の100%実施を平成22年3月30日付告示により義務化したところ。物流効率性も勘案し、3点確認を確実かつ円滑に実施するための出入管理情報システムの導入を推進している。

国際港湾施設における保安措置



埠頭保安規程が承認された港湾施設の所在港湾

2011年4月1日時点で、保安措置が義務化されている
国際埠頭施設(1,987施設)で埠頭保安規程が承認済。
非義務化を含み、全体で2,090施設で承認済み。

凡例

- ・義務化施設所在港湾(115港)
 - 国際戦略又は拠点港湾
 - 重要港湾
- ・非義務化施設(任意で策定)所在港湾(15港)
 - ▲ 地方港湾



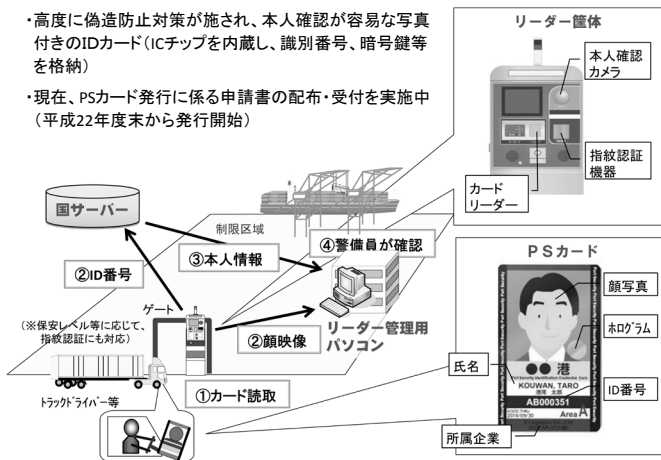
出入管理情報システム／PSカードの概要

出入管理情報システム

- ・リーダー筐体のカードリーダーでPS (Port Security) カードを読み取ること等により、制限区域への人の出入りを確実かつ円滑に管理するシステム。
- ・国がトラックドライバー等に対して、全国共通の身分証明書であるPSカードを発行するとともに、主要港のコンテナターミナルにおいて、リーダー筐体、リーダー管理用パソコン等を設置する。

PSカード

- ・国が発行する、出入管理情報システムの一環として不可欠な全国共通の身分証明書
- ・高度に偽造防止対策が施され、本人確認が容易な写真付きのIDカード(ICチップを内蔵し、識別番号、暗号鍵等を格納)
- ・現在、PSカード発行に係る申請書の配布・受付を実施中(平成22年度末から発行開始)



(2) 港湾における水際対策・危機管理体制の強化について

全国131の国際港湾に設置された「港湾保安委員会」を活用して、自己警備側と事態対処側との連携の強化等を図り、港湾における水際対策・危機管理体制の強化を積極的に推進。

国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部（本部長：内閣官房長官、関係副大臣）

空港・港湾における水際対策幹事会（主宰：内閣危機管理監、関係局長）

水際危機管理チーム（内閣官房に設置）

- 水際対策の強化が必要な場合に、情報連絡・警戒・検査等の強化について調整

本省庁メンバー

内閣官房、警察庁、法務省（入管）、財務省（税関）、国交省（空港・港湾管理等）、海上保安庁の関係課長を任命

港湾危機管理（担当）官（海保又は警察）

水際情勢分析

- 水際対策に係る情勢について情報交換を行う。

危機管理チームの左記本省メンバーのほか、内調、経産省等により構成

業務の円滑な遂行に必要な協力

港湾保安委員会

（国際港湾に設置）

- 各機関の連携による保安の向上と出入管理の強化

検討事項

- ・問題事案発生時の連携策の検討
- ・連携して行う保安対策の検討 等

港湾管理者

税関

入管

警察

海保

地方整備局

地方運輸局

他の行政・民間

連携強化

連携

港湾保安対策協議会

- 保安措置の実効性を一層高めるために必要な情報交換や連携・協力体制の確立

検討事項

- ・保安に関する情報の共有
- ・保安訓練に関する調整 等

埠頭・水域保安管理者（港湾管理者・民間企業等）

関係行政機関（警察・消防・入管・税関・海保・検疫・整備局・運輸局等）

港湾利用者団体（船社・港運協会・タグ会社、水先人会、港湾労働者団体、マリナ関係団体、漁協等）

12. 放置艇・リサイクル・廃棄物関係

(1) 港湾における放置艇対策

放置艇対策の柱は、「規制措置」と「係留・保管能力の向上」

【規制措置】

港湾区域・臨港地区等において、港湾法第37条の3の規定に基づく船舶等の放置等を禁止する区域（以下「放置等禁止区域」とする。）の指定による規制措置を推進する。

＜港湾法の一部改正による放置等禁止区域の指定可能な範囲の拡大＞

港湾区域における放置等禁止区域に係る制度は、平成12年3月公布の港湾法の一部改正で、初めて港湾法上に規定されたものである。平成18年5月公布の港湾法の一部改正（平成18年10月施行）により、臨港地区等の港湾の陸域でも、港湾区域内と同様に放置等禁止区域の指定が可能となり、放置等の行為に対する罰則措置や放置物件の監督処分等が可能となった。

【係留・保管能力の向上】

ボートパーク整備事業を推進し、運河・水路等の既存静穏水域や、遊休護岸を活用した簡易な係留施設や公共空地等を活用した陸上保管施設の整備により、係留・保管能力の向上を図る。

【港湾法に基づく放置等禁止区域の指定状況】

平成23年3月末現在で34港湾管理者において222港湾で放置等禁止区域が指定されている。

(2) 循環型社会の形成

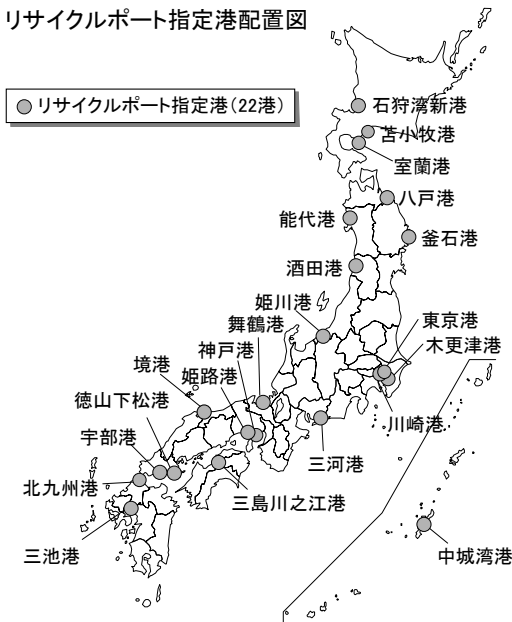
① 循環型社会実現のための静脈物流ネットワークの構築

循環型社会の実現を図るため、静脈物流の拠点となる港湾において、岸壁やストックヤード等の既存ストックを最大限に活用し、物流コストの低減や環境負荷の削減、臨海部産業の活性化などを目的とした静脈物流ネットワークの構築を進めている。

● リサイクルポート（総合静脈物流拠点港）の指定について

リサイクルポート（総合静脈物流拠点港）は、広域的なリサイクル施設の立地に対応した静脈物流ネットワークの拠点となる港湾であり、港湾管理者からの申請により国土交通省港湾局が指定し、拠点づくりを支援するもの。

リサイクルポート指定港配置図

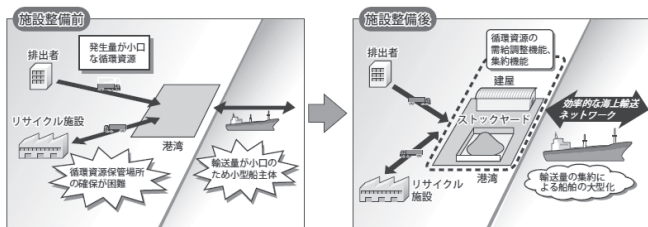


●循環資源取扱支援施設

静脈物流拠点の形成を進めるため、リサイクルポート指定港において循環資源を効率的に取り扱う循環資源取扱支援施設の整備を促進する。

(事業名：港湾機能高度化施設整備事業)

- ・対象者：地方公共団体並びに地方公共団体の出資又は拠出に係る法人(第3セクター等)
- ・対象施設：リサイクルポートにおいて、循環資源を取り扱うための建屋・ストックヤード等(用地費も補助対象)
- ・補助率：1／3



整備例



酒田港
汚染土壌等
保管施設



姫川港
石炭灰
保管施設

②海面処分場の整備状況

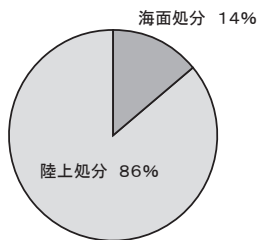
海面処分場とは、海面の一部を廃棄物埋立護岸で囲い、その内側で浚渫土砂や建設発生土、一般廃棄物、産業廃棄物の埋立処分を行うものです。埋立により造成された土地は、港湾機能、都市機能などのための用地として利用を行います。

廃棄物の最終処分においては、内陸での新規処分場の整備の困難性などから、海面処分場が担う役割は大きく、港湾の適正な開発、利用、保全や、造成された土地の利活用と十分な整合を図りつつ、海面処分場の整備を推進しています。

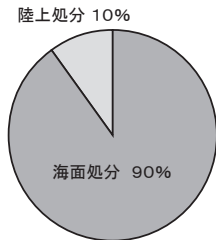
※最終処分場の残余容量（平成20年度末現在、環境省資料より）
一般廃棄物 18.0年

また大阪湾では、168の自治体が共同で利用できる広域処分場の整備を推進しています。（大阪湾フェニックス）

●一般廃棄物の海面処分のシェア（環境省資料より国土交通省港湾局作成）



全 国(平成20年度)



東京都(平成20年度)

③大阪湾フェニックスの概要

廃棄物の適正な処理及び埋立造成による港湾の秩序ある整備を目的として、昭和56年に広域臨海環境整備センター法が制定されました。同法に基づき昭和57年に大阪湾広域臨海環境整備センター(大阪湾フェニックスセンター)が設立され、昭和62年から建設工事を施工、平成元年から廃棄物の受け入れを開始し、現在までに大阪湾内の4港湾において広域処理場の整備・運営を行っています。

廃棄物の計画的な受入による生活環境の保全に寄与するとともに、その造成地については物流機能用地等として港湾機能の充実・強化に資するものとなり、大阪湾圏域の市民生活及び産業活動の根幹を支える役割を果たしています。

○ 受入対象区域

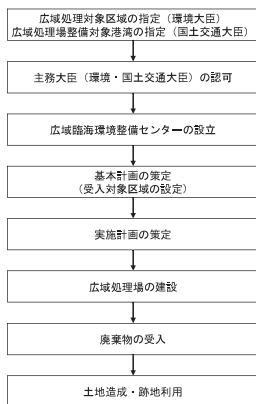
近畿圏2府4県下の168市町村（平成23年3月末現在）

○ 搬入施設

大阪、尼崎、堺、神戸、泉大津など9基地

○ 埋立場所の位置及び規模

●広域臨海環境整備センター事業の流れ



埋立場所名 (港湾名)	管理型/ 安定型	面積 (ha)	埋立容量 (万 m ³)				
			合 計	一般廃棄物	産業廃棄物 災害廃棄物	陸上残土	浚渫土砂
泉大津沖 (堺泉北港)	管理型 (受入終了) 安定型 (受入中)	203	3100	390	720	1270	720
尼崎沖 (尼崎西宮 芦屋港)	管理型 (受入終了) 安定型 (受入中)	113	1600	220	290	700	390
神戸沖 (神戸港)	管理型 (受入中)	88	1500	730	470	300	0
大阪沖 (大阪港)	管理型 (受入中)	95	1400	840	280	280	0

(大阪湾圏域広域処理場整備基本計画：平成22年3月26日国交・環境両大臣より変更認可)

④スーパーフェニックスの概要

首都圏の建設発生土を海上輸送により全国の港湾等の用地造成に用いるなど、その広域利用を図ることは、再生資源の利用の促進に寄与するのみならず、首都圏においては処分場の負荷を、地方部においては土取りによる自然環境への影響を軽減するものであり、この港湾建設資源の広域利用を図るシステムを「スーパーフェニックス」と名付けて推進しています。

平成4年より国土交通省と港湾管理者により「港湾建設資源の広域利用推進協議会」を設立し、基本計画の策定や関係者間の調整を行っています。また、搬出・受入の施設に対して平成5年度より「広域資源活用護岸」、平成6年度より「広域資源積出施設」の補助制度を創設し、支援を行っています。

☆

平成22年度までの実績

搬出港

東京港、川崎港、
横浜港

受入港

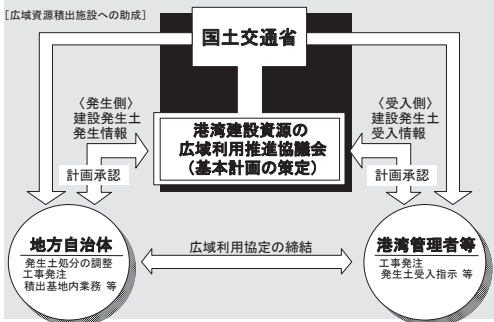
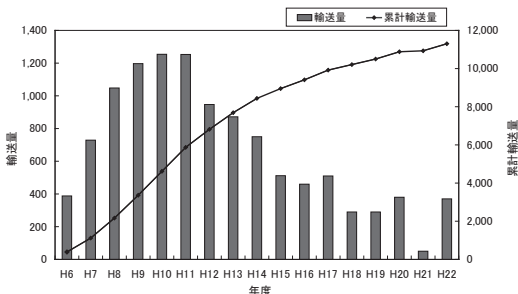
石巻港、三河港、
中部国際空港、
呉港、広島港、
徳島飛行場、
粟津港、高知港、
宿毛港、
三島川之江港、
八幡浜港・
八幡浜漁港

累積輸送土量
1,130万m³

スーパーフェニックスのシステム

●スーパーフェニックス概要図

[広域資源積出施設への助成]

スーパーフェニックス実績(単位:千m³)

13. 政策評価

国土交通省は、平成13年1月の発足当初より「国土交通省政策評価実施要領」を定め、21世紀型国土交通行政への改革を目指した新しい政策評価体系を全省的に導入、実施している。

平成14年4月1日施行の「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（以下、「行政評価法」という。）に基づき、政策評価に関する取り組みについて基本となる事項等を各府省が定めることとなっており、

「国土交通省政策評価基本計画（平成22年7月改訂）」を策定し、平成22年度に事後評価の対象とする政策等を、

「平成23年度国土交通省事後評価実施計画（平成23年3月31日）」により定めた。

国土交通省は、これらの計画に基づき、引き続き原則としてすべての所管個別公共事業について評価を行うとともに、国土交通省の幅広い政策分野を対象とした総合的な政策評価を着実に推進していくこととしている。

(1) 国土交通省政策評価基本計画（平成22年7月改訂）の概要

1 計画期間

平成21～25年度（5年間）

2 政策評価の方式

1) 基本的な3つの方式

①政策アセスメント（事前評価）

政策アセスメントは、新規に導入しようとする施策等について、必要性、有効性、効率性等の観点から評価を行い、施策の導入の採否や選択等に資する情報を提供するとともに、政策意図と期待される効果を明確に説明するものである。新規施策の企画立案にあたり、目標に照らした事前評価を行うことにより、真に必要な質の高い施策の厳選と、目標による行政運営の定着を図るものである。

（国土交通省においては、平成23年度予算概算要求に際して、32の新規施策について事前評価を実施。）

港湾局関係の事前評価施策

施 策 等 名	担 当 課
港湾経営の民営化	港湾局総務課
国際コンテナ戦略港湾における総合的な施策の創設	港湾局港湾経済課 計画課

②政策チェックアップ（業績測定）

政策チェックアップは、省の主要な行政目的に係る政策目標をあらかじめ設定し、それに対する業績を測定し、その達成度を評価するものである。政策チェックアップは、その全省的な実施を進めることにより、成果重視の行政運営を組織全体に定着させるとともに、省としての戦略的な政策展開が十分機能しているかどうかを国民にわかりやすく示すことを目指すものである。

（国土交通省においては、13の政策目標、234の業績指標を設定。）

港湾局関係の政策目標及び業績指標

政策テーマ	政策目標 (アウトカム)	業績（アウトカム）指標	初期値	H21 (実績値)	目標値
暮らし・環境 良好な生活環境、 自然環境の形成、 バリアフリー社会 の実現	総合的なバリアフリー化を推進する	公共施設等のバリアフリー化率	【段差】 67.5% (H19)	67.5% (H19)	100% (H22)
			【誘導】 90.9% (H19)	90.9% (H19)	100% (H22)
	海洋・沿岸域環境や 港湾空間の保全・再生・ 形成、海洋廃棄物 処理、海洋汚染防 止を推進する	水辺の再生の割合（海岸）	約2割 (H19)	約26%	約4割 (H24)
		湿地・干潟の再生の割合（港湾）	約2割 (H19)	約2割	約3割 (H24)
		廃棄物を受け入れる海面処分場の残余確保年数	約6年 (H19)	約7年	約7年 (H24)
		三大湾において底質改善が必要な区域のうち改善した割合	約40% (H19)	約42%	約45% (H24)
安全 水害等災害による 被害の軽減	津波・高潮・浸食等 による災害の防止、 減災を推進する	津波・高潮による災害から一定の水準の安全性が確保されていない地域の面積	約11万ha (H19)	約10.0万ha	約9万ha (H24)
		ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市町村の割合（津波・高潮）	約6割 (H19)	約81%	約8割 (H24)
		地震時に河川、海岸堤防等の防護施設の崩壊による水害が発生する恐れのある地域の面積（海岸）	約10,000ha (H19)	約9,100ha	約8,000ha (H24)
		老朽化対策が実施されている海岸保全施設の割合	約5割 (H19)	約52%	約6割 (H24)
		侵食海岸において、現状の訂正防護が完了していない割合	約20% (H19)	約18%	約17% (H24)
		総合的な土砂管理に基づき土砂の流れが改善された数（海岸）	3 (H19)	24	190 (H24)
活力 国際競争力、観光 交流、広域・地域 間連携等の確保・ 強化	海上物流基盤の強化 等総合的な物流体系 整備の推進、みなと の振興、安定的な国 際海上輸送の確保を 推進する	スーパー中短港湾における港湾コスト低減率及びリードタイム（①港湾コスト低減率、②リードタイム）	平成14年度比約 13%低減 (H18)	平成14年度比約 2割弱低減 (H20)	平成14年度比約 3割低減 (H22)
		港湾関連手続のシングルウィンドウ電子化率	約2.1日 (H18)	約1日 (H20)	1日程度 (H22)
		国際海上コンテナ貨物等輸送コスト低減率	0% (H19)	H19比1.2%減 (速報値)	H19比5%減 (H24)
		船舶航行のボトルネック解消率	75% (H12)	95%	95% (H22)
		国内海上貨物輸送コスト低減率	0% (H19)	H19比0.9%減 (速報値)	H19比3%減 (H24)
		地方圏と東アジアとの港湾取扱貨物量	約280万TEU (H18)	約290万TEU (H19)	約340万TEU (H24)
		港湾施設の長寿命化計画策定率	約2% (H19)	約38%	約97% (H24)
		港湾におけるプレジャーボートの適正な係留・保管率	50% (H18)	50% (H18)	55% (H23)
		リサイクルポートにおける企業立地数	188社 (H19)	200社	230社 (H24)
		大規模地震が特に懸念される地域における港湾による緊急物資供給可能人口	約2,400万人 (H19)	約2,510万人	約2,700万人 (H24)
		国際運送事業者を対象としたAEO制度（貨物管理に優れた事業者を関係当局が承認し、税関手続で優遇する制度）における承認事業者数	0者 (H20当初)	1者	35者 (H21末累計)

* 太字は社会資本重点計画第2章に記載あり

③政策レビュー（プログラム評価）

政策レビューは、実施中の施策等を目的や政策課題に応じて一括して対象とし、それらが目的に照らして所期の効果を上げているかどうかを検証するとともに、結果と施策等の因果関係等について詳しく分析し、課題とその改善方策等を発見するものである。政策レビューは、特定のテーマについて掘り下げた分析を行うことにより、関連する政策の企画立案や改善に必要な情報を得ることを目指すものである。

2) 政策の特性に応じた方式

①個別公共事業

維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業等を除くすべての国土交通省所管公共事業について、以下の評価を実施。

なお、港湾整備事業及び海岸事業の評価に当たっては、「国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領」、「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」、「国土交通省所管公共事業の完了後の事後評価実施要領」、「港湾関係事業及び海岸事業の新規事業採択時評価実施要領細目」、「港湾関係事業及び海岸事業の再評価実施要領細目」、「港湾関係事業及び海岸事業の事後評価実施要領細目」に則り実施。

A 新規事業採択時評価

事業費を予算化しようとする事業は原則として対象とする。

事業を実施しようとする者は、評価に係る資料を作成し所管部局等（当該事業を所管する本省内部部局、外局又は特別の機関をいう。ただし、一括配分に係る事業（地方支分部局等の長が年度予算の支出負担行為の実施計画に関する書類の一部となる計画の作成に係る事務を行う事業）においては、当該事務を行う地方支分部局等をいう。以下同じ。）に提出する。所管部局等は評価に係る資料をもとに、当該事業の予算化の判断に資する評価を行う。

年 度	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
港湾整備事業	6	19	19	16	14	12	1	7
海岸事業	13	10	4	7	13	18	0	1

港湾整備事業及び海岸事業における新規評価件数一覧（実績）

B 再評価及び完了後の事後評価

再評価の対象は、直轄事業等については、3年未着工の事業、5年継続中の事業、再評価実施後3年間経過している事業等とし、補助事業等については、5年未着工の事業、5年継続中の事業、再評価実施後5年間経過している事業等とする。

完了後の事後評価の対象は、事業完了後の一定期間（5年以内）が経過した事業及び改めて完了後の事後評価を行う必要がある事業とする。

再評価においては、事業を実施する者は、評価に係る資料を作成し所管部局等に提出する。所管部局等は評価に係る資料をもとに、当該事業の継続又は中止の判断（補助事業等の場合は補助金交付等の判断）に資する評価を行う。

完了後の事後評価においては、事業を実施した者は、事業の効果や環境への影響等の確認を行い、完了後の事後評価を今後実施するかどうか、改善措置を実施するかどうか等の今後の対応の判断に資する評価を行う（補助事業等の場合は、当該評価が行われることを期待する。）。なお、所管部局等は、評価結果を踏まえ、必要に応じて、同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性について判断するものとする。港湾整備事業及び海岸事業における再評価・事後評価件数一覧（実績）

年 度		H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
港湾整備事業	再評価	93	57	142	95	47	69	24	19
	事後評価	4	4	9	11	15	10	15	10
海岸事業	再評価	27	19	55	28	22	17	0	0
	事後評価	1	2	3	0	0	0	0	2

②個別研究開発課題

研究開発機関等において重点的に推進する研究開発課題及び本省等から補助等を行う研究開発課題については、事前評価及び終了後の事後評価を行う。

また、研究開発期間が5年以上の課題及び期間の定めのない課題については、3年程度を一つの目安として中間評価を実施する。）

(2) 平成23年度国土交通省事後評価実施計画の概要（平成23年3月31日）

本実施計画は、行政評価法に基づいて策定する、平成23年度における国土交通省の事後評価の実施に関する計画である。（毎年度策定）

1 政策チェックアップ（業績測定）

国土交通省政策評価基本計画に定める13の政策目標・224の業績指標により実施。なお平成22年度に目標年次が到来した業績指標等については、当該指標に係る業績目標の達成状況を評価する。

2 政策レビュー（プログラム評価）

国土交通省においては、17テーマについて実施、うち7テーマについては平成23年度中に評価結果を取りまとめる。

3 公共事業の再評価、完了後の事後評価

平成23年度には、再評価326件、完了後の事後評価62件を実施予定。計画には具体の事業名を明記。（計画策定時の見込みであり、今後変更があり得る。）

4 研究開発の中間評価、終了時評価

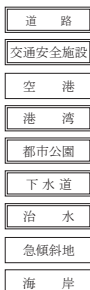
平成23年度には、中間評価0件、終了後の事後評価69件を実施予定。計画には、具体の課題名を明記。（計画策定時の見込みであり、今後変更があり得る。）

14. 社会資本整備重点計画

平成15年4月に、各事業分野の緊急措置法に基づく事業分野別長期計画（五箇年計画）が一本化された社会資本整備重点計画法が施行され、これに基づいて平成15年10月に社会資本整備重点計画が策定された。さらに、第2次（H20～24年度）の5箇年計画として、平成21年3月31日に社会資本整備重点計画が閣議決定された。

過去の重点計画の概要

9本の事業分野別計画



注・二重枠の事業分野別計画には各々の緊急措置法があったもの。

<社会資本整備重点計画>

＝平成15年度以降の5箇年間を計画期間

○対象とする社会資本整備事業

道路、交通安全施設、鉄道、空港、港湾、航路標識、公園・緑地、下水道、河川、砂防、地すべり、急傾斜地、海岸（事業の効果を増大させるため一体として実施される事業やソフト施策を含む）

○基本理念

・地方分権の徹底、地域特性・民間活力活用等への配慮 等

○計画事項

①重点目標とその達成のため実施すべき事業の概要

→アウトカム（成果）目標に重点（総事業費は内容としない）

②事業を効果的かつ効率的に実施するための措置

→社会資本整備の改革の取組み方針を明示

・地域住民等の理解と協力の確保

・事業間連携の確保

・コスト削減

・既存ストックの有効活用

・入札・契約の適正化 等

③その他事業の重点的、効果的かつ効率的な実施に関し必要な事項

現行の重点計画の概要

Ⅰ 社会資本整備事業を巡る現状と課題

- 1 活力ある地域・経済社会の形成
- 2 安全・安心の確保
- 3 生活者の視点に立った暮らしと環境の形成
- 4 ストック型社会への転換に向けた社会資本整備

Ⅱ 社会資本整備事業の実施に関する重点目標及び事業の概要並びに将来実現することを目指す経済社会と国民生活の姿

Ⅲ 社会資本整備事業の進め方の改革

Ⅳ 地方における社会資本整備

Ⅴ 事業分野別の取組

●社会資本整備重点計画（平成21年3月31日 閣議決定）の重点目標と指標

重点目標と指標については、12. 政策評価を参照

15. 港灣の技術開発の促進施策

(1) 港灣の技術開発の促進施策の体系

技術開発主体	技術 開 発 の 過 程	技術の活用
民間企業	民間独自の 実績づくり 実 海 域 実験場提供 システム 補助・融資・ 税 の 優 遇	民間工事等における実績づくり 民間技術の実証試験場所の提供 (昭和62年度より実施)
独立行政法人 と民間等との 共同	共同研究 制 度	独立行政法人 港湾空港技術研究所と民間等による共同研究 (昭和62年より旧港湾技術研究所にて実施)
国と民間等 との共同	共同技術 開発制度 共同研究 制 度	地方整備局と民間等による共同の技術開発 (平成元年度より実施) 国土技術政策総合研究所と民間等による共同研究 (昭和62年より旧港湾技術研究所にて実施（再掲）)
国	開発試験 そ の 他 新 技 術 実 証 試 験	国独自の技術開発 (昭和45年より実施) 国独自の技術開発 国独自の技術開発の実証 (平成元年度より実施)
		「公共工事等における新技術活用システム」による評価等

(2) 港灣関係事業への新技術活用の施策

港湾整備における民間開発技術の導入については、平成14年度から港湾関係の直轄技術も対象となった「公共工事等における新技術活用システム」等が実施されているが、同システムについては平成17年度に再編強化、1年間の試行を経て18年度より以下のスキームにより運用を開始している。

試行申請型：実績に乏しい技術について安全性・耐久性等の事前審査を実施した上で、現場での積極的な試行、事後評価を実施。

フィールド提供型：技術的課題を抱えた現場を提示し、公募・選定された技術者を確実に試行。

発注者指定型、施工者希望型：発注者の事前指定または請負者からの申請を経て新技術を積極的に活用し、併せて事後評価を実施。

(推奨技術選定)：各スキームによる活用の結果、一定以上の評価を得た技術については、「推奨技術」として、より一層の積極的活用を行う。

16. 港湾の施設の技術上の基準

(1) 港湾の施設の技術上の基準

港湾の施設の技術上の基準（以下「技術基準」という。）については、港湾法第56条の2の2に基づき規定され、港湾の施設を建設、改良、維持する際の基準として適用されている。

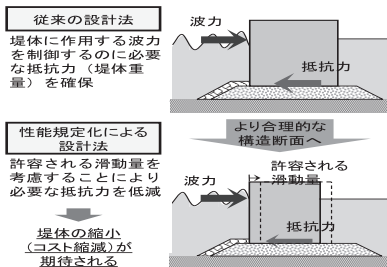
(2) 技術基準の改正

ISO（国際標準化機構）規格における性能規定化の原則、「規制改革推進3か年計画」（平成13年3月閣議決定）における基準の国際整合化・性能規定化の方針等を受け、平成19年4月に技術基準は全面改正された。

①技術基準の性能規定化

改正後の「港湾の施設の技術上の基準を定める省令（平成19年国土交通省令第15号、以下「基準省令」という。）」では、施設に要求される性能（要求性能）のみを規定し、施設の方法、設計方法等の仕様を定めない基準に変更した。基準省令で定める要求性能に関して、性能照査を行えるよう要求性能を構造形式等毎に具体的に記述した規定（性能規定）は、原則として改正後の「港湾の施設の技術上の基準の細目を定める告示（平成19年国土交通省告示第395号、以下「基準告示」という。）」で定めている。なお、基準省令及び基準告示では、具体的な性能照査手法等を定めていない。したがって、要求性能及び性能規定を満足することが確かめられれば、新しい性能照査手法、材料、工法などを用いることができ、工期短縮やコスト縮減が期待できるようになっている。

技術基準の性能基準化

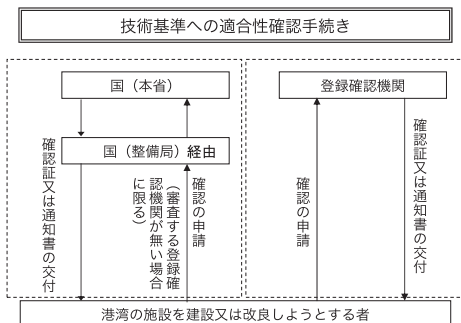
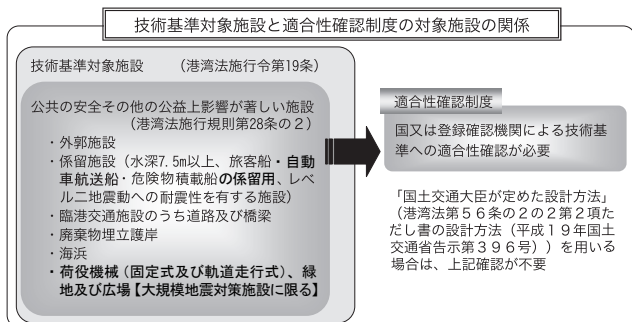


②技術基準対象施設の追加

技術基準を遵守する義務がある施設（技術基準対象施設）は、港湾法第56条の2の2の規定において政令で定めることとなっている。このたび、防災拠点形成機能の強化への要請、技術的知見の蓄積等を踏まえ、港湾法施行令を改正し、従来技術基準対象施設でなかった石油荷役機械以外の固定式荷役機械及び軌道走行式荷役機械、廃棄物埋立護岸、海浜、緑地並びに広場を技術基準対象施設に追加した。

③技術基準への適合性確認制度の導入

技術基準への適合性確認制度については、港湾法第56条の2の2第2項～第56条の2の20に新たに規定され、技術基準対象施設のうち、港湾法施行規則で定めるものを建設又は改良しようとする場合に、この施設が技術基準に適合するものであることについて、国土交通大臣又は国土交通大臣の登録を受けた者（登録確認機関）の確認を受けなければならないこととされている。ただし、国土交通大臣が定めた設計方法を用いる場合はこの限りでないこととされており、この設計方法は、港湾法第56条の2の2第2項ただし書の設計方法（平成19年国土交通省告示第396号）として定めている。



(3) わが国の港湾技術の変遷

	1850	1870	1890	1910	1930	1950
	江戸	明治		大正	昭和	
情報化						
防波堤等		・ 所込敷捨石堤（野蒜、三国） ・ コンクリート方塊混成堤（横浜） ・ 傾斜積ブロック混成堤（小樽） ・ コンクリート方塊被覆捨石堤（大阪） ・ ケーソン式混成堤（神戸） ・ 広井砕波圧公式		・ 床掘置換工法（敦賀）（基隆、-30m）	・ 上部斜面堤（花蓮） ・ 大水深防波堤着工	・ 沈船防波堤（八戸等） ・ 漂砂海岸防波堤（苫小牧） ・ 空気防波堤（伊王島） ・ 異形ブロック使用（八木） ・ 鋼矢板セル防波堤（神戸） ・ ニューマチックケーソン ・ 真空沈設工法PCセ ・ 高潮防波堤 ・ 津波防波堤
岸壁等		・ 鉄製栈橋（神戸） ・ コンクリート方塊突堤（宇品） ・ コンクリート方塊積岸壁（横浜、-11m） ・ ケーソン式岸壁（神戸、-10m） ・ RCポンツーン（高松） ・ L型岸壁（境） ・ RC矢板物揚場（新潟）		・ 物部 ・ 鋼矢板岸壁（大阪） ・ 岡部式 ・ RCウェル式岸壁（尾道） ・ RCセル岸壁（兵庫）		・ ニューマチックケーソン工法（東京） ・ シンオールサンプリング工法 ・ サンドドレーン工法（長崎） ・ 近代的外貿埠頭（横浜山下） ・ プレキャストコンクリート ・ プイ式シー ・ パース（徳山）
埋立・浚渫等		・ 初の「川渡船」（48m ² /h） ・ バケット船の輸入 ・ ドラグサクショ船舶建造（546トン） ・ バケット船建造（307トン） ・ 北九州若松地区埋立着工（37ha）	・ 名古屋港4号埋立竣工 ・ 本格的浚渫船の輸入 ・ 見島湾干拓Ⅰ期完成 ・ 本格的ポンプ船輸入（1000馬力級） ・ ディップバ船建造	・ 川崎港埋立竣工（558ha）		・ 2000
臨港交通等						
環境整備等						
海岸整備						・ 新潟海岸浸食対策開始 ・ 苫小牧漂砂調査にRI使用 ・ 伊勢湾高潮対策事業 ・ チリ地震津波対策
その他	・ 横浜等開港 ・ ファン・ドールン等来日 ・ 古市等留学 ・ 野蒜三国築港開始	・ 大阪、小樽築港 ・ 基隆築港 ・ 神戸築港 ・ 元山築港 ・ 横浜築港 ・ 石橋「築港要論」 ・ 函館築港 ・ 広井「築港」	・ 東京湾台風高潮災害	・ 君島「海工」 ・ 広井「日本築港史」	・ 港湾工事示方要覧 ・ 「港湾工事示方要覧」 ・ 苫小牧工業港着工 ・ 台風13号高潮 ・ 「海岸保全築港基準」 ・ 「港湾工事設計要覧」 ・ 伊勢湾台風高潮	・ チリ

1970		1990		2010	
和		平成			
	・全国港湾海洋波浪情報網		・沿岸気象海象情報配信システム ・港湾EDI運用開始 ・海陸一貫物流情報システム ・新技術情報提供システム ・シングルウィンドウ併用開始 ・ナウファス公園開始		
戸)	・伊藤の期待滑動量方式 ・縦スリット消波ケーソン (高松) ・カーテンウォール防波堤 (広島) ・合田波圧公式 ・秋田湾実験堤 ・マルチセルラーケーソン試験 (和歌山) ・曲面スリットケーソン防波堤 (船川) ・波力発電ケーソン試験 (酒田) ・二重円筒ケーソン試験 (焼)	・親水性防波堤 (和歌山) ・大水深防波堤 (釜石、-66m) ・長大型ケーソン試験 (高知) ・半円形ケーソン試験 (宮崎) ・省力化ケーソン (横須賀等) ・大型ケーソン製作自動化 (常陸那珂)	・海底地盤の液状化作用による消波技術 ・直立浮上式防波堤 (和歌山下津)		
京) (横浜)	・縦スリット消波工物揚場 (神戸) ・直立消波ブロック ・鋼杭欄式岸壁 (千葉、-17m) ・杭式シーバース ・控え板式岸壁 (小名浜) ・鋼矢板セキ岸壁 (小樽)	・水中ストラット工法 (釧路) ・SGMによる土圧軽減工法 (神戸・羽田) ・サクシオン基礎護岸 (直江津) ・鋼管杭橋脚 (竹原、-20m) ・液状化対策の進展 ・斜底面ケーソン岸壁 (日高) ・浮体式防災基地 (横浜、名古屋、大阪)			
工法 (門司、横浜)	・馬力級ポンプ船が出現 ・7000馬力ポンプ船建造 ・大型ドラッグサクシオン船建造 ・神戸港摩耶埠頭完成 (74ha)	・関西国際空港島着手 (1230ha) ・大阪南港完成 (937ha) ・東京湾廃棄物処理場 (1200ha) ・神戸ポートアイランド完成 (436ha) ・六甲アイランド完成 (583ha)	・水中バックホウ技術 ・開港2期着手 ・大型液状兼油回収船「海翔丸」建造 ・羽田空港D滑走路使用開始 ・大型液状兼油回収船「白山」建造 ・浅瀬土砂減容化技術		
	・衣浦港沈埋トンネル ・那覇港臨港道路 (泊大橋) 着工	・大阪南港沈埋トンネル ・新羽港沈埋海底トンネル(着工) ・神戸港島沈埋トンネル ・那覇港沈埋トンネル (着工) ・長崎港女神大橋 (着工) ・大阪港夢咲トンネル(着工)	・北九州港沈埋トンネル (着工) ・東京湾臨港道路Ⅱ期事業(着工)		
	・海水汚濁防止施設整備事業開始 ・汚濁液状事業開始 (田子浦) ・港湾環境整備事業本格化	・海域環境創造事業開始 ・水保汚公防止対策事業完了 ・人工干潟実験施設完成 ・人工干潟造成 (名古屋、水島) ・大型液状兼油回収船「清龍丸」建造	・磯間接触酸化法による海水浄化 (尼崎西宮芦屋)		
開始 事業開始	・海岸環境整備事業開始 ・人工ビーチ造成に着手 (須磨)	・ふるさと海岸整備モデル事業開始 ・面的な海岸防護方式の開発 ・透水性自然海岸工法 (徳山下松)	・地下水位制御による海浜安定化工法		
地震津波	・港湾調査指針 ・鹿島港試験工事 ・台風6420高波災害 (大阪湾) ・「港湾構造物設計基準」 ・新潟地震 ・「港湾の施設の技術上の基準」 ・港湾環境アセスメントマニュアル	・日本海中部地震・津波 ・三陸はるか沖地震 ・阪神淡路大震災 ・「港湾の施設の技術上の基準」(2007) ・ISO2394「構造物の信頼性に関する一般原則」(1998) ・港湾投資の評価に関するガイドライン ・GPS (RTK-OTF) 実用化 ・実海域実験場提供システム・メガフロート空港利用実験 ・港湾に係わる民間技術の評価制度 ・共同技術開発制度 ・新技術活用パイロット事業・公共事業等における新技術活用システム			

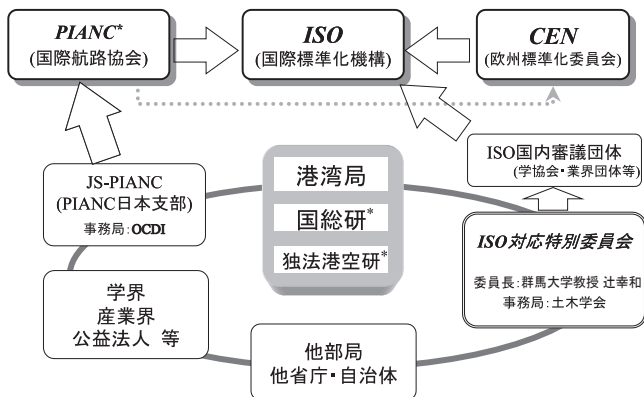
(4) 国際化への対応

近年、国際標準化機構（ISO）において制定される国際規格の整備が進むとともに、その範囲も製品規格のみにとどまらず、設計法等の方法規格や生産管理等に係るシステム規格へと広がっている。また、ヨーロッパの地域規格を制定する機関であり、ISOに強い影響力を持つ欧州標準化委員会（CEN）においては、土木構造物も含めた構造物全体を対象とした規格（構造物ユーロコード）の策定が完了し、EU（欧州連合）及びEFTA（欧州自由貿易連合）加盟国では2010年より完全にユーロコードに移行している。

一方、世界貿易機関（WTO）における政府調達協定及び貿易の技術的障害に関する協定（TBT協定）により、加盟国の国内規格の基礎として国際規格を採用することが義務づけられており、我が国港湾分野においても、これら国際的な動向への適切な対応が迫られている。

このため、国土交通省港湾局では港湾分野に関連したISO規格やユーロコード等を対象に技術的、行政的観点から対応策の検討を進めるとともに、土木学会に設置されている「ISO対応特別委員会」（委員長：辻群馬大学教授）を通じ、産・官・学での連携した取り組みを行っている。

港湾分野の技術基準・規格の国際化への取り組み体制



*PIANC(国際航路協会): 港湾・航路等の技術的課題に関する調査研究等を行う国際機関

*国総研: 国土交通省国土技術政策総合研究所

*独法港空研: 独立行政法人港湾空港技術研究所

1. 港湾の国際競争力の強化

(1) スーパー中枢港湾プロジェクト

【背景】

- ・アジアの経済成長等により、アジア域内で港湾間競争が激しさを増す中、我が国港湾は、相対的にその地位が低下
 - ・国際物流における基幹航路ネットワークから疎外
 - ・アジア主要港で積み替えて、目的地へ輸送される貨物（トランシップ貨物）の増加
- コンテナ輸送時間の増加及び物流コスト上昇等の恐れ

【目標】

- ・平成22年度までにアジア主要港を凌ぐ港湾コストの約3割減、リードタイムの約1日程度への短縮を実現

【施策】

- ・京浜港、伊勢湾、阪神港への集中的な支援等を実施
- ・次世代高規格コンテナターミナル（延長概ね1,000m以上、奥行概ね500m以上、水深16m程度）の形成
- ・メガオペレーターへの無利子貸付や国有港湾施設等の長期貸付等による支援
- ・コンテナ物流全体での荷主の利便性向上等を目的とした「コンテナ物流の総合的集中改革プログラム（モデル事業）」の推進 など

【スーパー中枢港湾を核としたコンテナ物流の総合的集中改革プロジェクトの推進】

スーパー中枢港湾プロジェクトの充実・深化を更に進めていくため、港湾のサービス水準の更なる向上と国内外をつなぐ効率的・低炭素型のシームレス物流網の形成を目指すため、経済団体等との協働のもと、港湾を核とした物流を総合的に改革していく先導的な官民共働プロジェクトを推進するためのモデル事業を実施する。

コンテナ物流の総合的集中改革プログラム

～3年間の“目標達成型”モデル事業による効率的かつ低炭素型の物流ビジネスモデルの確立～（経済団体等との共同プロジェクト）

施策	具体的取組み	平成20年度 (2008年度)	21年度 (2009年度)	22年度 (2010年度)	23年度 (2011年度)	24年度 (2012年度)
①コンテナターミナルの24時間オープン実現のためのモデル事業	○神戸港等において、荷主の需要に対応してコンテナターミナルの運営時間を拡大するモデル事業を実施	実施体制構築 協働体制	モデル事業			実現
②内航フィーダーサービスの充実のためのモデル事業	○（内航フィーダー） 神戸港～中・四国間等において、アジア諸港でトランシップされている貨物をスーパー中枢港湾利用へ転換するモデル事業を実施 ○（バージ輸送） 京浜港～千葉港間、大阪港～神戸港間において、環境負荷の軽減に資するバージ輸送モデル事業を実施	実施体制構築	モデル事業			実現
③鉄道による内陸へのコンテナ輸送サービスの充実のためのモデル事業	○京浜港～内陸部間において、環境負荷の軽減に資する鉄道輸送モデル事業を実施	実施体制構築	モデル事業			実現
④インランドポートを活用した空コンテナ輸送効率化のためのモデル事業	○空コンテナの需要と供給をインランドポートにおいてマッチングさせ、港頭地区と内陸部間の非効率な輸送の解消を図るモデル事業を実施	実施体制構築	モデル事業			実現
⑤電子タグ等を活用した港湾物流情報化推進のためのモデル事業	○コンテナの位置情報把握システム、物流事業者が情報共有可能なポータルサイト、AISを活用して港湾関連手続の省力化・自動化システムなど情報化推進モデル事業を実施	実施体制構築	モデル事業			実現

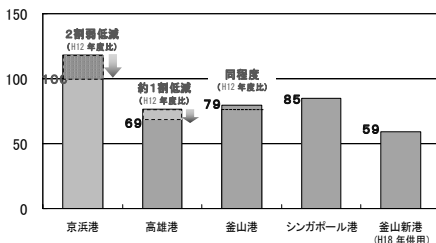
【総括】

- ・平成20年時点で、コストは2割弱の低減、リードタイムも1日を達成した。

コンテナ取扱料金の国際比較

平成20年(2008年)におけるコンテナ取扱料金の国際比較

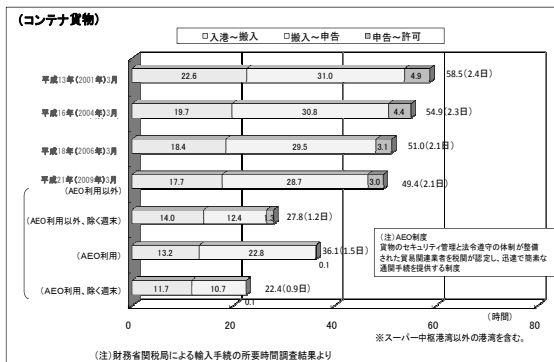
(40フィートコンテナ1個あたり 京浜港=100)



※コンテナ取扱料金は、港湾利用者に対するヒアリング結果(平成12年、平成20年)による

輸入貨物のリードタイム

船舶の入港から貨物の引き取りが可能となるまでの時間



(2) 国際コンテナ戦略港湾政策

背景 ※約10年前との比較

- 経済のグローバル化や東アジアの経済成長に伴い、我が国をめぐる国際海上輸送は大きく変化
 - ・コンテナ取扱量の増加：日本1.8倍、アジア（除日本）3.6倍
 - ・船舶の大型化の進展：3,000TEU → 8,000TEU
- 日本発着貨物の東アジア諸港積み替えが増加：5.4%→18.0%
- 国際的な基幹航路の我が国寄港回数が減少傾向：上海約7.3倍、釜山約1.45倍、日本約0.8倍

⇒ 基幹航路寄港回数を回復しなければ、我が国経済に打撃を与えるおそれがある。

取り組み状況

- 「選択と集中」の考え方のもと、「国際コンテナ戦略港湾検討委員会（有識者委員会）」を平成21年12月に設置し、同委員会の検討（7回開催）を経て、国際コンテナ戦略港湾として（阪神港、京浜港）の2港を選定。（2010年8月6日に公表）
- 「選択」された2地域に対して、明確な目標を設定した上で、アジアと北米・欧州等を結ぶ基幹航路の日本への就航を維持・拡大するためのハード・ソフト一体となった施策を「集中」して実施。この施策実現のため、次期通常国会で港湾法を改正予定。

位置づけ

- ①「新成長戦略」（2010年6月18日閣議決定）、国土交通省成長戦略（2010年5月17日策定）の実現
- ②アジアと北米・欧州等を結ぶ基幹航路の日本への就航を維持・拡大
- ③目標：2015年 国内ハブの完成、東アジア主要港でのトランシップ率を半減
2020年 国際トランシップも視野に入れ、東アジア主要港として選択される港湾に

実現の方策

アジアと北米・欧州等を結ぶ基幹航路の日本への就航を維持・拡大するためのハード・ソフト一体となった施策を集中して実施。

- ①公設民営化の推進やターミナルの一体運営の推進等によるターミナルコストの低減
- ②内航をはじめとするフィーダー網の抜本的な強化による広域からの貨物集約の推進
- ③インランドポート整備、ゲートオープン時間拡大による24時間化の推進などその他荷主サービスの向上
- ④コンテナ船大型化の進展に対応しうる水深18m岸壁は選択された港湾で整備
- ⑤「港湾運営会社」の設立；「民」の視点による戦略的港湾経営の実現

港湾法主要改正事項と国際戦略港湾等に係る支援制度

支援制度等		港格	国際戦略港湾 5港 〔京浜（東京、川崎、横浜） 阪神（神戸、大阪）〕	国際拠点港湾 18港		重要港湾 103港
				名古屋 四日市	左記以外の 16港	
民営化	港湾運営会社制度の導入		○	○	○	—
	港湾運営会社の指定		国土交通大臣	国土交通大臣	港湾管理者	—
	国有港湾施設の会社への貸付		国からの直接貸付	国からの 直接貸付	港湾管理者 からの貸付	—
予算	直轄事業の国費負担率 (コンテナターミナルの耐震岸壁)		水深16m以上 7/10 水深14m～15m 2/3 水深12m～13m 5.5/10	2/3		5.5/10
	コンテナヤードの直轄事業化		国費負担率 2/3 (水深16m以上)	—		—
	港湾運営会社に対する 無利子資金の貸付 〔国及び港湾管理者からの〕 無利子貸付金の割合		○ (最大8割)	○ (最大8割)	○ (最大6割)	—
	集荷促進	内航・鉄道フィーダー 支援	モデル事業の拡充により内 航・鉄道フィーダー支援強化 (対象地域を全国に拡大)	—		—
		荷役機械等整備に係る補 助制度	国際戦略港湾に集荷する港湾 の荷役機械等の整備に関する 補助制度の創設	—		—
		鉄道・運輸機構による共 有建造制度を活用した内 航船舶の建造に係る船舶 使用料利率の軽減措置	国際戦略港湾に就航する内航 フィーダーコンテナ船につい て0.2%の軽減措置	—		—
税制	民営化促進税制	港湾運営会社の取得した 荷さばき施設等に係る課 税標準の特例	固定資産税 1/2 都市計画税 1/2	固定資産税 2/3 都市計画税 2/3 〔対象港： 苫小牧、仙台塩釜、新潟、清水、 名古屋、四日市、広島、関門、博多〕		—
		公社民営化時の不動産承 継に係る登録免許税の特 例	2% ⇒ 1.5%	—		—
	集荷関連税制	内航船舶に係る石油石炭 税上乗税率分の免税・還 付	○	○		○
規制緩和等		内航海運暫定措置事業の 特例	○	—		—

港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律

平成23年3月31日 法律第9号

我が国の港湾の国際競争力の強化等を図るため、港湾の種類について国際戦略港湾及び国際拠点港湾を追加する等の見直しを行い、これらの港湾において国土交通大臣が行う港湾工事の範囲及びその費用に係る国の負担割合を定めるとともに、これらの港湾におけるコンテナ埠頭等を一体的に運営する株式会社の指定及び当該埠頭等を構成する行政財産の貸付けに係る制度を創設する等の所要の措置を講ずる。

概要

選択と集中

○ 港湾の種類（港格）の見直し

我が国港湾の国際競争力強化のため、国際コンテナ戦略港湾を港湾法上の港格として新たに「国際戦略港湾」と位置付けるとともに、特定重要港湾の名称を「国際拠点港湾」に改める。

○ 直轄港湾工事の国費負担率の引き上げ及び対象施設の拡充

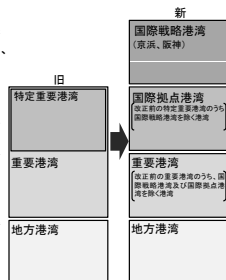
国際戦略港湾における高規格コンテナターミナルの係留施設（水深16m以上の耐震強化岸壁）について、直轄港湾工事の国費負担率を7/10とする。これに附帯するコンテナヤードを直轄港湾工事の対象施設に新たに追加する。（国費負担率は2/3）

○ 港湾運営会社制度の創設

港湾運営会社制度を創設し、国際戦略港湾及び国際拠点港湾に導入する。

○ 港湾運営会社に対する無利子貸付制度の創設

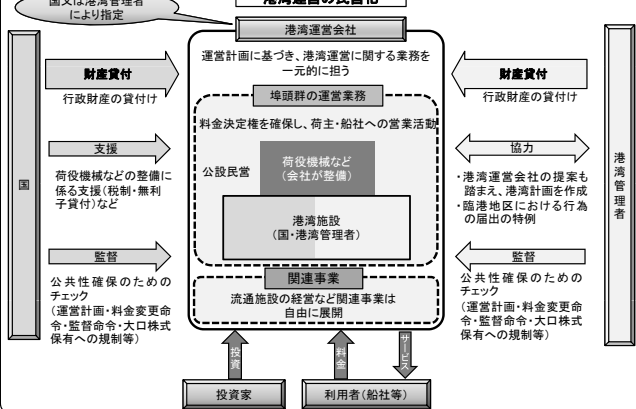
現在、公社等に限定されている無利子貸付金の貸付対象を国際戦略港湾及び国際拠点港湾における港湾運営会社に拡大する。



港格の見直し

国又は港湾管理者
により指定

港湾運営の民営化



(3) 国際バルク戦略港湾政策

【目的】

大型船舶の活用等により、対象品目を取り扱うアジアの主要港湾と比べて遜色のない物流コスト・サービスを実現し、それにより我が国の産業や国民生活に必要な不可欠な資源、エネルギー、食料等の物資を安定的かつ安価に供給すること。

【目標】

- ・2015年までに、国際バルク戦略港湾において、現在主力となっている輸送船舶の満載での入港に対応する。
- ・2020年までに、国際バルク戦略港湾において、パナマ運河の拡張や一括大量輸送による物流コスト削減を見据え登場する最大級の輸送船舶の満載での入港に対応する。

			穀物	鉄鉱石	石炭
2015年までに 対応	現在主力となっている輸送船舶	船型	パナマックス船	ケープサイズ船	パナマックス船
		満載での入港に必要な岸壁水深	14 m程度	19 m程度	14 m程度
2020年までに 対応	パナマ運河の拡張や一括大量輸送による物流コスト削減を見据え登場する最大級の輸送船舶	船型	ポストパナマックス船	V L O C	ケープサイズ船
		満載での入港に必要な岸壁水深	17 m程度	23 m程度	19 m程度

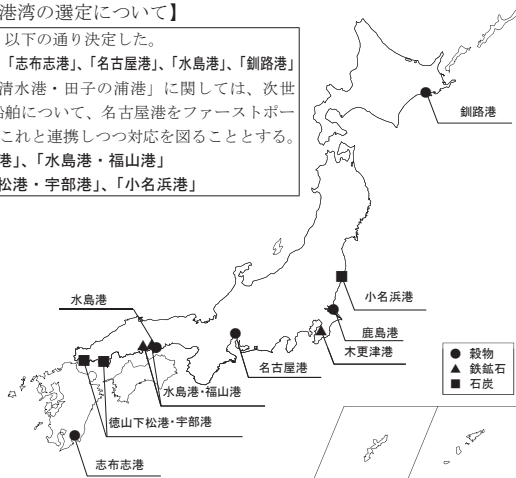
【国際バルク戦略港湾の選定について】

選定港湾について、以下の通り決定した。

●穀物：「鹿児島港」、「志布志港」、「名古屋港」、「水島港」、「釧路港」
なお、「清水港・田子の浦港」に関しては、次世代大型船舶について、名古屋港をファーストポートとし、これと連携しつつ対応を図ることとする。

▲鉄鉱石：「木更津港」、「水島港・福山港」

■石炭：「徳山下松港・宇部港」、「小名浜港」



(4) 日本海側拠点港の形成

目的

中国・韓国・ロシアなど日本海周辺の対岸諸国の経済発展等を我が国の成長に取り込みつつ、日本海側各港湾の役割の明確化と港湾間の連携を図ることにより、日本海側港湾全体の国際競争力を強化し、ひいては、日本海側地域の経済発展に貢献すること。

また、東日本大震災を踏まえ、太平洋側港湾の代替機能の確保により災害に強い物流ネットワークを構築するとともに、防災機能の確保を図る。

目標

- 2025年までに、今後の対岸諸国の経済発展や産業動向、日本海側地域における物流及び人流の動向を踏まえた日本海側港湾のあるべき姿を実現する。
- 2015年までに、日本海側港湾のあるべき姿のうち、現状の対岸諸国の状況及び日本海側港湾の状況等に対応した姿を実現する。また、そのために必要な政策のうち、緊急性の高いものについて、具体化を進める。

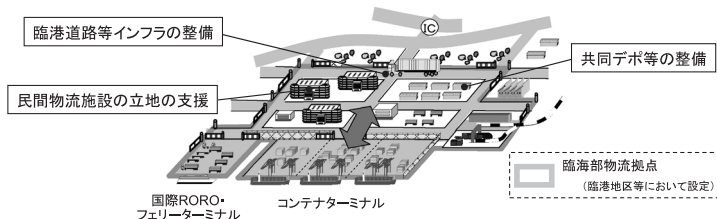
● 日本海側拠点港の形成において 検討の対象とする港湾………26港



2. 物流の効率化に係る制度

(1) 臨海部物流拠点の形成

コンテナターミナル内の混雑の発生や、臨海部での用地不足に起因する物流施設の内陸部への立地とこれによる非効率な輸送の発生等に対応するため、スーパー中核港湾等において、コンテナターミナルの隣接地域に高度な物流施設の集積を図るとともに、コンテナターミナルとの連携の強化を図り、これらが一体となって機能する大規模な「臨海部物流拠点」の形成を促進し、コンテナターミナルの機能の強化を図る。



(2) 臨海部産業エリアの形成

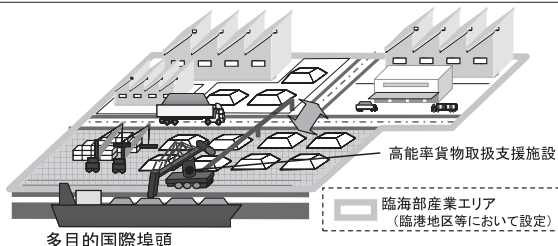
バルク貨物を取扱う大型の多目的国際埠頭の機能を高度化することによって産業物流を効率化し、地域産業の活性化・立地促進を図るため、民間による一体的な埠頭運営を行うとともに、隣接する臨海部産業との連携の強化を図り、効率的な産業物流が実現する「臨海部産業エリア」を形成する。

1. 民間事業者による効率的な埠頭運営

- ・ 公共的利用を確保しつつ民間事業者による一体的な埠頭運営
- ・ 民間事業者による高能率貨物取扱支援施設の整備

2. 臨海部産業の立地の促進

- ・ 民間物流施設の立地の支援
- ・ 大型岸壁、臨港道路等インフラの整備



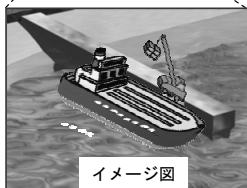
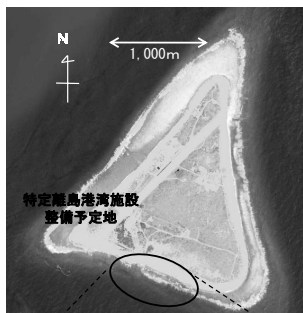
3. 遠隔離島における活動拠点の整備の概要

「排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律」において、遠隔に位置する離島に船舶の係留、停泊、荷さばき等が可能となる港湾の施設（特定離島港湾施設）を国が設置・管理する旨規定。

海洋資源の開発・利用、海洋調査等に関する活動が本土から遠く離れた海域においても安全かつ安定的に行われるよう、特定離島港湾施設の整備を推進。

南鳥島：岸壁（延長160 m・水深－8 m）、泊地（水深－8 m）。平成22年度に建設着手。

沖ノ鳥島：岸壁（延長160 m・水深－8 m）、泊地（水深－8 m）及び臨港道路。平成23年度に建設着手予定。



<南鳥島>



<南鳥島及び沖ノ鳥島の位置>



<沖ノ鳥島>

4. 排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律の概要

1. 目的

排他的経済水域及び大陸棚が天然資源の探査及び開発、海洋環境の保全その他の活動の場として重要であることにかんがみ、低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する基本計画の策定、低潮線保全区域において必要な規制、並びに特定の離島を拠点とする排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用に関する活動に必要な港湾の施設に関し必要な事項を定めることにより、排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進を図り、もって我が国の経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上を図る。

2. 概要

1) 基本計画

★低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する施策の推進のための基本計画の策定

低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する基本的な方針、低潮線の保全を図るために行う措置に関する事項、特定離島における拠点施設の整備の内容等を定める。

2) 低潮線保全区域

★低潮線保全区域の指定

排他的経済水域等の限界を画する基礎となる低潮線等の周辺の水域で保全を図る必要があるものを区域指定。

★行為規制

低潮線保全区域内において海底の掘削等低潮線の保全に支障を及ぼすおそれがある行為をしようとする者は国土交通大臣の許可を受けなければならない。

3) 特定離島における拠点施設の整備

★特定離島の指定

地理的条件、社会的状況及び施設整備状況等から周辺の排他的経済水域等の保全及び利用を促進することが必要な離島を特定離島として指定。

★特定離島港湾施設の建設等

基本計画に定める国の事務又は事業の用に供する港湾の施設を国土交通大臣が建設、改良及び管理するとともに、当該施設周辺の一定の水域の占用等を規制。

低潮線保全法に規定する特定離島港湾施設と港湾法に規定する港湾施設の違い

	低潮線保全法に規定する特定離島港湾施設	港湾法に規定する港湾施設
目 的	・天然資源の探査及び開発等排他的経済水域等の利用促進のための国の事務又は事業の用に供する	・交通の発達及び国土の適正な利用と均衡ある発展
財 産	公用財産	公共用財産
主 体	・国の事務又は事業の用に供する施設として、国土交通大臣が建設、改良及び管理	・広く一般公共の用に供する施設として、港湾管理者（地方公共団体等）が管理
規制措置	・国土交通大臣が当該施設の機能の確保のために必要となる水域を公告し、必要最小限の規制を実施。	・港湾管理者が水域（港湾区域）だけでなく陸域（臨港地区）等も含めて範囲を定め、港湾の開発発展に支障を与える行為等について規制を実施。

※低潮線保全法：排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律の略称

5. 港湾における情報化の推進

(1) 港湾関連手続の統一化・簡素化・電子化

平成15年7月に実現された貨物の輸出入や船舶の入出港に係る行政手続のシングルウィンドウ化は、関係省庁の各システムを相互に接続・連携することにより、各手続に共通する情報の重複入力の手間を省くことや、複数の行政機関への申請をひとつの窓口から行うことが可能となるなど、一回の入力・送信で関係行政機関に対する輸入・港湾関連手続を行うことが可能となった。

また、平成20年10月には、港湾関連手続（港湾EDI）と税関手続（Sea-NACCS）を統合するなど、関係省庁システムの一体的運営を図った新たなシングルウィンドウ（府省共通ポータル）が稼働した。

加えて、各港湾管理者によって異なった港湾関連手続の申請書式の統一化・簡素化を進め、平成21年10月より既存の入出港届と係留施設使用許可申請に加え、新たに11の港湾管理者手続を追加し、計13の手続が、シングルウィンドウ（府省共通ポータル）を通じた電子申請が可能となった。

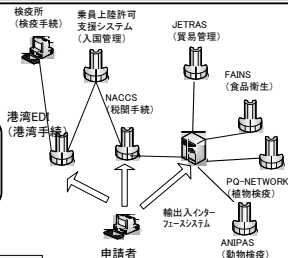
これにより、アジアゲートウェイ構想を受けた港湾手続の統一化・簡素化については概ね取組が完了したことから、今後は、現在、100を超える港湾において利用が可能となっているが、更なる利用率の向上を目指し、シングルウィンドウ（府省共通ポータル）の利便性向上に向けた取り組みを実施する予定である。

港湾関連手続のシングルウィンドウへの取組の現状 (シングルウィンドウのシステム変遷)

平成20年10月11日まで

旧シングルウィンドウの課題

- × 申請窓口やヘルプデスクが複数存在
- × 各府省毎に申請者のID・パスワードを設定
- × 各府省毎に入力項目や入力コード等を設定
- ...等



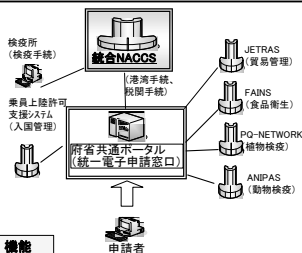
独立行政法人通関情報処理センター
(NACCSセンター)
NACCS 関税手続を運営

改善

平成20年10月12日～

現行シングルウィンドウで実現

- 申請窓口・ヘルプデスクを一元化
- 申請者のID・パスワードを統一
- 入力項目名や入力コード等の共通化
- ...等



民営化

輸出入・港湾関連情報処理センター(株)
輸出入手続・港湾関係手続等
のシステムを一元化に運営

機能追加

平成21年10月30日～

港湾管理者手続の更なる一元化を推進

■「港湾手続の統一化・簡素化」を推進するため、
港湾管理者手続のシングルウィンドウの機能追加
等による港湾関係手続の効率化を図る。

現行2手続

電子課
対応済

- 入出港届
- 係留施設使用許可申請

+

11 手続追加

シングルウィンドウに追加

- | | | |
|----------------------------|-----------------------------|---------------------|
| ■ 入港料減免
申請 | ■ 入港料運付
申請 | ■ 船舶運動動静等
に関する通報 |
| ■ 旅客乗降用施設(渡船
橋)施設使用許可申請 | ■ 荷役機械(ガントリー等)
使用許可申請 | |
| ■ ひき船使用許可申請書
兼配船希望願 | ■ 港湾施設(上屋)使用
許可申請 | |
| ■ 船舶給水施設使用
許可申請 | ■ 港湾施設(荷さばき地・
野積場)使用許可申請 | |
| ■ 廃油処理施設使用
許可申請 | ■ コンテナ用電源使用
許可申請 | |

(2) コンテナ物流情報サービス (Colins)

平成21年度より、港湾物流関係者の意見を聞き、情報の共有化に関するニーズの把握に努めてきた。これを踏まえ、港湾物流の関係者が一元的に情報を共有するためのポータルサイト型のシステムを構築し、今後は全国を対象エリアとするシステムを目指す。

本事業は、平成21～23年度の3年間、「スーパー中核港湾を核としたコンテナ物流の総合的集中改革プログラム」における情報化モデル事業の中で実施しており、3年間はシステム構築及び運営を国が実施することで、事業の立ち上げリスクを負担する。ビジネスモデルを確立させ、平成24年度以降は運営を希望する者に移管し継続を図る予定である。

本システムで共有化を図る主な情報は、「輸入コンテナのCY搬出可否」、「船舶動静」、「混雑状況カメラ画像」、「ゲートオープン時間」である。期待される主な効果は、以下の3つである。

- ① 輸入コンテナ搬出可否・船舶動静に関わる問合せの削減（海貨・ターミナル）
- ② ゲートトラブルの削減（陸運・ターミナル）
- ③ 渋滞箇所を回避した効率的なトレーラー配車の実現（陸運）

コンテナ物流情報サービス (COLINS) のイメージ

Colins コンテナ物流情報サービス

IDN0012345 | ログアウト | 日本語 | English | 中文 | 文字サイズ: 小 | 中 | 大

COLINSとは | 会員登録 | ID登録申請 | お問い合わせ | よくある質問 | 操作説明

ホーム | マイページ | 混雑状況カメラ | CY搬出可否情報 | 船舶動静情報 | デマレージ・FT照会 | ゲートオープン時間情報 | 企業連絡先 | お知らせ | トラッキング

Colins
コンテナ物流情報サービス

一般ユーザー会員
2010/05/01 10:00現在

霞ヶ関ターミナル
国交 太郎さま
▶ パスワードを忘れた

国土交通省

コンテンツメニュー

マイページ
自分ですべてのカスタマイズできる専用のページ

混雑状況カメラ
港内地区のライブ映像の確認

CY搬出可否情報
コンテナ番号・BL番号等から搬出可否の確認

船舶動静情報
本船の入港予定、一括入力、CVカット日等の確認

デマレージ・FT照会
コンテナ番号・BL番号等からフリータイム等の確認

ゲートオープン時間情報
ゲートオープン時間・ゲート開放部会提供・CV内作業時間の確認

企業連絡先
港湾関係企業の住所・電話番号の検索

トラッキング
コンテナ番号等から貨物位置情報の確認

お知らせ ▶ お知らせ一覧

▶ 2010.05/01「船舶動静情報」の利用を開始しました。

▶ 2010.04/22「お問合せ」の内容の一部を変更しました。

▶ 2010.04/02「デマレージ・FT照会」の利用を開始しました。

▶ 2010.03/22「ID登録申請」の内容の一部を変更しました。

ホーム | マイページ | 混雑状況カメラ | CY搬出可否情報 | 船舶動静情報 | デマレージ・FT照会 | ゲートオープン時間情報 | 企業連絡先 | お知らせ | トラッキング | 2010/05/01 10:00現在

なお、本システムは、これまで個別に提供され分散していた情報が集約されること、これまで情報アクセスが困難であった陸運事業者が情報共有できるようになること、全国で一元的な運用を可能とする仕組みを構築することで、シームレスな展開やスケールメリットによるコストの低減が可能となることといった特徴を有している。

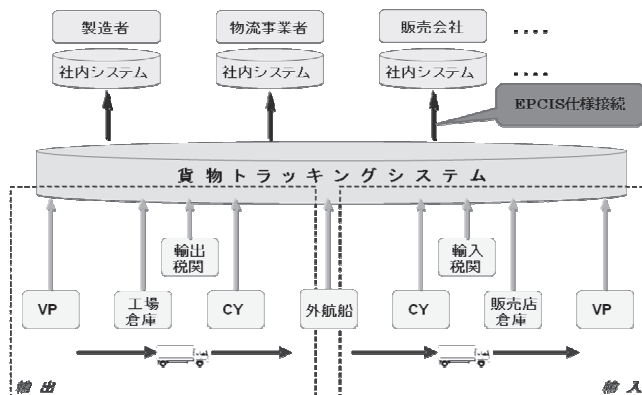
(3) 海上コンテナ貨物トラッキングシステム

平成22年度より海上コンテナ貨物トラッキングシステムの開発に着手し、Colinsの機能の一つとして組み込み、提供を開始した。本システムでは、港湾貨物のトラッキング情報の共有を目的としており、基本となるコンテナ情報はColinsが保有するデータをベースに、情報を付加していく。情報付加の方法は、以下の2つである。

- ① Colinsのトラッキング機能及び携帯サイトを通じた位置情報の入力
- ② EPCIS仕様のEDI接続による各社システムとのデータ連携

なお、将来的に海外の貨物位置情報データベースとの連携を予定している。

トラッキングシステム構造のイメージ図

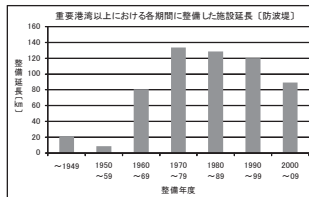
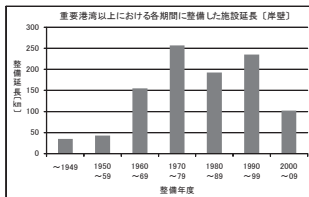


6. 既存港湾ストックの有効活用

計画的かつ適切な維持管理の推進に向けた省令改正と新たな告示の整備

我が国の港湾施設は、高度経済成長期から本格的な整備が開始され50年近くが経過している。

重要港湾における各期間に整備完了した施設延長（岸壁、防波堤）



出典：国土交通省港湾局調べ

今後、ストックの増大とともに急速に老朽化が進んでくることが懸念され、維持・更新費用が増大することも見込まれ、施設の安全性の確保や、維持・更新費用の縮減を図ることが重要な課題となっており、港湾の施設の維持管理を計画的かつ適切に実施するためには、施設の変状や劣化による性能の低下を事前に防止する「予防保全型」の考えを導入した計画的な維持管理に転換することが重要である。

このため、港湾の施設の計画的かつ適切な維持管理の推進を技術基準の改正内容に盛り込み、以下の省令、告示等を整えたところである。（技術基準の省令、告示については平成19年4月1日、関連の施行規則については平成20年1月1日施行）

- ・「港湾の施設の技術上の基準を定める省令（平成19年3月26日国土交通省令第15号）」
- ・「技術基準対象施設の維持に関し必要な事項を定める告示（平成19年3月26日国土交通省告示第364号）」
- ・「港湾法施行規則」（「港湾法施行規則の一部を改正する省令（平成19年3月28日国土交通省令第19号）」により改正）

省令改正と新たな告示のポイント

①施設設置者による維持管理計画の策定の標準化

- ・技術基準対象施設は、供用期間中にわたって要求性能を満足するよう、維持管理計画等に基づき、適切に維持される必要がある旨規定。
- ・技術基準対象施設の維持管理計画等は、設置者が定めることを標準とし、対象施設の供用期間並びに予防保全を踏まえた維持管理についての基本的な考え方、計画的かつ適切な点検診断や維持工事等を、維持管理計画等に定める標準的な事項として規定。

②維持管理に関する専門技術者の位置付け

- ・維持管理計画等を定め、同計画に基づく維持管理を実施するに当たって、専門技術者の関与を標準とする旨を規定。

③技術基準対象施設の設置（建設等）許可等に当たっての維持管理方法の明示を規定

- ・港湾区域等の水域又は臨港地区において港湾の施設の設置（建設等）をする者が、港湾法に基づいて、港湾管理者、都道府県知事又は国に対する許可申請、届出又は協議をするに当たって、対象施設を適切に維持するための維持管理の方法を記載した書類を添付することを規定。

○「港湾施設の戦略的維持管理制度」（平成20年度創設）

港湾施設長寿命化計画費

既存の国有港湾施設について、国土交通大臣による長寿命化計画策定の制度（平成24年度までの時限的な措置）。一般会計。国費10／10。

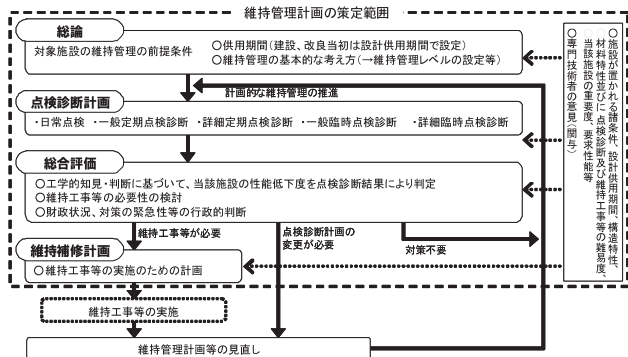
長寿命化計画策定事業費補助

（平成22年度より社会資本整備総合交付金に移行）

港湾管理者が所有する既存の港湾施設について、港湾管理者による長寿命化計画の策定に対する支援（平成24年度（一部平成26年度）までの時限的な措置）。

国の取り組み

- 国有港湾施設の維持管理計画の策定
- 「維持管理計画書作成の手引き」及び「維持管理技術マニュアル」の作成
- 専門技術者の育成・配置の促進
- 港湾におけるアセットマネジメントの確立に向けたデータベースの構築 等



7. 港湾の技術開発

港湾の技術開発は、国が主体的に係わる分野について、平成22年度から平成26年度までの概ね5年間を目標期間として、政策的かつ緊急的に実施する必要のある項目を大きく3つに分けて「港湾の技術開発にかかる行動計画」を策定し、技術開発を実施している。

「港湾の技術開発にかかる行動計画」の技術開発目標

大項目	技術開発目標	技術開発テーマ例
安全・安心な社会の形成	1. 津波・高潮・高波災害の防止、被害軽減	巨大津波に対応したねばり強い防波堤の設計手法の開発
		湾口部における可動式防波堤の開発
		津波漂流物対策の高度化
	2. 地震災害の防止、被害の軽減	地震・津波複合災害による被災メカニズムの解明及び対策の検討
		既設コンテナクレーンに設置可能な新型制震・免震装置の開発
		継続時間の長い地震動に対応した液状化対策工法の開発
3. 港湾活動の安全性の向上	生体認証等を用いた出入管理情報システムの実用化	
	長周期波を低減するための波浪制御構造物の技術開発	
	コンテナクレーンの逸走事故防止技術の開発	
沿岸域の良好な環境の保全・形成	4. 海域環境の保全、回復	東京湾、伊勢湾を対象とした、干潟・浅場の整備による水質改善効果等の評価・予測手法の開発
		直轄の大型浚渫船、環境整備船による油・浮遊ゴミの回収、浚渫作業の効率化
		浚渫土砂を活用した浅場造成、深掘り跡の埋め戻し技術の開発
	5. 海岸の保全、維持管理	藻類や海生生物等による二酸化炭素吸収効果（ブルーカーボン）の評価に関する技術開発
		海浜、沿岸地形の変形予測モデルの精度向上
		地球温暖化の影響を考慮した効果的な海浜維持管理手法の開発
活力のある経済社会の形成	6. 循環型社会の形成	「港湾・空港等整備におけるリサイクル技術指針」の見直し等による副産物の有効活用
		超大型コンテナ船に対応した次世代コンテナターミナルの開発
		AGV等コンテナターミナルの自動化技術の高度化
	7. 国際コンテナ・バルク戦略港湾の実現	船舶のアイドリングストップ、トランスファークレーン等の電動化等の港湾活動における排出ガス削減、省エネルギー化を進めるための技術開発
		ケーソン式岸壁のマウンド縮小による効率的な増深化技術の開発
		矢板式及び重力式岸壁へのLCMの展開
8. 戦略的な維持管理の推進	非接触式肉厚計測システム等の構造物点検技術の高度化	
	遠隔離島における港湾整備、管理を効率的に行うための技術開発	
	沿岸域における風力、波力エネルギーの有効活用に向けた技術開発	
9. 海洋空間・海洋エネルギーの有効利用		

8. 港湾海洋における波浪・潮位観測体制

(1) 全国港湾海洋波浪観測情報網：NOWPHAS（ナウファス）

(Nationwide Ocean Wave information network for Ports and HarbourS)

港湾局では、港湾整備事業の実施に必要な波浪・潮位情報を取得するために、各地方整備局、北海道開発局、沖縄総合事務局、国土技術政策総合研究所横須賀及び独立行政法人港湾空港技術研究所の相互協力の下、1970年代以降、全国の主要な港湾において波浪・潮位観測を継続的に実施している。

2011年4月現在、波浪観測点は全国73地点、潮位観測点は全国73地点であり、我が国最大規模の波浪・潮位観測網となっている。これらの観測データは、全国港湾海洋波浪情報網（Nationwide Ocean Wave information network for Ports and HarbourS：ナウファス）により収集され、ウェブサイト（<http://www.mlit.go.jp/kowan/nowphas/>）を通じてリアルタイムに広く公開されている。また、波浪観測データについては、港湾空港技術研究所にて集中的に処理・解析を行い、その結果を波浪観測年報等により公開している。

波浪観測を行う機器としては、「海象計」が主力となっている。海象計は、海底に設置されたセンサーから海面に向けて超音波を発射し、反射して戻ってきた超音波のドップラー効果から、波高・周期・波向・方向スペクトルを精度良く測定するものである。また、新たな波浪観測機器として、後述する「GPS波浪計」の運用も開始されている。



海象計



GPS波浪計

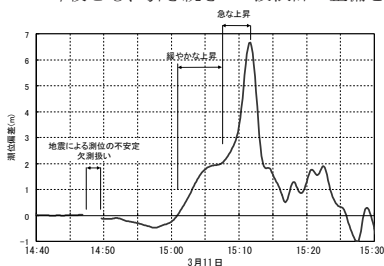
(2) GPS波浪計を活用した沖合波浪観測

GPS波浪計とは、GPSアンテナを沖合約20kmの海上に浮かべたブイに搭載し、ブイの動きを数cmの精度で測定することで海面変化を捉え、潮位・波浪を観測するものである。港湾局では、平成18年度よりGPS波浪計の整備に着手し、2011年4月時点で12基が稼動している。これらの観測についても、ウェブサイト（<http://www.mlit.go.jp/kowan/nowphas/>）を通じてリアルタイムの情報として広く公開されている。

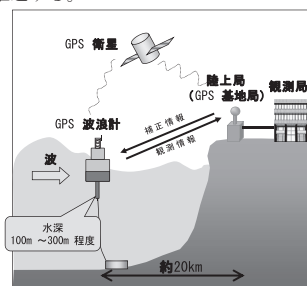
GPS波浪計の第一の特徴は、沖合大水深海域で海底地形の影響を受けない波浪を直接観測できることである。従来の「海象計」では、センサーやケーブルを潜水士が設置しメンテナンスしなければならないという制約から、設置水深が50m程度以浅に限定されていた。この場合、大水深に建設する防波堤等の設計に必要な波浪情報が十分には得られなかった。GPS波浪計は、海底地形による影響を受けない沖合波浪を観測することが可能であり、設計波の精緻化を図ることができる可能性があるものとして期待されている。

GPS波浪計の第二の特徴は、沖合における潮位変化もリアルタイムで計測することができ、津波が陸に到達するより前に、津波の観測が可能であることである。このため、GPS波浪計による観測データについては、2011年4月現在、12基分のデータが気象庁にリアルタイム伝送されており、気象庁が発表する津波情報に活用されている。平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震の直後には、大きな津波が沿岸に到達する約10分前に6mを超える津波高を沖合で観測、気象庁においても津波警報の切り替えに活用されたところだ。

今後とも、引き続きGPS波浪計の整備を推進する。

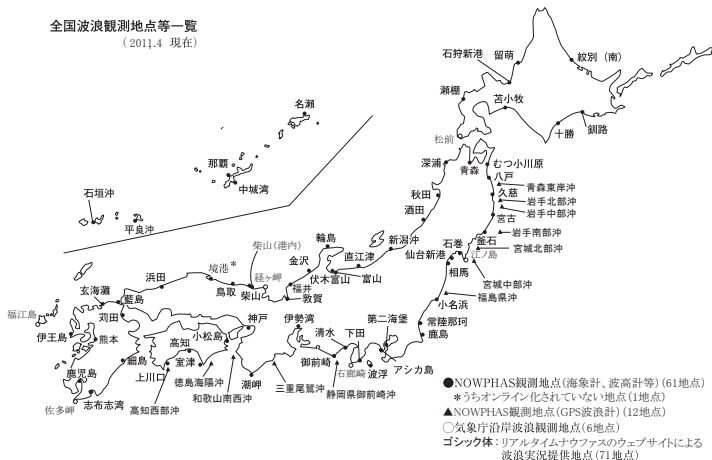


岩手南部沖GPS波浪計で捉えた
東北地方太平洋沖地震による津波波形

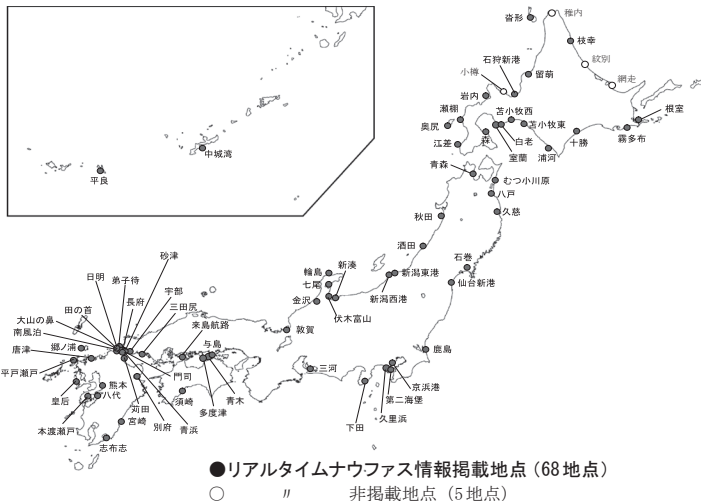


GPS波浪計の概念図

全国波浪観測地点等一覧
(2014.4 現在)



全国潮位観測地点一覧 (2011.4現在)



9. 最近の港湾環境政策の主な取組み

(1) 全国海の再生プロジェクト

- ・都市再生プロジェクト（第3次決定：平成13年12月4日）に水質汚濁が慢性化している大都市圏の「海の再生」が位置づけられたことから、東京湾、大阪湾、伊勢湾それぞれの湾において、関係省庁及び関係地方公共団体等が設置した湾再生推進会議が湾再生行動計画を策定し、同計画に基づく取り組みを推進している。
- ・また、平成16年に策定された「国土交通省環境行動計画」に全国海の再生プロジェクトが位置付けられたことから、広島湾においても三大湾と同様の取り組みが行われている。
- ・それぞれの湾再生行動計画は10年計画であり、3年ごとに中間評価を実施する。

○海の再生プロジェクトの主な施策の実施状況

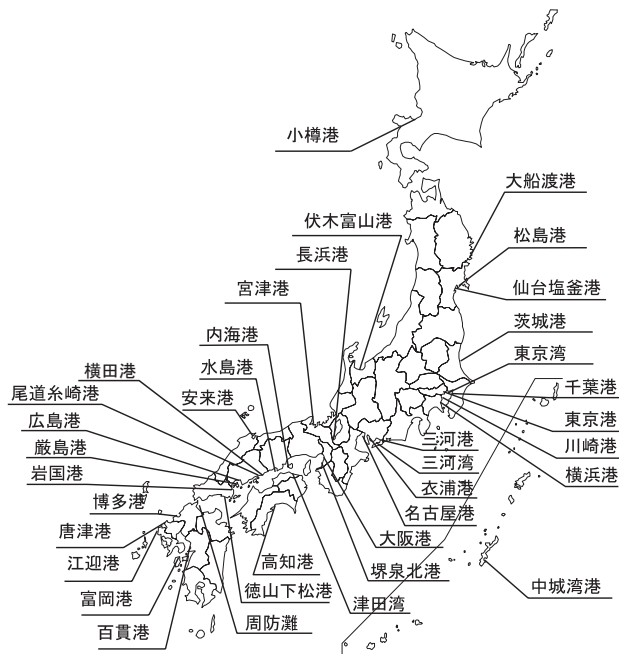
プロジェクト名	経緯	H22施策の実施状況※
東京湾再生プロジェクト	H14.2 東京湾再生推進会議設置	・東京湾奥部に覆砂箇所のモニタリングを実施
	H15.3 東京湾再生のための行動計画策定	・国土交通省関東地方整備局横浜港湾空港調査事務所内に整備した干潟・磯場実験設備のモニタリングを実施
	H19.3 中間評価実施（第1回）	・東京湾奥部に存在する深掘跡の埋め戻しを実施
	H22.3 中間評価実施（第2回）	・東京湾全域で定期的に底層のD.Oを含む環境基準項目の水質調査を実施 ・東京湾内の水質及び流況に関する常時観測点（4点）でのデータ観測及びホームページによるデータ配信を開始
伊勢湾再生プロジェクト	H18.2 伊勢湾再生推進会議設置	・海洋環境船「白龍」による浮遊ごみの回収
	H19.3 伊勢湾再生行動計画策定	・伊勢湾、三河湾等における清掃イベント「川と海のクリーン大作戦」の開催
	H23.3 中間評価実施（第1回）	・伊勢湾内の水質及び流況に関する常時観測点（3点）でのデータ観測及びホームページによるデータ配信を開始
		・伊勢湾内の環境予測ツール「伊勢湾シミュレーター」を用いた浅場・干潟造成計画の検討 ・これまでに蓄積された海域環境データを「伊勢湾環境データベース」により公開
大阪湾再生プロジェクト		・大阪湾における貧酸素水塊発生の一要因と考えられている海底窪地の修復へ向けた環境面からの検討を継続実施
	H15.7 大阪湾再生推進会議設置	（生物共生型護岸の順応的管理）
	H16.3 大阪湾再生行動計画策定	堺泉北港堺2区北泊地に整備した生物共生型護岸に関する実証実験のモニタリングを実施
	H20.3 中間評価実施（第1回） H23.3 中間評価実施（第2回）	・大阪湾内の水質及び流況に係る常時観測局（13点）でのデータ観測及びホームページによるデータ配信を開始するとともに、データを活用した大阪湾の汚濁メカニズムの解明を実施
広島湾再生プロジェクト		・海田湾における石炭灰造粒物を用いた底質改善実験の実施
	H18.3 広島湾再生推進会議設置	・広島港海岸吉島地区における生物配慮型護岸の整備
	H19.3 広島湾再生行動計画策定	・広島湾全域で定期的に底層のD.Oと透明度について水質調査を実施
	H23.6 中間評価実施（第1回）	・広島湾のモニタリングデータの共有化及び、環境情報提供サイトにより、様々なデータの情報発信を実施

※平成22年度に、海城における施策の実施状況を一部抜粋

(2) 劣化・喪失した自然環境の再生・創出

①自然再生事業の展開

多様な生物の生息・生育が可能となる良好な環境の回復を広域的かつ総合的に推進するとともに、快適に憩える空間の形成を図るため、関係行政機関や地域住民・NPO等多様な主体と連携しつつ、自然再生事業を積極的に推進するとともに、港湾整備（開発保全航路を含む）により発生する良質な浚渫土砂を有効に活用し、効率的な水環境の改善や良質な水辺・沿岸域環境の整備を推進する。



港湾における自然再生事業等実施箇所

② 深掘跡の埋戻し

三大湾や瀬戸内海等では、過去の埋立てやコンクリート骨材用の土砂採取により、大規模な窪地が海底に点在しており、青潮の原因となる貧酸素水塊の発生場所とされている。

平成17年3月の交通政策審議会「今後の港湾環境政策の基本的な方向について」において、

深掘跡の埋戻しによる青潮等の対策

三大湾や瀬戸内海等では過去の埋立てやコンクリート骨材用の土砂採取により、大規模な窪地が海底に点在しており、青潮の原因となる貧酸素水塊の発生場所となっている。

このため、窪地を埋め戻していく必要があるが、その窪地は大規模であるので、港湾工事から発生する土砂だけでなく、埋戻し材の調達先の拡大やリサイクル材等の活用を積極的に進めていく必要がある。

と答申されたことを受け、深掘跡の埋戻し、自然再生事業等を効率的に実施するため、シルト系浚渫土砂の有効活用に向けた現地実証実験を行っている。

※青潮とは？

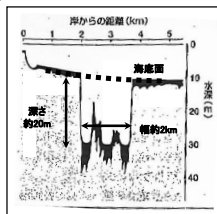
海岸から沖合にかけて酸素をほとんど含まない青白い水面が広がる現象。主として、春から秋にかけて発生することが多い。沿岸部に生息するアサリなどの貝類やカレイなどの底生魚類が大量に酸欠死することもある。

※貧酸素水塊とは？

海洋等の閉鎖性水域で、魚介類が生存できないくらいに溶存酸素濃度(DO)が低下した水の固まりのことであり、三大湾等において夏から秋にかけて発生する。深掘り跡が発生源の一つとなっており、青潮の原因となっている。



海砂利採取が確認されている海域



※東京湾における深掘跡の断面図

○東京湾・大阪湾における深掘跡容量(2009年度末現在)

- ・東京湾 約85百万 m^3
- ・大阪湾 約30百万 m^3

③ 環境情報データベース

情報の共有化を図り、水質改善や生物多様性等の海域環境再生の包括的な目標を実現するため、現在6海域において、環境整備船により測定した水質データや海洋短波レーダーによる海面の流況データ等を蓄積する環境情報データベースを構築し、ホームページにてデータを公開している。

【環境情報データベース】

東北沿岸域環境情報センター	http://tohokukankyoweb.pa.thr.mlit.go.jp/
東京湾環境情報センター	http://www.tbeic.go.jp/
伊勢湾環境データベース	http://www.isewan-db.go.jp/
大阪湾環境データベース	http://kouwan.pa.kkr.mlit.go.jp/kankyo-db/
瀬戸内海環境情報センター	http://seto-eicweb.pa.cgr.mlit.go.jp
有明・八代海環境情報システム	http://www.ariake-yatsushiro-system.jp/ay_kankyo/index.html

また、東京湾・伊勢湾・大阪湾における海域環境の観測システムを強化するため、平成22年4月より、各湾でモニタリングポスト（自動連続観測装置）による水質の連続観測を開始している。今後、観測結果を検証・分析することにより、東京湾・伊勢湾・大阪湾の海域環境メカニズムの解明を進めるとともに、利用者に分かりやすいデータの可視化やより効果的な海域環境改善対策の企画立案等に活用する予定である。

④底質ダイオキシン類対策の推進

平成12年1月に「ダイオキシン類対策特別措置法」が施行されたことを受け、「ダイオキシン類による水底の底質の汚染に係る環境基準（150pg-TEQ/g）※」が新たに平成14年7月に告示され、同年9月から施行されました。これに伴い、港湾の整備等に当たって、環境基準値を超える底質のダイオキシン類汚染が確認された場合、その対策を講じることが必要となりました。

その後、「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令」が平成15年5月に公布、同年10月に施行され、ダイオキシン類を含む水底土砂の排出に関する規制（10pg-TEQ/L）が追加されました。

これらを受け、底質のダイオキシン類対策を安全かつ的確に実施するために、平成15年3月に「港湾における底質ダイオキシン類対策技術指針（以下「港湾指針」という。）」（平成15年12月改定）を学識経験者と関係行政機関の協力を受けて策定しました。また、ダイオキシン類を含む浚渫土砂を大量に処理し、安全かつ経済的に分類無害化する技術について、平成17年3月に「港湾における底質ダイオキシン類分解無害化処理技術データブック」を策定しました。

河川においては「河川、湖沼等における底質ダイオキシン類対策マニュアル（以下「河川マニュアル」という。）」に基づき対策を実施していますが、港湾指針と河川マニュアルの考え方に一部相違する点等があることから、河川と港湾が連続する地域でダイオキシン類対策が円滑に進めることができるよう平成18年度に港湾局及び河川局が合同で委員会を設置し、公共事業共通の新たな技術基準や処理工法に関する考え方をまとめ、平成20年4月にこの考え方を踏まえ、港湾指針を改訂しました。

今後も、効率的・経済的な処理工法による底質ダイオキシン類対策を推進します。

※pg（ピコグラム）-TEQ/g：ダイオキシンの毒性を示す指標。1pg（ピコグラム）-TEQ/gは概ね、東京ドーム一杯の水に角砂糖1個を溶かした程度の濃度に相当する。

(3) 地球温暖化に起因する気候変動に対する港湾政策のあり方

地球温暖化に対する国民の意識の高まりが見られる中、地球温暖化の防止・緩和への貢献（緩和策）と、わが国沿岸地域の災害リスクの最小化（適応策）に関する施策を総合的に進めるための港湾政策の基本方向を検討するとともに、そうした施策を持続的に進めるための中長期的な対応プログラムを明確化するために、交通政策審議会港湾分科会防災・保全部会において、気候変動に対する総合的な港湾政策のあり方について、検討を行った。

平成19年11月 国土交通大臣より交通政策審議会に諮問

平成21年3月 交通政策審議会港湾分科会防災・保全部会における計5回の審議の後、答申

答申のポイント

1. 基本的認識

(1) 気候の変化とその影響に関する知見

- ・ IPCC第4次評価報告書では、気候システムの温暖化を疑う余地はないとしている。
- ・ 構造物等に作用する自然外力が強大化しつつあるという認識を持つことが妥当。

(2) 気候変動により想定される港湾及びその背後地への影響

- ・ 高潮浸水被害の深刻化や頻度の増大、海岸侵食の更なる進行、高波・高潮・強風等による港湾機能への支障の発生に備え、中長期的な視点に立った的確な対応方針を提示することが必要。

(3) 地球温暖化防止対策の現状

- ・ 世界のCO₂の総排出量は2010年には1990年比で40.6%増加する見込み。
- ・ 「低炭素社会づくり行動計画」に基づき2050年までに温室効果ガス排出量の60～80%削減という目標を掲げ、着実な取り組みを実施中。
- ・ 省エネルギー化の促進や環境負荷の小さい輸送経路の選択等を効果的に進めることにより、大きな排出削減効果が期待される。

2. 港湾政策の基本方向

- ・ 適応策、緩和策が互いに補完しあうことで気候変動のリスクを大きく低減することが可能。
- ・ 水際線に位置する港湾は、気候変動の影響を直接受けるだけでなく、物流や産業活動からの温室効果ガスの排出に関与していることから、港湾政策においても地球温暖化に起因する気候変動への適応策と緩和策を組み合わせた総合的な対策を進めることが不可欠。
- ・ 施策の実施には、地球温暖化の進行に対する順応的な対応や他分野との連携が必要。

3. 適応策に関する具体的施策

- (1) 海面水位の上昇等に対応した柔軟な防護能力等の向上
- (2) 高潮等発生時の災害リスク軽減のための予防的措置
- (3) 災害時対応能力の向上
- (4) 特に先行して取り組む施策（監視体制の強化及び予測精度の向上、防護水準等の把握、災害リスクの評価、既往施策の更なる推進、ソフト施策の充実・強化、研究開発の推進）

4. 緩和策に関する具体的施策

- (1) 低環境負荷の物流システムの構築
- (2) 港湾活動に伴う温室効果ガスの排出削減
- (3) 港湾におけるCO₂の吸収源拡大等の施策の推進
- (4) 臨海部の産業間の連携等の推進
- (5) 港湾管理者を中心とする総合的な温室効果ガス排出削減計画策定の推進

(4) ビジョンを共有する計画づくりの推進

① 港湾環境計画の策定

港湾環境計画は、平成6年に策定したエコポート政策において提唱され、港湾環境の基本方針、主要な環境施策・配慮、監理と推進体制等について記載している。

表 港湾環境計画を策定している港一覧

港湾管理者	港湾名	港湾管理者	港湾名
釧路市	釧路港	愛知県	三河港
苫小牧港監理組合	苫小牧港	愛知県	衣浦港
千葉県	木更津港	名古屋港管理組合	名古屋港
千葉県	千葉港	四日市港管理組合	四日市港
東京都	東京港	神戸市	神戸港
横須賀市	横須賀港	福岡市	博多港
横浜市	横浜港	沖縄県	中城湾港

(資料：港湾局国際・環境課調へ)

② 自然的環境を整備又は保全する区域等の位置付け

計画基準省令第十一条に基づき、港湾の環境の整備及び保全に関する事項は、生態系その他の自然条件、港湾及びその周辺地域における事業活動の状況、港湾における労働環境等を考慮して、良好な港湾の環境の形成を図ることができるように総合的に定めるものとする。必要に応じ、港湾計画に自然的環境を整備又は保全する区域を定めるものとする。

表 港湾計画に自然的環境を整備又は保全する区域を定めた港一覧

港湾管理者	港湾名	港湾管理者	港湾名
茨城県	茨城港	境港管理組合	境港
千葉県	千葉港	山口県	徳山下松港
横浜市	横浜港	高知県	宿毛湾
横須賀市	横須賀港	福岡市	博多港
四日市港管理組合	四日市港	佐賀県	唐津港
愛知県	三河港	佐賀県	伊万里港
神戸市	神戸港	佐世保市	佐世保港
兵庫県	尼崎西宮芦屋港	那覇港管理組合	那覇港

(資料：港湾局国際・環境課調へ)

(5) 港湾環境の利用の促進

① 海辺の自然学校の展開

港湾は、豊かな自然環境が残された静穏な水域であるとともに、身近に自然とふれあい、観察できる貴重な空間として注目されています。特に、大都市圏を中心として海に接したいというニーズが非常に高く、海辺の地理的多様性や生物・動植物の豊かさを活かした体験型の活動が一層展開していくものと予想されます。

このため、将来を担う子どもたちの自然体験活動や環境教育の場を提供するとともに、これら活動の支援を積極的に進めていきます。

海辺の自然学校の開催実績（H22年度）

都道府県名	開催地名	取り組み行事名	開催月
東京都	港区	お台場海浜公園「鳥の島」再発見ツアー【鳥の島】 ～クリーンアップ大作戦～	8
神奈川県	横須賀市	海の魅力発見・体験in走水2010【走水海岸】	8
	横浜市 神奈川区	構内実験施設見学会（「潮彩の渚」自然体験活動） 【横浜港湾空港技術調査事務所】	適宜開催
		自然体験活動【横浜港湾空港技術調査事務所】	6、9、10
新潟県	新潟市	「みなと探検隊員募集！」【新潟港海岸（西海岸地区）】	8
石川県	輪島市	わじまっこ海の体験学習【輪島港第四防波堤セツ島】	7
広島県	尾道市	海辺の自然学校【尾道糸崎港老干潟】	11
岡山県	玉野市	海辺の自然学校 【（講義）日の出ふれあい会館、（観察場所）日の出公園下海岸】	8
山口県	周南市	海辺の自然学校【大島小学校及び大島干潟】	10
徳島県	徳島市	みなとサマースクール【マリンピア沖洲】	8
熊本県	熊本市	干潟フェスタ【熊本港親水緑地広場及び周辺干潟】	5
		干潟体験学習【熊本港周辺干潟】	4～9
鹿児島県	鹿児島市	海辺の自然学校inみなとオアシス【鹿児島港】	7
11箇所		13件	

②みなとの博物館ネットワーク・フォーラムの展開

- ・観光立国行動計画（平成15年7月31日観光立国関係閣僚会議）に位置づけ
- ・多彩なアイディアの結集と積極的な相互協力を図ることで、利用者の利便性や博物館の魅力を向上させるため、「みなとの博物館」の関係者や港湾管理者が中心となり、全国の「みなとの博物館」をネットワーク化（平成16年6月23日みなとの博物館ネットワーク・フォーラム設立）

みなとの博物館一覧（平成23年3月現在）

	施設名称	所在地		施設名称	所在地
1	苫小牧ミニポートミュージアム	苫小牧市入船町1-2-34 苫小牧西港フェリーターミナル3階	17	名古屋海洋博物館	名古屋市港区港町1-9
2	みちのく北方漁船博物館	青森市沖館2-2-1	18	うみてらす14	四日市市震2-1-1
3	青函連絡船メモリアルシップ八甲田丸	青森市柳川1-112-15	19	神戸海洋博物館	神戸市中央区波止場町2-2
4	山形県酒田海洋センター	酒田市船場町2-5-15	20	なにわの海の時空館	大阪市住之江区南港北2-5-20
5	東京みなと館	江東区青海2-4-24 青海フロンティアビル20F	21	神戸大学海事科学部海事博物館	神戸市東灘区深江南町5-1-1
6	船の科学館	品川区東八潮3-1	22	神戸築港資料館 ピアしっくす	神戸市中央区小野浜町7-30
7	物流博物館	港区高輪4-7-15	23	海とくらしの史料館	鳥取県境港市花町8-1
8	横浜みなと博物館	横浜市区西みなとみらい2-1-1	24	呉市海事歴史科学館 (大和ミュージアム)	広島県呉市宝町5-20
9	日本郵船歴史博物館	横浜市中区海岸通3-9	25	香川県立ミュージアム	南原市南有馬町乙1023 南有馬庁舎内
10	新潟市歴史博物館 『みなとびあ』	新潟市柳島町2-10	26	海の科学館	仲多度郡琴平町953
11	日本海交流センター	富山県射水市海王町8	27	わかちく史料館	北九州市若松区浜町1-4-7
12	七尾フィッシャーマンズ・ワーフ	七尾市府中中町員外13-1	28	関門海峡ミュージアム	北九州市門司区西海岸1-3-3
13	石川県銭屋五兵衛記念館	金沢市金石本町口55	29	博多港ベイサイドミュージアム (博多ポートタワー)	福岡市博多区築港本町14-1
14	みくに龍翔館	坂井市三国町緑ヶ丘4-2-1	30	鯨賓館ミュージアム	南松浦郡新上五島町有川郷578-36 有川港多目的ホール
15	道の駅 開国下田みなと (ベイ・ステージ下田)	下田市外ヶ岡1-1	31	口之津歴史民俗資料館	南島原市口之津町甲16-7
16	フェルケル博物館	静岡市清水港町2-8-11			



みなとの博物館ネットワーク・フォーラム事務局

Port Museum Network Forum

社団法人 ウォーターフロント開発協会

〒108-0023 東京都港区芝浦3-11-9 武藤ビル3F

TEL: 03-3453-4191 FAX: 03-3453-0252 E-mail: minato@port-museum.jp

ホームページ: <http://www.port-museum.jp/>

10. みなと空間の賑わい創出

(1) みなとオアシス

みなとオアシス制度は、みなとを核とした地域住民の交流促進や観光の振興を通じた地域の活性化を図るため、人々の賑わいや交流を創出するみなとの施設のうち、一定の要件を満たす施設を地方整備局長等が「みなとオアシス」として認定・登録し、国がその広報活動を支援することにより、みなとの施設の利用を促進するものです。平成23年3月末現在、全国で54港のみなとオアシスが登録されています。

なお、平成21年10月には、みなとオアシス相互の情報交換や交流の場とすると共に、全国のみなとオアシスの振興に関する事業等を目的として「みなとオアシス全国協議会」が設立されました。

1) みなとオアシスの定義

- ① みなとを核とした地域住民の交流促進や観光の振興を通じて地域の活性化に資する施設であること。
- ② 地域住民や観光客に対し地域情報や観光情報を発信する機能を有していること。
- ③ 地域住民や観光客が休憩時に利用できる十分な容量の駐車場、清潔な便所等の施設を有していること。
- ④ 地域住民や観光客が交流できる広場を有していること。
- ⑤ 適切な管理運営が行われ、かつイベントや体験学習の実施などみなとの賑わいを創り出す活動が、地域住民参加の下で継続的に行われていること。

2) 認定・登録の手続き

- ① 地方整備局長等は、港湾所在市町村、港湾管理者、港湾所在市町村もしくは港湾管理者から推薦を受けた者の申請に基づきみなとオアシス事業計画を審査。1) を全て満たしていると判断したものについて認定。
- ② 地方整備局長等は、①の審査結果について、遅滞なく、みなとオアシス設置予定者へ通知。(みなとオアシス事業計画が認定されたみなとオアシス設置予定者(以下、「みなとオアシス設置者」と言う。)に対しては、みなとオアシス認定証を交付。)
- ③ 地方整備局長等は、みなとオアシス事業計画が認定されたみなとオアシスを国土交通省地方整備局等のみなとオアシス登録簿へ登録。同時に、みなとオアシスを登録した旨を遅滞なく国土交通省港湾局長へ報告。

3) 支援措置の例

- ・みなとオアシスのシンボルマークの使用
- ・国土交通省・地方整備局等のホームページによる広報
- ・道路地図への掲載や道路標識の設置の支援 等

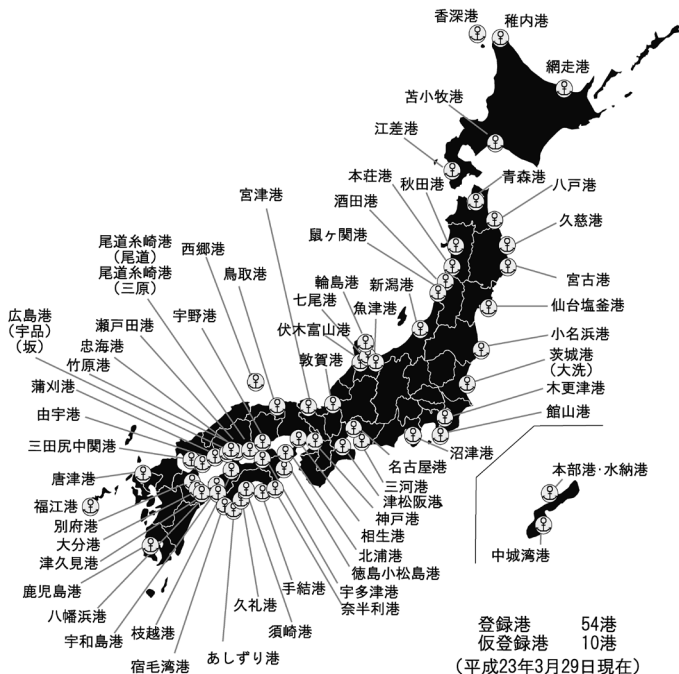


シンボルマーク



支援措置の例

潮風公園みなとオアシスゆう
(山口県岩国市)



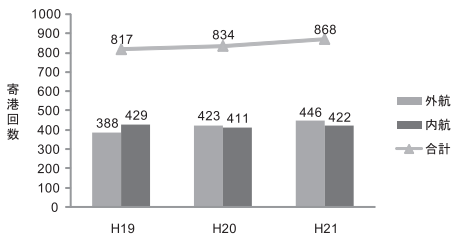
(2) みなとを核とした観光振興

観光立国実現に向けた政府の動きと連動し、みなとを核とした観光振興に取り組んでいます。

①クルーズ振興

ビジット・ジャパン・キャンペーンの一環としてクルーズ船の誘致に向け、官民をメンバーとするクルーズPTを設置し、平成15年度より米国マイアミにて開催されている「シートレード・クルーズ・コンベンション※」に参加し、日本ブースを出展しています。また、平成18年12月に国土交通省、観光業界等で外航クルーズ旅行振興全国協議会を設立し、全国的な外航クルーズの振興に向けた戦略の企画立案等を行っています。

※世界最大のクルーズ見本市。約1,000の企業・団体が出展し、来場者は10,000人を超える



平成21年クルーズ船寄港実績 上位10港

外内航	港	寄港回数
1位	横浜港	127
2位	神戸港	105
3位	那覇港	57
4位	長崎港	49
5位	博多港	46
6位	石垣港	38
7位	広島港	30
8位	名古屋港	29
9位	鹿児島港	28
10位	宮之浦港	25

外航	港	寄港回数
1位	那覇港	53
2位	神戸港	49
3位	横浜港	48
5位	石垣港	35
6位	博多港	31
7位	広島港 鹿児島港	22
9位	大阪港	12
10位	東京港 宇野港	11

出典：国土交通省港湾局振興課調べ

②観光圏

平成20（2008）年7月23日に、観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律（平成20年法律第39号。観光圏整備法。）が施行され、観光地が連携した「観光圏」の形成を目指し、自治体が作成する「観光圏整備計画」に沿って、民間など複数の事業主体が共同で、宿泊サービスの向上や観光資源を活用したサービスの開発などといった「観光圏整備事業」を行う場合、観光圏整備事業費補助金や旅行業法の特例などの制度により地域の取り組みが支援される。

③観光地域づくり実践プラン

国土交通省では、「国際競争力のある観光地づくり」を推進するための施策のひとつとして、観光圏の形成を図ろうとする地域による、国内外観光客の増加、地域の経済活性化等を目的とした、観光を軸とした地域づくり（観光地域づくり）の取組みについて、所管のハードやソフト事業・施策により総合的、重点的に支援する「観光地域づくり実践プラン」を実施している。

1) 観光圏準備型

観光地域づくりの立ち上げ段階において、関係主体がハード・ソフト一体となって、事業・施策間の整合や連携を図りつつ取り組むための計画づくりを進め、将来的な観光圏の形成を促進する。

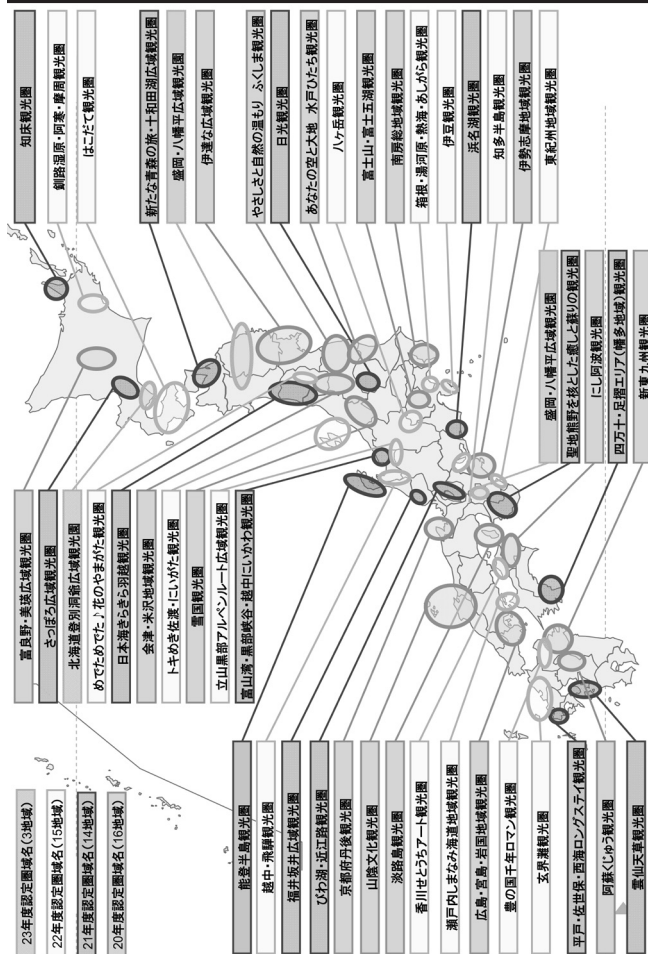
2) 観光圏整備支援型

「観光圏整備計画」を公表している地域において、社会資本整備にあたっての配慮事項を明確にすることで、より効率的・効果的に観光圏の形成を図ることを促進する。

観光圏整備実施計画認定地域（48地域）

（平成23年4月1日現在）

出典：観光庁資料



観光地域づくり実践プラン 選定地域 (H23. 4現在)

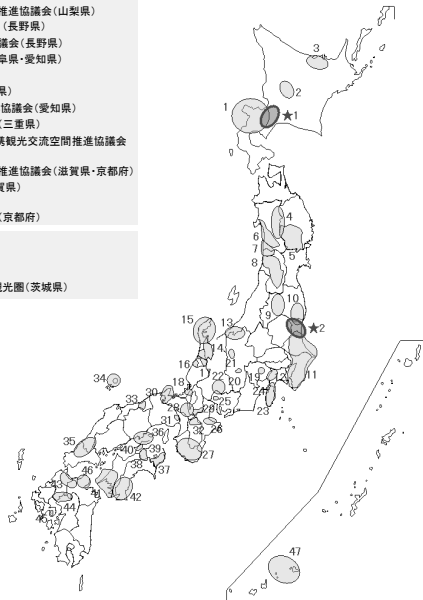
◆ 観光圏準備型

- 1 後志地域広域連携観光交流推進協議会(北海道)
- 2 富良野市国際観光促進協議会(北海道)
- 3 大空町観光まちづくり推進協議会(北海道)
- 4 秋田岩手広域地域連携観光交流推進協議会(岩手県・秋田県)
- 5 北上川流域観光地域づくり協議会(岩手県)
- 6 雄物川観光交流地域活性化協議会(秋田県)
- 7 環島海地域観光交流推進協議会(秋田県・山形県)
- 8 最上川流域観光交流推進協議会(山形県)
- 9 あいづ広域連携観光交流推進協議会(福島県)
- 10 いわき・北茨城・高萩広域観光推進協議会(福島県・茨城県)
- 11 ひたちとふさのジョイントアップ・プロジェクト推進協議会(茨城県・千葉県)
- 12 西さがみ連邦共和国観光交流推進協議会(神奈川県)
- 13 信越地域観光交流推進協議会(新潟県・長野県)
- 14 金沢・富山県西部広域観光推進協議会(富山県・石川県)
- 15 能登半島広域連携観光交流推進協議会(石川県)
- 16 加賀市観光交流推進協議会(石川県)
- 17 まるごと白山ファンクラブ推進協議会(石川県)
- 18 鯖街道交流推進協議会(福井県・滋賀県)
- 19 富士山四湖地域広域連携観光交流推進協議会(山梨県)
- 20 駒ヶ根市もてなしのまちづくり協議会(長野県)
- 21 信州安曇野観光ネットワーク推進協議会(長野県)
- 22 日本ライン広域観光推進協議会(岐阜県・愛知県)
- 23 伊豆観光推進協議会(静岡県)
- 24 三島ルネサンス推進協議会(静岡県)
- 25 観光地域づくり有松橋狭間観光振興協議会(愛知県)
- 26 伊勢二見地域観光交流推進協議会(三重県)
- 27 「紀伊山地の霊場と参詣道」広域連携観光交流空間推進協議会(三重県・奈良県・和歌山県)
- 28 京都・大津・宇治広域連携観光交流推進協議会(滋賀県・京都府)
- 29 甲賀広域観光まちおこし協議会(滋賀県)
- 30 丹後広域連携観光交流推進協議会(京都府)

◆ 観光圏整備支援型

- ★1 さっぽろ広域観光圏(北海道)
- ★2 あなたの空と大地 水戸ひたち観光圏(茨城県)

- 31 宝塚市集客交流推進協議会(兵庫県)
- 32 奈良のむらびり協議会(奈良県)
- 33 鳥取観光戦略グランドデザイン推進会議(鳥取県)
- 34 隠岐島後地域広域連携観光交流推進協議会(島根県)
- 35 萩・益田・津和野圏域広域連携観光交流推進協議会(島根県・山口県)
- 36 東備讃瀬戸観光懇談会(岡山県・香川県)
- 37 南阿波観光振興協議会(徳島県)
- 38 秘境・四国のへそ三好観光交流推進協議会(徳島県)
- 39 上勝アート里山の彩生研究会(徳島県)
- 40 こんびら地域まちづくり型観光推進協議会(香川県)
- 41 南予広域連携観光交流推進協議会(愛媛県)
- 42 四万十川広域観光推進協議会(高知県)
- 43 県境中津・豊前・築上広域連携観光交流推進協議会(福岡県・大分県)
- 44 筑後川まるごとリバーパーク(福岡県・佐賀県・熊本県・大分県)
- 45 壱仙市観光協議会(長崎県)
- 46 宇佐・国東半島広域連携観光交流推進協議会(大分県)
- 47 宮古広域連携観光交流推進協議会(沖縄県)

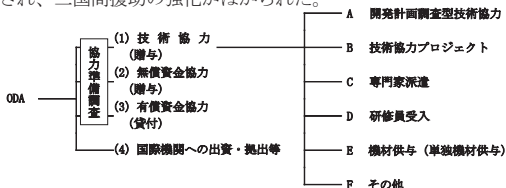


11. その他

(1) わが国の港湾分野の国際協力

途上国に対する経済協力は、政府開発援助（ODA）、その他政府資金（OOF）、民間資金（PF）に分類される。ODAは更に技術協力、無償資金協力、有償資金協力及び国際機関への出資・拠出に分類される。

平成20年10月国際協力機構（JICA）国際協力銀行（JBIC）が合併して誕生した新・国際協力機構（JICA）のもとで、技術協力、有償資金協、無償資金協力の戦略的な実施に向け、随時機動的に実施可能な「協力準備調査」が導入され、二国間援助の強化がはかられた。



① 協力準備調査

技術協力、有償資金協力、無償資金協力の実施準備のために行われる。先方政府の了解のもと、途上国の社会・経済の発展に寄与する公共的な各種事業の目的達成を支援するための協力目標の設定およびシナリオの形成や、個別案件の形成、基本事業計画の策定と協力内容の提案、案件の妥当性、有効性、効率性の確認を行う。

② 開発計画調査型技術協力（旧 開発調査）

途上国における政策立案または計画策定の支援に係る調査を実施。なお、開発計画調査型技術協力は、「協力準備調査」の導入にともない、従来の「開発調査」で実施していた事業のうち、原則として我が国の資金援助を必要としないものに限定される。

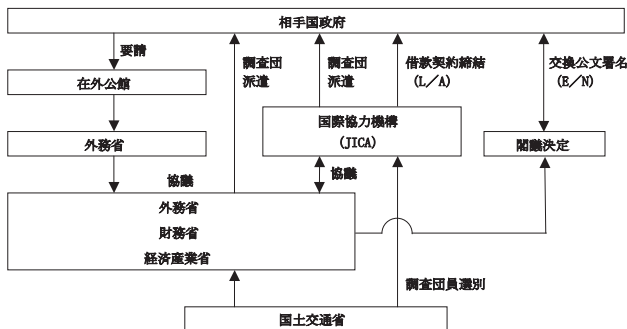
近年実施された港湾関係開発調査（2009年度迄）

国 名	実施年度	案 件 名
カンボジア	2005～2007	海運・港湾セクターマスタープラン調査
フィリピン	2005～2007	機動性向上のためのRTS開発実行可能性調査
エジプト	2006～2007	東地中海地域海陸一貫物流システム調査
インドネシア	2006～2007	スラバヤ大都市圏港湾整備計画調査
ベトナム	2007～2009	持続可能な総合運輸交通開発戦略策定調査
ミャンマー	2008～2009	ヤンゴン港・内陸水運施設改修調査（緊急開発調査）
インドネシア	2008～2009	港湾開発及び経営に関する新しい官民協力戦略策定調査
マダガスカル	2008～2009	トアマシナ港拡張計画F/S調査
エジプト	2008～	全国総合運輸計画調査
ブルンジ	2009～	港湾マスタープラン策定プロジェクト
タンザニア	2009～	全国物流調査プロジェクト
インドネシア	2009～	首都圏港湾物流改善戦略策定調査

③ 資金協力

- a) 有償資金協力…円借款とも呼ばれ、旧国際協力銀行（JBIC）を通じて行われていた。新JICA発足に伴い、今後はJICAが実施。

有償資金協力の流れ

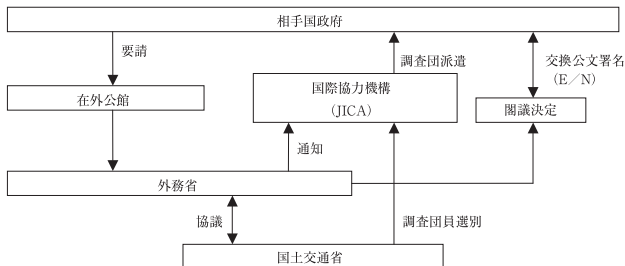


近年の港湾関係有償資金協力実績（2009年度迄）

国名	件名	交換公文署名	供与額（百万円）
エルサルバドル	ラ・ウニオン港開発計画	02/05/18	11,233
インドネシア	タンジュンプリオク港緊急リハビリ事業	04/03/31	12,052
カンボジア	シハヌークビル港緊急拡張計画	04/11/26	4,313
ベトナム	カIMEップ・チーバイ国際港開発事業	05/03/31	36,364
スリランカ	ゴール港開発計画	06/03/28	14,495
インド	ビシャカパトナム港拡張事業（E/S）	06/03/31	161
インド	ビシャカパトナム港拡張計画	07/03/30	4,129
ケニア	モンバサ港開発計画	07/11/20	26,711
ブルガリア	ブルガス港及びヴァルナ港コンテナターミナル整備計	08/03/28	36,932
カンボジア	シハヌークビル港多目的ターミナル整備計画	09/08/13	71,760

b) 無償資金協力…港湾分野では1984年より始められた。

無償資金協力の流れ



近年の港湾関係無償資金協力実績（2010年度迄）

国名	件名	交換公文署名	供与額（百万円）
キリバス	ベシオ港修復計画	05/03/16	313
モザンビーク	ベイラ港浚渫能力増強計画	05/05/30	2,166
カンボジア	主要国際港湾保安施設及び機材整備計画	06/08/30	927
キリバス	ベシオ港修復計画（2/2期）	05/07/12	521
東ティモール	ディリ港改修計画	06/05/18	922
ミクロネシア連邦	ウエノ港整備計画	06/08/09	725
ツバル	フナフチ港改善計画	07/07/03	932
アンゴラ	緊急港湾改修計画	08/01/15	3,932
バヌアツ	ポートビラ湾埠頭改善計画	08/05/26	1,707
インドネシア	港湾保安施設機材整備計画	08/06/25	545
東ティモール	オエクシ港緊急改修計画	10/12/14	1,175

④ 研修員の受入

国際協力機構（JICA）の実施している港湾分野の集団研修（年間3コース、計約60名）及び派遣専門家や開発調査に関するカウンターパート（年間計約20名）等の個別研修に対し、研修員の受入れ、研修カリキュラムの作成、講師の派遣及び港湾視察への便宜供与等を実施している。

集団コース実績（2010年度迄）

コース名	実施年度	研修員累計	参加国累計
港湾戦略運営セミナー	1961年～	821名	87国
港湾開発・計画コース	1963年～	712名	61国
コンテナ埠頭整備計画（2003年終了）	1984～2003年	203名	46国
港湾保安セミナー	2005年～	98名	8国

⑤ 専門家派遣

専門家の派遣は、平成20年度実績で長期専門家4名、短期専門家3名となっている（延べ人数、技術協力プロジェクトによるものを含む）。専門家の指導内容は港湾の計画や管理・運営、維持管理技術のほか、交通全般に関わる政策のアドバイス等、高度かつ多岐にわたっている。

平成17年1月にはスマトラ沖地震及びインド洋津波で被災したスリランカ及びモルディブへ津波災害国際緊急援助隊の一員として港湾・沿岸防災の専門家を派遣した。

⑥ 技術協力プロジェクト

技術協力プロジェクトとは、開発途上国が抱える開発課題に対して定められた目標を達成するために、専門家の派遣や日本での研修、機材供与等の協力手段をどのように組み合わせ、どれくらいの期間で、どのタイミングで実施するのが最も効果的で効率的か、こうした観点から相手国と協議を重ねたうえで作り上げた計画に基づいて実施する協力である。

港湾関係技術協力プロジェクト実績（2010年度迄）

国名	件名	協力期間
トルコ	港湾水理研究センター	1995～1999
インドネシア	港湾の維持・管理技術の普及促進	2004～2006
ベトナム	港湾管理制度改革	2005～2008
インドネシア	港湾保安運営強化	2006～2009
カンボジア	港湾管理運営能力強化	2007～2009
シリア	物流システム近代化計画	2007～2009
フィリピン	総合交通計画管理能力向上プロジェクト	2008～
カンボジア	港湾政策・行政システム構築プロジェクト	2008～
インドネシア	港湾保安運営強化フェーズ2	2009～
スーダン	南部スーダン内水輸送運営管理能力向上プロジェクト	2010～
チリ	対地震・津波対応能力向上プロジェクト	2010～2011

我が国港湾関連産業の海外展開

現在の状況

- ◆国内外において、港湾関連事業は多岐にわたるビジネス機会が存在。我が国の港湾関連産業は海外展開が可能な世界最高水準の要素技術を持している。
- ◆しかし、これまで、海外港湾における我が国との関わりは技術協力/資金協力による建設段階の支援が中心。
- ◆コンテナターミナル(CT)運営事業はアジアを中心に旺盛な需要と高い収益が見込まれるが、我が国企業が運営事業として取扱うコンテナ貨物量の世界シェアは2.6%にとどまる。

今後の展開

従来の建設・整備段階の支援に加え、**ターミナル運営分野の海外展開を含めた港湾関連産業を積極的に支援。**

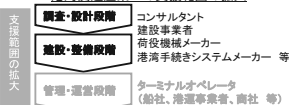
主な取り組み

- 1) 政府間協議の場等を活用した**トップセールス**(ベトナム国ラックフェン港等)やセミナーの開催
- 2) **海外港湾物流プロジェクト協議会**での意見交換
- 3) **豪州形成調査**の実施
- 4) 港湾関連技術の**国際標準化**の推進

我が国の港湾関連産業の技術的優位性

港湾関連産業	我が国の技術的優位性
港湾建設	軟弱地盤対策、浚渫の高速施工、ケーソン据付等
荷役機械	軽量性(対中国メーカ比 -20%) 安定性 (故障発生頻度 対中国メーカ比1/3)
港湾手続き等システム	100以上の港湾にて使用されている 港湾EDIシステム 税関手続き含むシングルウィンドウ化
ターミナルオペレーター	世界最高の荷役能率 (1時間あたり40個)

港湾関連産業への支援範囲の拡大



期待される効果

- ・日本企業が運営するCTの拡大による我が国の高質かつ**安定的な国際物流ネットワークの構築**
- ・急成長、拡大が見込まれるCT運営市場における**日本企業の参入及びシェア拡大**
- ・我が国建設会社、荷役機械メーカー等CT開発・運営に携わる**関連産業の進出機会の拡大**

「海外港湾物流プロジェクト協議会」の設立

1. 設立主旨

海外での港湾物流プロジェクトを官民協働で推進するため、官民の意見交換を行う場として設立する。
具体的には以下を行う。

- ①官民情報の共有、意見交換
- ②官民協働でのセミナー開催
- ③訪日ミッションの受入れ 等

2. 参加者

- 座長：伊藤忠商事(株) 取締役会長 小林栄三
- 副座長：(社)日本船主協会 港湾物流専門委員会委員長 村上英三
- 民間企業：公募による(ネット上で募集)
船社、港運事業者、物流事業者、メーカー(荷役機械、港湾システム、海洋構造物、港湾資材等)、建設会社、商社、コンサルタント、金融機関 等の72社(2011年7月4日時点)
- 関係機関：12機関
国際協力機構、国際協力銀行、日本貿易振興機構、日本貿易保険、港湾荷役機械システム協会、日本埋立浚渫協会、日本港運協会、日本船主協会、海外運輸協力協会、国際臨海開発研究センター、日本インターナショナルフレートフォワードーズ協会、日本造船工業会
- オブザーバー：外務省、財務省、経済産業省
- 国土交通省
港湾局、海事局、国際部門、物流部門の審議官級、事務局：港湾局

3. スケジュール

- 2010年11月：第1回協議会を開催
：インドネシアWGを設置
- 2010年12月：インドネシアにてセミナーを開催
- 2011年1月：ベトナムWGを設置→メコン地域に拡大
- 2011年2月：インドWGを設置
- 2011年6月：第2回協議会を開催
* 本年中に制度WGを設置。また、新たな国別WG等の立ち上げについても検討。

(2) 国際会議・国際交流

港湾関係国際会議一覧

会 議 名	概 要
APEC 交通ワーキンググループ (TP1WG) 港湾・海事専門家会合 海事保安専門家サブ会合 アジア太平洋地域21の国・地域	APEC各地域内の海運・港湾の専門家による情報交換及び相互理解を通じ、専門技術・知識の向上を図り、域内の港湾能力の改善及び効率性の向上を図るとともに、海運サービスの自由化及びWTOの交渉促進に関する共通課題を抽出し行動計画の作成を行うために平成8年より開催
北東アジア港湾局長会議 日本：国土交通省港湾局長 韓国：国土交通海洋部港湾開発政策局長 中国：交通運輸部水運司長	日本・韓国・中国の港湾担当部局の局長が、3国の港湾の発展のため港湾行政全般にわたり広範に意見交換を行うとともに、3国港湾関係者の友好関係の増進を図る 平成7年より毎年開催されていた日韓港湾局長会議に、平成12年より中国当局者を加えて3国間の会議としたもの
日 ASEAN 交通連携 海事セキュリティプログラム 港湾技術共同研究プロジェクト	ASEAN諸国における港湾に関する諸問題について、日本との共同研究や専門家会合等を通じて問題解決を図るために平成15年度より実施している。現在、津波防災対策と港湾保安対策に関する取組を行っている。
G8 ローマ・リヨングループ会合	同時多発テロ以降、合同で国際組織犯罪・国際テロ対策等に取り組む上級専門家会合 港湾保安については交通保安サブグループで議論されている
国際海事機関 (IMO) 加盟国：166ヶ国 国準加盟：3地域	国際航海に従事する船舶の航行上の技術的課題全般に関する法規等の分野における政府間協力のために昭和23年に設立された機関で、我が国は昭和33年に加盟。 海上安全委員会 (MSC)、海洋環境保護委員会 (MEPC)、簡易化委員会 (FAL) 等の委員会、その下部組織の小委員会において、港湾に関する国際的な取組が審議されている。
日中韓物流大臣会合 日本：国土交通大臣 中国：交通運輸部長 韓国：国土海洋部長	平成17年の韓国海洋水産部長官と北側大臣（当時）の会談において、日中韓三国の物流機能強化を目的とした会合の開催を合意。3ヶ国持ち回りでおおよそ年に1回の頻度で開催。第1回会合は平成18年9月に韓国にて、第2回は平成20年5月に日本・岡山、第3回は平成22年5月に中国・成都で開催。

関連団体一覧

国際航路協会 (PIANC) 会員：61ヶ国、約450法人、 個人会員約2,000人	港湾・航路等の技術的課題に関する調査研究、開発途上国への技術援助など、幅広い活動を行う非政治的・非営利な国際機関であり、国連の諮問機関に指定されている。 内陸水路、海港、レクリエーション、環境、国際協力の5つの委員会を設置しており、その成果は、指針、勧告、手引き書などに纏められ、実質的な世界標準として活用されている。 2010年は設立125周年にあたり、世界各地で記念事業を開催しており、日本においても名古屋で9月に記念事業を開催した。
国際港湾協会 (IAPH) 正会員：世界の主要港湾管理者等 約220港 賛助会員：港湾関連政府機関、公共団体、各種協会、企業、大学、個人等 約140	世界の港湾の発展と港湾関係者の交流を目指し、わが国主導で昭和30年に設立された 世界の港湾関係者が集まる唯一の国際非営利・非政府組織世界港湾会議、地域会議の開催の他、人的資源開発、通信および地域社会、港湾安全および保安、港湾環境、法規、港湾計画および開発、港湾運営およびロジスティクス、貿易手続き簡易化および情報システムなど全部で8の専門委員会が設置され、研究活動が行われている
国際荷役調整協会 (ICHCA I.L.) 会員：港湾管理者、ターミナルオペレーター、研究者、専門家等 約2000人	国際的な海・陸・空の貨物荷役・輸送の関係を会員とする非営利法人として昭和27年に前身 ICHCA が設立され、平成15年に ICHCA I.L. として設立。IMO、ILO、ISO等国際機関への貨物荷役の問題点の提言、会員への情報収集・提供及び会員間の港湾荷役・輸送の技術や知識の交流を行っている
国際臨海開発研究センター (OCDI)	臨海開発の分野における海外技術協力のために、わが国のある臨海開発技術を官民協力して総合的に運用する公益団体として昭和51年に設立された 海外の港湾に関する開発計画調査、技術移転のための研修・セミナーの他、世界の港湾関連情報の収集整備、日本の港湾技術基準や関連する情報の普及、開発途上国への専門家派遣等を行っている

(3) 公共事業コスト構造改善プログラム

① 背景と経緯

公共事業のコスト縮減は、平成9～11年度を対象とし「公共工事コスト縮減対策に関する行動指針」、平成12～20年度を対象とし「公共工事コスト縮減対策に関する新行動計画」に基づき取り組み、また、平成15～19年度においては、新行動計画に加え、「国土交通省公共事業コスト構造改革プログラム」に基づき積極的な取り組みを実施してきた。

さらに、平成20～24年度を対象とし「国土交通省公共事業コスト構造改善プログラム」を策定し、総合的なコスト構造改善を推進しており、平成21年度については、港湾整備事業において、平成19年度の標準的な公共事業コストと比較した総合コスト改善率は5.4%（全体的な物価変動（資材費・労務費の変動）を考慮した場合には4.3%）を達成している。

② 改善プログラムの概要

国土交通省公共事業コスト構造改善プログラム

対 象

基本的には国土交通省直轄事業、国土交通省所管の関係機構等が行う公共事業

- ① 関係機構等は、事業内容や財源構成等にそれぞれ特性があることを考慮し、独自の施策を実施することが可能。
- ② 所管補助事業等において同様の取り組みがなされることを促す。
- ③ 関係省庁と連携して実施する施策も含む。

内 容

- ①事業のスピードアップ(6施策)
- ②計画・設計・施工の最適化(10施策)
- ③維持管理の最適化(6施策)
- ④調達の最適化(12施策)

合計34施策

ポイント

数値目標

平成20年度から5年間で、平成19年度と比較して、15%の総合コスト改善率の達成が目標

【総合コスト改善率】

従来の①工事コストの縮減(規格の見直しによる工事コストの縮減を含む)、②事業のスピードアップによる効果の早期発現、③将来の維持管理費の縮減に加え、以下の項目も評価

民間企業の技術革新や調達の効率化によるコスト構造の改善効果を評価

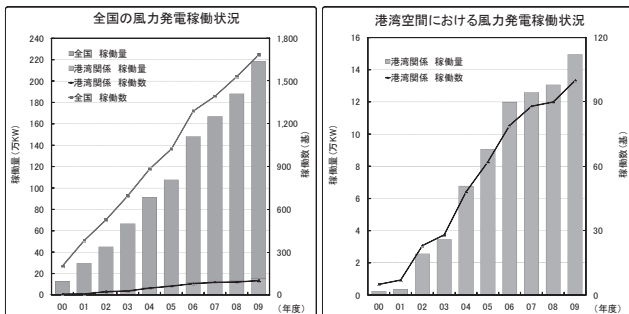
施設の長寿命化によるライフサイクルコスト構造の改善効果を評価

工事に伴う環境コスト等社会的コスト構造の改善効果を評価

(4) 港湾空間への風力発電の導入

港湾空間への風力発電の導入

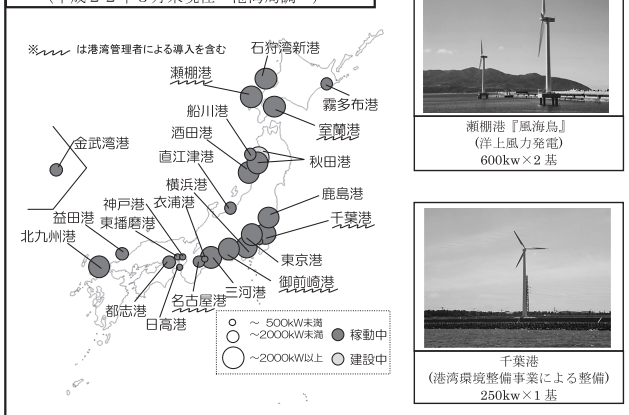
① 風力発電の導入実績 平成22年3月末現在 港湾局調べ



出典：NEDO 及び港湾局調べ

全国 約 218.6 万 KW (1,683 基) 港湾空間 14.9 万 KW (100 基)

(※ 導入後、廃止・停止・休止したものは除く)

② 港湾空間への風力発電の立地状況
(平成22年3月末現在 港湾局調べ)

1. 海岸の現況

(1) 海岸の概要

日本の海岸線の総延長は約3万5,000キロメートルと極めて長大であり、このうち海岸保全区域として指定し、堤防、護岸等により防護する必要がある海岸線の延長は約1/2の1万5,000キロメートルである。

海岸事業は、津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護するとともに、海岸環境の整備と保全及び公衆の海岸の適正な利用を図ることにより、国土の保全に資することを目的としており、国土交通省（河川局、港湾局）、農林水産省（農村振興局、水産庁）の海岸省庁が所管している。なお、海岸保全区域の所管別割合等は次の表のとおりである。

事 項 別 所 管 別	要 保 全 延 長(イ)				一般公 共海岸 区域延 長(ロ)	その他(ハ)	海 岸 線 延 長	
	海岸保 全区域 指定済 延長	海岸保 全区域 要指定 延長	計	構成比			計	構成比
国土交通省	(km) 9,123	(km) 661	(km) 9,784	(%) 64.8	(km) 8,366	(km) 8,041	(km) 25,552	(%) 72.4
河 川 局	5,048	399	5,447	36.1	8,349	3,615	16,988	48.2
港 湾 局	4,076	262	4,337	28.7	17	4,426	8,564	24.3
農林水産省	4,832	235	5,068	33.6	56	3,236	8,120	23.0
農村振興局	1,654	40	1,694	11.2	25	3	1,672	4.7
水 産 庁	3,179	195	3,374	22.4	31	3,232	6,448	18.3
河川農振共管	233	8	240	1.6	0	0	233	0.7
そ の 他	—	—	—	—	—	1,369	1,369	3.9
合 計	14,188	904	15,092	100.0	8,422	11,277	35,275	100.0
対総延長比(%)	40.2	2.6	42.8	—	23.9	32.0	—	—

出典：国土交通省河川局「平成22年度版海岸統計」

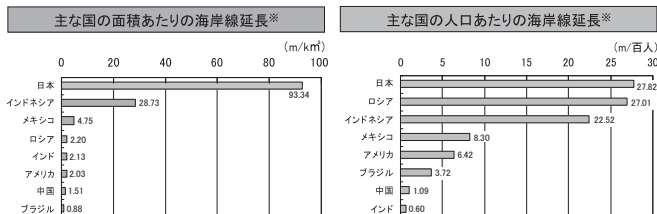
(平成22年3月末)

(注) 1. 指定済延長に二線堤 (512km) を含み、また一般公共海岸区域延長に要保全延長との重複部分の延長 (374km) を含むため、(イ) + (ロ) + (ハ) = 総延長とはならない。

2. 一般公共海岸区域延長は、現在調査中であり、数値は推計値である。

3. 数値については、合計のための端数操作は行っていない。

(2) 人口、面積に比較して長いわが国の海岸線



※海岸線の延長が上位20位の国のうち、人口一億人以上の国のみ抽出して比較

出典)

人口・面積)「U.S.Central Intelligence Agency, The Factbook 2010」

海岸線延長)日本は「海岸統計(平成22年度版)」、外国は、U.S.Central Intelligence Agency, The Factbook 2010」

(3) 港湾局所管海岸の特色

■ 港湾局所管海岸 □ その他の海岸

●保全を必要とする海岸延長(約15,092km)



●防護すべき人口(約1,051万人)

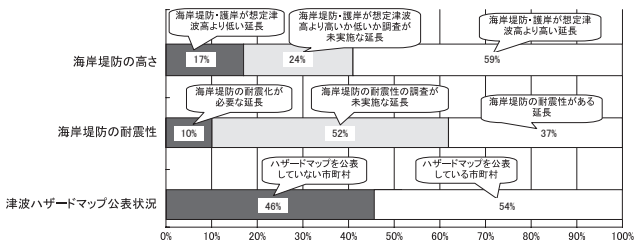


保全延長当たりの防護人数
 港湾局所管海岸 約1.4人/m
 その他の海岸 約0.4人/m

出典) 保全を必要とする海岸延長)「海岸統計(平成22年度版)」

防護すべき人口)国土交通省、農林水産省調べ(平成22年3月末)

(4) 海岸整備の問題点



出典) 国土交通省・農林水産省調べ(平成22年3月末)

※四捨五入の関係で合計が合わないことがあります。

2. 海岸保全基本方針及び海岸保全基本計画

平成11年5月に改正された海岸法において、海岸の保全に関し国において基本的な方針を明らかにするとともに、地域の実状を応じ、かつ、総合的な視点に立った海岸の管理を促進するため、海岸保全基本方針及び海岸保全基本計画を定めることが新たに規定された。(海岸法第二条の二及び第二条の三)

○海岸保全基本方針

海岸保全基本方針は、海岸法施行令第一条第一項により、以下の事項について定められている。

1. 海岸の保全に関する基本的な指針
 - (1) 海岸の保全に関する基本理念
 - (2) 海岸の保全に関する基本的な事項
 - ① 海岸の防護に関する基本的事項
 - ② 海岸環境の整備及び保全に関する基本的な事項
 - ③ 海岸における公衆の適正な利用に関する基本的な事項
 - ④ 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項
 - ⑤ 海岸の保全に関するその他の重要事項
2. 海岸保全基本計画を作成すべき海岸の区分
3. 海岸保全基本計画の作成に関する基本的な事項

○海岸保全基本計画

海岸保全基本計画は、海岸法施行令第一条の二により、以下の事項を定めることとなっている。

1. 海岸の保全に関する次に掲げる事項
 - イ 海岸の現況及び保全の方向に関する事項
 - ロ 海岸の防護に関する事項
 - ハ 海岸環境の整備及び保全に関する事項
 - ニ 海岸における公衆の適正な利用に関する事項
2. 海岸保全施設の整備に関する次に掲げる事項
 - イ 海岸保全施設を整備しようとする区域
 - ロ 海岸保全施設の種類、規模及び配置等
 - ハ 海岸保全施設による受益の地域及びその状況

この他、海岸保全基本方針において、海岸保全基本計画を策定する際の留意すべき重要事項として

1. 関連計画との整合性の確保
2. 関係行政機関との連携調査
3. 地域住民の参画と情報公開
4. 計画の見直し

を定めることとしている。

海岸保全基本方針（主務大臣）

内容 広域海岸の区分、海岸保全の基本理念、考え方等

手続 海岸保全基本方針の案の作成
 ↓ ← 協議 → 関係行政機関の長
 海岸保全基本方針の策定

海岸保全基本計画（都道府県知事）

内容 広域海岸ごとに策定、環境・利用も含めた海岸保全の基本事項、施設の整備に関する事項等

手続 海岸保全基本計画の案の作成
 ↓ 意見 学識経験者
 ↓ 意見 関係市町村長
 ↓ 意見 関係海岸管理者（港湾管理者等）
 海岸保全基本計画の決定

海岸管理者（港湾管理者等）

海岸保全施設の整備に関する事項の原案
 ↓ 意見
 海岸保全施設の整備に関する事項の案

必要に応じて公聴会開催等
 による住民意見の反映

防護・環境・利用の調和のとれた海岸の保全

3. 海岸事業

(1) 海岸事業の概要

区分		地域	根拠法令	負担率・ 国費率・ (補助率)	概要
直轄事業	直轄海岸 保全施設 整備事業	北海道	海岸法第26条第1項	2/3	高潮、津波、波浪等による被害が発生する恐れのある地域について海岸保全施設の新設・改良等を行う事業
		離 島	同上	2/3	
		奄 美	奄美群島振興開発特別措置法第6条第1項	2/3	
		沖 縄	沖縄振興特別措置法施行令第38条第1項	9.5/10	
		内 地	海岸法第26条第1項	2/3	
高潮対策事業	北海道	海岸法施行令第8条第3項	11/20	高潮による被害が発生する恐れのある地域について海岸保全施設の新設・改良等を行う事業	
		離 島	海岸法施行令第8条第4項		11/20
		奄 美	奄美群島振興開発特別措置法施行令第1条第1項		2/3
		沖 縄	沖縄振興特別措置法施行令第38条第1項		9/10
		内 地	海岸法施行令第8条第1項第4号		1/2
		(市街地)	海岸法施行令第8条第1項第5号		2/5
	侵食対策事業	北海道	海岸法施行令第8条第3項	11/20	海岸侵食による被害が発生する恐れのある地域について海岸保全施設の新設・改良等を行う事業
		離 島	海岸法施行令第8条第4項	11/20	
		奄 美	奄美群島振興開発特別措置法施行令第1条第1項	2/3	
		沖 縄	沖縄振興特別措置法施行令第38条第1項	9/10	
海岸耐震 対策緊急事業	内 地	海岸法施行令第8条第1項第2号	1/2	堤防・護岸等の耐震対策を海岸管理者が地域の実情に応じて緊急的に実施することにより、地震発生に伴う堤防・護岸等の防護機能低下による浸水被害を防止し、もって人命や資産の防護を図る事業	
	北海道	海岸法施行令第8条第3項	11/20		
	離 島	海岸法施行令第8条第4項	11/20		
	奄 美	奄美群島振興開発特別措置法施行令第1条第1項	2/3		
	沖 縄	沖縄振興特別措置法施行令第38条第1項	9/10		
海岸堤防等 老朽化対策 緊急事業	内 地	海岸法施行令第8条第1項第4号	1/2	老朽化等により所要の機能が確保されていない海岸保全施設であって、緊急にその機能の回復又は強化を行う必要がある事業	
	北海道	海岸法施行令第8条第3項	11/20		
	離 島	海岸法施行令第8条第4項	11/20		
	奄 美	奄美群島振興開発特別措置法施行令第1条第1項	2/3		
	沖 縄	沖縄振興特別措置法施行令第38条第1項	9/10		
津波・高潮危機 管理対策緊急事業	内 地	海岸法施行令第8条第1項第4号	1/2	既存の海岸保全施設の緊急的な防災機能の確保及び避難対策を促進することにより、津波・高潮発生時における人命の優先的な防護を推進する事業	
	北海道	海岸法施行令第8条、地方財政法第16条	1/2		
	内 地	同上	1/2		
	北海道	地方財政法第16条に基づく措置	1/3		
海岸環境整備事業	離 島	同上	1/3	国土保全及び人命財産の防護と合わせて砂浜や通路、植栽等を整備し、快適な海岸環境を保全、創出する事業	
	奄 美	同上	1/3		
	沖 縄	同上	1/3		
	内 地	同上	1/3		
補助率差額		後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律			

注1) 平成22年度に社会資本整備総合交付金を創設。

注2) 平成23年度に地域自主戦略交付金(沖縄振興自主戦略交付金を含む)を創設。なお、都道府県が実施する高潮対策事業及び侵食対策事業については、防護面積及び防護人工が、おおむね15ヘクタール未満かつおおむね150人未満(離島・奄美・北海道・沖縄にあっては、おおむね7.5ヘクタール未満かつおおむね75人未満)を対象としている。

(2) 平成23年度海岸事業（国土交通省港湾局所管分）の概要

1. 基本方針

「平成23年度予算の概算要求組替え基準について（平成22年7月27日閣議決定）」を踏まえ、背後に産業・人口が集積する港湾海岸において「国民生活の安定・安全」を確保し、元気な日本を復活させるため、切迫する大規模地震・津波災害や頻発する深刻な高潮災害等に対する施策に重点的に取り組む。

2. 主要施策

①津波・高潮対策

- ・大規模地震が切迫する地域における地震・津波対策

切迫する大規模地震と津波の発生に備えて、津波防波堤の整備、海岸保全施設の耐震化等を推進する。

- ・高潮・高波による再度災害の防止対策

平成17年8月に発生した米国でのハリケーン・カトリーナによる災害を教訓とし、人口・資産が集積するゼロメートル地帯等において高潮・高波災害の再発防止対策を推進する。

②侵食対策

- ・冬季波浪等により深刻な侵食を受けている海岸において侵食対策を推進する。

＜平成23年度海岸事業予算所管別内訳＞ 単位：百万円

所 管	平成22年度		平成23年度		対前年度比	
	(A)		(B)		(B) / (A)	
	事業費	国 費	事業費	国 費	事業費	国 費
国 土 交 通 省	10,908	10,167	10,075	10,325	0.924	1.016
港 湾 局	10,481	9,927	10,069	10,319	0.961	1.039
北 海 道 局	6	6	6	6	1.000	1.000
都市・地域整備局	421	234	0	0	皆減	皆減
（離 島）	400	220	0	0	皆減	皆減
（奄 美）	21	14	0	0	皆減	皆減
内 閣 府	56	51	6	6	0.107	0.118
沖 縄 振 興 局	56	51	6	6	0.107	0.118
合 計	10,964	10,218	10,081	10,331	0.920	1.011

注）合計は四捨五入の関係で一致しない場合がある。

＜平成23年度海岸事業予算事項別内訳＞ 単位：百万円

事 項	平成22年度	平成23年度	対前年度比
	当初 (A)	当初 (B)	(B) / (A)
	事業費	事業費	事業費
直轄海岸保全施設整備事業費	8,391	9,990	1,191
海岸保全施設整備事業費補助	2,373	—	皆減
高潮対策	1,053	—	皆減
市街地一般	718	—	皆減
一般海岸	335	—	皆減
侵食対策	1,320	—	皆減
海岸環境整備事業費補助	105	—	皆減
海岸事業調査	95	91	0.960
補助率差額	—	—	—
合 計	10,964	10,081	0.920

注）合計は四捨五入の関係で一致しない場合がある。

＜実施海岸数＞

区 分	港湾局		北海道局		都市・地域整備局				沖縄振興局		合 計		
					離 島		奄 美						
	H22	H23	H22	H23	H22	H23	H22	H23	H22	H23	H22	H23	増▲減
高潮対策	14	8	0	0	1	0	1	0	1	0	17	8	▲9
侵食対策	9	2	0	0	1	0	0	0	0	0	10	2	▲8
海岸環境	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	▲3
合 計	26	10	0	0	2	0	1	0	1	0	30	10	▲20

(3) 制度型事業の概要

ふるさと海岸整備事業（H元～）

老朽化等により安全度の低下した既存施設の改良にあたって、海岸背後のまちづくりと一体となった良質で多面的な機能をもった海岸保全施設の整備を行うことにより、地域住民に親しまれ、海辺とふれあえる美しい景観を有した安全で潤いのある海岸を形成していく事業。

エコ・コースト事業（H8～ 海岸省庁）

ウミガメやカブトガニといった海生生物や野鳥等にとって、重要な生息場所等になっている海岸や、自然景観との調和を図る必要が高い海岸において、施設構造や工法の工夫、干潟や磯の創出などを行い、自然環境と調和した海岸を形成していく事業。

さらに、地域住民、有識者、NPO、地元自治体等の意見の聴取、パイロット工区における住民団体等の参画によるモニタリングの実施及びその結果等を踏まえた施設の整備を行う事業や、既に海岸保全施設が整備され、防護機能が確保されている海岸において、地域住民、有識者、NPO、地元自治体等の参画により、生態系に配慮した既存海岸保全施設の改良を実施する事業。

＊NPO：非営利民間組織（ボランティアなどを担う営利を目的としない民間組織）

海と緑の健康地域-健康海岸事業-（H8～ 厚生労働省、海岸省庁）

厚生労働省が指定する健康文化都市と連携して「海と緑の健康地域」を指定し、海岸背後の福祉施設や健康増進施設等の整備と、砂浜の保全・復元、高齢者や身障者も利用しやすい緩傾斜堤、階段工等の整備を一体的に進めることにより、健康で活力のある海岸域を創出していく事業。

渚の創生事業（H9～ 海岸省庁）

一連の沿岸における土砂バランスを回復させる観点から、港湾・漁港や河川で堆積した土砂をリサイクル材として活用しながら侵食海岸での海浜の復元を図る事業。

いきいき・海の子・浜づくり事業（H9～ 文部科学省、海岸省庁）

学校教育や社会教育における体験活動の一環として、海岸の積極的な活用が図られるよう文部科学省が推進している豊かな体験活動推進事業、青少年長期自然体験活動推進事業等と連携して、利用及び避難しやすい海岸づくりや自然体験の場を創出するための施設整備を行う事業。

都市海岸高度化事業 (H9 ～ 海岸省庁)

海岸背後の土地利用と調和して、海岸保全施設（護岸、突堤等）の耐震化等による安全性向上を図るとともに、これらと一体となって海岸での市民利用を促進するための施設の整備を行う事業。

魚を育む海岸づくり事業 (H11 ～ 水産庁、海岸省庁)

水産庁所管の水産基盤整備事業と連携し、離岸堤と増殖場の一体的な整備等により、投資の効率化を図り、水産物の安定供給に資するとともに、海岸の防護による国土の保全を図る事業。

自然豊かな海と森の整備対策事業（白砂青松の創出）

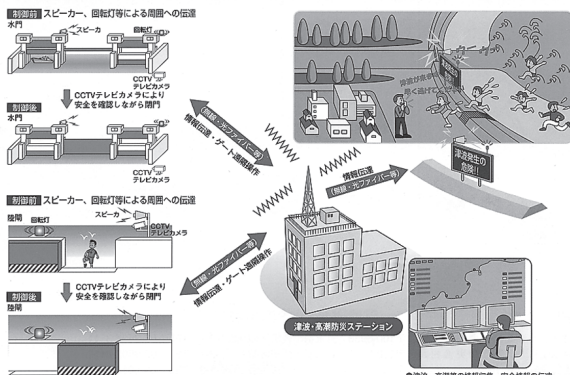
(H12 ～ 林野庁、海岸省庁)

海岸侵食等により白砂青松が失われつつある海岸において、海岸事業による砂浜の復元等の海岸環境に配慮した整備と治山事業による海岸防災林の整備を連携して行い、効率的・効果的な事業実施を推進し、国土保全を図るとともに、自然環境と利用に配慮した白砂青松の創出を行う。

総合的な津波・高潮災害対策の強化事業 (H15 ～ 海岸省庁)

海岸背後に生活する住民等の安全・安心を確保するため、大規模な津波、高潮災害が予測される地域において、地域の防災計画や、ハザードマップなどソフト施策との連携を図りながら、海岸保全施設の整備を行う事業。

津波・高潮防災ステーションのシステム



総合的な津波・高潮災害対策の強化事業

都市と農漁村の交流促進や観光振興に資する海岸づくり (H15 ～ 海岸省庁)

地域の文化資源及び都市と農漁村の交流に資する施設を防護するための海岸保全施設の整備を行うとともに、景観や利用に配慮した離岸堤の潜堤、人工リーフ化等の海岸保全施設の改良を実施する事業。

災害弱者対策事業 (H16 ～ 海岸省庁)

子供、高齢者、障害者等災害弱者の海岸利用の促進を図るとともに、災害弱者を津波・高潮等の海岸災害から守るため、津波・高潮等の災害の危険性が高く、防護区域に災害弱者関連施設を有する海岸のうち、地域の防災計画との整合が図られ、ハザードマップ等のソフト施策との連携が図られる海岸を対象に、災害弱者が容易に利用できる緩傾斜堤の整備や既存施設のバリアフリー化等の整備を行う事業。

(4) 社会資本整備総合交付金及び地域自主戦略交付金の効果促進事業の例 (基幹事業が海岸事業の場合)

社会資本整備総合交付金は、国土交通省所管の地方公共団体向け個別補助金を一つの交付金に原則一括し、地方公共団体にとって自由度が高く創意工夫が活かせる総合的な交付金として創設された。また、より地域の自由裁量を拡大するため地域自主戦略交付金が創設されました。

社会資本整備総合交付金及び地域自主戦略交付金では、基幹事業と一体となってその効果を一層高めるための事業（効果促進事業）の実施が可能である。基幹事業が海岸事業である場合の例を以下に示す。

【例】

ハザードマップの作成、避難タワーの設置、防災教育の支援（専門家の招聘、防災学習教本の作成）、防災訓練の実施、資機材の備蓄、海岸清掃等ボランティア活動の支援

○ハザードマップの作成



○避難タワーの設置



○防災教育の支援(専門家の招聘)



(5) 里浜づくり

「里浜」とは、多様で豊かなかつての「海辺と人々とのつながり」を現代の暮らしに適う形で蘇らせた浜のこと。

地域住民やNP0等との連携強化により、地域の自然環境や地域固有の歴史を生かした海辺と人々のつながりの密接化を促進し、かつての多様で豊かな海辺と人々のつながりを現代の暮らしに適う形で蘇らせる「里浜づくり」を推進する。

表 主な取り組みの場所とコンセプト

取り組み場所		取り組みのコンセプト（地域の人々と海辺のつながり）
青森県	青森港 油川地区ふるさと海岸	環境保全による子供の健全育成、まちづくり、地域活性化
青森県	木野部海岸	昔の豊かだった浜を取り戻す
青森県	八戸港 鮫地区	観光振興による地域経済の発展
宮城県	塩竈市浦戸々島宇内浜・柳浜	きれいな海辺の復活
福島県	いわき市豊間地区	美しい自然を守り残す（鳴き砂を守る）
山形県	釜磯海水浴場、月光川および月光川周辺の森（遊佐町）	「真の故郷づくり」（自然を通した知識、経験の次世代への継承）
茨城県	大竹海岸	安全な海水浴場をつくる
茨城県	大洗港海岸	体験学習活動の振興と海を活かしたまちづくりの推進
神奈川県	平塚海岸	ビーチスポーツを通じた通年的な海浜の利用
福井県	敦賀港海岸 松原地区	海岸利用の促進
静岡県	熱海港海岸 多賀地区	失われた海水浴場の復活
愛知県	田原市 西の浜 三河湾	海をきれいにする
三重県	津松阪港海岸 津（阿漕浦・御殿場）地区	白砂青松の浜の復活
三重県	阿児海岸 国府地区海岸	海辺の自然学校等による海浜部の利用とライフセーバーやユニバーサルビーチとしての安全安心な海岸づくり
和歌山県	文里港周辺 天神崎海岸	自然を守る
京都府	琴引浜・八丁浜海岸	鳴き砂を守る
兵庫県	甲子園浜	住環境を守る
兵庫県	浜脇地区	地域の浜への愛着を持つ
大阪府	二色港 二色浜地区周辺	自然大好き人間の輪を広げる
島根県	久手港久手地区	伝統的な漁法を学ぶ
香川県	豊浜港 一の宮地区	町のシンボルとして魅力ある海岸を目指す
岡山県	神島の寺間・見崎地区を中心とした笠岡港海岸	カブトガニの保護活動を核にした継続的な海岸に親しめる活動
愛媛県	東予港 河原津地区	カブトガニと自然環境の保護
高知県	奈半利港海岸	交流を通じ、地域の持つ天然資源を再評価する
福岡県	福岡市東区海ノ中道海浜公園内	松原を復元することで、昔の白砂青松を取り戻し、市民の安らぎの場とする
佐賀県	唐津市 唐津港海岸 西ノ浜地区	海辺の良さ、「いやし」と「賑わい」の場所を再認識してもらう
大分県	中津港大新田地区	護岸整備に際して、より地域に密着した意見を反映させる
大分県	守江湾周辺	守江湾を中心とする杵築の海に地域の人々が親しみ、誇りを持ち利用する
大分県	別府港海岸	別府国際観光港みなとまちづくり協議会による清掃活動やイベントの実施
宮崎県	方財海岸	地元住民による海岸管理
熊本県	上天草市大矢野町内の海岸	海岸の美しい景観や環境を保全し、美しい海を次世代に残す
沖縄県	今帰仁村東部海岸	海岸の魅力を見つけ、海岸を利用して何かできないか

1. 国土形成計画、全国総合開発計画（概要）の変遷

	全国総合開発計画 (全総)	新全国総合開発計画 (新全総)	第三次全国総合開発計画 (三全総)	第四次全国総合開発計画 (四全総)	21世紀の国土の グランドデザイン	国土形成計画 (全国計画)
閣議決定	昭和37年10月5日	昭和44年5月30日	昭和52年11月4日	昭和62年6月30日	平成10年3月31日	平成20年7月4日
策定時の内閣 背景	池田内閣 1 高度成長経済への移行 2 過大都市問題、所得倍増計画 (太平洋ベルト地帯構想)	佐藤内閣 1 高度成長経済 2 人口、産業の大都市集中 3 情報化、国際化、技術革新の進展	福田内閣 1 安定成長経済 2 人口、産業の地方分散の兆し 3 国土資源、エネルギー等の有限性の顕在化	中曽根内閣 1 人口、諸機能の東京一極集中 2 産業構造の急速な変化等により、地方圏での雇用問題の深刻化 3 本格的国際化の進展	橋本内閣 1 地球時代 (地球環境問題、大競争、アジア諸国との交流) 2 人口減少・高齢化時代 3 高度情報化時代	福田康夫内閣 1. 急速な東アジア各地域の成長 2. 予想を上回る早さでの人口減少社会の到来 3. インターネットや携帯電話の普及による国民生活の変化
目標年次	昭和45年	昭和60年	昭和52年からおおむね10年間	おおむね平成12年(2000年)	平成22年から27年(2010～2015年)	平成20年から概ね10ヶ年間
基本目標	(地域間の均衡ある発展)	(豊かな環境の創造)	(人間居住の総合的環境の整備)	(多極分散型国土の構築)	(多軸型国土構造形成の基礎づくり)	多様な地域ブロックが自立的に発展する国土を構築すると共に、美しく暮らしやすい国土の形成を図る
開発方式等	(拠点開発構想)	(大規模プロジェクト構想)	(定住構想)	(交流ネットワーク構想)	(参加と連携)	・国土基盤の質的向上 ・広域ブロックが特色ある地域戦略を描く

国土形成計画(全国計画)について

- (〇 量的拡大「開発」基調から「成熟社会型の計画」へ)
 (〇 国主導から二層の計画体系 (分権型の計画づくり) へ)

国土形成計画の枠組み

根拠法: 国土形成計画法

(国土総合開発法の抜本改正により平成17年に成立)

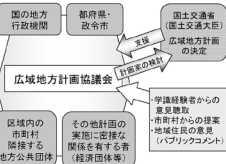
全国計画

- 〇 長期的な国土づくりの指針(閣議決定)
- 〇 地方公共団体から国への計画提案制度

広域地方計画

- 〇 国と地方の協働による広域ブロックづくり

・国、地方公共団体、経済団体等で広域地方計画協議会を組織
 ・計画の策定に向けて、同協議会において各主体が対等な立場で連携・協力



新しい国土像

多様な広域ブロックが自立的に発展する国土を構築すると共に、美しく、暮らしやすい国土の形成を図る



- 広域ブロックごとに特色ある戦略を描く
- 各ブロックが交流・連携、相乗効果による活力
- 各地域が相互に補い合って共生
- 文化・伝統や個性ある景観など美しい国土の再構築

このためブロックの外に向かつては、とりわけ、

- ・東アジア等との交流・連携
- ・太平洋のみならず、日本海及び東シナ海を活用

ブロックの内部では、

- ・成長エンジンとなる都市・産業の強化
- ・各地域が連携、相互補完
- ・地域の総合力を結集し、安心して暮らせる生活圏域を形成

2. 港湾整備五（七）箇年計画の変遷

これまでの港湾整備事業は、港湾整備緊急措置法（昭和36年制定）に基づき、港湾整備事業として実施すべき目標と量を定めた港湾整備五（七）箇年計画を作成し、計画的に港湾整備を進めてきた。港湾整備五（七）箇年計画の進捗状況は以下のとおりである。

区 分		第1次	第2次	第3次	第4次	第5次	第6次	第7次	第8次	第9次
関 議	了 解	1961年1月23日	1965年1月22日	1968年3月22日	1971年2月5日	1976年3月12日	1981年3月13日	1986年2月25日	1991年3月1日	1996年3月5日
	決 定	1962年2月13日	1965年8月27日	1969年3月25日	1972年3月17日	1976年10月1日	1981年11月27日	1986年11月28日	1991年11月29日	1996年12月13日 (1997年12月12日)
計 画 期 間		1961～65年度	1965～69年度	1968～72年度	1971～75年度	1976～80年度	1981～85年度	1986～90年度	1991～95年度	1996～2002年度
投資規模・億円	港湾整備事業	2,330	4,850	8,000	15,500	22,800	30,200	25,500	35,900	43,100
	うち調整費	250	550	1,150	1,650	2,300	2,300	—	—	—
	災害関連事業・地方単独事業等	170	650	1,200	2,400	3,400	5,500	4,800	5,400	6,800
	港湾機能施設整備事業等		1,000	1,100	2,100	2,800	4,600	5,800	9,400	14,000
	予 備 費	—	—	—	1,000	2,000	—	—	—	—
	調 整 費	—	—	—	—	—	2,300	7,900	6,300	11,000
	計	2,500	6,500	10,300	21,000	31,000	42,600	44,000	57,000	74,900
実 施 期 間		1961～64年度	1965～67年度	1968～70年度	1971～75年度	1976～80年度	1981～85年度	1986～90年度	1991～95年度	1996～2002年度

3. 海岸事業五（七）箇年計画の変遷

区 分		第1次五箇年計画 (45～49)	第2次五箇年計画 (51～55)	第3次五箇年計画 (56～60)	第4次五箇年計画 (61～65)	第5次五箇年計画 (66～70)	第6次七箇年計画 (71～77)※
		事業費	事業費	事業費	事業費	事業費	事業費
海岸事業		3,200 億円	5,100 億円	8,200 億円	7,600 億円	10,400 億円	13,400 億円
農林水産省		926	1,489	2,395	2,221	3,042	3,917
農村振興局		393	632	1,009	931	1,275	1,640
水 産 庁		533	857	1,386	1,290	1,767	2,277
国土交通省		2,274	3,611	5,805	5,379	7,358	9,483
港 湾 局		1,294	1,928	3,083	2,842	3,900	5,025
河 川 局		980	1,683	2,722	2,537	3,458	4,458
災害・地単等		300	400	600	500	900	1,300
予 備 費		200	300	—	—	—	—
調 整 費		—	—	500	1,900	1,700	3,000
合 計		3,700	5,800	9,300	10,000	13,000	17,700
達 成 率 (海岸事業)		81.4 %	110.1 %	82.2 %	108.3 %	110.7 %	119.3 %
関 議	了 解	昭和45年3月6日	昭和51年2月27日	昭和56年2月13日	昭和61年2月25日	平成3年2月8日	平成8年2月20日
	決 定	昭和46年3月30日	昭和52年2月18日	昭和56年11月27日	昭和61年11月28日	平成3年11月29日	平成8年12月13日 (平成10年1月30日)

※財政構造改革の推進に関する特別措置法に基づき、海岸事業五箇年計画を七箇年計画に改定。

4. 総物流施策大綱(2009-2013)の概要

① 企業のサプライチェーンの
グローバル化

- アジアを中心に分散する事業拠点間の輸送コスト等の低減が一層重要に
- 高いセキュリティ・レベルの維持と物流効率化の両立も重点課題

③ 安全・確実な物流の確保
に対する要請

- 安全確実な輸送がゆらぎつつあり、対応が必要
- トラックの重大事故防止、海上輸送路の安全確保が課題
- 災害に強い交通網確保、災害時の早期復旧も重要

物流を巡る
情勢の変化② 京都議定書の第一約束期間の開始
・ポスト京都議定書の動向を踏まえた
環境対策の必要性

- 地球温暖化対策の必要性の一層の増大

「総物流施策大綱(2009-2013)」を閣議決定

柱1: グローバル・サプライ
チェーンを支える効率的
物流の実現

- 政府間対話等を通じたアジアにおける広域的な物流環境の改善
- 効率的でシームレスな物流網の構築
- 貿易手続や物流管理のIT化と国際的情報連携の構築
- セキュリティ確保と物流効率化の両立

柱2: 環境負荷の少ない
物流の実現等

- 輸送モードごとの総合的な対策、モーダルシフトを含めた輸送の効率化
- 環状道路の整備、ITSの推進等の交通流対策
- 地方公共団体、荷主、物流事業者等の多様な関係者の連携による取り組み
- 効率的な静脈物流の構築

柱3: 安全・確実な物流
の確保等

- 利用運送事業者と実運送事業者の連携強化
- 大型トラックの車両安全対策、運行管理の徹底等
- 交通安全施設等の重点的整備
- 航行安全の推進や海賊行為への適切な対応
- 防災・減災対策、労働力の確保・育成

5. 港湾関連の法律・条約の概要

(1) 国連海洋法条約の概要

1. 経緯・内容

- 1) 海洋法に関する国際連合条約（国連海洋法条約）を巡る経過
 - (イ) 海洋法秩序に関する包括的な条約として、1982年に第三次国連海洋法会議において採択され、1994年11月に発効した。
 - (ロ) 国連海洋法条約は、全17部320条の本文及び9の附属書並びに実施協定からなり、その内容は、領海、公海、大陸棚といったこれまでジュネーブ海洋法4条約に規定されていた分野に加え、国際航行に使用されている海峡及び排他的経済水域といった新たな規定、国際海底機構及び紛争の解決のための国際海洋法裁判所といった新たな国際機関の設立を伴う規定を含む多岐にわたるものとなっている。
 - (ハ) 2010年12月現在、161カ国・地域が締結。
- 2) 我が国の対応
国連海洋法条約は、1996年3月に国会に提出され、同年6月に承認された。その後、同年6月に批准の閣議決定を行い、国連事務総長への批准書の寄託が行われ、1996年7月に我が国について効力を生じた。

2. 条約の意義

- 1) 国連海洋法条約は、海洋に関する諸問題について包括的に規律するものであり、海に囲まれ、漁業、海運を始め海洋に依存する我が国は、国連海洋法条約に規定された海洋法秩序の下で海洋に関する諸活動をより安定的に行うことが可能になった。
- 2) なお、この条約に基づき、国際海洋法裁判所（ITLOS : International Tribunal for the Law of the Sea）、大陸棚の限界に関する委員会（CLCS : Commission on the Limits of the Continental Shelf）、国際海底機構（ISBA : International Seabed Authority）が設立されている。

（外務省HPより作成）

(2) 海洋基本法の概要

1. 本法の目的

海洋が人類等の生命を維持する上で不可欠な要素であるとともに、海洋法条約等に基づく国際的協調の下、新たな海洋立国を実現することが重要であることにかんがみ、海洋に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにし、海洋基本計画の策定その他海洋に関する施策の基本となる事項を定めるとともに、総合海洋政策本部を設置することにより、海洋に関する施策を総合的かつ計画的に推進する。

2. 海洋政策の基本理念

①海洋の開発及び利用と海洋環境の保全との調和、②海洋の安全の確保、③海洋に関する科学的知見の充実、④海洋産業の健全な発展、⑤海洋の総合的管理、⑥海洋に関する国際的協調

3. 国、地方公共団体、事業者、国民の責務

4. 海洋基本計画

政府は、海洋に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、海洋基本計画を定めなければならない。

5. 海洋に関する国の基本的施策

①海洋資源の開発及び利用の推進、②海洋環境の保全等、③排他的経済水域等の開発等の推進、④海上輸送の確保、⑤海洋の安全の確保、⑥海洋調査の推進、⑦海洋科学技術に関する研究開発の推進、⑧海洋産業の振興及び国際競争力の強化、⑨沿岸域の総合的管理、⑩離島の保全等、⑪国際的な連携の確保及び国際協力の推進、⑫海洋に関する国民の理解増進等

6. 海洋政策担当大臣の設置

7. 総合海洋政策本部の設置

海洋政策を集中的かつ総合的に推進するため、内閣に、総合海洋政策本部を置き、本部長は、内閣総理大臣をもって充てる。また、副本部長には、内閣官房長官及び海洋政策担当大臣をもって充てる。

8. 附則

本部については、この法律の施行後五年を目処として総合的な検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

(3) SOLAS条約

1. 概要

海上における人命の安全のための国際条約（International Convention for the Safety of Life at sea : SOLAS条約）は、海上における人命の安全を守ることを目的とし、船舶の構造、設備、船上で行われるべき措置、安全運行の管理などに係る技術的要件を規定すると同時に、これらの要件に適合していることを確保するための、船舶に対する定期的な検査の実施、検査に合格した船舶に対する証書の発給等について定めている。

現在のSOLAS条約は、1974年に採択され、1980年5月に発効した後も、新たな知見や技術革新の積み上げに伴い数々の改正が行われてきたものである。

なお、我が国は、1980年5月に批准し、条約の発効と同時に我が国についても効力を発生した。

2. 海事分野における保安強化のためのSOLAS条約改正

2001年9月11日の米国同時多発テロ事件を受け、同年11月に開催された国際海事機関（IMO）第22回総会において、米国が、海事分野の保安強化を提唱した。

これを踏まえ、2002年2月に海事分野の保安を検討する会合がIMOで開催され、保安強化のためにSOLAS条約を改正することが合意された。

SOLAS条約は、本来、船舶に係る安全事項を担保するものであるが、船舶と併せて港湾施設の保安強化を主張する米国の意向を踏まえ、旅客の乗降、貨物の受渡し等の船舶が関与する事項に係る港湾施設の保安についても、SOLAS条約により担保することが合意された。

その後、2002年12月に開催された、第5回SOLAS条約締約政府会議において、海事分野の保安強化を目的とした、SOLAS条約の改正及び、「船舶及び港湾施設の国際保安コード（ISPSコード）」が採択され、2004年7月1日に発効した。

3. 国内法の制定

SOLAS条約及びISPSコードの実施を国内において担保するため、2004年4月、「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（国際船舶・港湾保安法）」を制定した。

同法は、条約上定められた船舶及び港湾施設の保安の確保のために、必要な措置並びに船舶の入港に係る規制に関する措置について規定するものである。

(4) マルポール条約

マルポール条約は、船舶による海洋汚染の防止を図るため、油等の排出規制、船舶構造・設備等に関して定めたもので、1973年採択、1978年に条約改正の議定書が採択されています。本条約は、本文と6つの附属書（下表のとおり）があり、それぞれの附属書がそれぞれ採択・発効される形式をとっています。

	規 制 の 目 的	条 約 発 効
本 文		1983 年 10 月
附属書Ⅰ	油による汚染の防止	1983 年 10 月
附属書Ⅱ	ばら積み有害液体物質による汚染の防止	1983 年 10 月
附属書Ⅲ	容器により輸送される有害液体物質による汚染の防止	1992 年 7 月
附属書Ⅳ	船舶で発生する汚水による汚染の防止	2003 年 9 月
附属書Ⅴ	船舶で発生する廃物による汚染の防止	1988 年 12 月
附属書Ⅵ	船舶からの大気汚染の防止	2005 年 5 月

2007年1月からは、マルポール条約附属書Ⅱの改正に伴い国内担保法たる海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（以下、海防法という）が改正され、今まで無害とされていた液体貨物が有害液体物質として扱われるなどの物質区分の大幅な変更が行われました。

また、2010年7月、マルポール条約附属書Ⅵの改正に伴い海防法が改正され、船舶からの大気汚染を防止することを目的として揮発性有機化合物（VOC）等の放出規制が新たに規定されました。

(5) ロンドン条約

ロンドン条約は、廃棄物等の海洋投棄を規制し、海洋環境の保全を図るもので、1972年に採択、1975年に発効し、1996年に条約改正の議定書（96年議定書）が採択されています。

96年議定書では、海洋投入処分を原則禁止し、指定物（しゅんせつ物等）のみ海洋投入処分を検討できる仕組みで、海洋投入処分の検討に当たっては、海洋環境への影響を予測・評価し、規制当局が許可を発効する仕組みを要求しています。

ロンドン条約96年議定書の内容を踏まえて海防法が改正され、2007年4月から施行されました。港湾に係る改正概要は下記のとおりです。

- ・海洋投入処分に係る環境大臣による許可
- ・許可を受けるに当たっての申請者による環境影響評価等及び排出海域の環境監視義務
- ・許可に基づく海洋投入の際の海上保安庁長官による確認

海洋投入処分の許可発給に当たっては、処分量の十分な減量化が図られていることが必要となります。

わが国の海洋投入処分量は、浚渫土砂の発生量に対しては、低い割合であるが、有効利用（埋立、砂浜造成、干潟造成、覆砂等）等を促進することで、更なる海洋投入処分量の削減に努めています。

年度別発生場所別発生土量及び処分場所別処分土量（重要港湾及び開発保全航路からの発生）（万^m³）

	発生土量				処分土量					
	合計	航路	泊地	その他 ※1	合計	港湾埋 立※2	養浜・覆 砂等	港湾工 事等※3	海洋投 入処分	その他
平成12年度	4,210	1,860	1,920	430	4,210	3,160	180	690	90	90
平成13年度	2,890	1,440	1,100	350	2,890	1,710	160	720	90	210
平成14年度	2,670	1,380	1,030	260	2,670	1,510	320	560	80	200
平成15年度	1,970	960	730	280	1,970	980	440	410	80	60
平成16年度	1,990	610	1,080	300	1,990	1,300	350	110	100	130
平成17年度	1,610	630	630	350	1,610	900	400	120	100	90
平成18年度	1,700	760	740	200	1,700	1,090	300	160	100	50
平成19年度	1,730	840	730	160	1,730	1,250	260	110	80	30
平成20年度	2,050	1,170	650	230	2,050	1,270	300	340	80	60
平成21年度	2,030	970 (48%)	840 (41%)	220 (11%)	2,030	1,300 (64%)	320 (16%)	300 (15%)	70 (3%)	40 (2%)

※1 護岸・防波堤等の港湾施設

※2 港湾埋立：公有水面埋立法の免許を受けての埋立

※3 港湾工事等：中詰、地盤改良等の港湾建設資材として活用

(6) バーゼル条約

有害廃棄物の輸出時の許可制や事前通告制、不適正な輸出や処分行為が行われた場合の再輸入の義務等を規定した国際条約として、「有害廃棄物の越境移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約」が定められています(1992年5月発行)。日本国も1993年に同条約に加入し、その履行のための国内法として、「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律」(以下、「バーゼル法」という。)を施行しています。

1. 概要

- ・この条約に特定する廃棄物(有害廃棄物及びその他の廃棄物)の輸出には、輸入国(通過国を経由する場合には、原則として通過国も含む)の書面による同意を要する。
- ・非締約国との廃棄物の輸出入を原則禁止する。
- ・廃棄物の国境を越える移動が発生者又は輸出者による不法取引によって行われた場合、輸出国は廃棄物の引取りを含む適当な措置をとる。

2. 規制対象の範囲

(原則規制対象)

鉛蓄電池、廃駆除剤、めっき汚泥、廃石綿、シュレッターダスト等

(原則非対象)

鉄屑、貴金属の屑、固形プラスチックくず、紙屑、繊維くず、ゴムくず等

循環資源の中には、バーゼル条約の規制対象物が多数あることから、これらの循環資源を国際間で適切かつ円滑に流動させる国際循環資源物流システムの構築について検討を進めている。

(7) OPRC-HNS 議定書

1990年に国際海事機関(IMO)において採択されたOPRC条約(1995年に発効、同年日本国も締結)の適用範囲を拡大する議定書として、2000年に採択されたもの。

2007年6月に発効されるため、日本国も2006(平成18)年の通常国会において、議定書の締結を承認し、また国内担保法である海洋汚染防止法(海防法)の改正法を成立させた。

※OPRC : Oil Pollution Preparedness, Response and Cooperation
HNS : Hazardous and Noxious Substances

OPRC条約及びOPRC-HNS議定書は、油、有害液体物質等による海洋汚染事故に対応するための国内体制、国際協力体制等の整備を目的としたものであるが、平成18年の海防法の改正に伴い、港湾に係る部分として以下の通り緊急措置手引書の備え置きを義務づけることとなった。

海防法第40条の2(平成19年4月1日以降)の概要

- ・「船舶から陸揚げ又は船舶に積載する油又は有害液体物質の保管施設の設置者」及び「貨物として油又は有害液体物質を積載している船舶を係留する施設の管理者」は流出事故発生時に直ちにとるべき事項等を定めた「緊急措置手引書」を作成し、備え置かなければならない。
- ・国土交通大臣(港湾局にて事務を行い、地方整備局長等に権限委任)は、手引書を備え置くべき者が基準に沿った手引書を備え置いていない場合は、基準に沿った手引書を備え置くよう命令することができる。

※ 油：海防法施行規則にて規定。

原油、重油、軽油、灯油、潤滑油、揮発油等。

有害液体物質：海防法施行令にて規定。

キシレン、ベンゼン、スチレン、メタノール等。

6. 港湾関連用語解説

アンローダ クレーンの一種で岸壁において本船から鉱石や石炭などのばら積み貨物を陸揚げする荷役機械。

一般公共海岸区域 公共海岸の区域のうち、海岸保全区域以外の区域。国有海浜地の占用許可、行為の制限、放置船等に対する簡易代執行などを海岸管理として行う。

一般炭 発電用ボイラーや暖房の燃料として使われる石炭。

インボイス 荷主が、発送貨物の品名、種類、価格、発送人、荷受人等を詳細に記入し、荷受人に送付する明細書のこと。

インランドデポ 港湾、空港以外の内陸部にある貿易貨物輸送基地で、貨物の集配、通関業務、保管などが行われるところ。貨物流動（荷送人→コンテナ船寄港地、コンテナ船寄港地→荷受人）の効率化とコンテナ貨物輸送の営業の拡大を目的としている。

浮桟橋（ポンツーン） 船客の乗降や貨物を荷役するため船舶を係留する施設の一つで、箱型の浮体を用いたもの。潮位差の大きい所に設けられる。港湾法第2条に定められる港湾施設である係留施設の一つ。

上屋 荷揚げした貨物や船に積込む貨物の荷さばきや一時保管を行うための施設で、通常、エプロンに配置される。貨物の保管を目的とする倉庫とは異なる。港湾法第2条に定められる港湾施設である荷さばき施設の一つ。

エプロン 岸壁の陸側にあって、背後の上屋、野積場などまでのスペース。

海岸管理者 海岸法により指定された海岸保全区域について、海岸行政の主体として管理を行うべき者であり、海岸保全区域の占用の許可行為の制限等の行政処分と、海岸保全施設に関する工事、維持等の行為を行う。海岸管理者は、都道府県知事、市町村長、港湾管理者の長及び漁港管理者の長である。

海岸法 津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護し、もって国土の保全に資することを目的として、昭和31年5月12日に法律第百一号として制定された。（平成11年5月28日に法律第五四号として大改正され海岸の環境の整備と保全及び公衆の海岸の適正な利用を図ることも目的に加えられた。）

海岸保全区域 津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護し、国土の保全に資する必要があると認められる海岸の一定区域。都道府県知事がこれを指定することができるが、指定する区域は、海岸法の目的を達成するために必要な最小限度の区域（原則として陸地においては満潮時の水際線から50m、水面においては干潮時の水際線から50m）とされている。

海岸保全施設 海岸保全区域内にある堤防、突堤、護岸、胸壁、離岸堤、砂浜（指定したものに限り）、その他海水の侵入又は海水による侵食を防止するための施設。

空コンテナ 荷物が詰め込まれていないコンテナ。

ガントリークレーン コンテナ埠頭に設置される貨物の積み卸しを行うためのクレーン。橋桁を走行脚の外側に張り出すことで、貨物の積み卸し範囲を広くできる特徴をもつ。

喫水 船体の水面下に沈んでいる深さ。ドラフトとも呼ばれる。

外資埠頭公社 国の特殊法人である京浜と阪神の旧外資埠頭公団が、1982年に解散。その全財産と業務を承継するため設立された財団（港湾管理者全額出資だが、国が監督する財団法人）のこと。旧公団のあった京浜と阪神の計4港のほか、名古屋港でも1993年に設立。なお、東京埠頭公社は2008年4月1日に、神戸港埠頭公社、大阪埠頭公社は2011年4月1日に株式会社化。他公社も早期の株式会社化を検討中。

カボタージュ 外国船舶による国内沿岸輸送。船舶法第3条により外国船舶による国内輸送は原則として認められていない。

岸壁 船舶を接岸、係留させて、貨物の積み卸し、船客の乗降等の利用に供する施設のこと。港湾法第2条に定められる港湾施設である係留施設の一つ。

業務継続計画（BCP） 地震や風水害、あるいは事故などの不測の事態によって、通常の事業活動が中断した場合に、可能な限り短期間で重要な機能を再開させ、業務中断による経済損失を極小とするための計画のこと。

係船杭（ドルフィン） 海域に独立して設けられた柱状構造物で、陸岸から離れたところに設けて、係留施設として利用するもの。港湾法第2条に定められる港湾施設である係留施設の一つ。

係船柱（ビット） 係船用の綱をかけるため、埠頭等の上に設ける直柱又は曲柱。

ケーブサイズ パナマ運河を通ることができずアフリカ最南端の喜望峯（CAPE OF GOOD HOPE）をまわる船の経済船型のこと。10万～15万重量トンの大型バラ積み船をさす。

原料炭 製鉄用のコークスや石炭化学工業（炭素繊維を用いた素材等を製造）の原料として用いられる石炭。

公共施設（貨物） 港湾施設において、公共事業でつくられ、公共セクター（港湾管理者、埠頭公社等）が管理・運営する施設。これら公共施設で取り扱われる貨物を公共貨物という。

閘門 水位の異なる河川や運河、水路の間で船を上下させるための装置。固定された閘室（前後を仕切った空間）の水位を変えることができる。

航路 船が港に出入りするために設けられた水路のこと。港湾法第2条に定められる港湾施設である水域施設の一つ。

港湾EDIシステム 港湾関連の申請や届出など行政手続の電子情報処理化を推進するため、国土交通省港湾局、海上保安庁などが港湾管理者と協力して開発した情報通信システム。

港湾運送事業 港湾における船積貨物の積み卸し、はしけ及びいかだによる運送、上屋その他の荷さばき場への搬出入及び一時保管等を他人の需要に応じて行う事業。

港湾管理者 港湾法に基づき、港湾を全体として開発し、保全し、これを公共の利用に供し、管理する公共的責任の主体。地方自治の尊重の観点から、港湾法により港湾管理者となることができるのは港務局（地方公共団体が設立する営利を目的としない公法上の法人）と地方公共団体に限定。

港湾施設 港湾法上の港湾施設とは、港湾区域及び臨港地区内にある水域施設、外郭施設などに限定されている。

港湾の施設の技術上の基準 港湾における安全の確保を図るために、港湾法第56条の2の2に基づき国土交通省令で定められている技術基準。1973年に港湾法の一部改正が行われ、港湾の施設の技術上の基準を制定する条項が追加された。港湾の施設はこの技術上の基準に適合するように建設し、改良し、又は維持しなければならないとされている。

港湾区域 営造物としての港湾を管理運営するために必要最小限度の区域について、国土交通大臣又は都道府県知事が港湾管理者となるべき関係地方公共団体に対して認可した水域であり、港湾管理者が港湾法により管理権を行使する区域のうちの一つ（他は臨港地区及び港湾隣接地域）。

港湾法 交通の発達及び国土の適正な利用と均衡ある発展に資するため、環境の保全に配慮しつつ、港湾の秩序ある整備と適正な運営を図るとともに、航路を開発し、及び保全することを目的として、1950年（昭和25年）5月31日法律第218号として制定。

港湾隣接地域 港湾区域に隣接する陸側の地域において、港湾区域又は港湾施設を良好な状態に維持・保全するための地域。地域内では公共空地の占有や土砂の採取港湾区域に隣接する一定範囲の土地における行為、利用等を規制することによって、港湾の開発、利用及び保全に支障が生じないよう措置し、港湾の機能を十分に発揮させるために指定される。

護岸 波浪による陸岸の侵食及び水圧による陸岸の崩壊を防止するための構築物のこと。港湾法第2条に定められる港湾施設である外郭施設の一つ。

国際拠点港湾 国際戦略港湾以外の港湾であって、国際海上貨物輸送網の拠点となる港湾

国際戦略港湾 長距離の国際海上コンテナ運送に係る国際海上貨物輸送網の拠点となり、かつ、当該国際海上貨物輸送網と国内海上貨物輸送網とを結節する機能が高い港湾であって、その国際競争力の強化を重点的に図ることが必要な港湾。

国際総トン数 船舶の大きさを表す総トン数は、計測方法が各国まちまちであったため、国連の専門機関であるIMCO（政府間海事協議機関；現在のIMO）において、「1969年の船舶のトン数測度に関する国際条約」（1982年7月発効）が制定され、はじめて世界的に統一されることになった。この国際条約によって計測された総トン数を国際総トン数という。しかし、この条約が発効した後、既存船は12年間は現行の総トン数を用い、新造船は国際総トン数を用いることとされている。

56条港湾 港湾管理者が設けられない港湾で、都道府県知事が水域を公告した（だけの）港湾。港湾法第56条を根拠。全国に61港。

コンテナ 貨物、特に雑貨輸送の合理化のために開発された一定の容積をもつ輸送容器。材質は鋼などがあるが、近年はアルミ製が主流。サイズは通常、長さで表示され、10、20、40ft. のものが主流。ただし、最近のコンテナ輸送においては、40ft. を超えるものも用いられている。また、コンテナの幅と高さはそれぞれ8ft. が標準であったが、最近では高さが8ft. を超える背高コンテナが使用されるようになってきている。ISO規格の20ft. コンテナのサイズは、長さ6.06m×高さ2.59m×幅2.44mである。

コンテナ化率 定期貨物量全体に占める定期コンテナ貨物量の割合。

コンテナターミナル コンテナの海上輸送と陸上輸送を結ぶ接点となる港湾施設。主に岸壁とコンテナヤードから構成される。

コンテナフレートステーション (CFS) コンテナターミナルの中にあり、コンテナ1個に満たない小口貨物をコンテナに詰め、またはコンテナから取り出す作業を行う場所。CFSに搬入される貨物およびCFSで荷渡しされる貨物をCFS貨物と呼ぶ。

コンテナヤード 本船に積み卸すコンテナと輸送用のシャーシを受け渡したり保管したりする場所。コンテナターミナルの多くの面積を占める。

シーバース タンカーの係留のように、沖合に栈橋、ドルフィンまたはブイなどの係留施設を設け、陸岸とは海底に敷設したパイプラインにより輸送を行う方法のこと。

自動車航送船 海上運送法（1949年法律第187号）による免許又は許可を受けて、自動車航送を行う船舶をいう。通称、フェリー（フェリー・ポート）と呼ばれる。

シベリアランドブリッジ 日本と欧州、中近東間を、シベリア鉄道により結ぶルートのこと。

シャーシ 自動車の車台のこと。港湾では、特にコンテナを乗せて移動させる台車のことをいう。

シャーシ方式 コンテナヤードにおいて、コンテナを直接置かず、シャーシに載せて置く方式のこと。特殊な荷役機械を必要とせず、荷役による作業の渋滞や運転上の危険がなくなるメリットがある。ただし、コンテナと同数のシャーシを要するために費用がかさむことと、広いヤード面積を確保しなければならない点がデメリットとなる。

重要港湾 国際戦略港湾及び国際拠点港湾以外の港湾であって、海上輸送網の拠点となる港湾その他の国の利害に重大な関係を有する港湾。全国に103港。

重量トン数 dead weight tonnage (DWT) 船舶が積載できる貨物の重量を示すトン数で、載貨重量トンとも呼ばれる。貨物船の大きさを示すのに用いられる。

純トン数 net tonnage (NT) 総トン数から機関室、船員常用室、バラストタンクなどの船舶の運航に直接供せられる区画を除いたトン数。わが国ではトン税、係船料などの税金や手数料の算出に用いられている。

新技術情報提供システム (NETIS) 「公共工事等における技術活用システム」によって蓄積された技術情報のデータベース。「公共工事等における技術活用システム」は、民間等からの新技術情報の収集、事前評価、試行、事後評価、さらに有用な新技術の公共工事への活用を一貫して行うしくみ。

シングルウィンドウ 一回の入力・送信に必要な全手続を可能とするもの。輸出入・港湾関連手続については、2003年7月に税関、港湾、動植物検疫の手続など関係6省庁7システムを接続し、1回の入力・送信で必要な全ての手続実施を可能としたシングルウィンドウ化を実現。さらに利用者コード、申請画面及び入力方法の統一や相談など各種窓口の一本化を実現した新たなシングルウィンドウ（府省共通ポータル）を2008年10月に実現。

スーパー中枢港湾 我が国港湾の国際競争力強化のため、2010年度までに、港湾コストの約3割低減、リードタイムを約1日程度に短縮することを目標に、官民連携の下、ハードとソフトが一体となった取り組みを行っている港湾。京浜港、伊勢湾及び阪神港が指定。

スエズ運河 1869年に開通した水平式海洋運河。全長162.5km、幅160～200m、水深14.5m。

スエズマックス スエズ運河を満載状態で通行しうる最大船型。通行可能な最大船型は、満載状態で約14万～15万重量トンである。

ストラドルキャリア コンテナヤード内でコンテナを多段に積み重ねたり、シャーシへの積み卸しを行う移動式荷役機械。

静穏度 港内における航路、泊地の静穏の度合いのこと。風、潮流等様々な要因によって変化し、船舶の操船・停泊・係留の安全性を判断する指標。

セミコンテナ船 コンテナのみを輸送するがセルガイドを有していない船舶、又はコンテナ貨物とそれ以外の貨物を輸送する船舶。

専用施設（貨物） 港湾施設において、専ら特定企業の活動に資する施設であり、これら専用施設で取り扱われた貨物が専用貨物。

総トン数 gross tonnage (GT) 船舶の大きさを、その船舶の容積で表す場合に用いる。旅客船や貨客船の大きさを示すのに用いられる。

耐震強化岸壁（耐震バース） 大規模な地震が発生した場合に、被災直後の緊急物資及び避難者の海上輸送を確保するために、特定の港湾において、通常のものより耐震性を強化して建設される岸壁をいう。

地方港湾 国際戦略港湾、国際拠点港湾及び重要港湾以外の港湾。全国に810港。

中核国際港湾 中枢国際港湾を補完するとともに、地域のコンテナ輸送に対応した国際海上コンテナターミナルを有する港湾。欧米等と結ぶ長距離基幹航路の航路実現性を有する。

中枢国際港湾 我が国の中枢的な国際コンテナ港湾。即ち、欧米等と結ぶ長距離基幹航路等世界に巡らされた航路網を有し、高頻度の寄港サービスが提供されるとともに、国内各地と世界とを結ぶ拠点となる大水深で高規格な国際海上コンテナターミナル群を有する港湾。

長周期波 長周期波とは、周期の長い（数十秒～数分）海面変動のことで、特に周期が30秒以上の長周期波については、これが港湾内に進入すると、港湾の形状や岸壁の位置によって、荷役のために係留している船舶が大きく動揺し、荷役障害や係留索の切断、防舷材ならびに船体の損傷などの事故が引き起こされることがある。

鉄道連絡船 北海道、西日本及び四国旅客鉄道株式会社の経営のものをいう。青森－函館の青函連絡船及び宇野－高松の宇高連絡船の就航が廃止となり、1989年より、広島県の宮島ロー宮島（厳島港）でのみ就航している。

特別とん税 特別とん税法（昭和32年3月31日法律第38号）に基づき、外国貿易船の開港への入港に対し純トン数に応じて課される国税。国が徴収するが地方譲与税として地方自治体に全額譲与され、使途に制限はない。税率は以下の通り。

- ①開港への入港毎に納付する場合、純トン数1トンまで毎に20円。
- ②開港毎に1年分を一時に納付する場合、純トン数1トンまで毎に60円。

ドライバルク バルクのうち穀物、鉄鉱石、石炭等のバラ積み乾貨物。

トランシップ 積荷港から荷卸港まで、同一船舶で運送されずに、途中港で積み替えられること。A国から積み出された貨物が、B国の港湾で他船に積み替えられてC国へ運送される場合、この貨物をトランシップ貨物又は外貿フィーダー貨物という。

トランスファクレーン コンテナヤード内でコンテナを多段に積み重ねたり、シャーシへの積み卸しを行う橋型クレーン。

トランパー 不定期船。特定の航路を定めずに、貨物の有無により不定期に運航される船舶のこと。これにより運送される貨物をトランパー（不定期）貨物という。

トンキロ 貨物輸送量を表す単位。例えば、1tの貨物を1km運んだ場合は「1トンキロ」と表す。

とん税 とん税法（昭和32年3月31日法律第37号）に基づき、外国貿易船の開港への入港に対し純トン数に応じて課される国税。税率は以下の通り。

- ①開港への入港毎に納付する場合、純トン数1トンまで毎に16円。
- ②開港毎に1年分を一時に納付する場合、純トン数1トンまで毎に48円。

荷役機械 荷物の搬送、積み付け、仕分けなど物流の結節点で発生する作業に使用する機械の総称。港湾における荷役機械には貨物の荷姿に応じて様々な形式があるが、主なものに石炭や鉄鉱石あるいは穀物などのばら貨物を船舶から陸揚げするアンローダと、コンテナ貨物の荷役を行うガントリークレーンがある。

ノックダウン 部品をコンテナで輸出し、現地で組み立てて販売する方式。

バース 港内で荷役、旅客の乗降などを行うための岸壁、棧橋、ブイ及びドルフィン等施設の船舶係留場所のこと。「船席」ともいう。

背後地（ヒンターランド） その港湾で取り扱う貨物の大部分の発生源、到着地となっている地域のこと。

排水トン数 displacement tonnage 船舶による排水容積に海水の比重を乗じた船舶の大きさを表す単位の一つ。積載可能量を考慮する必要性が乏しい軍艦等の大きさを示すのに用いられる。

泊地 港湾内で船舶が安全に停泊することのできる水面のこと。港湾法第2条に定められる港湾施設である水域施設の一つ。

はしけ（バージ） 停泊中の船と陸地との間や、離れた2地点間を往復して人や荷物を運ぶためにに使われる荷船のこと。自分で航行する能力はなく、押し船や曳き船とともに航行する。

パナマ運河 1914年に竣工した開門式運河。全長65km、開室は長さ335m、幅33.5m。

パナマックス パナマ運河を通行し得る最大船型をいう。パナマ運河の場合、通行可能な船の最大幅は32.21mなので、型幅としては32.2mをとるのが普通であり、この船幅をとった船型がパナマックスと呼称される。この船型の場合、計画満載喫水は一般的に12m前後であり、6万～7万重量トン程度となる。

バラスト 船の水深（喫水）や、横方向・前後方向の傾きを調整するために船内に搭載する液体または固体のこと。主に海水が用いられる。

バラ積み船 石炭、鉄鉱石、穀物などの大量な原材料を、大きな船倉に入れて運ぶ船。バルカーともいう。バラ積み船の大きさは、ケープサイズ（15万重量トンクラス）、パナマックス（6～7万重量トンクラス）、ハンディサイズ（2～4万重量トンクラス）などにわけられる。

バルク 穀物、鉄鉱石、石炭、油類、木材などのように、包装されずにそのまま船積みされる貨物のこと。

ハンディマックス 中型の4万～5万載貨重量トン、これ以下はスモールハンディと呼ばれる。

バンニング コンテナ内に貨物を詰め込む作業のこと。逆はデバンニングと呼ばれる。

避難港 暴風雨に際し小型船舶が避難のため停泊することを主たる目的とする港湾。全国に35港。地方港湾に含まれる。

フィーダーサービス コンテナ船は輸送効率を高めるために、特定の主要港湾のみに寄港し、主要港湾以外で発生する貨物については、主要港湾で積替輸送を行っている。この場合の、主要港湾と寄港しない港湾との間の内航船、自動車、鉄道などによるコンテナ貨物の支線輸送をさす。

複合一貫輸送 特定の貨物が船舶、鉄道、自動車、航空機など種類の異なる2つ以上の輸送手段により相次いで運送される場合を複合輸送あるいは複合運送（combined transport）というが、この場合において、荷送人の戸口で貨物が詰められ、かつ封印された貨物を輸送の中継地で一度も開封することなく荷受人の戸口まで単一の運送人の一元的な責任管理のもとに届けることをさす。コンテナの普及により普遍化した。

フリートレードゾーン（FTZ） 自由貿易地域又は指定保税地域と呼ばれる。一般的、統一的に明確な定義がないが、世界の各地域にあり、その地域の関税制度により、自由港（香港・シンガポール等）、輸出自由地域（韓国・台湾等）、外国貿易地帯（米国）及び自由辺境地域という一般講学上で分類され、これらはそれぞれの国や地域経済に重要な役割を果たしている。わが国では、1987年12月9日に沖縄県那覇市の一部が「自由貿易地域那覇地区」として沖縄開発庁長官より指定を受けた。

フルコンテナ船 コンテナのみを輸送する目的で専用のセルガイドを有する船舶。

フレートトン freight tonnage (FT) 港湾取扱貨物量の単位のこと。容積で1.133m³か、重量で1,000kgを1フレートトンとして、どちらか大きい方で計算される。

プレジャーボート スポーツ又はレクリエーションの用に供するヨット、モーターボート及びその他の船舶。

防舷材 船の舷側の接触衝撃を防ぐために、岸壁などに取り付けられるもの。通常の岸壁ではゴム製のものが使用される。

防波堤 波浪から港内を保護し、港内の静穏を保ち荷役の円滑化、船舶の航行、停泊の安全及び港内施設の保安を図るため設ける施設のこと。港湾法第2条に定められる港湾施設である外郭施設の一つ。

ボートパーク 放置艇の大部分を占める小型モーターボートを主たる対象に必要最小限の施設や機能を備えた簡易な係留・保管施設。運河、水路等の既存の静穏水域を活用して整備される。

ホットデリバリーサービス 定曜日・定時でスケジュールを固定し、通関業務なども最優先で行い、本船荷役開始後2～3時間で貨物の引渡しを可能にするサービスのこと。

マーシャリングヤード コンテナヤードの一部で、コンテナ船に直接積み込むコンテナを荷役順序により配列したり、コンテナ船から卸されたコンテナを受け入れる場所。コンテナヤード面積のかなりの割合を占める。

マラッカマックス マラッカ海峡通過するための最大喫水 20.5m を満足し、最大の積載容量を確保するために開発された船型で、概ね 31 万重量トン程度まで積載可能なもの。

マリーナ プレジャーボートの利便に供することを目的とする港湾のこと。プレジャーボートの係留、保管、その他のサービスを提供する。

実入コンテナ 荷物が詰め込まれているコンテナ。

水先 船舶が港湾へ入出するときや、内水域あるいは沿岸を航行するとき、船長に代り又は補佐して船を安全に運航し誘導する者をいう。パイロットが業務を行う海域を水先区といい、海上交通の混雑する港や水域では、一定の大きさ以上の船舶は、パイロットを乗船させなければ運航できない。このような水先区を強制水先区という。

民間都市開発の推進に関する特別措置法 民間事業者によって行われる都市開発事業を推進することにより、良好な市街地の形成と都市機能の維持及び増進を図り、もって地域社会の健全な発展に寄与することを目的として、1987年に制定された。

メガターミナルオペレーター スーパー中枢港湾コンテナターミナルの一体的な運営を行うため、港湾運送事業者間、船社間の調整を行う民間事業者。横浜港、名古屋港、四日市港、大阪港及び神戸港に各1社ずつ設立。

メトリックトン metric ton (MT) 1,000kgを1メトリックトンとするSI併用単位(SIと併用されるがSIに属さない単位)。一般的にはトン(t)で標記される。

モーダルシフト 輸送のモード(方式)を転換すること。具体的にはトラックによる貨物輸送を船または鉄道に切り換えようとする国土交通省の物流政策。トラック運転手の不足や過度のトラック輸送がもたらす交通渋滞、大気汚染を解消するため、特に大量一括輸送が可能となる幹線輸送部分を内航海運やJR貨物による輸送に転換すること。

輸入促進地域（FAZ） 外国貿易港湾や国際空港及びその周辺地域に輸入品の荷捌き・保管施設展示場、情報センター、卸売り施設などの輸入インフラを集積する地域で、地域活性化の狙いも持つ。「輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法」に基づいて地域指定される。第3セクター等が事業の中心となり、産業基盤整備基金によるこの第3セクター等への出資のほか、日本開発銀行を通じての融資等も行う。1992年度に、はじめて7地域が指定された。

ユニットロード 船舶や自動車、鉄道などの貨物積載方法および積載状態（積載量）による経済性・効率性を高め、このことが貨物輸送全体の効率化を図ることとなるよう、雑貨などの物品を1つにまとめた貨物。代表例として、コンテナやパレットおよびシャーシを用いた貨物輸送がある。ユニットロードの効果としては、機械荷役を可能とすることによる荷役効率や輸送機関の運用効率の向上が図られることの他、物品の破損、紛失の防止、包装費の節約などがあげられる。ユニットロードに対応する船舶輸送としては、フェリーボート、コンテナ船およびRORO船によるものが代表的である。

ライナー 定期船。特定の航路に定期的に運航される船舶のこと。これにより運送される貨物をライナー（定期）貨物という。

リードタイム 船舶の着岸からコンテナターミナルから貨物の引き取りが可能となるまでの時間。スーパー中枢港湾において、2006年は約2.1日、現在は平日のみの取り扱いでみれば約1.1日まで短縮されている。

リーファーコンテナ 生鮮食品など、冷蔵・冷凍の低温輸送を行うために冷却装置を内蔵したコンテナのこと。

リキッドバルク バルクのうち石油類、化学薬品など液体バラ積み貨物。

臨港地区 港湾区域と一体として機能すべき陸域として、住宅・店舗等や工場の建設などについて港湾管理者が規制を行うことのできる地域。都市計画法の規定により臨港地区として定められた地区又は港湾法の規定により港湾管理者が定めた地区をいう。

国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律 改正 SOLAS 条約の我が国国内での実施を担保するために制定した法律。「国際航海船舶及び国際港湾施設についてその所有者等が講ずべき保安の確保のために必要な措置を定めることにより国際航海船舶及び国際港湾施設に対して行われるおそれがある危害行為の防止等を図り、もって人の生命及び身体並びに財産の保護に資すること」を目的に、2004年4月14日、法律第31号として制定。

AEO制度 Authorized Economic Operator (認定事業者制度) 民間企業と税関のパートナーシップを通じて、国際物流におけるセキュリティ確保と物流効率化を両立させる制度のこと。優れた貨物管理体制を有する事業者を関係当局が認定し、通関手続等で優遇。国家間の相互承認制度もある。

AIS Automatic Identification System 船舶の識別符号、種類、位置、進路、速力、航行状態及びその他の安全に関する情報を自動的に送受信し、船舶相互間及び船舶と陸上の航行援助施設等との間で情報の交換を行うシステムのこと。

CIF cost, insurance and freight 貿易条件の一つで、「運賃・保険料込み条件」のこと。この場合、商品を出荷してから輸入港で荷揚げするまでの費用を売主が負担し、それ以降の費用を買主が負担する取引となる。商品を出荷してから輸入港で荷揚げするまでにかかる代金をCIF価格という。FOB価格に、輸入港までの海上運賃と船荷保険料を上乗せした金額がCIF価格となる。

CIQ 税関 (Customs)、出入国管理 (Immigration)、検疫 (Quarantine) の略で、人や貨物の国際的な移動の際に必要となる手続及びその施設を指す。日本の主要な港湾・空港のほとんどでCIQ体制が整備。税関は財務省、出入国管理は法務省、検疫は農林水産省（植物検疫）と厚生労働省（動物検疫）が所管。

FAL条約 Convention on Facilitation of International Maritime Traffic.1965 (1965年の国際海運の簡素化に関する条約) 1965年にIMO（国際海事機構）で採択され、1967年に発効。海運をより円滑なものとするため、外航船舶の入出港、税関、入管、検疫等の諸手続及び必要書類の簡素化を図ることを目的としている。日本は2005年に締結した。

FCL full container load コンテナ1個分を満たした貨物。

FEU forty-foot equivalent units 40ft. 換算のコンテナ取扱個数の単位。

FOB free on board 貿易条件の一つで、「本船渡し条件」のこと。この場合、商品を出荷してから船に積み込むまでの費用を売主が負担し、それ以降の費用を買主が負担する取引となる。商品を出荷してから船に積み込むまでの各種手続き・作業の代金をFOB価格という。

ISPSコード International Ships and Port Facility Security Code (船舶及び港湾施設の保安のための国際コード) SOLAS条約の保安部分（附属書XI-2章）の添付文書で、保安確保のための要件を規定。パートAとパートBに分かれ、パートAは強制要件、パートBは勧告要件となっている。

LCL less than container load コンテナ1個分を満たすには足りない小口貨物。

LOLO 船 lift on lift off ship クレーンを使って貨物を積み卸し（垂直荷役方式）する船舶。コンテナ船が代表的。この場合、クレーンは岸壁に設置されたものと船舶自体に備え付けられたもの（デリッククレーン）がある。

PFI Private Finance Initiative（民間資金活用事業） 公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術能力を活用して行う手法。

RORO 船 roll on roll off ship 貨物をトラックやフォークリフトで積み卸す（水平荷役方式）ために、船尾や船側にゲートを有する船舶。

Sea-NACCS Sea-Nippon Automated Cargo Clearance System 海上貨物通関情報処理システム。1991年10月、海上貨物に係る輸出入通関業務等の税関手続きをオンラインで処理するために稼働を開始した電算処理システム。

SOLAS 条約 International Convention for the Safety of Life at Sea, 1974（海上人命安全条約） 海上における人命の安全を守ることを目的とし、船舶の構造、設備などの技術的要件や、検査の実施等について定めている。本来船舶にかかる安全事項を担保するものであるが、2001年9月11日の米国同時多発テロ事件を受け、海事分野において安全強化を図る目的で改正され、港湾施設の保安も規定されることとなった。改正部分は2004年7月に発効。

TEU twenty-foot equivalent units 20ft.（コンテナの長さ）換算のコンテナ取扱個数の単位。20ft. コンテナ1個を1TEUとして計算。

7. 港湾関係年表・組織図・関係機関一覧

(1) 港湾関係重要事項年表

明治元年	1 月	三職制による内政機構の確立
	2	7 民部省土木司が土木行政を統一所掌
	4	7 土木行政を工務省に移管
		10 土木行政を大蔵省に移管
		12 「道路・橋梁・河川・港湾等通行錢徴収の件」(太政官布告) 制定
	5	9 大蔵省直属の建設局を土木寮へ移管
	6	11 内務省設置(土木、駅通に関する事務が大蔵省から移管)
	10	1 土木寮を土木局と改称
	18	12 内閣制度発足、通信省新設
	19	7 土木監督署設置(全国を6区に分轄)
	23	10 「公有水面埋立及使用免許取扱方」(内務省訓令) 達
	30	3 保税倉庫法制定
		4 「国庫ヨリ補助スル公共団体ノ事業ニ関スル件」制定
		7 「開港港則」制定
	32	6 海事局官制制定(地方海事機構4か所設置)
	33	6 港湾調査会規則制定(第1次)
	40	3 保税倉庫法改正
		6 港湾調査会規則制定、港湾調査会設置(第2次)
	44	3 「府県災害土木費国庫補助ニ関スル件」制定
大正 7 年	10 月	「港湾運営ヲ内務省ニ於テ統一施行スルノ件」(閣議決定)
	8	内務省土木局に港湾課設置
	10	4 公有水面埋立法制定
	14	11 臨時港湾調査会設置
昭和 2 年	4 月	開港港則施行規則(省令)制定
	2	11 「重要港湾選定ノ件」(内務省告示)
	8	8 内務大臣の諮問機関として土木会議官制制定
	10	10 倉庫業法施行
	16	9 港湾運送事業等統制令制定
		12 海務院設置(通信省の外局)

昭和18年	11	運輸通信省設置（港湾行政の一元化） 港湾建設部設置
	19	2 運輸省設置
	21	5 鉄道技術研究所に港湾研究室設置 9 港湾運送統制令廃止
	22	1 港湾委員会官制制定
	23	5 海上保安庁創設
	24	6 国家行政組織法、運輸省設置法の施行、運輸省組織令により、港湾局に管理、港政、倉庫、計画、建設、技術研究、港湾資材の7課を置く。地方支分部局としては、港湾建設部を置く
	25	4 港湾資材課を機材課とし、技術研究課を廃する 5 港湾法公布、港湾管理者制度確立
	26	3 北海道開発のためにする港湾工事に関する法律公布 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法公布 5 港湾運送事業法公布 7 北海道開発局設置
	27	8 港湾建設局設置（第一―第四）
	28	8 港湾整備促進法公布 港湾整備審議会設置 ― 横浜港高島3号埠頭建設着工 ― 神戸港摩耶埠頭建設着工
	30	7 運輸省設置法改正 港湾審議会設置
	31	4 港政課を廃止し、港政管理官及び同附を置く 5 海岸法公布 6 倉庫業法公布 ― 全国的に改良観測網を採用
	34	3 特定港湾施設整備特別措置法の公布及び特別港湾施設整備特別会計設置 9 伊勢湾台風来襲 ― 港政課を再び設置
	35	4 防災課及び調査設計室設置（後の港湾技術研究所） 5 港湾福利厚生施設分担金制度の創設
	36	3 港湾整備緊急措置法公布及び港湾整備特別会計設置 4 港湾法改正 伊勢湾港湾建設部設置

昭和36年	5	参事官、技術参事官設置
	11	災害対策基本法公布
37	2	第1次港湾整備五箇年計画閣議決定
	4	港湾技術研究所設置
	9	激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律公布
38	4	臨海工業地帯課設置
	—	堀込港湾鹿島港建設着工
39	6	第五港湾建設局設置
	7	江の島ヨットハーバー開港
40	8	第2次港湾整備五箇年計画閣議決定
41	6	港湾運送事業法改正
	—	神戸港ポートアイランド建設着工
42	4	海水油濁防止施設整備事業に対する補助制度発足
	8	外貿埠頭公団法公布
	10	京浜外貿埠頭公団及び阪神外貿埠頭公団設置
43	6	港湾整備緊急措置法改正
44	3	第3次港湾整備五箇年計画閣議決定
	8	コンテナ埠頭 大阪で供用開始
45	12	海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（海防法）公布
46	3	海岸事業五箇年計画閣議決定
	5	港湾整備緊急措置法改正
47	3	第4次港湾整備五箇年計画閣議決定
	4	レクリエーション港湾整備事業開始
		港湾公害防止事業に対する補助制度発足
	5	沖縄総合事務局設置
		機材課に公害対策室設置
48	4	港湾環境整備事業に対する補助制度発足
		海岸環境整備事業に対する補助制度発足
	7	臨海工業地帯課を開発課に改称
		港湾法等の改正
49	1	生活関連物質の不足により、営業倉庫の立入調査実施
	4	直轄海洋環境整備事業の実施
	7	「港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開

		発に関する基本方針」を策定
昭和51年	2	第5次港湾整備五箇年計画閣議了解
	3	第2次海岸事業五箇年計画閣議了解
	5	機材課公害対策室を環境整備課に改組
	6	港湾整備緊急措置法改正
	10	第5次港湾整備五箇年計画閣議決定
	12	東京、川崎、横浜、名古屋、大阪、神戸、下関、千葉各港の入港料認可
52	1	東京、川崎、横浜、名古屋、大阪、神戸各港で入港料徴収開始
	2	第2次海岸事業五箇年計画閣議決定
53	10	「港湾の施設の技術上の基準を定める省令について」を港湾局長より通達
54	4	港湾局参事官を大臣官房審議官とし、港湾局に併任
55	4	建設課に国際協力室設置
		東京港他11港の入港料改定認可
56	2	第3次海岸事業五箇年計画閣議了解
	3	第6次港湾整備五箇年計画閣議了解
	4	防災課に災害対策室設置
		姫路入港料改定認可
		外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律公布
	5	港湾整備緊急措置法改正
	6	広域臨海環境整備センター法公布
	11	第6次港湾整備五箇年計画閣議決定
		第3次海岸事業五箇年計画閣議決定
57	3	京浜外貿埠頭公団及び阪神外貿埠頭公団解散
	4	管理課に職員管理室設置
		東京港他9港の入港料改定認可
58	4	環境整備課に廃棄物対策室設置
		千葉港、四日市港に入港料改定認可
	5	日本海中部地震（秋田港の機能麻痺）
	9	財沿岸開発技術センター設立
		国家石油備蓄基地（むつ小川原港）オイルイン1号
	11	横浜港MM21用地造成に着手
59	1	東京国際空港沖合展開工事に着工

昭和59年	2	関西国際空港株式会社法公布施行(10月1日会社設立)
	7	港政課、倉庫課を貨物流通局へ移管
		機材課を廃止し、技術課を設置
	8	閣議了解「環境影響評価の実施について」
	60	4 港湾整備の長期政策「21世紀への港湾」策定
	61	4 新潟港西岸面的防護工法による浸食対策工事に着工
		5 港湾整備緊急措置法改正
		民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法(民活法)公布
	11	第7次港湾整備五箇年計画閣議決定
		第4次海岸事業五箇年計画閣議決定
62	1	関西国際空港着工
	6	民間都市開発の推進に関する特別措置法(民都法)公布
		民活法改正
		総合保養地域整備法公布
	9	日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法の実施のための関係法律の整備に関する法律公布
		(港湾法、北海道開発のためにする港湾工事にに関する法律、広域臨海環境整備センター法、海岸法改正)
	10	財民間都市開発推進機構設立
		財港湾空間高度化センター設立
	11	大阪湾フェニックス事業(大規模廃棄物処理場造成事業)着工
	12	「港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に関する基本方針」を改正
63	4	開発課に海洋利用開発室設置
	6	多極分散型国土形成促進法制定
	9	管理課に民間活力推進室設置
	10	「港湾の施設の技術上の基準を定める省令について(港湾局長通達)」を改正
平成元年	4	日本籍豪華外航客船「おせあにつく・ぐれいす」、「ふじ丸」就航(本格的な外航クルーズ時代の幕開け)
	5	建設課国際協力室を建設課国際業務室に改組

平成元年	6	山下新日本汽船とジャパンライン合併、ナビックスライン誕生
	7	常陸那珂港着工
2	4	港湾整備の長期政策見直し『豊かなウォーターフロントをめざして—「21世紀への港湾」フォローアップ』を策定
	6	環境整備課廃棄物対策室を環境整備課海域環境対策室に改組
	7	天保山ハーバービレッジ開業 優良マリナー認定制度創設
		横浜港南本牧埠頭着工
	8	長期海岸政策「豊かな海辺づくりのために—21世紀への海岸—」を策定
	3	6 運輸政策審議会答申「21世紀を展望した90年代の交通の基本方向について」
	6	ベイサイド博多埠頭開業
	10	北米定期航路3社（NYK・MO・KL）体制に移行
	11	第8次港湾整備五箇年計画閣議決定 第5次海岸事業五箇年計画閣議決定
	4	3 輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法（FAZ法）公布
	4	防災課を海岸・防災課に改組 海岸・防災課に海岸企画官設置
	6	「人と地球にやさしい港湾の技術をめざして—港湾の技術開発の長期政策—」を策定
	12	大阪湾臨海地域開発整備法制定
	5	1 釧路沖地震（釧路港の機能停止）
	4	計画課に企画調査室設置
	9	北海道南西沖地震（奥尻島に大津波襲来）
	11	環境基本法制定
	6	3 「新たな港湾環境政策—環境と共生する港湾（エコポート）をめざして—」を策定
	5	財港湾建設技術サービスセンター設立
	9	関西国際空港開港
	10	北海道東方沖地震（根室・霧多布港で液状化被害）

平成 7 年	1	兵庫県南部地震（神戸港壊滅的な被害を受ける）
	3	阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律公布
	4	「豊かな海辺の創造 ― 海岸長期ビジョン ―」を策定
	6	地震防災対策特別措置法公布
		長期港湾政策「大交流時代を支える港湾」を策定
	11	民活法、FAZ法改正
	8	4 財港湾空港建設技術サービスセンターに改組
		神戸港においてわが国初の水深15メートルコンテナバース2バース供用開始
	11	「港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に関する基本方針」を改正
	12	第9次港湾整備五箇年計画閣議決定
		第6次海岸事業五箇年計画閣議決定
		「港湾における大規模地震対策施設整備の基本方針」を策定
9	1	ロシア船籍「ナホトカ号」海難、流出油災害発生
	4	総合物流施策大綱閣議決定
		神戸港震災復旧工事竣工
	6	環境影響評価法制定
	9	港湾運送に関してFMCによる一方的制裁措置の発動
	12	第9次港湾整備五箇年計画の七箇年計画への改訂の閣議決定
10	1	第6次海岸事業五箇年計画の七箇年計画への改訂の閣議決定
	3	港湾審議会答申「今後のコンテナターミナルの整備及び管理 運営のあり方について」
	5	中部国際空港株式会社設立
11		海防法改正
	3	「港湾の施設の技術上の基準を定める省令について（港湾局長通達）」廃止
	4	「港湾の施設の技術上の基準を定める省令」改正
		「港湾の施設の技術上の基準の細目を定める告示」制定
	5	海岸法改正
	6	運輸政策審議会答申「港湾運送事業の規制緩和につ

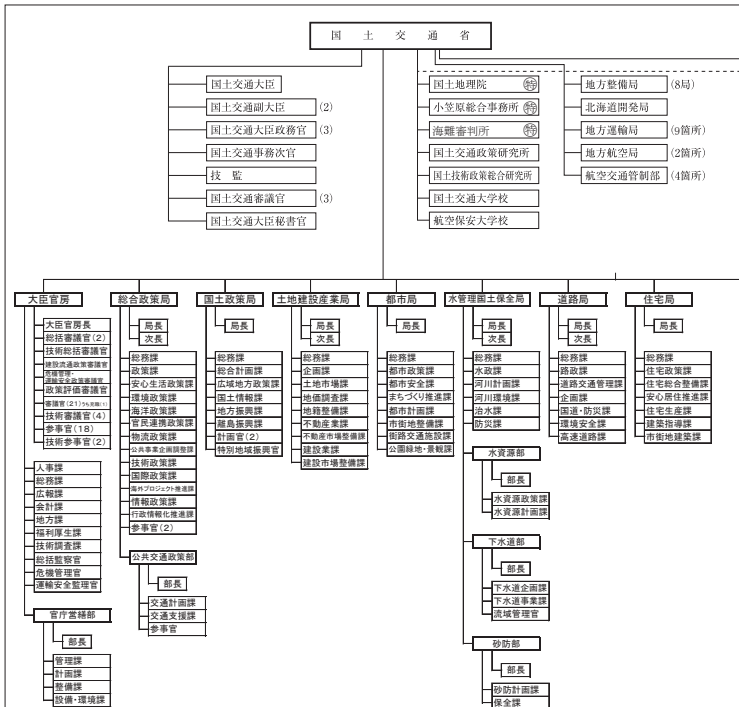
		いて」
平成11年	7	中央省庁等改革関連17法律公布
		地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（地方分権一括法）公布
	10	港湾EDIシステムの稼働開始
	11	民間資金の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律制定
	12	港湾審議会答申「経済・社会の変化に対応した港湾の整備・管理のあり方について」
		港湾審議会管理部会より「経済・社会の変化に対応した港湾の整備・管理のあり方について」を答申
12	3	港湾法改正
	5	特定地域振興重要港湾の創設（館山港等13港指定）
		海岸保全基本方針を策定
	11	大型浚渫兼油回収船「海翔丸」竣工
	12	新世紀港湾ビジョン「暮らしを海と世界に結ぶみなとビジョンー国と地域のパートナーシップによるみなとづくりー」を策定
		「港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に関する基本方針」を改正
13	1	国土交通省誕生
		港湾建設局（5局）から地方整備局（8局）に再編
		港湾局環境整備課と技術課を統合し環境・技術課に改組
	3	大阪港夢洲トンネル北港テクノポート線起工
	4	横浜港南本牧コンテナ埠頭（-16m）供用開始
		国土交通省港湾技術研究所が国土技術政策総合研究所と独立行政法人港湾空港技術研究所に再編
	5	港湾の技術開発の長期政策「新世紀を拓く港湾の技術ビジョンー暮らし、海、世界、そして技術」を策定
	7	新総合物流施策大綱閣議決定
14	3	那覇港管理組合発足
		沖縄振興特別措置法制定
	4	都市再生特別措置法制定
	5	北九州港等5港を第1次リサイクルポートに指定

平成14年	5	大型浚渫兼油回収船「白山」完成 新潟みなとトンネル開通
	8	大型浚渫兼油回収船「白山」竣工（「清龍」、「海翔」と3隻体制の確立）
	10	交通政策審議会より「経済社会の変化に対応し、国際競争力の強化、産業の再生、循環型社会の構築などを通じてより良い暮らしを実現する港湾政策のあり方」について答申
	11	第1回北東アジア港湾局長会議開催
	12	構造改革特別区域法制定 横浜港大さん橋国際客船ターミナル供用開始
	15	3 港湾整備緊急措置法の廃止 社会資本整備重点計画法の公布
	4	港湾工事事務所から港湾事務所に、港湾空港工事事務所から港湾・空港整備事務所に、航路工事事務所から航路事務所に改名 環境・技術課に港湾情報化推進室を設置
	5	港湾法改正（港湾EDIシステム関連） 都市再生特別措置法一部改正（臨海部低未利用地における港湾施設の利用転換）
	7	輸出入港湾関連手続きのシングルウィンドウ化の開始
	10	社会資本整備重点計画閣議決定
	12	北九州港ひびきPFI専業に係わる基本協定をシンガポールPSAと締結
	16	4 国際船舶・港湾保安法制定
	7	改正SOLAS条約の発効 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行 全国の港湾で、改正SOLAS条約対応の港湾保安対策実施 スーパー中枢港湾の指定（京浜港、伊勢湾（名古屋港、四日市港）、阪神港）
	10	「港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に関する基本方針」を改正

- 平成17年 3 交通政策審議会より「今後の港湾環境政策の基本的な方向について」を答申
大型浚渫兼油回収船「清龍丸」竣工
- 4 津波危機管理緊急対策事業制度の創設
- 5 港湾法、港湾運送事業法、港則法一部改正（港湾活性化法。港湾運営効率強化による国際競争力向上、規制の見直しによる利便性の向上ほか）
- 7 京浜港、名古屋港及び四日市港、大阪港及び神戸港を指定特定重要港湾に指定
管理課を総務課に改組
港湾局に港湾経済課を設置
- 11 総合物流施策大綱（2005-2009）閣議決定
- 18 4 開発課を振興課に改組
総務課に危機管理室を設置
民間活力推進室を民間連携推進室に改組
津波・高潮危機管理緊急対策事業制度の創設
- 5 港湾法一部改正（海上物流基盤強化法。行政財産貸付制度創設、外貿埠頭公社の民営化ほか）
FAZ法・民活法の廃止
- 19 3 港湾整備特別会計法の廃止
特別会計に関する法律の公布
- 4 「港湾の施設の技術上の基準を定める省令」改正
「港湾の施設の技術上の基準の細目を定める告示」改正
「技術基準対象施設の維持に関し必要な事項を定める告示」制定
「技術基準対象施設の施工に関し必要な事項を定める告示」制定
海洋基本法制定
みなと振興交付金制度の創設
海岸耐震対策緊急事業制度の創設
建設課と環境・技術課を技術企画課と国際・環境課に再編
環境・技術課環境整備計画室を技術企画課技術監理室に改組
- 5 港湾法一部改正（廃棄物埋立護岸等の国庫負担率、補

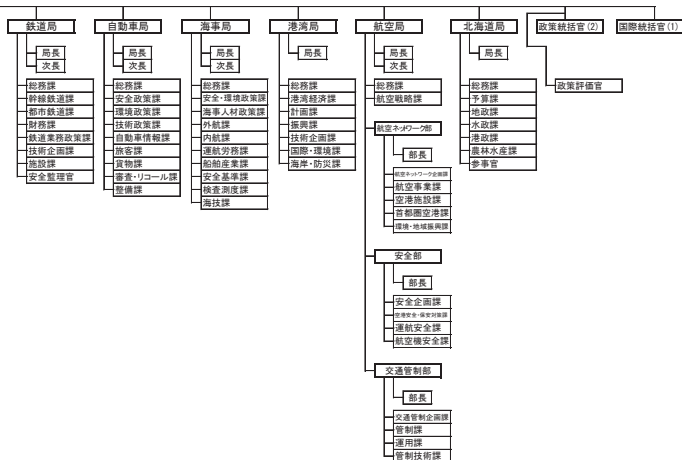
		助率かさ上げ)
平成19年	7	海洋基本法 施行
	12	大阪湾諸港の一開港化（港則法施行令等の改正）
20	3	川崎港東扇島基幹的広域防災拠点の整備完了
	4	東京港埠頭株式会社の指定
		海岸堤防等老朽化対策緊急事業の創設
		海岸環境整備事業制度の拡充
		交通政策審議会より「我が国産業の国際競争力強化等を図るための今後の港湾政策のあり方」を答申
	5	電子情報処理組織による税関手続きの特例等に関する法律の一部を改正する法律を制定
	6	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令の一部改正（港湾広域防災施設を対象施設に追加）
		港湾法一部改正（国土交通大臣による港湾広域防災施設の管理ほか）
	12	「港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に関する基本方針」を改正
21	3	交通政策審議会より「地球温暖化に起因する気候変動に対する港湾政策のあり方」を答申
	4	津波・高潮危機管理対策緊急事業の拡充
		技術企画課に港湾保全企画室を設置
		国際・環境課に港湾環境政策室を設置
22	3	「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則第五十四条第二項に掲げる措置の細目を定める告示」制度
	5	「排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律の概要」（低潮線保全法）制定
	6	低潮線保全法 施行
	8	国際コンテナ戦略港湾の選定
23	4	港湾法一部改正（港格の追加ほか）
		港湾経済課に港湾物流戦略室を設置
	5	国際バルク戦略港湾の選定

(2) 国土交通省全体組織図(平成23年7月1日現在) 〒100-8918 東京都千代田区



霞が関2-1-3 TEL. 03-5253-8111(代表)

(注)政令職以上の主要組織のみ示している。



(3) 国土交通省港湾局関係組織図

平成23年4月1日現在

【内部部局】



(注) 人数は予算定員 (平成24年3月31日現在) である。

※ うち二人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられる

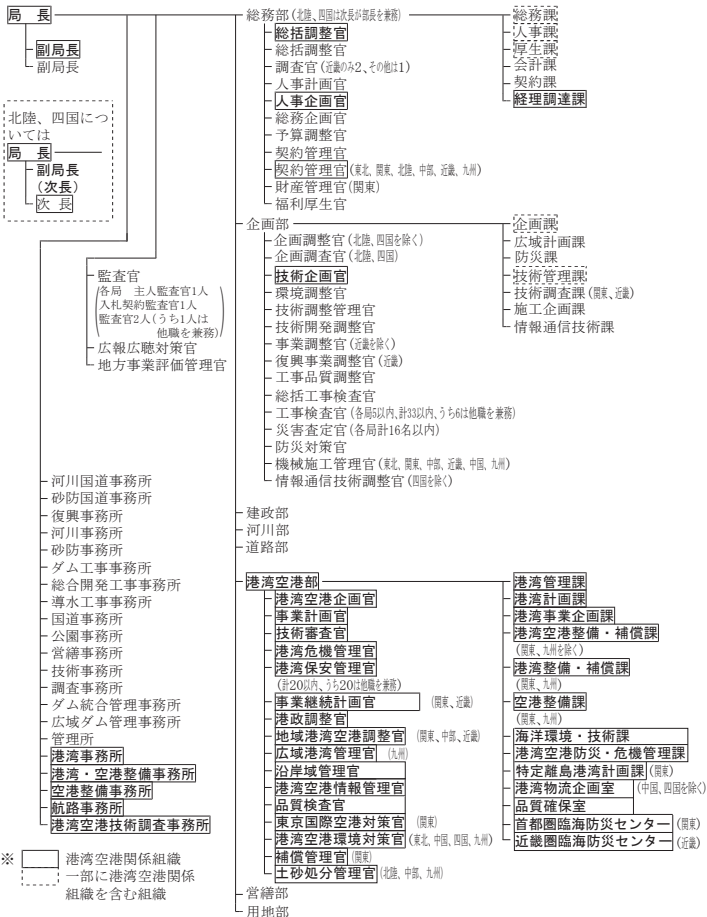
港湾空港関係事務所一覧 (53 箇所)

地方整備局	東北(仙台) (354人)	関東(横浜) (426人)	北陸(新潟) (316人)	中部(名古屋) (281人)	近畿(神戸) (276人)	中国(広島) (220人)	四国(高松) (235人)	九州(福岡) (572人)
港湾事務所 (22箇所)	青森、釜石、秋田、 酒田、小名浜	千葉、東京、 京浜	伏木富山、 敦賀	清水、名古屋、 三河、四日市	舞鶴、神戸、 和歌山	宇野、宇部		下関、苅田、 唐津、志布志
港湾・空港 整備事務所 (20箇所)	八戸、塩釜	鹿島	新潟、金 沢		大阪	境、広島、 宇部	小松島、高松 松山、高知	北九州、博多、長 崎、熊本、別府、 宮崎、鹿児島
空港整備事務所(1箇所)		東京						
航路事務所(2箇所)		東京湾口						関門
港湾空港技術調査事務所 (8箇所)	仙台	横浜	新潟	名古屋	神戸	広島	高松	下関

(注) 北海道及び沖縄を除く。人数は港湾空港関係の予算定員 (平成24年3月31日現在) である。

平成23年4月1日現在

【地方整備局】



国土交通省——北海道局——北海道開発局——港湾空港部——港湾計画課
 └ 港政課 └ 港湾建設課
 └ 港湾行政課
 └ 空 港 課

開発建設部——築港課等

〔函館、小樽
室蘭、釧路
帯広、網走
留萌、稚内〕

事務所等
(設置港等は下表のとおり)

●開発建設部の事務所等一覧(13か所)港湾関係のみ

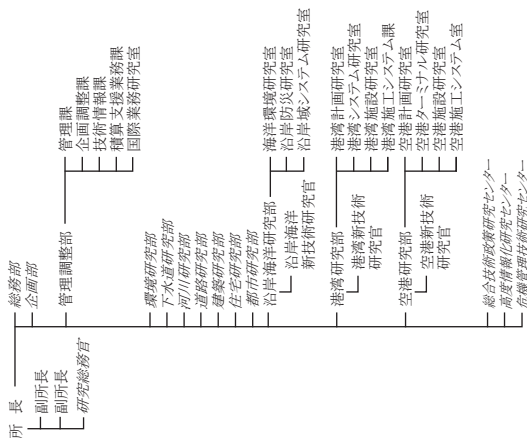
開発建設部	函 館	小 樽	室 蘭	釧 路	帯 広	網 走	留 萌	稚 内
港湾事務所	函館、江差	小樽	室蘭、苫小牧 浦河	釧路、根室		網走、紋別	留萌	稚内
築港対策官 (港湾事業所)					十勝			

【内閣府】〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1 TEL.03-5253-2111 (代表)

内閣府——沖繩振興局——参事官——事務所
 (本府) (振興第三担当)
 沖繩総合事務局——開発建設部——管理課
 (地方支分局) └ 港湾空港指導官 └ 港湾計画課
 └ 港湾空港情報管理官 └ 港湾空港建設課
 └ 港湾空港技術対策官 └ 空港整備課
 └ 港湾空港防災・危機管理課
 (那覇港湾・空港整備、平良港湾、石垣港湾)

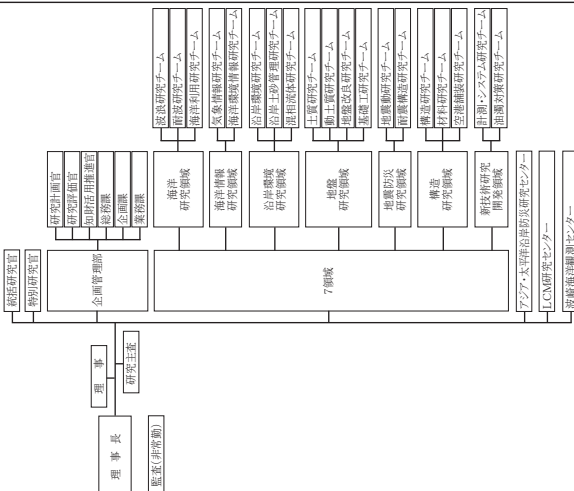
〒239-0826 神奈川県横須賀市長瀬3-1-1

【国土技術政策総合研究所】TEL 046-844-5006



※「斜字」は土木研究所、建築研究所由来の組織

【独立行政法人港湾空港技術研究所】TEL 046-844-5010



(4) 国土交通省港湾局関係地方局所在地一覧（平成23年4月現在）

名 称	〒	所 在 地	TEL	FAX
東北地方整備局	980-0013	仙台市青葉区花京院1-1-20 花京院スクエア	022-716-0001	022-716-0017
青森港湾事務所	030-0802	青森市本町3-6-34	017-775-1394	017-775-1396
八戸港湾・空港整備事務所	031-0071	八戸市沼館4-3-19	0178-22-9391	0178-45-7239
釜石港湾事務所	026-0011	釜石市港町2-7-27	0193-22-9111	0193-22-6636
塩釜港湾・空港整備事務所	985-0843	多賀城市明月1-4-6	022-362-6211	022-367-1259
秋田港湾事務所	011-0945	秋田市土崎港西1-1-49	018-847-2511	018-880-1021
酒田港湾事務所	998-0061	酒田市光ヶ丘5-20-17	0234-33-6311	0234-35-1220
小名浜港湾事務所	971-8101	いわき市小名浜字栄町65	0246-53-7100	0246-53-2939
仙台港湾空港技術調査事務所	983-0852	仙台市宮城野区榴岡5-1-35 ロイメント仙台	022-791-2111	022-292-5365
関東地方整備局	231-8436	横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎	045-211-7406	045-211-0203
鹿島港湾・空港整備事務所	314-0021	鹿嶋市大字栗生2254	0299-84-7711	0299-82-1673
千葉港湾事務所	260-0024	千葉市中央区中央港1-11-2	043-243-9172	043-243-1939
東京港湾事務所	136-0082	江東区新木場1-6-25	03-5534-1360	03-5534-1369
東京空港整備事務所	144-0041	大田区羽田空港3-3-1 国際空港第2庁舎	03-5757-2074	03-5756-4944
京浜港湾事務所	220-0012	横浜市西区みなとみらい6-3-7	045-226-3740	045-226-3724
東京湾口航路事務所	238-0005	横須賀市新港町13	046-828-8366	046-828-8367
横浜港湾空港技術調査事務所	221-0053	横浜市神奈川区橋本町2-1-4	045-461-3892	045-461-3898
北陸地方整備局	950-8801	新潟市中央区美咲町1-1-1	025-280-8760	025-370-6614
新潟港湾・空港整備事務所	951-8011	新潟市中央区入船町4-3778	025-222-6111	025-227-1344
伏木富山港湾事務所	930-0856	富山市牛島新町11-3	076-441-1901	076-443-1408
金沢港湾・空港整備事務所	920-0331	金沢市大野町4-2-1	076-267-2241	076-267-9019
敦賀港湾事務所	914-0065	敦賀市松栄町2-43	0770-22-2590	0770-21-8101
新潟港湾空港技術調査事務所	951-8011	新潟市中央区入船町4-3778	025-222-6115	025-227-1205
中部地方整備局	455-8545	名古屋市港区築地町2	052-651-6262	052-651-6267
名古屋港湾事務所	455-0045	名古屋市港区築地町2	052-651-6266	052-652-0303
三河港湾事務所	441-8075	豊橋市神野ふ頭町1-1	0532-32-3251	0532-32-5049
清水港湾事務所	424-0922	静岡市清水区日の出町7-2	0543-52-4146	0543-53-3072
四日市港湾事務所	510-0064	四日市市新正3-7-27	059-351-1357	059-359-0513
名古屋港湾空港技術調査事務所	457-0833	名古屋市南区東又兵衛町1-57-3	052-612-9981	052-612-9452
近畿地方整備局	650-0024	神戸市中央区海岸通29 神戸地方合同庁舎	078-391-7571	078-325-8287
神戸港湾事務所	651-0082	神戸市中央区小野浜町7-30	078-331-6701	078-325-5332
舞鶴港湾事務所	624-0946	舞鶴市字下福井910	0773-75-0844	0773-78-2010
大阪港湾・空港整備事務所(空港)	560-0036	豊中市蛸池西町3-371	06-6855-5581	06-6855-5583
(港湾)	552-0007	大阪市港区弁天1-2-1-1500	06-6574-8561	06-6577-2265
和歌山港湾事務所	640-8404	和歌山市湊薬種畑の坪1334	073-422-8186	073-435-2089
神戸港湾空港技術調査事務所	651-0082	神戸市中央区小野浜町7-30	078-331-0057	078-391-5680
中国地方整備局	730-0004	広島市中区東白島町14-15 NTTクレド白島ビル	082-511-3900	082-511-3910
広島港湾・空港整備事務所	734-0011	広島市南区宇品海岸3-10-28	082-254-6411	082-505-0107

(つづく)

名 称	〒	所 在 地	TEL	FAX
宇野港湾事務所	706-0002	玉野市築港1-1-3 産業振興ビル	0863-33-5006	0863-33-9010
境港湾・空港整備事務所	684-0034	境港市昭和町9	0859-42-3145	0859-47-0010
宇部港湾・空港整備事務所	759-0204	宇部市大字妻崎開作32-1	0836-45-2570	0836-45-2572
広島港湾空港技術調査事務所	730-0029	広島市中区三川町2-10 愛媛ビル	082-545-7015	082-545-7019
四国地方整備局	760-8554	高松市サンポート3-33	087-851-8061	087-811-8426
高松港湾・空港整備事務所	760-0011	高松市浜ノ町72-9	087-851-5522	087-826-1210
松山港湾・空港整備事務所	791-8058	松山市海岸通2426-1	089-951-0161	089-946-8010
小松島港湾・空港整備事務所	773-0001	小松島市小松島町字新港9-14	0885-32-3356	0885-35-0010
高知港湾・空港整備事務所	781-0113	高知市種崎874	088-847-3511	088-837-3001
高松港湾空港技術調査事務所	760-0017	高松市番町1-6-1 住友生命高松ビル	087-811-5660	087-811-5670
九州地方整備局	812-0013	福岡市博多区博多駅東2-10-7	092-418-3340	092-418-3031
下関港湾事務所	750-0066	下関市東大和町2-10-2	083-266-3291	083-261-1123
北九州港湾・空港整備事務所	801-0841	北九州市門司区西海岸1-4-40	093-321-4631	093-322-1007
博多港湾・空港整備事務所	810-0074	福岡市中央区大手門2-5-33	092-752-8600	092-726-2860
苅田港湾事務所	800-0315	京都郡苅田町港町28-2	093-436-0581	093-435-2005
唐津港湾事務所	847-0861	唐津市二夕子3-216-1	0955-72-3109	0955-74-1459
長崎港湾・空港整備事務所	850-0961	長崎市小ヶ倉町3-76-72	095-878-5175	095-834-5437
熊本港湾・空港整備事務所	861-4115	熊本市川尻2-8-61	096-357-0222	096-311-3203
別府港湾・空港整備事務所	874-0919	別府市石垣東10-3-15	0977-21-0171	0977-27-0082
宮崎港湾・空港整備事務所	880-0858	宮崎市港1-16	0985-25-5375	0985-20-3951
鹿児島港湾・空港整備事務所	892-0835	鹿児島市城南町23-1	099-223-3296	099-239-0409
志布志港湾事務所	899-7102	志布志市志布志町帖6617-182	099-472-3831	099-471-1060
関門航路事務所	802-0001	北九州市小倉北区浅野3-7-38	093-512-8091	093-512-8105
下関港湾空港技術調査事務所	750-0066	下関市東大和町2-29-1	083-268-1250	083-261-1317
北海道開発局	060-8511	札幌市北区北8条西2	011-709-2311	011-709-2147
札幌開発建設部	060-8506	札幌市中央区北2条西19	011-611-0111	011-621-3513
函館開発建設部	040-8501	函館市大川町1-27	0138-42-7111	0138-42-4054
小樽開発建設部	047-8555	小樽市潮見台1-15-5	0134-23-5214	0134-23-5292
室蘭開発建設部	051-8524	室蘭市入江町1-14	0143-25-7048	0143-22-8673
釧路開発建設部	085-8551	釧路市幸町10-3	0154-24-7326	0154-24-6873
帯広開発建設部	080-8585	帯広市西4条南8	0155-24-4104	0155-24-0127
網走開発建設部	093-8544	網走市新町2-6-1	0152-44-6625	0152-43-5876
留萌開発建設部	077-8501	留萌市寿町1-68	0164-42-4816	0164-43-1099
稚内開発建設部	097-8527	稚内市末広5-6-1	0162-33-1000	0162-33-1047
沖縄総合事務局	900-0006	那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎第2号館	098-866-1901	098-861-3654
那覇港湾・空港整備事務所	900-0001	那覇市港町2-6-11	098-867-3710	098-860-1389
平良港湾事務所	906-0012	宮古島市平良字西里7-21	0980-72-4673	0980-73-8806
石垣港湾事務所	907-0012	石垣市美崎町1-10	0980-82-4740	0980-82-8142

(5) 港湾関係公益法人等所在地一覧(平成23年7月現在)(地域所在別アイウ順)

名 称	所 在 地	TEL	代 表 者
		FAX	
(社) 寒地港湾技術研究センター	〒001-0011 札幌市北区北11条西2-10-4 セントラル北ビル5F	011-747-1688 011-747-0146	会 長 土岐洋介
(財) 室蘭市フェリー埠頭公社	〒051-0022 室蘭市海岸町1-20-30 室蘭市港湾部内	0143-22-3399 0143-22-3394	理事長 寺島孝征
(財) 青森県フェリー埠頭公社	〒038-0002 青森市沖館2-11-1	017-781-7131 017-781-7132	理事長 渡邊正志
(財) 宮城県フェリー埠頭公社	〒983-0001 仙台市宮城野区港3-7-1	022-254-3001 022-254-3003	理事長 神山一志
(財) 民間都市開発推進機構(共管)	〒135-6008 江東区豊洲3-3-3 豊洲センタービル8F	03-5546-0781 03-5546-0796	会 長 荒木 浩
(社) 底質浄化協会(共管)	〒104-0041 中央区新富1-12-7 新富H・Jビル7F	03-3555-1641 03-3555-1415	会 長 陣内孝雄
一般社団法人 日本貨物検査協会	〒104-0045 中央区築地1丁目10-3	03-3543-3212 03-3542-0409	代表理事 事会長 石幡邦雄
(財) 日本穀物検定協会	〒103-0026 中央区日本橋兜町15-6 製粉会館	03-3668-0911 03-3668-0058	会 長 山本 徹
(社) 日本海上起重技術協会	〒103-0002 中央区日本橋馬喰町1-3-8 ユースビル8F	03-5640-2941 03-5640-0903	会 長 寄神茂之
(社) 海洋調査協会(共管)	〒103-0023 中央区日本橋本町2-8-6 日本橋ビル3F	03-5640-0373 03-5640-0375	会 長 川嶋康宏
(社) 日本海事検定協会	〒104-0032 中央区八丁堀1-9-7 海事ビル	03-3552-1241 03-3552-1260	会 長 鬼塚雄介
(社) 日本土木工業協会(共管)	〒104-0032 中央区八丁堀2-5-1 東京建設会館6F	03-3552-3201 03-3552-3206	会 長 中村満義
(社) 日本作業船協会	〒104-0028 中央区八重洲2-9-7 石興ビル5F	03-3271-5618 03-3281-2975	会 長 武井俊文
(財) 港湾空港建設技術サービスセンター	〒100-0013 千代田区麩ヶ関3-3-1 尚友会館3F	03-3503-2081 03-5512-7515	会 長 西川和行
(社) 日本マリナー・ビーチ協会	〒102-0083 千代田区麹町4-5 海事センタービル2F	03-3222-3734 03-3222-3730	会 長 松尾道彦
(財) 沿岸技術研究センター	〒102-0092 千代田区亀町3-16 住友半蔵門ビル6F	03-3234-5861 03-3234-5877	理事長 小原恒平
国際港湾交流協力会	〒107-0052 港区赤坂1-9-20 第16興和ビル北館3F	03-5570-4315 03-5570-4316	会 長 西田幸男
(財) 国際臨海開発研究センター	〒107-0052 港区赤坂1-9-20 第16興和ビル北館3F	03-5570-5931 03-5570-5932	会 長 阿南惟茂
(社) 日本埋立浚渫協会	〒107-0052 港区赤坂3-3-5 住友生命山王ビル8階	03-5549-7468 03-3588-7439	会 長 村重芳雄
(社) 日本港湾協会	〒107-0052 港区赤坂3-3-5 住友生命山王ビル8階	03-5549-9575 03-5549-9576	会 長 三村明夫

名 称	所 在 地	TEL	代 表 者
		FAX	
(財)国際港湾協会協力財団	〒105-0022 港区海岸1-16-1 ニューピア竹芝サウスタワー 7F	03-5403-2770 03-5403-7651	会 長 染谷昭夫
一般社団法人 全日検	〒108-0022 港区海岸3-1-8 ポートビル芝浦	03-5765-2113 03-5440-3396	代表理 事会長 藤本嘉和
港湾貨物運送事業労働災害防止協会	〒108-0014 港区芝5-35-1 産業安全会館6F	03-3452-7201 03-3452-7205	会 長 藤本幸夫
(社)ウォーターフロント開発協会	〒108-0023 港区芝浦3-11-9 武藤ビル3F	03-3453-4191 03-3453-0252	会 長 川崎裕康
(社)日本潜水協会	〒105-0004 港区新橋6-3-5 亀山ビル8F	03-5425-1033 03-5425-1034	会 長 鉄 芳松
(社)日本港湾福利厚生協会	〒105-0004 港区新橋6-11-10 港運会館2F	03-3432-5901 03-3432-5519	会 長 田村和男
(社)日本港運協会	〒105-8666 港区新橋6-11-10 港運会館3～4F	03-3432-1050 03-3432-5900	会 長 久保昌三
(財)港湾労働安定協会	〒105-0004 港区新橋6-11-10 港運会館5F	03-5473-4361 03-5473-4372	会 長 中谷庄八
(財)港湾近代化促進協議会	〒105-0004 港区新橋6-11-10 港運会館6F	03-3432-0353 03-3432-0709	会 長 安富正文
(財)新日本検定協会	〒108-0074 港区高輪3-25-23	03-3449-2611 03-3449-2636	会 長 石田隆丸
(財)港湾空間高度化環境研究センター	〒105-0001 港区虎ノ門3-1-10 第2虎の門電気ビルディング3・4F	03-5408-8291 03-5408-8741	理事長 大村哲夫
(社)港湾荷役機械システム協会	〒105-0003 港区西新橋2-17-2 CIC虎ノ門ビル4F	03-5472-4791 03-5472-4790	会 長 櫻井 眞
(社)日本港湾タグ事業協会	〒231-0023 横浜市中区山下町1 シルクセンタービルM207	045-641-3552 045-641-3532	会 長 小野耕一
(財)横浜港埠頭公社	〒231-0023 横浜市中区山下町2 産業貿易センタービル	045-671-7291 045-671-7289	理事長 金田孝之
(財)名古屋港埠頭公社	〒455-0847 名古屋港区空見町40 旅客ターミナル	052-398-1033 052-398-1035	理事長 山田孝嗣
(社)日本油料検定協会	〒658-0044 神戸市東灘区御影塚町1-2-15	078-841-4990 078-841-5114	会長 山川廣之介

8. 港湾関係日本一・世界一

項目は多少幅広く掲載してあります。

世界一（世界初）

世界一深いところにある防波堤	釜石港湾口防波堤	-63m
世界一の石油備蓄基地	喜入港（鹿児島県）	735万k1
世界初の洋上石油備蓄基地	青方港（長崎県）	昭和63年9月完成
世界初の海上空港	長崎空港（長崎県）	昭和50年完成
海底道路トンネル世界一	東京湾アクアトンネル(神奈川県・千葉県)	上り／下り：9,541m／9,547m

港湾設備

日本一深いところでの捨て石均し機	釜石港（岩手県）	-32m
日本一天端の高い防波堤	稚内港北地区北防波堤（北海道）	+13.8m（ドーム）
日本一長い防波堤	茨城港常陸那珂港区東防波堤（茨城県）	5,130m（H21.3現在）
日本一長い高潮防波堤	名古屋港港湾区域内（愛知県）	7,593m
日本一大きなケーソン	釜石港湾口防波堤（岩手県）	重量16,000t、長さ30m、底面幅30m、上面幅16m、高さ30m
日本一幅の広い栈橋	東京港大井コンテナ埠頭（東京都）	幅105m（長さ1,144m、水深15m）
日本一長い連続直線バース	東京港大井埠頭（東京都）	延長2,354m
日本一水深の深いコンテナバース	横浜港南本牧ふ頭（神奈川県）	-16m
日本一標高の高い港湾	翁島港、湖南港（福島県）	標高514.0m

その他の関連施設

日本一天端の高い防波堤	安芸漁港東防波堤（高知県）	+16.0m
日本一高い海浜タワー	福岡タワー（福岡県）	234m
日本一高い歩道橋	木更津港吾妻地区中の島大橋（千葉県）	高さ27.125m（長さ236m、幅4.5m）
日本一幅広い歩道橋	東京港臨海副都心夢の大橋（東京都）	幅60m（長さ360m）
臨海部における風力発電日本一	田原臨海風力発電所（愛知県）	22,000kw
日本一長い中央径間のPCラーメン箱桁橋	境港江島大橋	中央径間：250m

施工

コンテナ岸壁急速施工日本一	神戸港（六甲アイランド・兵庫県）	6ヶ月（岸壁（-14m）仮設栈橋）
ケーソン年間製作函数日本一	神戸港（兵庫県）	214函（平成7年度；災害含む）
ケーソン年間据付函数日本一	神戸港（兵庫県）	225函（平成7年度；災害含む）

機能

総貿易額日本一	名古屋港（愛知県）	12,710,310百万円(平成22年)
自動車輸入台数日本一	三河港（愛知県）	86,416台（平成22年）
自動車輸入金額日本一	三河港（愛知県）	214,951百万円(平成22年)
自動車輸出台数日本一	名古屋港（愛知県）	1,102,359台(平成22年)
自動車輸出金額日本一	名古屋港（愛知県）	2,021,831百万円(平成22年)
船舶乗降人員数日本一	鹿児島港（鹿児島県）	6,812,952人(平成19年)
外国航路乗客数	博多港（福岡県）	63.7万(平成21年)速報値
外航フェリー乗客数	下関港（山口県）	106,073人(平成21年)速報値
対離島航路数日本一	石垣港（沖縄県）	14航路
日本最大(収容隻数)のマリーナ	横浜ベイサイドマリーナ(神奈川県)	1,496隻
鉄鉱石輸入日本一	福山港（広島県）	1,308万t（平成21年）
非金属鉱物輸出日本一	水島港（岡山県）	113万t（平成21年）

その他

日本一の侵食海岸	新潟港西海岸（新潟県）	明治以来350mの侵食
日本一長い人工海浜	千葉港（千葉県）	延長約4,920m(稲毛1,200m、 検見川1,300m、幕張2,420m)
日本一強い台風と遭遇した港	平良港（沖縄県）	最大瞬間風速85.3m/s (S41年9月、台風6618号)
日本一透明度の高い重要港湾	平良港（沖縄県）	透明度20m以上

歴史

日本最古の築港遺跡	和賀江島(神奈川県鎌倉市)	鎌倉時代に勧進聖人往阿弥陀仏が、時の執権北条泰時の協力を得て築いたと言われている。
日本で最初の近代的築港事業	宮城県東松島市 野蒜（鳴瀬川河口）	明治11年明治政府による。
日本初のコンテナ埠頭	神戸港摩耶埠頭(兵庫県)	昭和42年
世界初のアーチ形旋回式浮体橋	夢舞大橋	橋長約878m(浮体部分 約410m)

9. 度量衡換算早見表

長					ち					広					ち				
	メートル	フィート	ヤード	マイル	海里		平方メートル	アール	ヘクタール	平方キロメートル		平方メートル	アール	ヘクタール	平方キロメートル				
メートル	1	3.28084	1.09361	0.00062	0.00054	平方メートル	1	0.01	0.0001	0.000001	平方メートル	10,000	100	1	0.01				
フィート	0.30479	1	0.33333	0.00019	0.00016	アール	100	1	0.01	0.0001	ヘクタール	1,000,000	10,000	100	1				
ヤード	0.91438	3	1	0.00057	0.00049	ヘクタール	10,000	100	1	0.01	平方キロメートル	1,000,000	10,000	100	1				
マイル	1,609	5,280	1,760	1	0.87090	平方キロメートル	1,000,000	10,000	100	0.0001									
海里	1,852	6,076	2,025	1.15009	1														

容					積					重					ち				
	立方メートル	立方フィート	ガロン(英)	ガロン(米)	バレル		キログラム	ポンド	ロングトン(英トン)	ショートトン(米トン)		キログラム	ポンド	ロングトン(英トン)	ショートトン(米トン)				
立方メートル	1	35.3147	219.969	263.095	11,095	キログラム	1	2.20462	0.00098	0.0011	キログラム	1	2.20462	0.00098	0.0011				
立方フィート	0.02832	1	6.22883	7.45	5.63758	ポンド	0.45359	1	0.00045	0.0005	ポンド	0.45359	1	0.00045	0.0005				
ガロン(英)	0.00455	0.16054	1	1.20095	34.9723	ロングトン(英トン)	1,016	2,240	1	1.12	ロングトン(英トン)	1,016	2,240	1	1.12				
ガロン(米)	0.00380	0.13368	0.83270	1	0.02381	ショートトン(米トン)	907.185	2,000	0.89286	1	ショートトン(米トン)	907.185	2,000	0.89286	1				
バレル	0.00009	314.183	50.4383	42	1														

10. イメージ・スケール

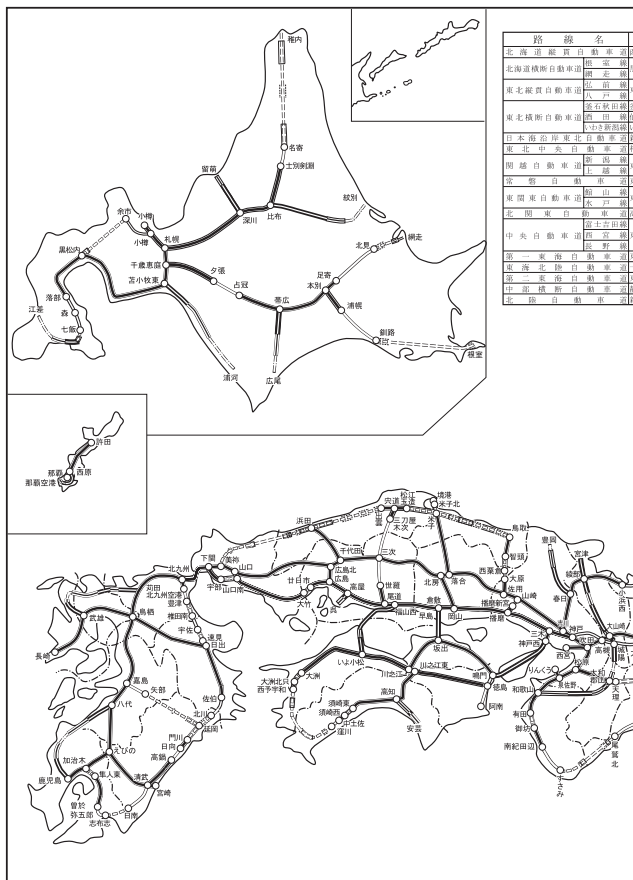
●距離	東京からの距離	帯別都市	100km圏	前橋、宇都宮、沼津	300km圏	仙台、新潟、名古屋
			500km圏	盛岡、大阪	1,000km圏	札幌、福岡、鹿児島
			2,000km圏	ソウル、台湾、上海	3,000km圏	北京、香港、マニラ
			10,000km圏	ニューヨーク、ロンドン		
	海外諸港との距離(海里)	ロサンゼルス港	基隆港	香港港	シンガポール港	
	・東京湾口	4,813	1,123	1,567	2,890	
	・伊勢湾口	4,937	997	1,451	2,797	
	・紀伊水道南口	5,066	874	1,328	2,674	
	・豊後水道南口	…	742	1,196	2,557	
	・関門海峡西口	…	747	1,175	2,536	
●長さ	ジャンボジェット機 (B747-400)	全長70.7m	ひかり号 (16両編成)	400m		
	客船(飛鳥Ⅱ)	全長241m	コンテナ船(加賀)	288m	タンカー(日精丸)	379m
	プラットホーム(京都駅1番線)	564m	滑走路(成田空港A)	滑走路	4,000m	
	岸壁(東京港大井埠頭)	2,354m	(日本最長)	青函トンネル	53.9km	
●面積	東京ドーム	約4.7ha	東京ディズニーランド	51ha	関西国際空港(1期空港島)	約510ha
	六甲アイランド	580ha	山手線内	6,300ha	琵琶湖	6.7万ha
	東京湾	11.6万ha	岡山県	70.9万ha	四国	188万ha
			20フィートコンテナ	(6.058×2.438×2.59m)	畳8畳分	相当)
●容積	霞ヶ関ビル	約50万m ³	東京ドーム	124万m ³	タンカー(日精丸)	24万m ³
●高さ	横浜ランドマークタワー	296m	東京タワー	333m	東京都庁舎	243m
	釜石港湾口防波堤ケーソン	30m	(10階建ビルに相当)			
●速さ	ジャンボジェット機 (B747-400巡航速度)	910km/h	客船(飛鳥)	21ノット (39km/h)		
	ジェットフォイル(ビートル)	45ノット (83km/h)	フェリー(ニューあかしあ)	21.8ノット (40km/h)		
	コンテナ船(加賀)	23ノット (43km/h)				
●事業費	東京ディズニーランド	約1,800億円	瀬戸大橋	約1兆1,000億円		
	名目	国内総生産(2009年度)	471兆円			
	国家予算(2011年度当初)	約92兆円				
	公共事業関係費	約5.0兆円	港湾整備事業費	約2,100億円	道路局関係事業費	約1兆4,500億円
	河川局関係事業費	約7,100億円	空港整備事業費	約480億円	社会資本整備総合交付金	2兆2,000億円
●岸壁諸元	貨物船	30,000DW対応	水深12.0m	延長240m		
	旅客船	70,000GT対応	水深9.0m	延長340m		
	コンテナ船	60,000DW対応	水深15.0m	延長350m		

11. 港湾調査に用いる品種分類表

大分類	中分類	内容例示
農水産品	麦	大麦、裸麦、小麦、えん麦、ライ麦、精麦
	米	もみ、玄米、精米
	とうもろこし	とうもろこし
	豆類	大豆、小豆、えんどう
	その他雑穀	あわ、ひえ
	野菜・果物	甘しょ、馬鈴しょ、大根、キャベツ、きのこ、りんご、くり
	綿花	綿花、コットンリンター
	その他農産品	大麻、砂糖きび、コーヒー豆、花き、種子
	羊毛	羊毛
	その他畜産品	鳥獣類、鳥獣肉、未加工乳、鶏卵、動物性粗繊維
林産品	水産物	魚介類（生鮮、冷凍、塩蔵、乾燥）
	原木	製材用丸太、足場用材、銘木原木
	製材	板類、床板、杭
	樹脂類	生ゴム、天然樹脂、ラテックス
	木材チップ	木材チップ、木くず
	その他林産品	果樹、樹木の根、枝、竹
鉱産品	薪炭	しばまき、そだ、木炭、黒炭、たどん、おがライト
	石炭	無煙炭、せん石、原料炭、一般炭、亜炭、泥炭
	鉄鉱石	鉄鉱石、砂鉄鉱
	金属鉱	マンガン鉱、クロム鉱、タングステン鉱、ニッケル鉱
	砂利・砂	砂利、碎石、軽量骨材、河砂、浜砂
	石材	花こう岩、大理石、玉石、灯ろう、石碑
	原油	原油
	りん鉱石	りん鉱石、グアノ、りん酸カリウム
	石灰石	石灰石（大理石を除く）
金属機械工業品	原塩	岩塩、天日塩、にがり、かん水
	非金属鉱物	石こう、けい砂、ドロマイト、水晶、ダイヤモンド、ウラン鉱
	鉄鋼	銑鉄、原鉄、鋳鉄品、粗鋼
	鋼材	形鋼、棒鋼、鋼板、帯鋼、鋼管
	非鉄金属	銅、鉛、亜鉛、すず、ニッケル、銅線、電力ケーブル
	金属製品	鉄骨、鉄塔、サッシ、ボルト、金網
	鉄道車両	機関車、電車、客車
	完成自動車	乗用自動車、乗合自動車、貨物自動車
	その他輸送車両	動力付運搬機、フォークリフト
	二輪自動車	オートバイ、モータ・スクータ、二輪車用側車
	自動車部品	ガソリン機関、自動車車体、自動車用部品
	その他輸送機械	自転車、リヤカー、そり、船舶、飛行機
	産業機械	エレベーター、破碎機、堀削機、農業用機械
	電気機械	変圧器、配電盤、電動工具、半導体
	測量・光学・医療用機械	測量機、計量器、望遠鏡、カメラ
	事務用機器	電子卓上計算機、複写機、ワードプロセッサ
	その他機械	自動販売機、消化装置、温水平房装置

大分類	中分類	内容例示
化学工業品	陶磁器	食器、タオル
	セメント	ポルトランドセメント、シリカセメント、高炉セメント
	ガラス類	板ガラス、ガラス製品、光ファイバー
	窯業品	れんが、コンクリート製品
	重油	A重油、B重油、C重油
	石油製品	ガソリン、ナフサ、灯油、軽油、潤滑油
	LNG（液化天然ガス）	液化天然ガス
	LPG（液化石油ガス）	液化プロパンガス、液化ブタン
	その他石油製品	絶縁油、グリース、ワセリン
	コークス	コークス、半成コークス
	石炭製品	練炭、豆炭
	化学薬品	硫酸、塩酸、苛性ソーダ、アンモニア、アセチレンガス
	化学肥料	硫酸アンモニウム、尿素、硫酸カリウム、化成肥料
	染料・塗料・合成樹脂・ その他化学工業品	合成染料、有機顔料、ラッカー、合成ゴム、医薬品、火薬、 接着剤、農薬
軽工業品	紙・パルプ	クラフトパルプ、筆記用紙、壁紙
	糸及び紡績半製品	紡績糸、生糸、絹糸
	その他繊維工業品	織物、不織布、ひも
	砂糖	粗糖、氷砂糖、水あめ、ぶどう糖
	製造食品	ハム、牛乳、かまぼこ、茶、菓子、調理冷凍食品
	飲料	清涼飲料、ビール、清酒
	水	飲料水、氷、雪
	たばこ	紙巻たばこ、葉巻たばこ
	その他食料工業品	食塩、化学調味料
雑工業品	がん具	がん具
	衣服・身廻品・はきもの	衣服、寝具、かばん、靴
	文房具・運動娯楽用品・楽器	雑誌、事務用品、娯楽用品、運動競技用品、 CD、楽器
	家具装備品	たんす、美術品
	その他日用品	ろうそく、ヘアブラシ、ハンガー
	ゴム製品	ゴムタイヤ、再生ゴム、ゴムバンド
	木製品（他に分類されないもの）	合板、障子、建築用ユニット
	その他製造工業品	眼鏡、農機具、漁具
特殊品	金属くず	鉄くず、鋼くず
	再利用資材	古紙、紡績ウエスト、プラスチックスクラップ
	動植物性製造飼肥料	骨粉、大豆油かす
	廃棄物	じんかい、ふん尿
	廃土砂	廃土砂、残土
	輸送用容器	ドラムかん、貯蔵タンク
	取合せ品	引越荷物、郵便物、小荷物
分類不能のもの	分類不能のもの	

12. 高規格幹線道路網図



13. 空港分布図

種 別	供 用	滑 走 路 長 2,000 m 以上	未 供 用
A 拠 点 空 港	28	28	0
① 会 社 管 理 空 港 ■	3	3	0
② 国 管 理 空 港 ●	20	20	0
③ 特 定 地 方 管 理 空 港 ○	5	5	0
B 地 方 管 理 空 港 ▲	54	29	1
C そ の 他 の 空 港 ★	9	1	0
D 共 用 空 港 ☆	7	6	1
合 計	98	64	2

A 「拠点空港」とは、次の①～③に掲げる空港をいう。（空港法（昭和31年法律第80号。以下「法」という。）第4条第1項）

①「会社管理空港」とは、会社が設置し、及び管理する空港をいう。

②「国管理空港」とは、国が設置し、及び管理する空港をいう。

③「特定地方管理空港」とは、国が設置し、地方公共団体が管理する空港をいう。

B 「地方管理空港」とは、地方公共団体が設置し、及び管理する空港をいう。（法第5条第1項）

C 「その他の空港」とは、空港（法第2条）のうち、「拠点空港」、「地方管理空港」及び

「公共用ヘリポート」を除く空港をいう。

D 「共用空港」とは、自衛隊等が設置し、及び管理する飛行場をいう。（法附則第2条第1項）

（注）

*1 札文空港は、平成21年4月9日から平成27年3月31日まで供用を休止。

・公共用ヘリポートは除く

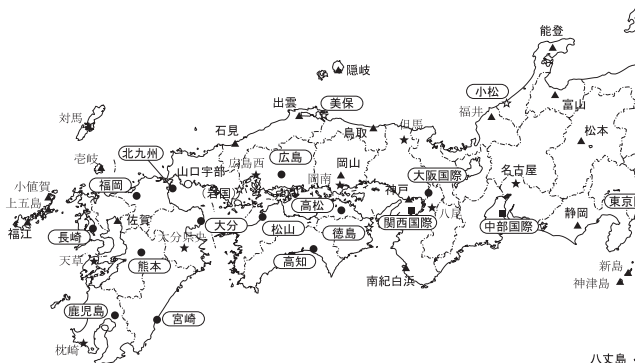
・図中の○印は供用中の会社管理空港、国管理空港及び共用空港を示す。

・図中の()印は現在整備中であることを示す。

・空港名がゴシック体となっている空港は、滑走路長が2,000m以上であることを示す。

空 港 分

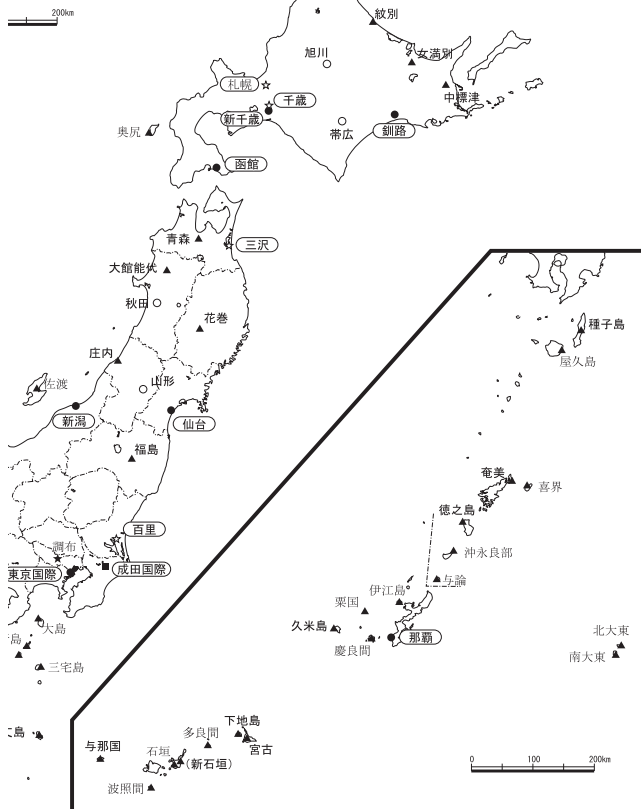
平成



八丈島

布 圖

平成23年2月1日現在



2011年版 数字でみる港湾

2011年7月18日

定価1000円(税込み)

監 修 国 土 交 通 省 港 湾 局

発行所 社団法人 日 本 港 湾 協 会

<http://www.phaj.or.jp>

郵便番号〒107-0052

東京都港区赤坂3-3-5住友生命山王ビル8F

電 話 (03) 5549-9575

FAX (03) 5549-9576

印刷 ニッセイエブロ株式会社